

"アイヌ民族" 否定論作法

— "アイヌ" 学入門 —

宮下英明 著

Ver. 2020-08-26

(作業途中版)

「作法」次第

- 1 「アイヌ」を講ずる
- 2 「アイヌの終焉」を講ずる
- 3 「アイヌ系統者」を講ずる
- 4 「"アイヌ" ("アイヌ" 自称者)」を講ずる
- 5 「"アイヌ民族" イデオロギー」を講ずる
- 6 「"アイヌ" 運動」を講ずる
- 7 「アイヌ学者の終焉」を講ずる
- 8 「アイヌ利権」を講ずる
- 9 「ヘイト」を講ずる
- 10 「"アイヌ民族" 否定の形式」を講ずる

"アイヌ民族" 否定論作法

— "アイヌ" 学入門 —

本書について

本書は、

<http://m-ac.jp/>

のサイトで書き下ろしている『"アイヌ民族" 否定論作法 — "アイヌ" 学入門』を PDF 文書の形に改めたものです。

文中の青色文字列は、ウェブページへのリンクであることを示しています。

目次

0 導入	xx
0.1 はじめに	xx
0.2 「アイヌ」の勉強	xx
1 「アイヌ」を講ずる	xx
1.0 要旨	xx
1.1 「アイヌ」の定義——定義方法論	xx
1.1.0 要旨	xx
1.1.1 カテゴリー「アイヌ」の落とし所	xx
1.1.2 「アイヌ文化期」	xx
1.2 「アイヌ」と「和人」	xx
1.2.0 要旨	xx
1.2.1 鉄器農耕と石器漁猟採集の界面文化	xx
1.2.2 「アイヌ」は、「和人」が必要条件	xx
1.3 アイヌ通史	xx
1.3.0 要旨	xx
1.3.1 アイヌ通史 / 高倉新一郎	xx
1.3.2 <系の遷移>の視点からの通史	xx
2 「アイヌの終焉」を講ずる	xx
2.0 要旨	xx
2.1 <対露列強 - 国防>課題の浮上	xx
2.1.0 要旨	xx
2.1.1 ロシアの蝦夷進出——領土拡大狙い	xx
2.1.2 列強の開国要求——植民地狙い	xx
2.1.3 方針：「<蝦夷地=領土>の防衛」	xx
2.1.4 具体策：「蝦夷地入植」	xx
2.1.5 蝦夷地防衛政策でのアイヌの位置づけ	xx
2.2 アイヌ漁猟採集生活の終焉	xx
2.2.0 要旨	xx
2.2.1 和人入植による漁猟採集生活の崩潰	xx
2.2.2 同化施策による漁猟採集生活の絶命	xx
2.3 勸農政策	xx
2.3.0 要旨	xx
2.3.1 土地の下付	xx
2.3.2 『旧土人保護法』(1899)	xx
2.3.3 「旧土人」呼称	xx
2.4 教育政策	xx
2.4.0 要旨	xx
2.4.1 『旧土人児童教育規程』(1901)	xx
2.5 適応・不適応	xx
2.5.0 要旨	xx
2.5.1 移植・絶命	xx

2.5.2 自営農に不適応——惰性の法則	xx
2.5.3 個体差	xx
2.5.4 不適応を択る	xx
2.5.5 「救済」	xx
2.5.6 窮民化	xx
2.6 アイヌの終焉	xx
2.6.0 要旨	xx
2.6.1 アイヌ最後の時期と形態	xx
2.6.2 「終焉」の述べ方	xx
3 「アイヌ系統者」を講ずる	xx
3.0 要旨	xx
3.1 「系統」の構造	xx
3.1.0 要旨	xx
3.1.1 先祖溯行の構造	xx
3.1.2 「共通の先祖」	xx
3.1.3 「族」	xx
3.2 アイヌ系統者	xx
3.2.0 要旨	xx
3.2.1 「アイヌ系統者」の定義	xx
3.2.2 「アイヌ系統者の先祖」のカテゴリーは立たない	xx
3.2.3 アイヌ系統者の人口	xx
3.3 「先住」概念の無効	xx
3.3.0 要旨	xx
3.3.1 <先住者>なるものは存在しない——系遷移	xx
3.3.2 自然は個に属さない	xx
4 「アイヌ」(「アイヌ」自称者)を講ずる	xx
4.0 要旨	xx
4.1 "アイヌ"	xx
4.1.0 要旨	xx
4.1.1 カテゴリー「アイヌ」	xx
4.1.2 "アイヌ"の多様性	xx
4.2 同化政策の反照である"アイヌ"	xx
4.2.0 要旨	xx
4.2.1 喪失感	xx
4.2.2 同化が<正しい>になることへの抵抗感	xx
4.3 「アイヌ蔑視 / 虐待」の反照である"アイヌ"	xx
4.3.0 要旨	xx
4.3.1 ルサンチマン	xx
4.4 アイヌ美化	xx
4.4.0 要旨	xx
4.4.1 「天真爛漫、稚児の様」	xx
4.4.2 「のんびりと楽しく生活」	xx
4.4.3 「人と人とが殺し合うことなく」	xx
4.5 観光"アイヌ"	xx

4.5.0 要旨	xx
4.6 エリート "アイヌ"	xx
4.6.0 要旨	xx
4.6.1 インテリ "アイヌ"	xx
4.6.2 同族差別	xx
4.6.3 観光 "アイヌ" 批判	xx
5 「"アイヌ民族" イデオロギー」を講ずる	xx
5.0 要旨	xx
5.1 "アイヌ民族" 捏造	xx
5.1.0 要旨	xx
5.1.1 "アイヌ民族" の語の機能	xx
5.1.2 アイヌ法勉強会で "アイヌ民族" 誕生	xx
5.2 「解放」イデオロギー	xx
5.2.0 要旨	xx
5.2.1 1970年代「解放」運動ブーム	xx
5.2.2 「解放」イデオロギーの論理	xx
5.2.3 ブームの理由：素地不問	xx
5.2.4 幼児性——マンガ思考	xx
5.2.5 アイヌ解放同盟のテーゼ (1972)	xx
5.3 悪者論	xx
5.3.0 要旨	xx
5.3.1 善悪二元論	xx
5.3.2 悪者論 対 システム論	xx
5.3.3 思考停止	xx
5.4 「北海道アイヌ中国訪問団」(1974)	xx
5.4.0 要旨	xx
5.4.1 「訪問団」実現経緯	xx
5.4.2 中国賛美——〈白黒〉思考回路	xx
5.4.3 憎悪の解放	xx
5.4.4 毛沢東文革中国の位相	xx
5.4.5 「制度・政権のせい」思考回路	xx
5.4.6 教訓：「商品経済」の視座の必要	xx
5.5 備考：中国の「民族政策」の実際	xx
5.5.0 要旨	xx
5.5.1 民族問題＝領土問題	xx
5.5.2 中国版「屯田兵・和人入植」	xx
5.5.3 反対と粛清	xx
5.5.4 同化	xx
5.6 同族憎悪	xx
5.6.0 要旨	xx
5.7 民族派「アイヌ観光」	xx
5.7.0 要旨	xx
5.7.1 独善	xx
6 「"アイヌ" 運動」を講ずる	xx

6.0 要旨	xx
6.1 用語「旧土人」を差別語に仕立てる	xx
6.1.0 要旨	xx
6.1.1 曲解	xx
6.2 ことば狩り・表現狩り	xx
6.2.0 要旨	xx
6.2.1 《自分が「アイヌ」をやる分にはよい》	xx
6.3 言論・思想狩り	xx
6.3.0 要旨	xx
6.3.1 『アイヌ民族誌』/ 更科源蔵	xx
6.3.2 『アイヌ史資料集』/ 河野本道	xx
6.3.3 平凡社百科事典「アイヌ」/ 知里真志保	xx
6.4 摘発・弾劾	xx
6.4.0 要旨	xx
6.4.1 摘発・弾劾システム	xx
6.4.2 "アイヌ差別" 事件警察	xx
6.4.3 土下座・講師採用	xx
6.5 脅す	xx
6.5.0 要旨	xx
6.5.1 結城庄司・太田竜・新谷行の宣言	xx
6.6 「アイヌの土地を返せ」	xx
6.6.0 要旨	xx
6.6.1 「御料牧場」返還運動	xx
6.6.2 貝沢正・萱野茂 / 二風谷の場合	xx
6.6.3 「アイヌモシリ」	xx
7 「アイヌ学者の終焉」を講ずる	xx
7.0 要旨	xx
7.1 学会攻撃	xx
7.1.0 要旨	xx
7.1.1 「第26回人類学会民族学会連合大会」への攻撃	xx
7.1.2 日本民族学会会長祖父江孝男の「わび状」	xx
7.1.3 「アイヌ民族肖像権裁判」	xx
7.1.4 日本民族学会「見解」	xx
7.2 河野本道攻撃	xx
7.2.0 要旨	xx
7.2.1 河野本道の転向——"アイヌ民族" 否定	xx
7.2.2 『アイヌ史資料集』訴訟	xx
7.3 平凡社世界大百科「アイヌ」記述攻撃	xx
7.3.0 要旨	xx
7.3.1 1955年初版の「アイヌ」/ 知里真志保	xx
7.3.2 2007年改訂新版の「アイヌ」/ 児島恭子	xx
7.4 アイヌ学終焉後「アイヌ学者」	xx
7.4.0 要旨	xx
7.4.1 "アイヌ民族" 派独占構造	xx

7.4.2	<国家 - アイヌ差別> 連関	xx
7.4.3	「アイヌ学者」の学術レベル	xx
7.4.4	「アイヌ抵抗史」	xx
7.5	<学術 / 学者> と <学術 / 学者もどき> の違い	xx
7.5.0	要旨	xx
7.5.1	"アイヌ民族" 印	xx
7.5.2	<法則探求> 対 <遺物採集>	xx
8	「アイヌ利権」を講ずる	xx
8.0	要旨	xx
8.1	「アイヌ利権」—— "アイヌ民族" の回収	xx
8.1.0	要旨	xx
8.2	「アイヌ観光」—— 白老の場合	xx
8.2.0	要旨	xx
8.2.1	1960年頃の「アイヌ観光」の様子	xx
8.2.2	1965年：アイヌコタンのポロト沼移転	xx
8.2.3	2020年：「民族共生象徴空間」	xx
8.2.4	「民族共生象徴空間」PR	xx
8.3	「アイヌ代表」	xx
8.3.0	要旨	xx
8.3.1	「アイヌ代表」を自任	xx
8.4	「アイヌ法」	xx
8.4.0	要旨	xx
8.4.1	沿革——『旧土人保護法』	xx
8.4.2	『旧土人保護法』にかわる新法」路線へ	xx
8.4.3	「アイヌ法」と "アイヌ民族" の関係	xx
8.5	「族議員」	xx
8.5.0	要旨	xx
8.5.1	岡田春夫	xx
8.5.2	鈴木宗男	xx
8.5.3	町村信孝	xx
8.6	「アイヌ予算」	xx
8.6.0	要旨	xx
8.6.1	"アイヌ" 予算の額と項目	xx
8.6.2	生活手当	xx
8.6.3	設備・施設事業手当	xx
8.6.4	報酬・旅費日当	xx
9	「ヘイト」を講ずる	xx
9.0	要旨	xx
9.1	民族派 "アイヌ" によるシャモヘイト喚起	xx
9.1.0	要旨	xx
9.1.1	反体制 / 体制打倒イデオロギー	xx
9.1.2	「戦う」	xx
9.1.3	歴史教科書攻撃	xx
9.1.4	社会主義メディア	xx

9.2	シャモヘイト喚起者の狡猾	xx
9.2.0	要旨	xx
9.2.1	表現の狡さを知っている	xx
9.2.2	常套手法	xx
9.2.3	狡さを却ける営みが、学術 / 科学	xx
9.3	シャモヘイト・デマゴギー	xx
9.3.0	要旨	xx
9.3.1	デマゴギーの理由：<武器>	xx
9.3.2	「土人と呼んで差別」	xx
9.3.3	「同化を無理強い」	xx
9.3.4	「アイヌに偏見をもつ」	xx
9.4	"アイヌ民族" 派の<卑怯> 体質	xx
9.4.0	要旨	xx
9.4.1	自分が正義の善悪二元論を立てる	xx
9.4.2	敵を悪に仕立てる	xx
9.4.3	敵攻撃を煽動する	xx
9.4.4	敵の反発を「アイヌヘイト」と宣伝	xx
9.5	「アイヌヘイト」派の稚拙	xx
9.5.0	要旨	xx
9.5.1	「咎め方」の考えがない	xx
10	「"アイヌ民族" 否定論の形式」を講ずる	xx
10.0	要旨	xx
10.1	「現成」のスタンス	xx
10.1.0	要旨	xx
10.1.1	系ダイナミクスとしての「アイヌ利権」	xx
10.1.2	「アイヌ利権」の肯定	xx
10.2	"アイヌ民族" デマゴギーに対する達観	xx
10.2.0	要旨	xx
10.2.1	"アイヌ民族" デマゴギーの機能	xx
10.2.2	"アイヌ民族" 派の機能	xx
10.3	"アイヌ民族" 否定の論法（結論）	xx
10.3.0	「アイヌは "アイヌ民族" ではない」	xx
10.3.1	「"アイヌ" 学」	xx
10.3.2	「"アイヌ民族" プラグマティクス」	xx
11	閉じ	xx
11.1	おわりに	xx

"アイヌ民族" 否定論作法

- 1 「アイヌ」を講ずる
- 2 「アイヌの終焉」を講ずる
- 3 「アイヌ系統者」を講ずる
- 4 「"アイヌ" ("アイヌ" 自称者)」を講ずる
- 5 「"アイヌ民族" イデオロギー」を講ずる
- 6 「"アイヌ" 運動」を講ずる
- 7 「アイヌ学者の終焉」を講ずる
- 8 「アイヌ利権」を講ずる
- 9 「ヘイト」を講ずる
- 10 「"アイヌ民族" 否定の形式」を講ずる

0 導入

0.1 はじめに

0.2 「アイヌ」の勉強

0.1 はじめに

"アイヌ民族" は、デマゴギーである。

本テキストは、"アイヌ民族" がデマゴギーであることを述べようとするものである。

"アイヌ民族" をデマゴギーとして述べることは、「アイヌ民族」否定」になる。

そして、"アイヌ民族" 否定は、"アイヌ民族" デマゴギーの存在否定の趣きになる。

"アイヌ民族" デマゴギーは、自分を否定する論に対しては、これをやっつけることを考える。

このとき、"アイヌ民族" デマゴギーは、「アイヌ民族」否定を「アイヌヘイト」とイコールにするという手を用いる。

理由は、二つである。

第一に、彼らは、「悪者論——善悪二元論」を思考回路とし、自分を善にする者である。

そこで、彼らを否定することになるものは、彼らにとって「悪意」であり、したがって「ヘイト」である。

第二に、彼らは、「善の実現」をイデオロギーとする者である。

ひとが「害虫」退治を考えると、「生態系破壊」を考慮しなくてよいとなれば、どんな手を使ってでもやっつけようとする。

「善の実現」のイデオロギーは、「悪」に対してはこの構えになる。

悪をやっつけるのに、やり方がきれいも汚いもない。

「善の実現」イデオロギーの者は、「目的の達成になる戦術・戦略は肯定される」の実践論をもつ。

この構えでは、自分たちの存在否定をしてくるものに「ヘイト」のレッテルを貼って非難することは、巧い戦術・戦略であるから、よいことである。

——実際、ひとは、「ヘイト」訴えのパフォーマンスに騙される。

こうして、「アイヌ民族」否定を「アイヌヘイト」として訴えることが、「アイヌ民族」デマゴギーの実践行動になる。

こういうわけで、「アイヌ民族」否定のテキスト作成は、「アイヌ民族」否定を「アイヌヘイト」に転ずる者の存在を考慮しなければならない。

即ち、「アイヌ民族」否定は、彼らを却けることとセットに考えねばならない。

そこで、「アイヌ民族」否定は、自ずと「作法」が立つことになる。

本テキストのスタンスは、「学術」である。

本テキストは、「アイヌ民族」否定を学術的に行おうとするものである。実際、この「学術的に行う」が、「アイヌ民族」否定の作法になるものである。なぜか。

相手と同じに土俵に上がるのは、言い合いにしかならない。

否定は、超越論でやらねばならない。

超越論にもいろいろなタイプがある。

ここで扱ばねばならない超越論は、「科学」である。

なぜか。

「真偽」は、理論（論理体系）に乗せなければ、空論になるからである。

そして科学が、理論構築の営みだからである。

ところで、理論構築は、分野によって、難易がある。

自然科学に対し人文科学が「科学」らしく見えないのは、理論構築が困難であり、事実できていないからである。

"アイヌ民族" デマゴギーは、《アイヌ学が弱いのをいいことにしている》という面がある。

実際、アイヌ学は、既に終焉している。

即ち、科学を捨てるという形で、終焉した。(1989, 日本民族学会「見解」)

周知となっていないが、現前のアイヌ学は科学ではない。

——科学を捨てた体の現前のアイヌ学を、科学を指向しているはずのアイヌ学と明確に区別するために、本テキストはこれを"アイヌ学"と称することにする。

"アイヌ民族" デマゴギーは、自分の立場を、"アイヌ民族" についての学会の「見解」で正当化している。

それは、「アイヌの人びとの場合も、主体的な帰属意識がある限りにおいて、独自の民族として認識されなければならない」というものである。

そして、これが「アイヌヘイト」を呼び込むことになる。

「アイヌ法」を以て「アイヌ特権」を定める元になっている「アイヌ民族」が、「主観的な帰属意識」で済んでしまうということになるからである。

こういうわけで、「アイヌ民族」否定は、自ずと「アイヌ学」否定を含むことになる。

ここで、大事なことを述べる。

"アイヌ民族" 否定は, "アイヌ民族" デマゴグを無くそうとするものではない。

現前には, 理がある。

"アイヌ民族" デマゴグの現前には, 理がある。

系は, "アイヌ民族" デマゴグが一定数存在することを, その理のうちに含んでいる。

実際, ひとは商品経済に棲み, そして商品経済は「利権」を歯車にして回転している。

「アイヌ利権」は, 系の理の実現である。

「アイヌ利権」は, 無くす・無くさないというものではない。

現前は, 無くす・無くさないというものではないのである。

——本テキストは, 「作法」の最後の項目として, これを述べることになる。

0.2 「アイヌ」の勉強

アイヌについて勉強し, アイヌとは何かを知れば, "アイヌ民族" が虚言であることがわかる。

逆に, "アイヌ民族" が虚言であることがわかるためには, アイヌについて勉強し, アイヌとは何かを知ることが必要になる。

翻って, "アイヌ民族" を唱えている者は, アイヌについて勉強していないか, 勉強できていない者である。

<勉強しているつもり>は, <勉強できている>ではない。

たいていの者は, これをわかっていない。

特に, "アイヌ民族" を唱えている者は, これをわかっていない者である。

<本を読んだ>は, <勉強した>ではない。

<本を読んだ>は, <著者に騙された>である。

卵から孵った鳥の雛は, 最初に出遭ったものを親にする。

ひとは, 最初に海外旅行した国を, 好きになる。

ひとは, 最初に読んだアイヌテキストに強く影響される。

勉強は, 情報の再構成である。

勉強できている者は, 論考が構成的である。

勉強できているかどうかは, 論考が構成的かどうかでわかる。

「構成的」の手本は, 数学である。

物理学や化学も, これに準ずる。

自然科学をベースに勉強した経験は, 「構成的」を自ずと指向させ, <勉強しているつもり>から脱するのに役立つ。

扱う対象の複雑さが増すにしたがい, 「構成的」は難しくなり, 「主観をだらだら述べる」の度合いが強まってくる。

このような分野に入り以降自閉している^{てい}体の者は, 「構成的」を知らないので, <勉強しているつもり>になりやすい。

このような分野は, イデオロギーの好餌になる。

アイヌ学は, イデオロギーに食われて, 終焉した。

自らつぎの「声明」を出して, 学術であることをやめたのである:

「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」

『民俗学研究』(日本民族学会), 54(1), 1989.

少数民族の調査研究に際して民族学者、文化人類学者が直面する倫理的諸問題を検討するため、日本民族学会理事会は1988年11月、研究倫理委員会を発足させたが、この委員会は数度にわたる慎重な審議をふまえて、このほどまずアイヌ研究についての見解を次のようにまとめた。

1. 民族学、文化人類学の分野における、基本的な概念のひとつは「民族」である。この「民族」の規定にあたっては、言語、習俗、慣習その他の文化的伝統に加えて、人びとの主体的な帰属意識の存在が重要な要件であり、この意識が人びとの間に存在するとき、この人びとは独立した民族とみなされる。**アイヌの人びとの場合も、主体的な帰属意識がある限りにおいて、独自の民族として認識されなければならない。**

アイヌ民族がこれまでに形成発展させてきた民族文化も、この観点から十分に尊重されなければならない。また一般的に、民族文化は常に変化するという基本的特質を持つが、特に明治以降大きな変貌を強いられた**アイヌ民族文化が、あたかも滅びゆく文化であるかのようにしばしば誤解されてきたことは、民族文化への基本認識の誤りにもとづくものであった。**

2. 民族学者、文化人類学者によって行われてきたアイヌ民族文化の研究も、その例外ではなかった。これまでの研究はアイヌ民族の意志や希望の反映という点においても、アイヌ民族への研究成果の還元においても、極めて不十分であったと言わねばならない。こうした反省の上に立てば、今後のアイヌ研究の発展のために不可欠なのは、アイヌ民族とその文化に対する正しい理解の確立と、相互の十分な意志疎通を実現し得る研究体制の確立である。そのためには、まずアイヌ民族出身の専門研究者の育成と、その参加による共同研究が必要であり、またこれを実現するための公的研究・教育機関の設立が急務である。

3. こうして得られた研究の成果は、教育・啓蒙の側面においても積極的に活用されるべきである。すなわち、抑圧を強いられてきたアイヌ民族の歴史とその文化について、学校教育、社会教育等を通じて正しい理解をたかめ、日本社会に今なお根強く残るアイヌ民族に対する誤解や偏見を一掃するため、あらゆる努力がはらわれなければならない。この目的のためには、初等・中等教育における教科書の内容についても十分に検討する必要がある。一方、アイヌ民族の若いメンバーや若い世代に対して、アイヌの伝統文化とアイヌ語を学習する機会が制度的に保証されなければならないとわれわれは考える。

4. アイヌ民族に対するこうした正しい理解の促進は、現在さかんに強調されている国際理解教育の第一歩でもある。独自の文化と独自の帰属意識を持つアイヌ民族が日本のなかに存在することを正しく理解することなしに、国際化時代の異文化理解は到底達成し得ないことを認識する必要がある。アイヌ民族に対する正しい理解を出発点としてこそ、他の少数民族

や差別の問題についても公正な認識を持ち、他の文化や社会についての理解を深めることができるのである。

5. 以上の見解は、文化や社会の研究と教育に携わっているわれわれ民族学者、文化人類学者の研究倫理から発したものである。今日、日本のみならず、世界のいずれの地においても、一方的な研究至上主は通用しない。われわれの研究活動も、ひとつの社会的行為であることを肝に銘ずべきである。今回のアイヌ民族に関するわれわれの見解の表明は、こうした社会的責任の自覚にもとづくものに他ならない。

1989年6月1日(木)

日本民族学会研究倫理委員会

委員長	祖父江孝男	(放送大学)
委員	伊藤 亜人	(東京大学)
	上野 和男	(国立歴史民俗博物館)
	大塚 和義	(国立民族学博物館)
	岡田 宏明	(北海道大学)
	小谷 凱宣	(名古屋大学)
	小西 正捷	(立教大学)
	スチュアート ヘンリ	(目白女子短期大学)
	田中真砂子	(お茶の水女子大学)
	丸山 孝一	(九州大学)
	山下 晋司	(東京大学)

学会は、「民族」の意味を、「人びとの主体的な帰属意識の存在が重要な要件であり、この意識が人びとの間に存在するとき、この人びとは独立した民族とみなされる。」にした。

「主体的」は、論証されることではない。

したがって、「民族」は、論証されるものではない。

"アイヌ学"は、"アイヌ民族"を公理にする格好で立つ。

よって、"アイヌ学"に付いていくようなのは、アイヌの勉強にはならない。

アイヌの勉強は、<情報を自分で再構成>である。

繰り返すが、<勉強しているつもり>は、<勉強できている>ではない。

このこと、よくよく吟味すべし。

1 「アイヌ」を講ずる

1.0 要旨

1.1 「アイヌ」の定義——定義方法論

1.2 「アイヌ」と「和人」

1.3 アイヌ通史

1.0 要旨

アイヌ民族 " 否定は、第一に「アイヌ」を知っていてこそのものである。
よって、" アイヌ民族 " 否定は、作法として、「アイヌ」を講ずることから始まる。

「アイヌ」は、間違ったイメージがもたれている。
そして、間違ったイメージのおおもとが、「アイヌは北海道原住民」である。
このイメージだと、アイヌの鉄器・農耕は、つぎのどちらか・あるいは両方ということになる：

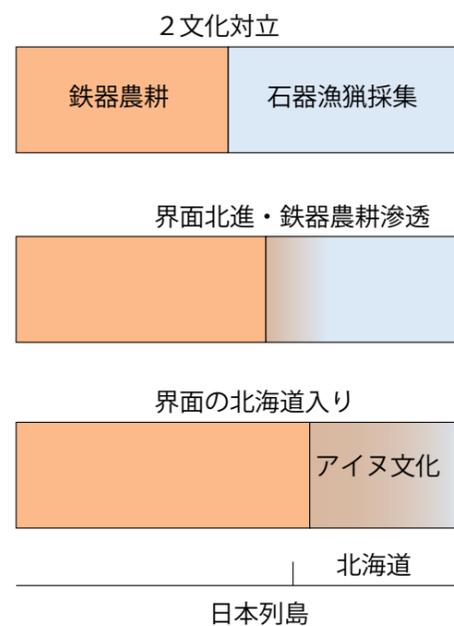
- a. 和人が北海道に渡ってきて、これらを伝えた（「渡来」）
- b. アイヌが北海道から出て行き、これらを持ち帰った（「交易」）

このイメージを、壊さねばならない。

まず、「アイヌ」は、生活様式 / 文化を指すことばである。
「<アイヌの生活>をする者は、アイヌである。
アイヌのコタンに、外から人がやって来て、そこに居ついてアイヌの生活をするとき、その者はアイヌである。
特に、「アイヌ」は「純血・混血」の主題が立つものではない。

つぎに、アイヌの文化は、鉄器農耕文化と石器漁猟採集文化の界面文化である。

「アイヌの文化」のイメージは、つぎのようになる：



物事はすべて、スペクトルのように存在する。
鉄器農耕文化と石器漁猟採集文化の界面は、遷移する。
その遷移には、鉄器・農耕・その他の滲透が含まれる。
この滲透のモヤモヤの中から、一定の文化形態が現れてくる。
「アイヌ文化」とは、そのようなものである。

鉄器・農耕は、和人が北海道に持ち込んだのではない。
鉄器農耕文化と石器漁猟採集文化の界面が北進し、鉄器・農耕が北海道に入ってくる。
これが、鉄器・農耕の北海道入りである。
その内容は、鉄器・農耕を身につけたアイヌの北海道入りである。

鉄器・農耕の北海道入りは、界面の北海道入りではない。
鉄器・農耕の滲透ゾーンの北海道入りである。
滲透ゾーンは、グラデーション模様になる。
したがって、鉄器・農耕の北海道入りは、「いつ・どこで・だれが」というものではない。

1.1.0 要旨

1.1 「アイヌ」の定義——定義方法論

1.1.0 要旨

1.1.1 カテゴリー「アイヌ」の落とし所

1.1.2「アイヌ文化期」

1.1.1 カテゴリー「アイヌ」の落とし所

高倉新一郎『蝦夷地』, 至文堂 (日本歴史新書), 1959

pp.1-3.

蝦夷地とは蝦夷によって占拠された地方を指す。

蝦夷とは、日本の国の歴史が始まって以来その東北部に居住していた先住民で、日本の国の主流を形造った人々からは異民族視され、それに対抗する一大勢力であった。

それが単に風俗・習慣を異にするにすぎない同胞であったか、全く先祖を異にする異人種であったかは今のところはっきりせず、時代によって、その呼び方も、えみしといい、エゾと呼び、蝦と書、狄と認めていたが、その勢力は本州の半ばに及んでいた時代があったらしい。

しかし、日本の国の主流を形造った人々——これを異民族と対比させて大和民族と呼ぶ——の勢力がのびて来ると、次第に東北に向って後退して行った。

そして大和平野を中心に国家が形成された頃には、関東北部から新潟県北部を結ぶ線の以北に後退し、鎌倉末期には津軽海峡以北に縮まり、足利末期には大和民族の先端は海峡をこえて北海道本島南部に進出するにいたった。

したがって、**蝦夷によって占拠された土地はことごとく蝦夷地と呼んでいいわけだが、歴史の上では最後の段階において蝦夷によって占拠されていた部分だけを指し、津軽海峡以北の島々はこれを蝦夷ヶ島、もしくは蝦夷ヶ千島、その以前には蝦夷の国と呼んでいた。**

すなわち蝦夷ヶ島の内、和人と呼びならわされている大和民族によって占められていて、当時松前と呼ばれ陸奥国に属していた部分を除いた蝦夷ヶ島及びその東北に続く島々をふくむ地方を蝦夷地と呼んだ。

ここにいう蝦夷地とはこの意味である。

したがって取扱う地域は、今日の北海道本島以北の地で松前と呼ばれた地方を除いたものであり、**時代はこの区別が画然とした徳川初期以後のこと**である。

当時日本人の蝦夷地に対する知識は樺太島及び千島列島までであったから、蝦夷地といえば松前を除いた蝦夷島、すなわち今日の北海道本島に樺太・千島を加えたものとなる。

「アイヌ」は、上述のように〈場所・時期〉で規定される「蝦夷地」に対し、「蝦夷地に棲んだ者全体」と定義されるのみである。

「アイヌ」を知らない者は、「アイヌ」を形相的に想像する。

形相的に想像するとは、「アイヌ」を「人種」のように想像するということである。

しかし、「アイヌ」は、「人種」あるいは「血統」に基づかせるような定義ができるものではない。

「アイヌ」を「人種」「血統」に基づかせられないのは、生態系は種が遷移するところだからである：

山本多助「釧路アイヌの系図と伝説」(1948)

(チカッパ美恵子編著『森と大地の言い伝え』収載：pp.21-84)

pp.25-27

古い時代には裸族、穴居族^{けっきょ}そして、漁労をせず、山狩りをして暮らしていたという山狩り族がいたのだと古老たちが語っていた。

裸族というのはオササンケ・カムイのことである。

オササンケ・カムイはふだんは腎部を覆うこともなく、全裸で暮らした人びとだが、冬期間は毛皮をまとっていたという。

……

次に挙げる「シリ・ウン・クル：大地・在る・御方（土着の御方）」はアイヌ民族の古事物語によく登場する実在した人びとである。

シリ・ウン・クルに次いで古い民族は「トイ・チセ・クル・コッチャ・ウシ・カムイ：穴居族のそれ以前に存在した神様」というが、これという話はなかった。

そして次は「トイ・チセ・コロ・カムイ：土・家・在る・神様（土の家に住む神様）」である。

穴居生活をしてきた人びとだが、夏は天幕生活をしてきたといわれている。

トイ・チセ・コロ・カムイの異名が「コロ・ポッ・ウン・クル：^{みき}露の葉の下に住む神様」である。

……

十勝地方の古老たちに「穴居生活をしたことがあるか」と尋ねたことがあるが、古老たちは「ない」と言った。ならば「穴居の跡は？」と再び尋ねると「あれはトイ・チセ・コロ・カムイ（土の家に住む神様）の穴居跡である」と言った。

次のカムイ族、カムイ・ウタラ（神である同胞）はアイヌ民族である。

そして「アイヌ」を「人種」「血統」に基づかせられないもう一つの理由が、「和人との混血」である。

実際、「人種」「血統」は今日のことばでは「DNA タイプ」だが、「アイヌ」と表象すべき DNA タイプは、存在しない。

翻って、「アイヌ」を専ら＜場所・時期＞を以てカテゴリー化できるのは、松前藩 / 江戸幕府の蝦夷隔離政策（「夷の儀は夷次第」）のたまものという

ことになる。

和人との混血があっても、それが蝦夷地の中でおさまっている限り、「アイヌ」のカテゴリーは保たれるのである。

実際、和人との混血は、蝦夷地の中でおさまる。

「隔離」のうちには、蝦夷地に和人の女を入れてはならないことが含まれていたからである。

この構造は、明治政府になってお終いになる。

アイヌ系統者の、外地進出が始まるわけである。

こうなると、アイヌ系統者の追跡は無理になる。

こうして、＜場所・時期＞による「アイヌ」の定義も、無効になる。

喜多章明「旧土人保護事業概説」(1936)

(喜多章明『アイヌ沿革誌：北海道旧土人保護法をめぐって』, pp.79-105.)

pp.90,91

現在に於ける旧土人人口は昭和十年の調査に依れば別表に示す如く三千七百十三戸、人口一万六千三百二十四人にして、是を明治五年以来の統計に徴するに明治五年の一万五千二百七十五人より一進一退の状態にて大正五年に一万八千六百七十四人となり、その後亦多少の増減を示しつつ今日に及んでゐる。

然し之は表面の数字のみであって、**事実は毎年四百人乃至五百人宛増加してゐる。**

一年に四百人宛増加したとしても、十年には四千人、明治五年以来六十五年の間には二万六千人増加しなければならぬ勘定になるが、**統計数字から見ると依然として一万五千内外に停頓してゐるのは、如何なる理由か。**

それは宛も満々と湛へられた^{たらい}盥の水の中に一滴の朱を注いだやうなものであって、アイヌ族は漸次同化に依り、混血に依って九千万の大和民族中に吸収され、融合されつつある。揮然たる一体になりつつあるが為である。

土人と言ひ、和人と言ふもそれは単に事実上の呼称であって、現行の法制上では何等の区別がある訳でなく、等しく平民である。従って**従来住馴れた古潭^{コタン}から離れて他府県、他市町村の一般和人部落に入込んだものは、皆和人となって調査される。**

国後島には幕末迄三千人もゐたアイヌは概ね函館に移住したのであるが、今日函館には一人もアイヌはゐないことになっている。それは血族的にアイヌが亡んだのではない。同化に依って、アイヌ人たる社会的存在を失った迄である。

是は単なる一例にしてその他府県に、或は一般市町村内に、**アイヌ人と呼ばれないアイヌ人はザラにある。**

一万五千と言ふ人口は、保護法に依って和人の不入地とされてゐる古潭を

基礎として調査したものに過ぎない。

近來はアイヌ人も文化が進み、知識が向上するに従って時勢に目覚めたものは、いろいろな職業を求めて他府県、他市町村に転出する。転出したものは和人となり、転出する技倆もなく、古潭に停ってコツコツ旧慣を墨守するものはアイヌ人として調査され、アイヌ人として遇せられ、アイヌ人として差別されてゐると言ふのが、現在の実相である。尤も古潭にあるもの総べてが生活技倆に乏しいとは断言出来ないが概してその傾向がある。

アイヌ人と和人との雑婚は歳と共に増加してゐる。現在アイヌ人にして和人の家に入れるものは八百人、和人にしてアイヌ人の家に入れるものは六百人、かくて両種族は融然として相融合しつつある。この結果はいやが上にも純粋土人の数を減ぜしめている。

本道土人の人口が増加しない理由はざあっと以上のやうな理由に胚胎するのである。

アイヌは終焉した。

そしてこの「終焉」は、つぎの二つの意味が合わさっているわけである：

《アイヌの生活は、既に無い》

《個人に対する「アイヌ」の同定は、既に不可能》

1.1.2 「アイヌ文化期」

「アイヌ」の定義は、結局、場所・時期による定義になった。

学術は、つぎに、このように定義された「アイヌ」の内的特徴づけに向かうものである。

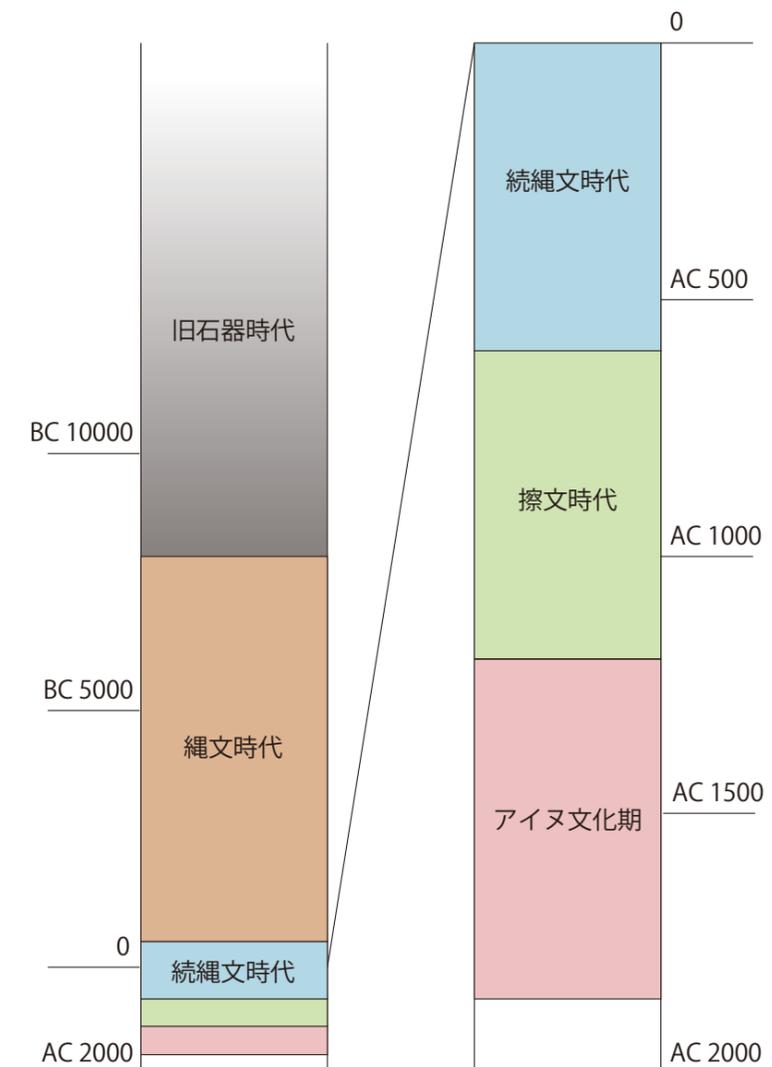
「アイヌ」の内的特徴づけは、ロジックとして、つぎの2通りになる：

- a. 「種」
- b. 「文化」

ここで、「アイヌ」は「人種」として立つものではないから、「種」として立ち得るのは「語族」である。

「文化」からの特徴づけの作業の結果が、「アイヌ文化期」というカテゴリーである：

○時代区分



○北海道史年表

(道教委 <http://www.dokyo.jp/pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=263768>)

本州の時代区分	年代(西暦)	北海道の時代区分	北海道に関する主なできごと	
旧石器時代	BC20,000	旧石器時代	・北海道に人が住みはじめる ・細石刃が使われる	
縄文時代	BC10,000 BC6,000	縄文時代	・有舌尖頭器が作られる ・弓矢が使われはじめる ・竪穴住居が作られる ・貝殻文土器が使われる ・石刃鎌が作られる	
	BC4,000		早期	・気候が温暖化、縄文海進はじまる ・各地に貝塚が残される ・東北・道南に円筒土器文化発達 ・漆の利用がはじまる
	BC3,000		前期	・大きなヒスイが装飾に使われる ・環壕集落が現れる ・ストーンサークルが作られる ・周堤墓が作られる
	BC2,000		中期	・東日本に亀ヶ岡文化が栄える
	BC1,000		後期	・東日本に亀ヶ岡文化が栄える
弥生時代	BC 300 0	統縄文時代	・コハクのネックレスが流行する ・金属器が伝えられる ・南海産の貝輪がもたらされる	
古墳時代	400	オホーツク文化期	・北海道の文化が本州へ南下する ・洞窟に岩壁画が彫られる	
飛鳥時代 奈良時代	600		・オホーツク文化が樺太から南下する ・阿倍比羅夫が北征する ・カマド付の竪穴住居に住む	
平安時代	800	擦文時代	・北海道式古墳が作られる ・蕨手刀や帯金具が伝えられる	
鎌倉時代	1,200	中世	・道南で平地住居が作られる ・土器のかわりに鉄鍋が使われる ・蝦夷から津軽へ往来、交易する ・『諏訪大明神絵詞』成る	
室町時代	1,300		・道南に館が作られる ・道南でアイヌと和人が争う ・チャン(砦)が作られる	
江戸時代	1,600	近世	・松前氏が蝦夷地の交易権を確立 ・日高地方でアイヌと和人が争う ・国後・根室でアイヌと和人が争う ・伊能忠敬が蝦夷地を測量する	
明治時代 大正時代 昭和時代 平成時代	1,900	近代 現代		

「アイヌ文化期」の定立から翻って、つぎの「アイヌ」の定義が立つ：

《「アイヌ」とは、北海道の歴史区分に出てくる「アイヌ文化期」の「アイヌ」のこと》

これはもちろん順序顛倒の定義であるが、「アイヌ」を簡明に画定するのは役に立つ。

この定義の要点は、「アイヌ」を、＜一地域の一時期の一生活様式を指すことば＞に見なすことである。

＜一地域の一時期の一生活様式を生きた者＞が、アイヌである。

このアイヌは、終焉していまは存在しない。

1.2 「アイヌ」と「和人」

1.2.0 要旨

1.2.1 鉄器農耕と石器漁猟採集の界面文化

1.2.2 「アイヌ」は、「和人」が必要条件

1.2.0 要旨

アイヌは、漁猟採集生活者である。

この漁猟採集生活には、鉄器がある。

実際、「アイヌの生活用具」は、鉄器が工作道具である。

アイヌの漁猟採集生活は、鉄器があるばかりでなく、鉄器あつてのものである。

ところで、アイヌは鉄器をつくらない。

鉄器は、和人がもたらす。

よって、アイヌの漁猟採集生活は、最初から和人が要素になっている。

即ち、こういうことである。

和人（鉄器農耕文化）と石器漁猟採集文化が^か搗ち合い、石器漁猟採集文化がアイヌ文化（鉄器漁猟採集文化）に変わる。

アイヌ文化は、石器漁猟採集文化と鉄器農耕文化の界面文化ということになる。

この界面（広義「蝦夷地」）は、石器漁猟採集文化と鉄器農耕文化の勢力関係により、移動する。

しかし、結局は鉄器農耕文化の優勢により、東北地方を北進し、北海道が最終の「蝦夷地」になる。

よって、つぎの言い方になる：

「和人と出遭ってアイヌが生じる。

和人と出遭う前にアイヌがいるのではない。

和人と出遭う前にいた石器漁猟採集生活者は、「アイヌ」の姿形の者ではない。

したがって、「アイヌ」ではない。

確認：「アイヌ」は、生活様式を指すことばである。

アイヌとは、「アイヌ」の姿形をしている者のことである。

（アイヌのコタンに、外から人がやって来て、そこに居ついてアイヌの生活をするとき、その者はアイヌである。）

1.2.1 鉄器農耕と石器漁猟採集の界面文化

アイヌは、漁猟採集生活者である。

この漁猟採集生活には、鉄器がある。

実際、「アイヌの生活用具」は、鉄器が工作道具である。

アイヌの漁猟採集生活は、鉄器があるばかりでなく、鉄器あつてのものである。

ところで、アイヌは鉄器をつくらない。

鉄器は、和人がもたらす。

即ち、こういうことである。

和人（鉄器農耕文化）と石器漁猟採集文化が^か搗ち合い、石器漁猟採集文化がアイヌ文化（鉄器漁猟採集文化）に変わる。

アイヌ文化は、石器漁猟採集文化と鉄器農耕文化の界面文化ということになる。

この界面（広義「蝦夷地」）は、石器漁猟採集文化と鉄器農耕文化の勢力関係により、移動する。

しかし、結局は鉄器農耕文化の優勢により、東北地方を北進し、北海道が最終の「蝦夷地」になる。

和人と出遭ってアイヌが生じる。

和人と出遭う前にアイヌがいるのではない。

和人と出遭う前にいたのは石器漁猟採集生活者であり、これはアイヌではない。

1.2.2 「アイヌ」は、「和人」が必要条件

あアイヌの漁猟採集生活は、鉄器があるばかりでなく、鉄器あつてのものである。

ところで、アイヌは鉄器をつくらない。

鉄器は、和人がもたらす。

よって、アイヌの漁猟採集生活は、最初から和人が要素になっている。

和人と出遭ってアイヌが生じる。

和人と出遭う前にアイヌがいるのではない。

1.3.0 要旨

1.3 アイヌ通史

1.3.0 要旨

1.3.1 アイヌ通史 / 高倉新一郎

1.3.2 <系の遷移>の視点からの通史

1.3.1 アイヌ通史 / 高倉新一郎

「アイヌ通史」として、

高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成 第4巻 探検・紀行・地誌 北辺篇』, 三一書房, 1969.

の「序」を引く。——長いので、節をこちらで任意に入れておく。

(「蝦夷島」)

北海道すなわち蝦夷ヶ島の実情がかすかながらもわが国民に知られるようになったのは鎌倉時代の末、十世紀以後の事である。

(北方進出)

わが国は水田耕作を基盤として近畿地方を中心に形成されていったが、東北地方は未だ自然物採取に依存する、従って水田を基盤とする者とは風俗、習慣、制度を異にする人々の住処だった。

わが国ではこの人々を蝦夷と呼び、同化して新しい国民の中に組み入れようとする努力が常に払われていた。

そして、そのころ、こうした努力は本州東北端に達し、従って蝦夷は蝦夷ヶ島以北の地に追込められたのである。

両者の接触は、近隣同士の、自分達の居住地域に起こった物資不足を補おうとする出稼、時には資源の奪い合い、もしくは有無通ずる交易から始まったのであろう。

それが国家を組織したために増加した需要を充たすために、国家の組織によって得られた権力を使用するルートとなった。

国家の強力が地方を占拠する小部族に及ぶ、それが屈伏すると、部族の有力者に一定の待遇を与えて友好関係を確約させる。

服従の証拠として、部族は征服者にその要求する土産を捧げる。

征服者はその保護を約束して部族の欲するものを与える。

こうしたことが、部族にとっても自分達が欲するもの、平生不足するものを獲得する機会であり、そのことによって自己の地位を確保し強化するとができる。

こうして国家の支配は次から次へと伸びていった。

(東北)

東北ではこの経路が二つあった。

一つは東への道で、陸路を通過して陸奥の鎮守府に到り、ここを根拠として地歩をすすめる方法で、これはやがて移民を入れ、次第に農耕社会化していった路であり、一つは北への道で、日本海岸に出ると船路に乗って所々の良港に基地を置いて行く方法で、その中心が出羽の柵であった。

これは東の路とは異り、飛石的な、点的な進展であって、農耕社会化は、

背後に適地を持つ場合にのみ形成された。

季節風と海流に助けられて、日本海の高運は盛んに行なわれ、京都に近く良港を多く持つ越前、若狭と秋田、能代などの交通は古くから開けていたのである。

(蝦夷島進出)

そうした情勢を更に発展させたのは、宋国との交易によって発達した海運、商業であった。

更に京都の繁栄は、北陸の物産では足らず、これを遠く北辺に求めるようになった。

北陸の商船は遠く津軽の十三湊、蝦夷地の箱館、上ノ国まで航路をのぼして、見布、干鮭、毛皮などを集めた。

こうして京都は蝦夷島に接近していったのである。

政権が鎌倉に移ったことはその勢を更に強めた。

こうして室町時代になると蝦夷地の南部は日本の交易圏内に入った。

最初は各地の蝦夷の豪族が、生産物の余剰を携えて、親しい安東氏の占拠する津軽十三湊、秋田などに来航し、安東氏に土産をおくって敬意を表した後交易を行ない、北陸等の交易船はこれを目当てに十三湊や秋田に集まり、安東氏はこれによって財源を得ていたが、やがて安東氏の許を得て北陸船で蝦夷島に出かけて直接に交易を行なったり、蝦夷地に出稼して産物を獲得したりするものが多くなり、やがてそこに根拠地を置くものが出て来て、蝦夷地の南部は安東氏の勢力内に入って来た。

(松前藩興起)

室町末、安東氏の勢力がおとろえると、蝦夷島の豪族は上ノ国にあって勢力をたくわえていた蠣崎氏に統一され、直接豊臣秀吉に結びついて蝦夷地に入居する者の取締を一任され、蝦夷島主の待遇を受け、やがてそれに替った徳川家康に隨身して氏を松前と改め、幕府下の一藩を形成するに至った。松前氏は蝦夷島を松前地(シャモ地もしくは人間地とも通称す)と蝦夷地とに分け、松前地は直接に支配し、蝦夷地は悉く蝦夷の住むに任せ、蝦夷地に行く者は必ず藩主の許可を得ねばならないことにし、沖ノ口役所を設けてこれを取締った。

蝦夷島の蝦夷は十三湊のかわりに松前に集まり、安東氏のかわりに松前氏に敬意を表し、北陸の商船は松前に来航して交易をし、そこに集まる蝦夷島の土産を京都に送った。

松前は十三湊にかわって蝦夷と北陸商人との接点として重要になった。

(移民)

松前を中心として藩が成立した時は、西は熊石(久遠郡熊石町)、東は亀田(函館市)に及んだ海岸には漁民が居を占め、藩民(百姓)は漸く増加し始めていた。

元来津軽海峡は、晴れた日は対岸がはっきり見える狭さであり、対岸の往来は昔から行なわれ、津軽、南部などの者が漁期になると出稼に来ていたと思われるが、やがてその中には次第に永住する者が殖えて来た。

彼等は奥羽蝦夷又はその子孫であった者もあるうし、南から来た者の子孫であったかも知れないが、蝦夷と交わって漁獵に従事し、次第に蝦夷を同化し、東北の漁村と変らないものにしていった。

松前地方には、従来多くの蝦夷が住んでいたが、次第に移民に押されて奥に移り、もしくは出稼の持ち込んだ伝染病に斃れてその数を減じ、更に多くの者は同化されてその区別がつかなくなっていった。

(交易商人)

松前を発達させていったものは北陸商人であった。

彼等は京都の市場を控えてそこへ北陸の物産を送る役目をしていたが、京都の需要が増すにつれて集荷区域を拡大し、生産加工方法を改良して商品の増大を図った。

やがて、北陸から京都への物資輸送の要衝を占め、織田信長などの保護によって新しい商権を獲得した近江商人がこれにかかわることになった。

彼等は辺境の漁民に生活必需品並に漁具等の資本を前貸し、漁期が終わると生産品によって精算するという方法で産物の増加を図り、集荷を確保した。

松前の漁民もこうして生活の保障を得たのであった。

このことは松前の領主と雖も例外ではなかった。

松前氏も、最初はこうした商人を相手にして基礎を作ったのであり、松前氏を秀吉に結びつけたのは北陸商人であり、松前の財政は事実上近江商人の代表である両浜町人によって運営されていた。

(場所交易)

商人達は、単に松前だけの集荷に満足しなかった。

蝦夷地の物産を、蝦夷が獲得して松前にもたらずのでは満足せず、自ら船を蝦夷地に送って集荷しようとした。

蝦夷もまた、自ら船を艀して幼稚な技術で松前に来るよりも、居ながらにして欲する物が豊富に手に入ることをよるこんだ。

松前藩は一定の運上をとってこれを許した。

こうした方法は、恐らく安東氏時代にもとられていたかと思われるが、松前氏はこれを制度化し、家臣には蝦夷地を有力な酋長の支配する境界に従って多くの場所に分け、その酋長と交易をするために行く船は一定の大きさを限って無税とし、それを知行にかえた。

すなわち、知行主は、毎夏小船（二、三十石の図合船と呼ぶ縄綴船）一隻に蝦夷の欲するものを積込んで場所に派遣し、松前で行なわれたと同様な交易を行ない、その産物を松前で商人に渡し、その利益をもって俸禄にかえることにしたのである。

松前での交易をウイマム（御目見え）と唱え、先ず藩主に謁見し、儀礼の

交換を行なった後交易したように、蝦夷地との交易はフムシャ（久瀧の挨拶）と唱えて、交易に出かけた者と場所の酋長との間に儀礼の交換があった後交易が行なわれた。

この交易は、蝦夷の欠乏する物を供給するという意味から、介抱と呼び、事実、これによって蝦夷の生活は向上し、飢餓の憂は遠のいたと思われる。

(蝦夷物産)

蝦夷地に人を派遣する必要は、こうした交易だけに止まらず、戦国時代から武將に珍重された鷹、商業の発達と共に重要になった砂金、木材、鮭など、蝦夷地に豊富に産し需要も多いが、蝦夷に任せておくことの出来ない産物があった。

藩はこれらの採取を希望する者にも同じく運上金を納めさせ、掟を守り、蝦夷と直取引をすることなく、また蝦夷に迷惑をかけないことを誓約させてこれを許した。

こうした事業の拡大と共に、これらに従事し、もしくはこれらに従事する者に物資を供給する商人は、最初は土人の家屋を借りて宿り、季節が終わると本国に引上げたが、次第に永久的な店舗を設け、自らもしくは番頭、手代、奉公人を常駐させるようになった。

(商業立藩)

こうして松前は、地元の者に物資を供給すると共に、諸国から集まる船や旅人の世話をする店舗（多くは出張所）を持った近江、北陸、出羽などの商人、それに雇われて働くもの（蝦夷地行き船頭、通辞、番人など）、および商店から仕込を受けて生活する者（漁業者）から成立っていた。要するに商人、船人、漁民の集まる港町だったのである。

住民の多くは、藩主はじめ藩士をも、米増並に日用品のすべては旅人である商人から仕送りを受けて生活し、蝦夷交易を行ない、もしくは鯨、昆布、鮭、それに長崎俵物として珍重された干鮑、煎海鼠等の生産に従い、それを仕込主に納め、或者は蝦夷地に出稼することによって生活を維持していた。

従って農耕はただ日常の不足を補うに止まり、工業などは全く発達せず、すべて他国からの供給にたよっていた。

(場所請負商人)

蝦夷地の事業も、最初は蝦夷の集まる、船泊りのいい場所に仮小屋を建て、もしくは蝦夷小屋を借りて交易し、満船になると引揚げた。

しかし、産物が増すにつれて滞在期間も長くなり、交易も恒常化すると、その建物は永久的なものとなり、殊に商人が知行主に替って交易に当るようになると、直接使用人を派遣して滞在させ、出張店の形をなし、やがて蝦夷交易以外の諸産業にも手を広げるようになった。

この出張所は、すくなくともこの事業に課せられた運上金を生み出さねば

ならぬ場所として運上屋と呼び、一定の条件で運上金の納入を請負うという意味でそれを経営する商人を場所請負人と呼んだ。

(アイヌ雇用)

場所請負人は、単に蝦夷の産物を交易によって集めるだけではなく、蝦夷を使って、従来蝦夷が使わなかった能率の高い道具を与えて増産を図り、従来蝦夷が利用しなかった産物を商品化した。

それには従来の蝦夷の労働組織を改めて、蝦夷が商人の指図に従って能率的に働くようにせねばならなかったが、交易の利益を知った蝦夷は、衣、食の料を比較的容易に得られるだけではなく、酒、煙草などの嗜好品も覚えて、これなしではすまされなくなり、商人はこれを前貸をしたので、何時しか商人の駆使に甘んぜねばならない様になっていた。

彼等は、請負商人にたよって、派遣された使用人の指揮に従って働く労働者と化していったのである。

運上屋には直接蝦夷を指揮して働かせる番人、それを指揮する支配人、支配人を助ける帳役、これ等と蝦夷との間の意志疏通を図る通辞などが派遣された。

新に漁場が開かれ、それに運上屋の出張所である番家が設けられ、漁期には番人が土人を率いてそこに詰めた。

最初は漁期が終わると引揚げたが、漁業が盛んになると漁具や産物を貯える蔵が建ち、これらを管理するために商人の使用人が年中運上屋に駐まるようになった。

(アイヌの従属民化)

松前藩は、藩と交易を行なう蝦夷の酋長に乙名おとなの名を与えて特別の待遇をしたが、こうなると、運上屋の命令を部下に伝えてその実現を図る、乙名の補助者こづかい小使なるものが任命され、特別の役料が給与されることになった。こうして蝦夷は、風俗・習慣・生活こそ元のままであっても、最早独立した存在ではなく、全く松前に従属したものとなってしまった。

こうした過程は蝦夷地全体に対して同時に進行したものではない。

松前から便利なところ——それは地理的距離ではなく、産物の豊富さ、船路の良さ、泊地の有無、更にはその地に住む蝦夷の友好度などによったと思うが——から始まって次第に奥地に及んでいた。

瀬棚、国縫を結ぶ線以南は藩初からこうした関係にあったと思われるが、藩の勢力が石狩低地帯に及んだのは寛文以後、厚岸に交易船が派遣され始めたのはすでに藩初であったが、これが東端根室附近にのび、更に国後島に及んだのは宝暦年間、真に支配が行きわたったのは寛政十一年幕府直轄以後のことである。

西海岸でも同様で、交易船が宗谷に派遣されるようになったのは貞享年間、南樺太・斜里に及ぶようになったのが寛政二年、真にこれらの地方に支配が行き届いたのは文化四年幕府直轄以後のことであった。

(交易商人の繁盛)

蝦夷地の場所は天明年間で五十ヶ所、春になるとそれぞれの場所に行く船が運上屋雇員をのせ、交易品や漁具、生活必需品を満載して松前港を出港する。

それを追うように、松前の産物を買集めるために諸国の船が、これも米、塩、酒その他の松前人の必需品を満載して松前の港に集まって来る。

その賑いが蝦夷地の鮭漁を終わって切上げて来る船との取引がすむまでつづく。

大店は蝦夷地行きの船の仕込み、諸国からの商船の世話、産物取引の斡旋などに忙しい。

蝦夷交易も、松前住民への仕込みも、漁猟の不安定さと航路の危なさと危険を免れなかったが、それに見合う利益率を見ることができたし、諸国商人との取引は、藩制によって、これらの商人が組織する問屋を通さねば行なうことが出来なかったので、取引毎に手数料をとることができた。

是等の商人は、大きな店舗を設け、土蔵を立て並べ、「江戸にもない」といわれる豪勢さを示した。

彼等は松前藩の御用商人として、又経済関係を実際に司る沖ノ口の下役人として、藩の死命を制していたのである。

しかし、彼等の多くは旅人であった。

店舗はその支店、それに勤める支配人以下丁稚まで交代に国元から派遣されていたものであった。

彼等の生活は上方風を受けて豪華なものとなったが、いわば鉢植の花であった。

自らは根をおろさず、本店の都合によって惜気もなく去って行くものであった。

(民の境涯)

松前の百姓は、これらに依存して生活を保っている人々であった。

商人の仕送りを受けて鯨漁や鮑突、昆布漁などの小規模漁業に従事し、不足なところは商人に雇われて蝦夷地に行ったり、船員を相手に商売したりした。

商売といっても煮売や甚だしいものは子女に春をひさがしていたのである。

多くは、郷里を喰いつめてこの地で新しい運命を開拓しようとする者、中には犯罪者、無頼の行為のため戸籍を除かれた無宿者、帳外ちょうはずれ者もいた。

松前藩は沖ノ口で厳重に検査して、好ましくない者は上陸を許さず、また永住者は土地に身元のたしかな親類縁者のある者に限ったが、充分に取締ることができなかった。

(アイヌの境遇悪化)

蝦夷地に赴く人々の中には往々にしてこうした人が交っていた。

彼等は私利のために、蝦夷に対して種々の圧迫を加えた。

交易が主たる時代は交易品の質や量をごまかして掠奪に等しい行為をし、労務が主となると、ただ同様でこき使った。

その上蝦夷の婦女子と通じ、争が起るとかえってやりかえして償をとる有様だった。

蝦夷は耐えかねて叛乱したが却って惨敗し、事情は更に悪くなりつつあった。

従来何処に行くにも自由で、誰とでも取引の出来た筈の蝦夷は、決められた商人以外の者との交易は禁ぜられ、松前との往来もウヰマム以外は許されず、そのウヰマムも最初の藩主の同盟者という立場から臣従関係に変わっていた。

日本語の使用は許されず、風俗を易え新しい技術を採り入れることは禁ぜられてしまった。

(ロシアの進出)

そこへ、シベリアを横断しカムチャッカ半島を征服したロシアが一七一一（正徳元）年から千島列島の経略に着手し、一七二八（享保十三）年から政府が直接参加し、土人の帰服を図りつつ次第に南下し、一七七〇（明和七）年ウルップ島に進出し、そこを根拠としてわが国に通商を求めて北辺に來航するようになり、ウルップに出稼していたそれ以南に住む蝦夷の中にもこれを親しみ、感化を受ける者が出来て来た。

これを知った幕府は、天明五（1785）年以来幕吏を派遣して詳細な調査を行なった結果、松前藩のような小藩ではロシアに対抗して北辺を守ることができないことを知り、寛政十一（1799）年、先ず知内より亀田までの松前東海岸および東蝦夷地（小安より知床半島に至る蝦夷島海岸および色丹、国後等の島々）を上知して直轄とし、未だわが国もロシアも手をのばしていなかった択捉島を開発して支配権を確保し、文化四（1807）年には更に残る西蝦夷地を直轄にし、樺太島南部から完全に満洲の支配を排除して蝦夷地の支配権を確立した。

この直轄は文政五（1822）年廃止され松前氏に復領させたが、幕府の仕来った法を守るべきを命じ、安政二（1855）年には再び蝦夷地の大部分を直轄し、万延元（1860）年その一部を東北各藩に割いて経営せしめたが、幕府の方針を踏襲せしむることにして明治に及んだ。

(アイヌ同化保護策)

幕府は、蝦夷地を確保するために、蝦夷に対しては同化保護政策をとると共に幕吏や東北諸藩の兵を要所に駐在させ、蝦夷地の開発を図り、蝦夷地への出稼、移住を奨励した。

すなわち、蝦夷に対しては、交易を直轄にし、もしくは監督を強化してそ

の不正を正し、産業を指導して増産を図り、報酬を正しく与えて収入を確保せしむると共に、貧窮者を恵み、医療をととのえて厚生を図り、更に諸種の禁令をといて、生活の向上を図ると共に、積極的に風俗を改め、日本語を習うことを奨励し、名さえ日本風に改めさせようとした。

殊にロシアと境を接する択捉島では、蝦夷の称さえ廃し、出稼人と全く同じ待遇にした。

その限りにおいて蝦夷の生活は著しく向上したかに見える。

(アイヌの下民化)

しかし一方、一層強い強権が加わって、蝦夷の地位は事実上一層低下した。蝦夷地産業の直轄によって産業規模は益々大きくなり、蝦夷は全く独立生産者たる地位を失い、労働者と化し、その労働は益々強化されたばかりではなく、官吏の蝦夷地在住、往來がはげしくなると、送迎、案内、荷持、馬率、渡船、宿泊、それに駐在者の飯炊、使走りまで、下級労働はすべて蝦夷の一層にかかり、それが賦役の形で半強制的なものとなった。

(疫病)

更に内地人の出入がはげしくなると、疱瘡、梅毒などの伝染病が侵入し、それらの病に対しては殆んど処女地であったから、病は暴威を振って、多くの人口を失った。

すなわち、蝦夷の戸口調査がやや正確に行なわれるようになった文化年間から幕府が再び蝦夷地を直轄するに至った安政年間まで約三十年余の間に、蝦夷の戸口は二万六千余人から一万九千、約その三分の一を失ったのである。

故に、再直轄の時は、蝦夷は疱瘡を恐れて山中に逃げ込んだために一層深刻になったのだが、蝦夷地における労力不足が深刻化し、遂にわが国最初の強制種痘を行なってこの終息を図らねばならなかった。

(場所労働の境遇悪化)

この状態は、文化九年幕府が蝦夷地の経営を再び場所請負商人の手に委ねるようになってから一層深刻化したようである。

場所請負人は幕府の御用商人たる地位を得た。

蝦夷を自由に使役する権利を蝦夷地経営の義務と共に継承した形になったのである。

彼等は蝦夷の生活を保障する義務を負ったが、またこれをほしいままに使役する権利を得た。

当時の場所請負制度下の蝦夷の生活が如何に悲惨なものであったかは、本巻に収めた『近世蝦夷人物誌』によって察することができる。

(アイヌ自治の終焉)

これに対抗する蝦夷の自治は全く壊されてしまっていた。

幕府は寛政十一年蝦夷地直轄と共に、従来化外の民であった蝦夷にも国法を適用さすべしとし、但し複雑なものにはたえ得ないというので三章の法

を設けた。

すなわち、

一、邪宗門にしたがふもの、外国人にしたしむもの、その罪重かるべし。

一、人を殺したるものは皆死罪たるべし。

一、人に疵つけ又は盗するものは其ほどに応じ咎あるべし。

条文は簡単であるが、それは従来自らを自らの法式で治めて来た蝦夷に、我国法の及ぶことを意味していた。

蝦夷独特の裁判法、すなわち、酋長、長老を中心としたチャランケ、サイムン、紛争解決法としてのウカル、ツクナイは陋習として、入墨、耳鑲、メツカキク、死人のある時家を焼く事等と共に禁止され、裁判は酋長、長老の手を離れて通詞、支配人、詰合役人の手に移り、乙名、小使なども、酋長や長老ではなく、請負人や詰合役人が選任するものとなってしまう、オムシャは、掟書を読み聞かせ、役土人を任命し、徳行者を表彰し、貧窮者をめぐむ行事となってしまった。

(鯨乱獲・凶漁・追鯨)

蝦夷地の変化に呼応したように松前も大きく変わりつつあった。

天明の凶漁である。

従来松前地方の生命は鯨漁だった。

毎年春になるときまって群来て、寡婦でさえも鯨割きを手伝ったり、拾鯨といって海岸に落とされた鯨を拾い集めて身欠みがきを作っても相当の収入をあげることが出来た。

多くの者はこれで一年の生活の資を得ていたのである。

ところがその鯨が、天明の凶漁を境にして群来が不定になった。

松前では前浜に寄せる鯨をたよりに生きることは不安になったのである。

一方、奥地の方では鯨が相変らず豊漁だった。

人々は、追鯨と称し、船を仕立てて網や食糧を積み、鯨を追って蝦夷地に出稼するようになった。

藩は納説を条件として是を許し、場所請負人は収穫の二分を受取ってこれを認めた。

(締粕製造)

一方、北陸航路は瀬戸内航路とつながり、大阪と直通することになった。

大阪を中心に発達した木綿、藍、米などの耕作法は肥料として乾魚の需要を増し、従って魚油をとった後の締粕が市場を得た。

蝦夷地では締粕の材料として鱒が使われていたが、やがてこれが鯨に替った。

粕は身欠とちがって僅かな労力で処理することができる。

漁場主は大網を用い、大量に漁獲してとれを締粕に製して販売した。

締粕の製造は蝦夷の労働者化を促進したが、また差網で身欠を製造する追鯨の人々をも圧迫した。

小前の差網業者は、蝦夷地の差網が鯨の凶漁を招くものだと暴動さえ起こし、松前藩はこれを禁止していたが、事実上これを阻むことができず、安政二年、幕府は冥加金を納入させ、これで小前の者を救済する方法をたてることにして差網の使用を公認した。

一方、蝦夷地の区別を撤廃して出稼を奨励する方針に出たので、漁民は次第に北上して漁場を開き、やがて山越内、小樽内などは村並となる程の村落を形成して、鯨漁の中心は松前を離れて奥地へと移っていった。

江差はその出稼人の仕込場所、従って鯨の集散地として栄えるようになった。

(松前地の繁栄)

函館は東蝦夷地を直轄した幕府の根拠地となることによって勃興したが、安政元年再び蝦夷地行政の中心となり、更に開港場になることによって名実共に首府となり、繁栄は松前城下をしのぐ有様になった。

この三港〔松前・函館・江差〕の繁栄によって、松前地は蝦夷地の基地としての性格を強化し、商業が栄え、住民の職業も多彩化し、生活も向上して、独立稼業を営むものも多くなり、ようやく内地並の社会が生まれる素地が築かれていったのである。

(米作の不発)

しかし、わが国近世の基本をなす農業殊に米作農家は遂に生まれず、唯、比較的豊沃な平地に恵まれた函館、江差附近に、藩や幕府の援助によって、炭焼や駄付だつけの傍ら農業をする者が増加し、幕末にはこれが岩内、石狩などの平野に延びて行ったが、真の農村、殊に米作が社会の基礎となるのは明治の末である。

(まとめ)

従って北海道の近世は、行政としては封建制の形をとっていたが、これが基礎となるものは自然物採取であり、これを支配したものは封建領主と結んで経済を独占する商人であり、社会としては極めて不安定なものであったのである。

いわばわが国封建制度の外国であり、そこで余された者が集まって社会を作り、その上に封建制度の下に奇型化された商業資本が活動していたのである。

それは中世日本にありながら、日本の他の部分では見られない世界であった。

(史料)

こうした社会の実情を知る史料は必ずしも豊富ではない。

それは、この方面に注意を向けられたことが晩く、すくなくとも戦後のことであり、辺境であるが故に文字に縁が遠く、社会が不安定であるために、史料の散佚が多かったためと思われる。

従っていやしくも庶民の生活を描き、当時の実情を知り得るものは、たとい所謂庶民史料という範疇に属さなくとも、これを貴重し利用せねばならぬ段階である。

1.3.2 <系の遷移>の視点からの通史

2 「アイヌの終焉」を講ずる

- 2.0 要旨
- 2.1 <対露列強 - 国防>課題の浮上
- 2.2 アイヌ漁獵採集生活の終焉
- 2.3 勸農政策
- 2.4 教育政策
- 2.5 適応・不適応
- 2.6 アイヌの終焉

2.0 要旨

"アイヌ民族"の否定は、作法として、「アイヌ」の意味を講じることから始まった。

つぎに講じるのは、「アイヌの終焉」である。

"アイヌ民族"派が唱える「アイヌはいまも存在する」を否定するわけである。

「アイヌ」は、人種・血統のことではない。

実際、「アイヌ」という人種・血統は、存在しない。

「アイヌ」とは、「アイヌの漁猟採集生活」を生きた者のことであり、歴史区分に出てくる「アイヌ文化期」の「アイヌ」のことである。

そして、アイヌの漁猟採集生活は終焉した。

これは、アイヌの終焉である。

アイヌのいた時代は終わって、いまアイヌはいない。

「武士のいた時代は終わって、いま武士はいない」と同じロジックである。

2.1 <対露列強 - 国防>課題の浮上

2.1.0 要旨

2.1.1 ロシアの蝦夷進出——領土拡大狙い

2.1.2 列強の開国要求——植民地狙い

2.1.3 方針：「<蝦夷地=領土>の防衛」

2.1.4 具体策：「蝦夷地入植」

2.1.5 蝦夷地防衛政策でのアイヌの位置づけ

2.1.0 要旨

2.1.1 ロシアの蝦夷進出——領土拡大狙い

2.1.2 列強の開国要求——植民地狙い

2.1.3 方針：「<蝦夷地＝領土>の防衛」

2.1.5 蝦夷地防衛政策でのアイヌの位置づけ

領土を主張するときのいちばんの大義は、「国民がそこにいる」である。蝦夷地防衛政策でのアイヌの位置づけは、このようになる。即ち、アイヌを国民として外に——特に、蝦夷地を領土に狙っているロシアに——示していく、というものになる。

政府がこの場合懼れるのは、アイヌがロシアになびく気配を現すことである。アイヌ統治は、和人がアイヌをますます見下すように進行してきた。政治は、アイヌの反抗を危惧せねばならない。こうして、アイヌ懐柔の方針を改めて立てることになる：

明治2年5月21日の詔

蝦夷は皇国の北門にして山丹満州に接し、略境界ありと雖も北門に至りては中外雑居す。
 之に加ふるに従来官吏の土人を使役する甚だ苛酷、而して外人頗る愛恤を尽す。
 故に土人往々我を怨望し、彼を尊信するに至る。
 一旦彼民苦を救ふを名として土人を煽動するあらば其の渦延て松前、函館に及ばん。
 方今の要務は渦を未然に防ぐにあり。
 函館平定の後速かに開拓教導を蝦夷に施し、人民蕃殖の域となさんとす。其利害得失各意見を陳し、忌憚する処ある勿れ。

そしてその上で、アイヌを国民にすることとして、アイヌの同化を政策にする。

こうして、アイヌは、<終焉>を運命づけられる。アイヌにおいては既に商品経済の滲透（和人製品依存および被雇用労働）が進んでいたが、これだけではアイヌの漁獵採集生活が急速に終わりになるというものではなかった。——実際、その商品経済は、アイヌがアイヌであることを利用するものであった。しかし、外患によって事情は変わる。蝦夷地は辺境のままにしておいてはならず、アイヌはアイヌのままにしておいてはならない、となったのである。

2.2.0 要旨

2.2.1 和人入植による漁獵採集生活の崩潰

2.2.2 同化施策による漁獵採集生活の絶命

2.2 アイヌ漁獵採集生活の終焉

2.2.0 要旨

2.2.1 和人入植による漁獵採集生活の崩潰

2.2.2 同化施策による漁獵採集生活の絶命

2.3 勸農政策

2.3.0 要旨

2.3.1 土地の下付

2.3.2 『旧土人保護法』(1899)

2.3.3 「旧土人」呼称

2.3.0 要旨

2.3.1 土地の下付

喜多章明「旧土人保護事業に就て」、北海道社会事業、第50号、1936.
『アイヌ沿革誌：北海道旧土人保護法をめぐって』、pp.59-78.

p.74

本道の開拓方針は、内地人を移して之に当らしむる事になったが故に内地人は歳と共に増加し、新しい天地に於て目覚しい活動が開始された。即ち明治五年、八万八千九百余人であった人口が、明治十年には十八万となり、十五年には二十四万人となった。

而して是等の移民は未だ永住の意志なく、新天地に於ける一擲千金を夢見て渡道したものであったから、眼前の利益以外何物もなく、更に永久を顧慮する処なく濫獲を行ったから、さしもの天然資源も漸く減滅し、土人等は唯一の生活資源を失って路途に迷ふに至った。

——即ち従来の如く海に漁り、山に猟して生活することは至難となった。

ここで、開拓者の土地所有は、『地所規則』(1872)が定めるところの「官有地の下付」である：

第七条

山林、川沢、従来土人等漁猟、伐木仕来シ地ト雖モ、更ニ区分相立、持主或ハ村請ニ改メ、是亦地券ヲ渡シ、^{また}爾後十五ケ年間、除租^{しご}

この規則は、「アイヌに対し一般人同様土地を下付」の含蓄を読むようには、なっている：

p.75

茲に於て開拓使は、貧窮せる者を救ふと共に、農耕に転業せしめて生活の安定を図らんとし、明治五 [1872] 年制定の北海道土地払下規則に依り一般人同様土地を下付し、家屋及び農具、種子を給与し、時には農業指導員を派して、実地に農耕を教へる等勸農政策を執った。

しかし、状況はつぎのように推移する：

p.75

されど、既往久しく漁藻の裡に育ち、何等農耕に経験なき同族は土地を管理利用する能力なきは勿論、折角給与されたる土地も動もすれば酒食の代償として喪失し、己は亦元の木阿弥^{もくあみ}となって放浪の生活を送ると言ふ状態

そこで行政は、アイヌに下付した土地が和人に篡奪されないためとして、つぎの施策を加える：

p.75

明治十 [1877] 年北海道地券発行条例を制定し、その

第十六条

旧土人住居の土地は其の種類を問はず尚総へて官有地第三種に編入すべし。

但し地方の景況と旧土人の情態に依り成規の処分をなすことあるへし。

に依り、当分の内所有権を附与することを保留し、単に事実上の割渡しをなして耕作に従事せしめ、以て和人の篡奪を防いだ。

しかし、企図したようにはならない：

p.75

かくて歳月を経過するに従って係役人が更迭し、段々之が沿革を忘れられて普通の官有地と誤認し、**一般に払下げ**ると言ふ弊害を生じた。

一面彼等は一般内地和人に伍して生活戦線に起ったものの知識文化の劣れる同族は、無惨にも一敗地に塗れ、困窮のどん底に陥ったのみならず、旧土人の土地を何時迄もかく曖昧なる状態に置く事は、弊害の醸生される原因であったが故に、之が解決をなすべき保護法制の制定は歳と共に痛切に要求されて来た。

こうして、明治 32 [1899] 年『旧土人保護法』の制定へとつながっていく。

2.3.2 『旧土人保護法』(1899)

北海道旧土人保護法案理由書

北海道舊土人ノ保護ニ關シテハ 一視同仁ノ叡旨ヲ奉シ 明治初年ヨリ之カ方法ヲ講シタリト雖 未タ十分ニ其目的ヲ達スルニ至ラス

蓋シ 舊土人ノ皇化ニ浴スル日尚淺ク 其知識ノ啓發頗ル低度ナリトス 是ヲ以テ 古來恃テ以テ其生命ヲ托セル自然ノ利澤ハ 漸次内地移民ノ爲ニ占領セラレ 日ニ其活路ヲ失ヒ 空シク凍餒ヲ待ツノ外爲ス所無キノ觀アリ

是レ蓋シ 所謂優勝劣敗ノ理勢ニシテ 復タ之ヲ如何トモスル能ハサル歟然リト雖 彼亦均ク我皇ノ赤子ナリ

而シテ 今ヤ斯ノ如キノ悲境ニ沈淪セルヲ目撃シテ之ヲ顧サルハ 亦忍フ可キニ非サルナリ

則チ 之ガ救済ノ方法ヲ設ケ 其災厄ヲ除キ 其窮乏ヲ恤ミ 以テ之ヲシテ適當ノ産業ニ依リ其ノ生ヲ保チ 其家ヲ成ヌ得セシムルハ 洵ニ國家ノ義務ニシテ 一視同仁ノ叡旨ニ副フ所以ナリト信ズ 是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル北海道舊土人保護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治三十二年三月一日

内閣總理大臣侯爵 山縣有朋

内務大臣侯爵 西郷從道

法律第二十七號（官報 三月二日）

北海道舊土人保護法

第一條 北海道舊土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一萬五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ下付シタル土地ノ所有權ハ左ノ制限ニ従フヘキモノトス

- 一 相續ニ依ルノ外讓渡スコトヲ得ス
- 二 質權抵當地上權又ハ永小作權ヲ設定スルコトヲ得ス
- 三 北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ地役權ヲ設定スルコトヲ得ス
- 四 留置權先取特權ノ目的トナルコトナシ

非サレハ地租及地方税ヲ課セス又登録税ヲ徴收セス

舊土人ニ於テ従前ヨリ所有シタル土地ハ北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ相續ニ因ルノ外之ヲ讓渡シ又ハ第一項第二及第三ニ掲ケタル物權ヲ設定スルコトヲ得ス

第三條 第一條ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算シ十五箇年ヲ經ルモ尚開墾セサル部分ハ之ヲ沒收ス

第四條 北海道舊土人ニシテ貧困ナル者ニハ農具及種子ヲ給スルコトヲ得

第五條 北海道舊土人ニシテ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル者ニハ藥價ヲ給スルコトヲ得

第六條 北海道舊土人ニシテ疾病、不具、老衰又ハ幼少ノ爲自活スルコト能ハサル者ハ從來ノ成規ニ依リ救助スルノ外仍之ヲ救助シ救助中死亡シタルトキハ埋葬料ヲ給スルコトヲ得

第七條 北海道舊土人ノ貧困ナル者ノ子弟ニシテ就學スル者ニハ授業料ヲ給スルコトヲ得

第八條 第四條乃至第七條ニ要スル費用ハ北海道舊土人共有財産ノ收益ヲ以テ之ニ充ツ若シ不足アルトキハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第九條 北海道舊土人ノ部落ヲ爲シタル場所ニハ國庫ノ費用ヲ以テ小學校ヲ設クルコトヲ得

第十條 北海道廳長官ハ北海道舊土人共有財産ヲ管理スルコトヲ得

北海道廳長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ共有者ノ利益ノ爲ニ共有財産ノ處分ヲ爲シ又必要ト認ムルトキハ其ノ分割ヲ拒ムコトヲ得

北海道廳長官ノ管理スル共有財産ハ北海道廳長官之ヲ指定ス

第十一條 北海道廳長官ハ北海道舊土人保護ニ關シテ警察令ヲ發シ之ニ二圓以上二十五圓以下ノ罰金若ハ十一日以上二十五日以下ノ禁錮ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

附 則

第十二條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十三條 此ノ法律ノ施行ニ關スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

2.3.3 「旧土人」呼称

"反差別" キャンペーンは、『旧土人保護法』の「旧土人」の用語を、差別語に仕立てる。

即ち、「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」を唱える。

「旧土人」の用語の経緯は、はっきりしている：

それは、明治11年11月4日付本支庁宛の「第二十二号達」である：

旧蝦夷人ノ儀ハ 戸籍上其他取扱向一般ノ平民同一タル勿論ニ候得共 諸
取調者等區別相立候節ノ称呼一定不致候ヨリ 古民或ハ土人旧土人等区々
ノ名称ヲ付シ不都合候条
自今區別候時ハ 旧土人ト可相称
但旧土人ノ増減等 後來ノ調査ニ差支サル様 別ニ取調置ヘシ

この文言の中の「旧土人」は、差別語ではない。

「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」は、デマゴギーである。

"アイヌ学者" は、「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」を言う者である。

翻って、「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」は、"アイヌ学者" の目印になる。

2.4 教育政策

2.4.0 要旨

2.4.1 『旧土人児童教育規程』(1901)

2.4.0 要旨

喜多章明「旧土人保護事業概説」, 北海道社会事業, 第 51 号, 1936.

『アイヌ沿革誌: 北海道旧土人保護法をめぐって』, pp.79-105.

p.83

旧土人の教育は勸農と相俟って、**保護法**の重大使命の一つである。既に述べた如く藩政時代数百年に亘って非同化、非教育主義の下に隔離され来た同族を、表裏一転教導して一般同様の民たらしめんとするにあった。それだけに本件は急施を要したるは言ふ迄もない。

されど当時旧土人は同化未だ進まざるのみならず、草創時代の本道の事として、町村の基礎も確立されない状態であれば、町村費を以て土人部落に教育施設を講ずるが如きは到底及ばなかった。

で、明治三十四年より十ヶ年計画を以て国費支弁の小学校二十一校を建設することとし、その他の部落の土人に対しては、委託料を給して一般小学校に収容し、極力教育の普及を図った。

2.4.1 『旧土人児童教育規程』(1901)

・「旧土人児童教育規程」(庁令第四十二号), 1901(明治 34)

第一条

尋常小学校ニ於テ 旧土人児童ト其ノ他ノ児童トヲ區別シテ教授スル場合ハ 旧土人児童ノ教科目各学年ノ教授ノ程度及毎週教授時数ハ 此ノ規程ニ依ル

第二条

旧土人児童ノ教科目ハ 修身、国語、算術、体操、裁縫(女子)、農業(男子)トス

第三条

旧土人児童ノ各学年ノ程度及毎週教授時数ハ 別表ニ依ルヘシ 但土地ノ情況ニ依リ 農業中水産ヲ關クコトヲ得 前項ノ規定ニ依リ難キ事情アルトキハ 管理者又ハ設立者ハ 其ノ事情ヲ具シ 北海道庁長官ノ認可ヲ受ケテ 其ノ毎週教授時数ヲ増減スルコトヲ得

第四条

尋常小学校若ハ其ノ分教場ニ於テハ 児童ヲ旧土人ト其ノ他ノ者トノ二部ニ分チ 一部ノ教授了リタル後他ノ一部ヲ教授スルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ 毎日ノ教授時数ヲ各部三時以上トス 但特別ノ事情アルトキハ 其ノ一部ハ之ヲ二時ト為スコトヲ得

第五条

前条ノ規定ニ依リ児童ヲ二部ニ分チ教授スル学校ハ 明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則第三十九条ノ半日小学校ト同視ス

第六条

本令ハ明治三十四年四月一日ヨリ施行ス

別表(省略)

・「旧土人教育規程」, 1916(大正 5)

旧土人児童ノ小学校教育ハ 此ノ規程ニ依ル。

第2条

旧土人児童満七歳ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始ヲ以テ就学ノ始期トス。
但シ心身ノ発育特ニ良好ナル者ニ在リテハ、区町村長戸長ニ於テ監督官庁ノ認可ヲ受ケ、就学ノ始期ヲ一箇年繰リ上グルコトヲ得。

第3条

旧土人児童ノ尋常小学校修業年限ハ 四箇年トス。

但シ土地ノ情況ニ依リ、管理者又ハ設立者ニ於テ、監督官庁ノ認可ヲ受ケ六箇年ニ延長スルコトヲ得。

第4条

旧土人保護法ニ依リ設置セル小学校及旧土人児童ト其ノ他ノ児童トヲ區別シテ教授スル尋常小学校ニ於テハ、其ノ教科目各学年ノ教授ノ程度、及毎週教授時数ハ、第一号表及第二号表ニ依ル（表ハ略ス）

土地ノ情況ニ依リ 管理者又ハ設立者ニ於テ、監督官庁ノ認可ヲ受ケ季節ヲ限り、前項ノ毎週教授時数ヲ 十八時間マテ減スルコトヲ得。此ノ場合、学校長ニ於テ各教科目ノ毎週教授時数ヲ斟酌配当スヘシ。

実業ハ土地ノ情況ニ依リ、学校長ニ於テ適宜農業又ハ手工工ノ実習ヲ為サシムヘシ。

第五条

旧土人保護法ニ依リ設置セル小学校ニ於ケル教員ノ配置ハ、小学校令施行規則第三十五条ノ規定ニ依ラサルコトヲ得。

正教員ヲ得難キ場合ニ於テハ、同一設置区域内ノ小学校長ヲシテ学校長ヲ兼ネシム。

第六条

学校長ハ修業年限ノ終ニ於テ、尋常小学校四学年、若ハ六学年ノ課程ニ依リ、相当ノ成績ヲ認メタルトキハ、卒業証書ヲ授与スヘシ。

第七条

前条ノ尋常小学校四学年ノ卒業者ニシテ引続キ尋常小学校ノ教科ヲ修メムトスル者ハ第五学年ニ編入スヘシ。

第八条

本規程ニ依リ卒業ノ認定ヲ受ケタル者ハ、尋常小学校ノ教科ヲ修了シタルモノトス。

第九条

本規程ニ定ムルモノノ外ハ 小学校ニ関スル規程ニ依ル。

2.5 適応・不適応

2.5.0 要旨

2.5.1 移植・絶命

2.5.2 自営農に不適応——惰性の法則

2.5.3 個体差

2.5.4 不適応を択る

2.5.5 「救済」

2.5.6 窮民化

2.5.0 要旨

生態系の遷移は、個の次元では「適応」である。

生態系は、《自己参照 (self-referential) を以て、均衡状態をその都度実現 / 更新》を自動運動する。

この個の次元が、「適応」である。

個の次元の適応は、種の浮沈を現象する。

生態系の遷移は、種の次元では、優劣関係の変化である。

そしてこの中で、絶滅する種もある。

蝦夷地統治が＜対露列強 - 国防＞の時局に入っていく中で、アイヌは同化を仕向けられるものになる。

アイヌは、大きな流れとしては、同化に適応していく。

その中には、大小様々の不適応、そしてまた決定的不適応があるわけだが、世代交代も合わさって、アイヌは最終的に同化する。

——ここに、アイヌは終焉する。

適応は、＜強いられる＞と＜折る＞の二つのベクトルの彩^{あや}である。

アイヌは、同化を強いられ、かつ同化を折る。

そしてそこに、「個の多様性」を現わす。

「適応」は、「是非」のはなしではない。

「是非もなし」のはなしである。

「適応」は、「現成」("No more than this") である。

2.5.1 移植・絶命

植物を土から抜いて、他の場所に植える。

その植物は、これによって、死ぬ。

土から抜くとき根を傷めてしまったというのが、理由ではない。

土込みで植物のカラダだったというのが、理由である。

植物の成長は、自分の生きる系の構築である。

これまで構築してきた系を壊された植物は、また一から系を構築し始めるということはできない。こうして、死んでしまう。

そこで、植物の移植は、植物が植わっていた周りの土を落とさないようにして、土ごと移植するわけである。

島の火山が噴火を起こす。

行政は、島からの住民退去を措置する。

島から移住させられた者は、移住先で＜腑抜け＞になる。

年寄りには、適応力が弱いので、ストレスでカラダを壊す。

強制移住させることが、島にそのまま居させるのより、ほんとうによいのか、という話になる。

実際、行政が強制移住を措置するのは、先ずは自分のためである。

即ち、自分が後で責任追及されることのないようにするためである。

機関の施設移転は、別モノ機関への転生になる。

機関の伝統が、移転によって失われてしまうからである。

建物と人は、別々ではない。

一緒である。

建物と人が合わさって、機関という＜生きる系＞である。

大津波災害からの復興として、行政は住民の移住を措置する。

これまでの居住地を「危険地域」と定め、「安全地域」に強制移住させる。

移住は、人のこれまでの営みの終了になる。

これまでの文化を終わらせる。

同じものは、現れない。

「復興」は、「失ったものを取り戻す」ではない。

「別モノを始める」である。

1875年、日本とロシアの間で、樺太・千島交換条約が締結される。

そしてこれに基づき、樺太のアイヌの強制移住が措置される。

彼らは、一旦宗谷に置かれ、さらに翌年石狩国対雁に移動させられる。そしてここで、多くが死ぬ。

アイヌイデオロギーは、これを「虐待」の話にする。しかし、悪意や、虐待のつもりは、ここには存在しない。

伝染病の流行が大量死の直接の原因だが、この場合に関しては、罹患も適応障害のうちということになる。

ひとは何でこんなにもあっさり死ぬものかといぶかしがるかも知れぬが、地面からただ引き抜いて植え替えた草木があっさり死ぬのと同型である。

野生動物が檻に入れられてショック死するのと同型である。

このとき、動物の移動でショック死させてしまった動物園飼育員に、悪意や、虐待のつもりはない。

アイヌは、強制移住が措置されると、あっけなく滅ぶ。

アイヌとは、人のことではなく、生態系のことである。

強制移住は、人が裸状態で別の地に置かれることである。

裸状態で移植された植物が絶命するように、アイヌは強制移住で<絶命>する。

<絶命>の重要な意味は、「これまでの自分の生き方の絶命」である。

アイヌのいちばんの大事は、神事である。

強制移住先では、この大事が真っ先に捨てられる。

理由は単純で、神事が<似合わない>からである。

そして、神事の廃棄即ちアイヌの終焉である。

砂沢クラ、『ク スクップ オルシペ 私の一代の話』、北海道新聞社、1983

p.72

私たち近文のアイヌが住みなれた土地と家を追われ、荒れ地の中に和人が建てたマサ小屋に移り住んだ年（明治四十年）の秋のことです。

祖父のモノクテエカシの妹、ニイトマフチがエカシの身を案じて、ハママスケ（浜益）から歩いてやってきました。フチは「兄のことが気になって夜も眠れない。汽車に乗る金がないので歩いてきた」と泣きながら言うのです。

何日かたって、ニイトマフチはトウス（予言）をしながら、こう言いました。「兄さんが住んでいた古い家にあったイナウサン（祭壇）には六十頭のクマの頭の骨が祭ってあった。それを和人たちが古川に捨て、土を盛り、道路にして踏んでいるので神が怒っている。イナウ（ご幣）を六十本作って神におわびをしないと、ひどいことが起きる」

ニイトマフチは祖父に、母も父に「イナウを作って神に祈って」と何度も何度も頼んだのですが、祖父も父も「神の怒りは和人にかかる」と言って取り合わず、一本のイナウも作りませんでした。いままで、ずっと神を信じ、神をうやまってきた祖父や父なのに。和人に土地を奪われ、組末なマサ小屋に住まわされることになって、もう神に祈る気持ちになどなれなかったのかもしれない。

2.5.2 自営農に不適応——惰性の法則

アイヌは、狩猟採集を生業とすることをやめ、被雇用を択ぶ。
このとき、生業の選択肢に、自営農というのもあった。
しかし、アイヌは、自営農という生業には不適応を現す者になる。

不適応は、つぎの二つが要因になっている：

- a. 農業という生業の、本来的困難
- b. 体質・世界観の惰性

農業の開始は、開墾から始まる。
併せて、灌漑用水を整備することが要る。
これは、治山治水にまで広がっていく。
作物栽培の段に入っても、無事収穫とはならない。
自然災害があり、動植物被害がある。
これらを乗り越えるには、よほどの知識能力と労働能力が要る。

この方面の知識能力と労働能力は、アイヌの持たないものである。
こうして、「旧土人保護法」は、意図は「保護」でも、「保護」にはならない。
アイヌ自営農化施策は、開拓民施策と同様、当事者に辛酸を舐めさせることになる。（農政は、常にノー政である。）

また、アイヌは、「自然との共生」で生きてきた者である。
「自然との共生」は、《自然に自分を合わせる》である。
ところが、農業は、《自然に立ち向かう、自然を治める》である。
《自然に立ち向かう、自然を治める》は、アイヌの体質・世界観と合わない。

北海道に農業が入るのは、明治政府による「北海道開拓」からである。
それより前に農業が入ることがなかったのは、農業が入る土壤がそもそもなかったからである。
北海道史のテキストのうちには、「北海道は寒冷地」を農業が入らなかった理由として述べるものがあるが、それは間違いである。

2.5.3 個体差

「適応」は、〈従来型に見切りをつける〉からである。
〈従来型に見切りをつける〉をひとに迫る状況は、ひとの能力格差を現す。
〈アイヌを生きる〉に見切りをつけ、これを捨てられる者は、「できる者」である。
どうしてよいかわからず、取り残される者は、「できない者」である。

「できる者」は、自分の子には〈和人を生きる〉をさせる。
その子は、親の「先見の明」と「できる DNA」、そして子ども特有の柔軟性・可塑性によって、〈和人を生きる〉を自分のものにする。

知里真志保『アイヌ民譚集』（岩波文庫）、岩波書店、1981。
「後記」、pp.165-171。

pp.168-170

かくて、今日においてもなお、案外に多くの人々が、アイヌとさえ聞けば、いまだに熊と交渉を有^もって、文献の示すがごとき原始的な生活を営んでいるものと想像し、アイヌ民族に関して何か書く所があれば、それが直ちに現在の生活であるかのごとく思惟してしまう。
例えば今でも男は楡^{にれ}の皮糸で織ったアツシなるものを纏^{まと}い、女は口辺に入墨を施し、熊祭の行事を営み、鮭や熊の肉を主食物となし、暇さえあればユーカーラ^{ユーカーラ} オイナ^{オイナ} 詩曲や聖伝を誦し合^あって、老も若きも例外なしにアイヌ語の中に生活しているものと思ひ決めてしまう。

しかしながら実際の状態はどうであったか。
なるほどいまだに旧套を脱しきれない土地にもあるにはある。
保護法の趣旨の履違えから全く良心を萎縮させて、鉄道省あたりが駅頭の名所案内に麗々しく書き立てては吸引これ努めている視察者や遊覧客の意を迎うべく、故意に旧態を装^まって金銭を得ようとする興業的な部落も二、三無いでは無い。
けれどもそれらの土地にあってさえ、新しいジェネレーションは古びた伝統の衣を脱ぎ捨てて、着々と新しい文化の摂取に努めつつあるのである。

これを私の郷里——北海道胆振国幌別郡幌別村——だけについていうならば、そこではもはや、炉ぶちを叩いて夜もすがら謡い明かし^{ききあか} 聴明す生活は夢と化し、熊の頭を飾って踊狂う生活にいたっては夢のまた夢と化してしまった。
新しい社会における経済生活の圧迫や、滔々として流込む物質文明の眩惑は、彼らをして古きものを顧るに^{いとま} 違なからしめた。
生活のあらゆる部門にわたって、「コタンの生活」は完全に滅びたとい^いてよい。
四十歳以下の男女はもちろんのこと、五十歳以上の男子といえども、詞曲・

聖伝のごとき古文辞を伝え得る者はほとんど無い。
 綾かに残っている数人の老嫗たちですら、今では全く日本化してしまって、
 その或者は七十歳を過ぎて十呂盤そろばんを弾き、帳面を付け、或者はモダン婆あだな
 綽名で呼ばれるほどにモダン化し、或婆さんは英語すらも読み書くほどの
 物凄さである。
 毎日欠かさず新聞を読んで婦人参政権を論ずる婆さんさえいるのである。
 内地人の想像さえ許さぬ同化振りではないか。

以上は私の生れた幌別村の現状である。私は生れたのは幌別村であったが、
 育ったのは温泉で有名な登別であった。そこではもはやアイヌの家が
 二、三軒しかなく、日常交際する所はほとんど和入のみであったから、私
 は父母がアイヌ語を使うのをほとんど聞いたことがなかった。
 だから、祖母と共に旭川市の近文コタンちかぶみで人となった亡姉幸恵は別として、
 私たち兄弟は少年時代を終えるまでほとんど母語を知らずに通したといっ
 てよい。
 私が意識的にアイヌ語を学び始めたのは、実は一高へ入ってからのこと
 である。
 本来は母語であるはずのアイヌ語も、私に関する限り、英語・仏語・独語
 などと全く同様に、遙か後になって習得された外国語に過ぎない。
 学校の休みで帰省するごとに、幾らかの暇を割いては前述の婆さんたちを
 訪ねて廻り、一語一語の意味を、根問きい葉問はいしては丹念にノートへ書留
 めて、どうやら詩曲が分るようになったのはつい最近のことである。

本多勝一「北海道アイヌ」こと貝沢正氏の昭和史」

『先住民族アイヌの現在』，朝日新聞社，1993. pp.75-94.

pp.78-80

コタンコロクル（村の首長）の家系だった〔母方の祖父〕コタンピラは、
 膨大なユーカラの伝承者でもあった。またその妻（正の祖母）かぬもれ
 はウエベケレ（昔話）の伝承者として、金田一の弟子・久保寺逸彦の記録
 にあらわれる。

貝沢正が物心ついたころ、父方も母方も祖父母が元気だった。曾祖母
 も一人いた。祖父は二人とも立派なヒゲを長くのばし、祖母と曾祖母は
 三人とも口のまわりに入れずみをしていて、みんながアイヌ語で話し、ア
 イヌ文化を継承していた。そして初孫だった正は、四人の祖父母からか
 わいがられ、甘やかされた。

……

〔コタンピラ夫妻は〕幼い孫に、アイヌ伝承文学どころかアイヌ語さえ教
 えず、むしろ反対に、シサム（日本人）の「おとぎばなし」を日本語で
 かせた。

……

幼少の正は、母の実家でコタンピラ老夫妻からきいた「日本のおとぎばな
 し」を、帰ってから父方の祖父母に日本語で聞かせる。大喜びの二人に

うながされるままに、一晩に同じお話をくりかえしては得意がっていた。
 「あのころアイヌ語で育てられていたら……」と、いま七六歳の貝沢正は、
 腹立たしさ・くやしき・悲しさなどの入りまじった、言葉にもならぬ感慨
 に襲われるのである。

そのような「日本化」（非アイヌ化）方針で育てられた父・与治郎は、
 自分はもちろん息子の正にも、日本的価値観を「よいもの」として脱アイ
 ヌにつとめさせた。

本多勝一「アイヌ民族復権の戦い——野村義一氏の場合」（1989）

『先住民族アイヌの現在』，朝日新聞社，1993. pp.101-136.

pp.106-109

野村義一の祖母の兄にあたる「野村エカシトク」は、アイヌ伝統社会での
 本当の意味での最後のコタンコロクル（首長）だったといわれている。

……

コタンコロクル（首長）の資格としては、つぎの四つがそろっているこ
 とがアイヌ社会での伝統であった。男っぷりがいいこと。外交手腕があ
 ること。弁論の才があること。包容力に優れること。

北海道ウタリ協会理事長として野村義一が活躍する様子は、あたかも現
 代のコタンコロクルをおもわせるところがあるが、あるいはこれは野村エ
 カシトクの後裔の一人であることも一因であろうか。

野村義一が幼少のころの家族は、母と祖母のほか四歳下の妹と計四人
 だった。祖母の子供四人のうち母は第三子で、母には兄・姉・妹がいた
 のだが、祖母と一緒に住んで世話をしたのは母である。

「父親は私が物ごころついたときにはすでにいなかったんです。そのころ
 漁業関係で本州の東北からこのあたりへずいぶん来ましたからね、青森県
 人・岩手県人・福島県人などが。そういう一人とうちの母親は恋愛をし
 て私を産んだんでしょね。秋には本州に帰って春になると来ていたそ
 うですから」

そう淡々と語る野村には、だから父親に関する消息は全くわからない。
 しかし祖母とは母親以上に密接に生活した少年時代だった。母は漁場の
 炊事仕事などで出ていることが多かったからである。小学校六年を卒業
 するまで祖母と一緒にだったという。

だが、今にして思えば本当に残念なことをしたと野村は口惜しがらる。
 その祖母と母とが二人で話す言葉はアイヌ語だったのに、義一と話すとき
 は日本語なのだ。

「だけど私らはそれが不思議だともなんとも思いませんでしたね。あのこ
 ろ祖母さんからアイヌ語を習っておけばあばよかったなと思うんですよ。
 萱野茂さん(62)も祖母ばあさんから直接アイヌ語を覚えたからこそ今日の萱
 野さんがあるわけですから」

……

こうした風景は野村義一をはじめとして、ウタリ協会副理事長・貝沢正(76)など、この世代のアイヌに広く共通する体験であろう。つまり今の50代から70代あたりのアイヌの場合、多くは次のような急激な変化を体験している。

2.5.4 不適応を択る

「北海道開拓」で、アイヌに時代の変化が急速に押し寄せる。

この変化に、アイヌは翻弄される。

生きていくためには変化に適応するしかないが、当然のこと、うまくいかない。

うまくいかず、苦勞する。

実際、環境の変化への適応は難事である。

きつくてあたりまえであり、うまくいかなくてあたりまえである。

環境の変化に対し、適応を択る個と択らない個の別が現れる。

適応を択るのは、従来型にまだ深く染まっていない個である。

従来型に深く染まっているとは、適応を択らない——不適応を択る——ということである。

特に、適応・不適応は是非のはなしではない。

実際、系の遷移は個・種の新陳代謝であるが、新陳代謝は、適応の一方で不適応があるから成っているわけである。

Cf. 老人は、不適応を択る。

現前の時代の変化は、老人には煩わしいことばかりである。

それに、時代の変化との付き合いは、習性から中途半端をやるばかりで、ひどい失敗をしてしまうのが落ちである。

「不適応を択る」には、「矜持」という面もある。

これまでの生き方に対する矜持である。

これまでの自分の生き方は、自分のアイデンティティーである。

これを变えることは、自分のアイデンティティーを無くしてしまうことである。

自分のアイデンティティーを保つ構えが、「矜持」である。

こうして、矜持は不適応を択ぶ。

個が不適応を択るとき、その不適応は必然である。

不適応は、「現成」("No more than this") である。

「不適応も適応のうち」というわけである。

2.5.5 「救済」

救済が成るとは、自活が成るということである。

ところで、救済が課題になっているアイヌの困窮は、「陸に上がったカッパ」の困窮である。

「陸に上がったカッパ」の自活は、「救済」で実現されるものではない。

こうして、行政の捻り出す「救済」は、決して救済にならない。

「救済」は、いつも行政の手前勝手・手前味噌である。

砂沢クラ、『ク スクップ オルシベ 私の一代の話』, 北海道新聞社, 1983

pp.73,74.

和人たちは「旧土人（アイヌ）の保護だ」と言ってアイヌから住みなれた家と土地を取りあげました。でも、一軒の家が五町歩も六町歩も持っていたよく肥えた土地を取りあげ、かわりに荒地一町歩と粗末なマサ小屋を一軒与えて、どうして「保護」なのでしょう。

「アイヌのササ小屋よりいい」と言って和人が建てたマサ小屋といたら、狭くて、寒くて、汚くて、使い勝手が悪く、どうにもならないものでした。

家のつくりは、八畳の畳敷きの部屋ひとつと炉のある板張り部屋ひとつきり。板張りの部屋には玄関と裏口があり、戸には障子紙が張ってあるだけでした。炉はいやに深くて使いにくく、炉の上の煙出しは開いたままなので、冬には戸口からも天井からも風や雪が入ってきます。

外壁と内壁には泥土が塗ってあって、それが移った直後からポロポロと崩れてきて汚いやら、みっともないやら。一年もたたないうちに、すっかりはげ落ちてしまいました。

町がもうけたのか、請負業者がもうけたのか。一年たって板張りに替えてもらいましたが、ほんとうにアイヌをばかにした粗末な粗末なマサ小屋でした。

こんな家なので、冬になると部落の人たちは、つぎつぎと風邪をひいたり、体をこわして死んでゆきました。身内では、祖母のテルシフチ、おじのシトゥンパックアイヌ、その長女のベルマ、おじのケトンジナイアザボの妻のモイサントック、その赤ちゃんも死にました。

寒い家ですからマキもたくさんたきます。前に住んでいたところは木原で、マキは家の周りにいくらでもあったのに、移ったところはヨシ原。遠い山まで取りに行かなくてはなりません。ほんとうに、ひどい目に遭いました。

2.5.6 窮民化

2.6.0 要旨

2.6 アイヌの終焉

2.6.0 要旨

2.6.1 アイヌ最後の時期と形態

2.6.2 「終焉」の述べ方

2.6.1 アイヌ最後の時期と形態

アイヌの生活は、いつ頃まであったか：

高倉新一郎「コタンを往く」(1949)

(高倉新一郎『アイヌ研究』収載, pp.1-15.)

pp.4,5

大正十四 [1925] 年の夏、私をはじめて室蘭を振出しに日高・十勝・釧路とコタンを訪ねて歩いた時、そこはまだ本当のアイヌの天地だった。なるべく親しんで貰おうと、麻服にハンチング、巻ゲートル姿で、鞆片手にただ一人沙流谷にはいった時などは、渡守も、馬子も、宿屋の女中さえもアイヌ人で、私を菓屋と間違った。

平取の土人病院を訪ねて、院長が診察をすますまで病室に待っていた時などは、待合の人達は全部アイヌだったが、互いにアイヌ語で語り合い、ただ注射だとか、ハイエンだとかいう単語が日本語なので話題がそれとわかるだけ、アイヌ語のしかも単語の若干を字だけで知っているに過ぎない私には、ここも日本の中だろうかと心細い限りだった。

至る所に堂々たる葎茸の「庇のピンとはねかえった」家が軒をならべ、ヌササン(幣所)には高々とカムイサバ(熊の頭骨)が祭られてあった。プー(高庫)があり、エベレセツ(熊の檻)には小熊が南瓜を喰いちらしていた。

案内してくれたEさん等は、角刈りに和服の堂々たるシャモ姿ながら、入口の前で咳ばらいをして「おはいり。」という声を聞いてから、鞠躬如として中にはいり、アイヌ語で来意を告げる、と、横座の主人はパイプを彫る手を止めていかにもゆっくり膝のゴミを払い、挨拶を終えた私を鋭い目で見通すように一瞥してから、静かに挨拶を返す。

鷹揚なものだった。

衣服は木綿の垢のついたものながら、真中から二つに分けて項までたらしした頭髪、目の下から頭全体を覆うて胸までたれた白髭、物しづかな話しぶり、私は本当のコタンコルクル(酋長)を目の前にすることができた。

彼の後には金蒔絵の漆器が山と積まれ、壁には所せまきまでに懸刀や武器、お守り等が吊され、炉には大きな木が横たえられて、火の神をまつるイナウが竝んで立てられ、天井からはツナ(吊棚)がかかり、粟の穂やウグイの燻製等をぶら下げてあった。

途で会った時、静かに目を伏せて右手で口をおおいながら片側へよけて、私達が通りすぎるまで動かなかったメノコは、黙って挨拶をして、静かに茶を煮てすすめてから、退いてまたツギ物をつづけた。

手の甲にはあざやかないれづみが怪しく光っていた。

主人は人を喰った熊とそうでない熊との見分け方や、ヌササンに藪のように茂っているイナウに根が生え芽が出たのや熊祭の時に撒いた胡桃の芽生

え等が何か特別尊いものであること、さては熊狩の話などを、私にではなく、Eさんに話すようにポツポツと、しかし何か大きな自信に充ちて語ってくれた。

「コタンの最期」は、<消滅>か<更新>か<廃頽>かである。

<廃頽>は、《身寄りのない年寄り・障害者・病人が残り、死ぬ》が「最期」の形である：

高倉新一郎「コタンを往く」(1949)

(高倉新一郎『アイヌ研究』収載, pp.1-15.)

pp.4,5

大正十四 [1925] 年の夏、私をはじめて室蘭を振出しに日高・十勝・釧路とコタンを訪ねて歩いた時、そこはまだ本当のアイヌの天地だった。
……

pp.13,14

交通の便利なところ、殊に古くから和人と接触のはげしかった海岸の部落では、幣所もなくして、普通の漁家と櫓をならべていた。血の多くは入り混って、ただ、あそこの祖父が、祖母がそうだったというに止まる。

ただ旧土人給与地という僅かな世襲財産のためにその戸数に数えられているに過ぎない。

すっかり和風化した部落のはずれに、どうしても昔の生活から抜け切れない若干の老人が、昔ながらの家に住んでいた。

しかしその老人が一人逝く毎に、こうした家が永久に失われて行く。

私は、まだ変らない部落を求めて、「あんなひどい所はない。」といわれたO村市街から三里山奥のN部落を訪ねた。U河の荒れた河原に点々と断続した貧村だった。

ある家を覗いた。柁家板囲いのちょっとした家だったが、量道具が一つもなく、窓硝子は失われ、床には二寸ほど塵がたまっていた。

空家だと思って去ろうとすると、片隅のボロの山がムクムクと動いた。

乳をふくませている母親だった。

子を背負って出て来るのを見ると盲だった。

声をかけても、返事もせずに私の側をすりぬけて、薯烟で杖をたよりに手さぐりで薯を掘り始めた。聾だったのである。

美しい子守歌を口ずさんでいた。

帰りにその主人が、浜から魚のザツパを貰って帰って来るのに逢った。

これも盲だった。

部落長から聞いた家数とどうしても合わないのによく聞くと、その裏にあるのだという。行ってみると、屋根は半ばはげ、壁は落ち、傾きかかった堀立小屋だった。私はうっちゃられた厩だと思っていたのである。

はいると、土間に藁が敷いてあるだけ、青ざめた男がボロをかついで寝ていた。

「どうしたんだ？」

と聞くと、

「もうだめだ！目が見えない。」

と、かすかな声で答えた。

「ただ一人こんな所に置いておいて、かわいそうに……。」

というと、私について歩いていた物識りの背椎カリエスでセムシになった男が、

「私が世話してます。」

といった。

その男の顔色も土色だった。

「医者に見せたの？」

と聞くと、

「見せても駄目なんです。」

と、さびしく笑っただけだった。

長いあいだ出稼ぎに出て、死ぬために帰って来たのだそうだ。

私は冷たいものが背筋を・走るのを感じた。

酋長も病気だった。

セムシの男が死ぬと、もうこの部落では昔の話を知っているものがないという話だった。

日高地方のコタンには、こうした身寄りのないアイヌの老人や、生活に追いつめられたウタリたちが集まって、ひとつのコタンを形成しているところがあちこちにある。

北海道庁の職員は、それを「日高のスラム街」と呼んでいた。

貧しさと、結核患者が多く、素性のわからないひとたちが多いためだ。

アイヌの老人のほかに、戦争混血児や外国人などが集まってくるのも特徴だ。

ひとつのチセで住人が死に絶えても、すぐそのあとにどこからともなく新しい住人が現われて住み着いてしまう。

おどろいたことに、こうしたコタンで死ぬひとたちの九割までは老人結核が死因になっているという。

<廃類>は、慢性化してそのまま続くことがあり得る。

このときは、コタンは「スラム」に変わる：

菅原幸助『現代のアイヌ——民族移動の口マン』，現文社，1966.

pp.29,30

節婦コタンからしばらく歩くと新冠の町にでた。

町役場の民生係に聞いた話では、アイヌの老人たちがコタンでねむるようになんて死んでいることがあるそうだ。

若いころは漁場や造材飯場で働いているが、年をとって収入がなくなると日高のコタンにもどってきて、淋しい生涯をおわる者が多いのだ。

ことしもユーカラの語り手だった老婆が、ひとりコタンのチセで静かに息を引きとった。

近所のひとが、おばあさんが二、三日姿をみせないのたずねてみると、土間の上でワラにくるまったまま動かない。そばで、アイヌ犬が二匹、ふとんのかわりになっておばあさんの死体を温めるように添寝していたという。

民族学の研究資料としては世界的に貴重なものといわれるユーカラの語り手だったこのおばあさんは、野良犬のぬくもりをまさぐりながら、淋しく世を去ったのである。

2.6.2 「終焉」の述べ方

知里真志保：平凡社『世界大百科事典』第二版，1955，「アイヌ」の項

【総説】

東アジアの古種族の一つ。

アイヌとはく人〉の意で、なまてくアイノ〉ともいわれた。

古くは日本の内地にも住み、日本歴史の上ではくえぞくえみし)(蝦夷, 夷, 狄)とも呼ばれた。

樺太(サハリン)のアイヌ語に雅語でく人〉を意味するくエンチウ〉という語があり、くえぞくえみし)はそれから出たといわれる。

アイヌはもと千島(クリル列島)、樺太、北海道に住み、それぞれ、千島アイヌ、樺太アイヌ、北海道アイヌと呼ばれた。

このうち、千島アイヌ(97人)は、1884年(明治17)に根室の小島シコタン(色丹)に移されて、色丹アイヌとも呼ばれたが、年々減少して数人を残すのみになり、今は日本人の中に姿を没してしまった。

樺太アイヌは、南樺太の東西両海岸各所に集落をつくって、主として漁民の生活を送っていたが、これも第2次世界大戦後はほとんど北海道に移住してしまった。

今は樺太アイヌも北海道アイヌも等しく北海道に住んでいるわけである。

人口は、北海道アイヌ約1万5000、樺太アイヌ約1300といわれているが、正確な数は不明である。

今これらの人々は一口にアイヌの名で呼ばれているが、その大部分は日本人との混血によって本来の人種的特質を希薄にし、さらに明治以来の同化政策の効果もあって、急速に同化の一途をたどり、今やその固有の文化を失って、物心ともに一般の日本人と少しも変わるところがない生活を営むまでにいたっている。

したがって、**民族としてのアイヌはすでに滅びた**といってよく、**厳密にいうならば、彼らは、もはやアイヌではなく、せいぜいアイヌ系日本人とでも称すべきものである。**

3 「アイヌ系統者」を講ずる

- 3.0 要旨
- 3.1 「系統」の構造
- 3.2 アイヌ系統者
- 3.3 「先住」概念の無効

3.0. 要旨

「アイヌ」とは、北海道史の歴史区分に出てくる「アイヌ文化期」の「アイヌ」のことである。

「アイヌ文化期を生きた者」が、「アイヌ」の意味である。

このアイヌは、既に終焉し、いまは存在しない。

「終焉」の意味は、「アイヌの漁猟採集生活の終焉」である。

終焉させたものは、明治新政府の「入植」政策である。

和人の入植は、アイヌの漁猟採集生活を成り立たなくする。

政治は、「生活崩壊のアイヌ」に対策せねばならない。

その政策は、「同化」政策である。

「同化」は、アイヌがアイヌでなくなるプロセスである。

ここで「アイヌではなくなるアイヌ」の言い回しは、矛盾である。

ここに「アイヌ系統者」——「先祖にアイヌがいる者」——のカテゴリーの出番となる。

「アイヌ保護政策」「アイヌ法」「アイヌ利権」といったのことば中の「アイヌ」は、「アイヌ系統者」のことである。

"アイヌ民族" 否定は、作法として、「アイヌ系統者」を講じる。

"アイヌ民族" 派は、「アイヌ」と「アイヌ系統者」を一緒にし、自ら混乱するとともに、この混乱を利用するからである。

3.1 「系統」の構造

3.1.0 要旨

3.1.1 先祖溯行の構造

3.1.2 「共通の先祖」

3.1.3 「族」

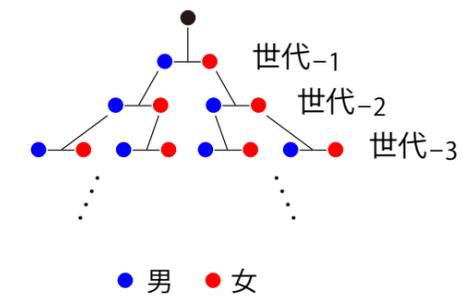
3.1.0 要旨

3.1.1 先祖溯行の構造

族の「系統」のイメージ図は、族の「先祖・子孫」網羅の絵図である。
さて、この絵図はどんなものになるか？

手始めに、自分の「先祖」の絵図を考えてみる。

ヒトの個体は、雄の個体と雌の個体の生殖で生ずる。
このとき、雄の個体を「父」と呼び、雌の個体を「母」と呼ぶ。
自分の「先祖」の絵図を、〈父・母〉の溯行図として考えてみる。
この絵図は、つぎのようになる：



ここで、横一列に書いた世代の階層は、同時期を意味しない。
個体を時間軸で配置したら、同一世代階層の横並びは上下デコボコになる。

世代 $-n$ では、 2^n の個体が並ぶ。

1世代を20年で計算すると、1000年は50世代。

1000年(50世代)溯ると、 2^{50} の個体が並ぶ。

2^{50} は、0が約15個ならぶ桁数の数である：

$$\log_{10}2^{50} = (\log_{10}2) \times 50 \approx 0.3 \times 50 = 15$$

これはどのくらいの数かというと、100億の10万倍。

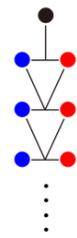
「100億人口の地球が、10万個必要」という数である。

はて、どうなっているのか？

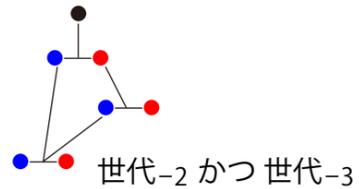
答えは、「〈父・母〉溯行図の個体には、重複がある」である。

この重複が、先祖溯行したときの〈先祖数の爆発的増加〉を相殺している。

——つぎは、最も簡単/極端な場合(2個体集団の近親配偶)：



また、同じ個体が複数の世代に属するという事も、あり得る：
 ——つぎは、最も簡単 / 極端な場合：



こういうわけで、「<父・母>溯行図」は、実際には図的に想像できない。
 ——よって、ただのことばである。

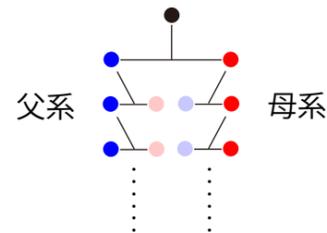
では「溯行図」は、どんなルールによるものが図的に想像可能となるか。

ここで、「父系図・母系図」の出番となる。

父系図は、自分 - 父 - 父の父 - 父の父の父 - …… と溯行するものである。

母系図は、自分 - 母 - 母の母 - 母の母の母 - …… と溯行するものである。

これは、ともに一本の線になるから、図的に想像可能である。



3.1.2 「共通の先祖」

「複数個体の共通先祖」

ひとは、このことばを自明のように受け取る。

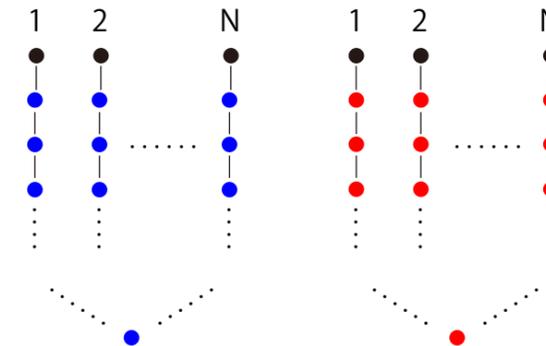
しかしこのことばは、いかようにも定義できるものである。

ひとがふつう、「先祖」を男系ないし母系で想う。

この場合は、つぎが「共通先祖」の絵になる：

男系で考えたときの共通先祖 (男)

女系で考えたときの共通先祖 (女)



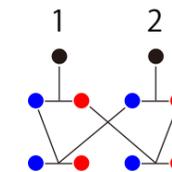
しかし<男系・女系>は、あくまでも偏った設定である。

溯行は、<男親への経路と女親への経路の両方を取り混ぜて溯行>である。

——そしてこのときの共通先祖は、男女いずれかの個体ではなく、一つの男女カップル (「アダムとイヴ」) になる。

しかし、<男親への経路と女親への経路の両方を取り混ぜて溯行>では、一般に共通先祖は一つに定まらない。

つぎは、最も簡単な場合である：



まだ問題がある。

「複数個体の共通先祖」を想うときの複数個体は、「同種の複数個体」で考えられている。

この「同種の複数個体」の「同種」の意味が、そもそも定まらないのである。

——この問題の方が、根本的である。

複数個体が同一種であるとは、どういうことか？

種の根拠にできるものは、現代では DNA である。

「同一種」の判定になる決定的な DNA 構造があるということである。

そこで先祖遡行は、＜男系遡行の経路と女系遡行の経路の両方を使いつつ、この決定的な DNA 構造の所有者を遡行する＞というものになる。

この遡行は、とうてい成るものではない。

ただのことばである。

それでも仮にこれがゴールの一個体に至ったとしよう。

このとき、遡行経路からの分枝の格好になる無数の配偶者個体は、極端なことを言えば「異種」でもかまわないことになる。

話がひどくこんがらがってきた。

実際、話は循環しているのである。

「同一種」は、「共通祖先」によって定義される。

しかし「共通祖先」の遡行は、「同一種」が出発点になる。

「複数個体の共通祖先」の概念は、論理的には立たない。

論理的に立たないとは、幻想だということである。

3.1.3 「族」

「系統」は、「同じ系統の個の集団」の「系統」である。

そして、「同じ系統の個の集団」を一語に縮めたのが、「族」である。

族は、共通の先祖——「祖」——の存在を以て立つ。

しかし、現実の集団から出発して祖を導くのは、できないことである。

即ち、祖が存在するように祖を定立することは、できない。

ひとは、離合集散するものだからである。

族の祖は、神話の中に措かれる。

族には必ず神話があるが、族の祖を立てる必要が神話をつくらせるのである。

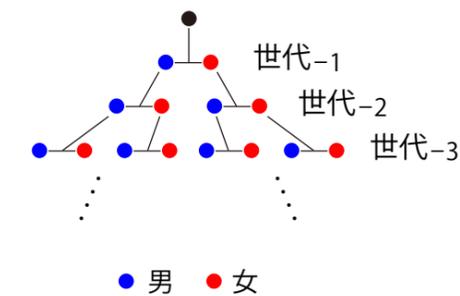
アイヌが自身を「族」として現すときの彼らの祖は、こうなる。

アイヌは、故人を先祖にすることはなかった。

故人の名は遺さない。

実際、故人を先祖にするのは、先祖数の爆発となり、もとより不可能なことなのである：

つぎが、自分から出発した＜父・母＞の溯行図：



世代- n は、 2^n の個体数になる。

そこで、世代- n までの先祖総数は、

$$2^1 + \dots + 2^n$$

これは、つぎのように求められる：

$$2^1 + \dots + 2^n = 2^1 + 2(2^1 + \dots + 2^{n-1}) - 2^{n-1}$$

$$\Rightarrow 2^1 + \dots + 2^n = 2^{n+1} - 2$$

計算してみると：

$$\text{世代-1 まで} \quad 2^2 - 2 = 2$$

$$\text{世代-2 まで} \quad 2^3 - 2 = 6$$

$$\text{世代 -3 まで } 2^4 - 2 = 14$$

$$\text{世代 -4 まで } 2^5 - 2 = 30$$

$$\text{世代 -5 まで } 2^6 - 2 = 62$$

$$\text{世代 -6 まで } 2^7 - 2 = 126$$

$$\text{世代 -7 まで } 2^8 - 2 = 254$$

.....

現前の自称アイヌ—— "アイヌ" ——は故人を先祖にするが、これは和式に同化したものである。

檀家制は男系を用いる。この場合、先祖の世代が下ることは、先祖が一人加わるだけである。

先祖数爆発問題の解決というわけだ。

3.2.0 要旨

3.2 アイヌ系統者

3.2.0 要旨

3.2.1 「アイヌ系統者」の定義

3.2.2 「アイヌ系統者の先祖」のカテゴリーは立たない

3.2.3 アイヌ系統者の人口

3.2.1 「アイヌ系統者」の定義

「アイヌ」とは、北海道史の歴史区分に出てくる「アイヌ文化期」の「アイヌ」のことである。

「アイヌ文化期を生きた者」が、「アイヌ」の意味である。

このアイヌは、既に終焉し、いまは存在しない。

「アイヌ」に対し、「アイヌ系統者」をつぎのように定義する：

先祖のなかにアイヌが少なくとも1人いる者を、アイヌ系統者と呼ぶ。

註：定義より、アイヌはアイヌ系統者である。

3.2.2 「アイヌ系統者の先祖」の категорияは立たない

"アイヌ民族" 派は、知里幸恵の『アイヌ神謡集』「序」を、好んで引用する：

その昔この広い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。天真爛漫な稚児の様に、美しい大自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、真に自然の寵児、なんという幸福な人だちであったでしょう。

冬の陸には林野をおおう深雪を蹴って、天地を凍らす寒気を物ともせず山又山をふみ越えて熊を狩り、夏の海には涼風泳ぐみどりの波、白い鷗の歌を友に木の葉の様な小舟を浮べてひねもす魚を漁り、花咲く春は軟らかな陽の光を浴びて、永久に囀さえずる小鳥と共に歌い暮して露つゆとり蓬摘み、紅葉の秋は野分に穂揃もとのうすすきをわけて、宵まで鮭さけとる篝かがりも消え、谷間に友呼ぶ鹿の音を外に、円まどかな月に夢を結ぶ。嗚呼なんという楽しい生活でしょう。平和の境、それも今は昔、夢は破れて幾十年、この地は急速な変転をなし、山野は村に、村は町にと次第々々に開けてゆく。

ここで知里幸恵は、現前のアイヌ系統者を「私たち」にしている。

そして、和人と遭う前の北海道人を、「先祖」にしている。

しかし、＜和人と遭う前の北海道人＞を先祖にもたないアイヌ系統者は、あり得る。

実際、外地から北海道に移住し、アイヌ文化に同化した者は、＜和人と遭う前の北海道人＞を先祖にもたない者であり得る。

また、和人部落がそっくりアイヌ文化に同化した場合、この部落の者たちおよびその子孫は、＜和人と遭う前の北海道人＞を先祖にもたない者であり得る。

山本多助「釧路アイヌの系図と伝説」(1948)

(チカッブ美恵子編著『森と大地の言い伝え』収載：pp.21-84)

p.32.

わが一族の古老たちによると、われらの先祖は青森から船出して網走に上陸、その後クシリ（釧路）に定住したのだという。

私としては、はなはだ気にくわぬことではあるが、いたしかたのない事実である。

さらに、＜和人と遭う前の北海道人＞は、アイヌ——「アイヌ」の姿形の者——ではない：

アイヌの漁獵採集生活は、鉄器がある。

鉄器があるばかりでなく、アイヌの漁獵採集生活は鉄器あつてのものである。

その鉄器は、和人がもたらす。

よって、和人と出遭う前の北海道人は、アイヌではない。

まとめよう：

1. <和人と遭う前の北海道人>は、アイヌではない。
2. アイヌ系統者（アイヌを含む）で、<和人と遭う前の北海道人>を先祖にもたない者は、あり得る。

これは、「アイヌの系統」は、「アイヌ」から先祖溯行する方向へは拡張できないということである。

「アイヌの系統」は、「アイヌ」から子孫に降る形でしか考えられない。

そこで、つぎの定義となったわけである：

先祖のなかにアイヌが少なくとも1人いる者を、アイヌ系統者と呼ぶ。

3.2.3 アイヌ系統者の人口

あ松前藩、蝦夷直轄期の幕府、そして明治新政府は、蝦夷地統治上の必要から、それぞれ「アイヌの人口」を調査している。

例えば、つぎのような数字がある：

Bird, Isabella (1831-1904)

Unbeaten Tracks in Japan. 1880.

金坂清則 訳注『完訳 日本奥地紀行 3 (北海道・アイヌの世界)』, 平凡社, 2012.

p.27

[記述時期：1878年]

〈開拓使〉の権大書記官である安田定則氏は、ハリー・パークス卿の要請を受けて、次のような若干の事実を提示して下さった――。

「1873年[明治6年]に出た人口調査概報によると、その人口は

男 6118人

女 6163人

合計 12281人

となっている。この年以後はどの年についても人口調査は行われていないが、アイヌの人口数は減少しつつあるとみられている」

「税に関しては、アイヌは金と物で納めている」

「文部省の教育法は〈北海道〉には適用されていないが、同じような制度が〈開拓使〉によって採用されてきている。出自の区別をすることなくこの島の全住民にこの制度は適用されている。帝国政府はアイヌと日本人[和人]を同じように教育することを目標にしている」

「アイヌが生きていけるようにするために種々の特別措置がとられてきている」

そして「アイヌ終焉後のアイヌ系統者の人口」については、つぎの捉えが当たっている：

喜多章明「旧土人保護事業概説」(1936)

喜多章明『アイヌ沿革誌：北海道旧土人保護法をめぐって』, pp.79-105.

pp.90,91

現在に於ける旧土人人口は昭和十年の調査に依れば別表に示す如く3,713戸、人口16,324人にして、是を明治五年以来の統計に徴するに明治五年の15,275人より一進一退の状態にて大正五年に18,674となり、その後亦多少の増減を示しつつ今日に及んでゐる。

然し之は表面の数字のみであつて、事實は毎年400人乃至500人宛増加してゐる。

1年に400人宛増加したとしても、10年には4,000人、明治五年以来65年の間には26,000人増加しなければならぬ勘定になるが、統計数字から見ると依然として15,000内外に停頓してゐるのは、如何なる理由か。

それは宛も満々と湛へられた盥の水の中に一滴の朱を注いだやうなものであって、アイヌ族は漸次同化に依り、混血に依って九千万の大和民族中に吸収され、融合されつつある。揮然たる一体になりつつあるが為である。土人と言ひ、和人と言ふもそれは単に事実上の呼称であって、現行の法制上では何等の区別がある訳でなく、等しく平民である。従って従来住馴れた古潭から離れて他府県、他市町村の一般和人部落に入込んだものは、皆和人となって調査される。

国後島には幕末迄3,000人もゐたアイヌは概ね函館に移住したのであるが、今日函館には一人もアイヌはゐないことになっている。それは血族的にアイヌが亡んだのではない。同化に依って、アイヌ人たる社会的存在を失った迄である。

是は単なる一例にしてその他府県に、或は一般市町村内に、アイヌ人と呼ばれないアイヌ人はザラにある。

15,000と言ふ人口は、保護法に依って和人の不入地とされてゐる古潭を基礎として調査したものに過ぎない。

近来はアイヌ人も文化が進み、知識が向上するに従って時勢に目覚めたものは、いろいろな職業を求めて他府県、他市町村に転出する。

転出したものは和人となり、転出する技倆もなく、古潭に停つてコツコツ旧慣を墨守するものはアイヌ人として調査され、アイヌ人として遇せられ、アイヌ人として差別されてゐると言ふのが、現在の実相である。

尤も古潭にあるもの総べてが生活技倆に乏しいとは断言出来ないが概してその傾向がある。

アイヌ人と和人との雑婚は歳と共に増加してゐる。現在アイヌ人にしても和人の家に入れるものは800人、和人にしてアイヌ人の家に入れるものは600人、かくて両種族は融然として相融合しつつある。

この結果はいやが上にも純粋土人の数を減ぜしめている。

本道土人の人口が増加しない理由はざあっと以上のやうな理由に胚胎するのである。

3.3 「先住」概念の無効

3.3.0 要旨

3.3.1 <先住者>なるものは存在しない——系遷移

3.3.2 自然は個に属さない

3.3.0 要旨

ことばは、意味のある使い方をして、意味がある。
ことばは、いつも意味があるわけではない。

土地の権利書を楯に「先住」を訴える。

——この場合の「先住」のことばには、意味がある。

「北海道の先住民は？」

——この「先住」のことばには、意味がない。

「意味がない」の論じ方は、二つある。

一つは、「<先住者>なるものは存在しない」を論じるものである。

もう一つは、「自然は個に属さない」を論じるものである。

3.3.1 <先住者>なるものは存在しない——系遷移

「北海道の先住民は？」——この「先住」のことばには、意味がない。
一般に、「族 group」に関して「先住」を言うのは、意味がない。

「族」のことばは、集合を<個>にすることばである。

このとき、<個>に対する<系>が想定されている。

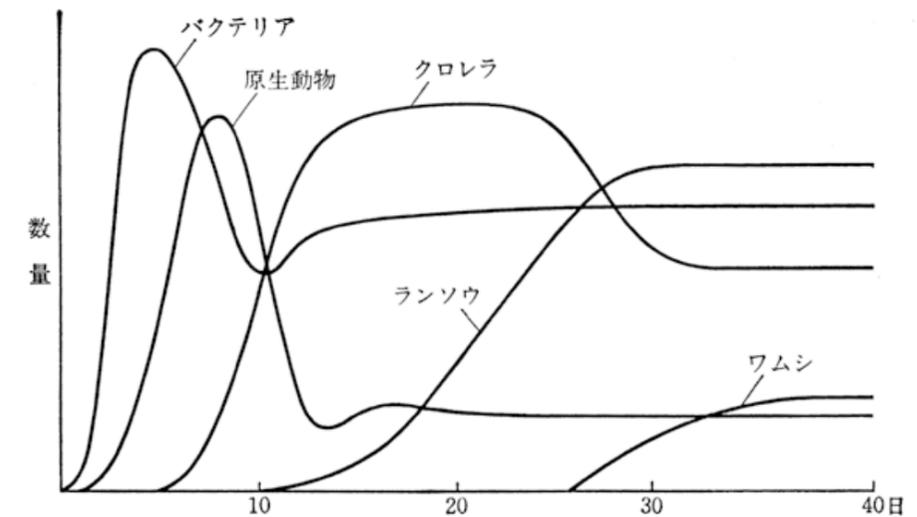
<系>は、多様なく<個>が存在の均衡状態を逐次更新する相である。

それは、つぎのようなものである：

フラスコに水を入れて放置する

この中に、空気中に漂っている微生物が落ちてくる。

そしてこれが、フラスコの中に「遷移する生態系」を現す：



フラスコの水の中に発生した微生物種においては、「われわれが先住民だ」
の訴えが成立する種は存在しない：

実際、フラスコの水の中に最初に現れた種は、不明である。

北海道を舞台にした「系の遷移」の中に、アイヌが興りそして終わった。

「アイヌ」と一括りにいまは言っているが、実際は、バラバラのグループである。

そのバラバラのグループがどのような集散・生滅の模様を描いたのかは、わかるものではない。

この「アイヌ」に対し「先住」を主題にすることはできない。——「先住」の意味の立てようがない。

註：そもそも、「アイヌ」の定位は、《北海道のどこに・どんな族が・どんなふうに残りそして消えたか》をわかってできることである。そしてそれは、わかることではない。

考古学は、遺物の分類を方法論にして「いろいろな族があった」を言うだけであり、族の移動・内容変化については言えない。

遺物は点であり、線ではないからである。

3.3.2 自然は個に属さない

民族派 "アイヌ" は、「北海道の先住民はアイヌ」を唱える。

実際、民族派 "アイヌ" が民族派 "アイヌ" であるのは、つぎをロジックにして、「アイヌ特権」を求めるためである：

北海道の先住民は、アイヌである

和人は、アイヌの土地を奪った

われわれは、アイヌの子孫である

和人は、アイヌから奪った土地をわれわれに返せ

——返せないなら、他のもので賠償しろ

昔の土地所有を掘り返して「土地を返せ」を言うのは、非常識なものになる。

この場合、本来の理の方が、よけい見えてくるからである。

その理は、《自然は個に属さない》である。

自然は、個が所有するものではなく、いわば借りるものである。

用途が終わることは、自然に返すことである。

そしてつぎの借り手が現れる。

自然の中の営みは、こうである。

Aがある土地に居たことは、Aの任意の子孫がその土地を自分の所有物にできるということではない。

しかし、民族派 "アイヌ" が主張していることは、まさに「Aの任意の子孫がその土地を自分の所有物にできる」なのである。

このロジックは、つぎのように自家撞着する。

アイヌ A の居た土地がある。

Aがいなくなって、アイヌ B がその土地に住む。

Bがいなくなって、アイヌ C がその土地に住む。……

Aの任意の子孫、Bの任意の子孫、Cの任意の子孫……が、その土地を自分の所有物にできる。

さて、だれが所有すればよいのか？

但し実際には、民族派 "アイヌ" は、このロジックでは自家撞着しない。

「われわれに返せ」は、単にレトリックだからである。

要点は、「北海道の先住民はアイヌ」は、もともとまじめな論ではないということである。

「北海道の先住民はアイヌ」を唱えるのは、「アイヌ利権」の合理化は「北海道の先住民はアイヌ」を用いるのがいちばん容易だという理由からである。お互い納得づくで、騙し騙されるを演ずるのが「アイヌ利権」である。——この構図を、よくよく吟味すべし。

4 「"アイヌ" (「アイヌ」自称者)」を講ずる

4.0 要旨

4.1 "アイヌ"

4.2 同化政策の反照である "アイヌ"

4.3 「アイヌ蔑視 / 虐待」の反照である "アイヌ"

4.4 アイヌ美化

4.5 観光 "アイヌ"

4.6 エリート "アイヌ"

4.0 要旨

「アイヌ」とは、北海道史の歴史区分に出てくる「アイヌ文化期」の「アイヌ」のことである。

「アイヌ文化期を生きた者」が、「アイヌ」の意味である。

このアイヌは、既に終焉し、いまは存在しない。

アイヌ終焉後のアイヌ系統者のうちに、「アイヌ」を自称する者がいる。

「アイヌ」を自称する者が現れるのは、「アイヌ」と「アイヌ系統者」の区別がつかないためである。

彼らはアイヌではない。

彼らをアイヌと明確に区別するために、本論考は彼らを "アイヌ" と呼ぶことにする。

"アイヌ" 現象は、多様である。

一人の "アイヌ" においても、その "アイヌ" の相は多様に変化する。

"アイヌ" は、作用に対する反作用の現象である。

作用の多様に "アイヌ" に応ずる。

作用には、つぎのものがある：

- ・蝦夷統治
- ・同和政策
- ・「アイヌ蔑視 / いじめ / 虐待」
- ・「アイヌ観光」
- ・「解放」イデオロギー

4.1 "アイヌ"

4.1.0 要旨

4.1.1 カテゴリー「"アイヌ"」

4.1.2 "アイヌ" の多様性

4.1.0 要旨

4.1.1 カテゴリー「アイヌ」

4.1.2 「アイヌ」の多様性

4.2 同化政策の反照である「アイヌ」

4.2.0 要旨

4.2.1 喪失感

4.2.2 同化が「正しい」になることへの抵抗感

4.2.0 要旨

4.2.1 喪失感

「同化」を行為することは、喪失とペアである。
喪失感はいや増すばかり。

森竹竹市『原始林：若きアイヌの詩集』，白老ピリカ詩社，1937
(『北海道文学全集 第11巻』，立風書房，1980. pp.76-96.)

序

文字の無かったアイヌ民族にも、昔から宗教があり芸術がありました。火や水や木や熊等を至高の神とする外、宇宙の森羅万象を神として仰ぎ祈り敬う。

此の宗教観念から醸し出された熊祭の伝説や、川姫とアイヌ乙女の純情物語や、熊とアイヌメノコの悲恋物語等、本書の詩篇に取材された幾多の語り草は、平和な古代生活を潤す情操の泉でありました。

今日の同族は立派な教育を受け、宗教も次第に近代化し、新聞雑誌や凡ゆる文明機関に依って情操も豊になって参り、自然古来から口伝された宗教様式や伝説等は廃れ、現存する古老の去った後は、全く之を見聞する事が出来なくなりました。

此の過渡期に生れ合わせた自分が、同族の同化向上に喜びの心躍るを禁じ得ない反面、何か言い知れない寂寥の感に打たれるのをどうする事も出来ないであります。

斯うした懐古の情が、私を馳って、折々古老を訪ねては伝説を聞き、風俗を質ね、各種の儀式には必ず参列して見聞し、之等を詩化すると共に、刺戟の多い近代社会生活に於けるアイヌ青年の真情を、赤裸々に告白したのが本書であります。

もとより貧しい文藻ではありますが、此の意味で私にとっては心の碑であり、やむにやまれない心の叫びであります。

同族皆が、合理的な近代文化の中に融合し終って、本書が遠い過去の記念碑として、取残される日の一日も早い事を切望して居ります。

4.2.2 同化が<正しい>になることへの抵抗感

商品経済は、「変革・改革・改造」が<正しい>になる。

「変革・改革・改造」が<正しい>になる時節は、「現状・従来型」が<よろしくない>になる時節である。

「いまの自分を変えなくては」と発言する子どもは、褒められる。

大人も、場面はいろいろだが、同様である。

アスリートは、今日、「人に夢と勇気を与える者」になった。彼らが「人に夢と勇気を与える」とされるのは、自分の「変革・改革・改造」に努め、そして結果を出す者だからである。

企業の正義は「グローバル化」であり、社員に対する檄は「変革・改革・改造」である。

アイヌ終焉の時節は、このような時節である。

同化が<正しい>になる。

「変革・改革・改造」に対しては、抵抗感がもたれる。

——この抵抗感は、やがて反抗心になる。

同化に対しては、抵抗感がもたれる。

——この抵抗感は、やがて反抗心になる。

そして反照的に、自分のルーツの「アイヌ」を想うようになる。

4.3 「アイヌ蔑視 / 虐待」の反照である "アイヌ"

4.3.0 要旨

4.3.1 ルサンチマン

4.3.0 要旨

4.3.1 ルサンチマン

戸塚美波子「詩 血となみだの大地」
『コタンの痕跡』, 1971, pp.95-107.

自然は
人間自らの手によって
破壊されてきた
われらアイヌ民族は
何によって破壊されたのだ
この広大な北海道の大地に
君臨していたアイヌ
自由に生きていたアイヌ
魚を取り 熊 鹿を追い
山菜を採り
海辺に 川辺に
山に 彼らは生きていた

人と人とは 殺し合うこともなく
大自然に添って 自然のままに
生きていたアイヌ
この大地は まさしく
彼ら アイヌの物であった
侵略されるまでは――

ある日 突然
見知らぬ人間が
彼らの 目の前に現われた
人を疑わねアイヌは
彼ら和人を もてなし
道先案内人となった

しかし――
和人は 部落の若い女たちを
かたっぱしから連れ去ったうえ
凌辱したのだ――

そして 男たちを
漁場へと連れて行き
休むひまなく
働かせた

若い女たちは

恋人とも 引さ離され
 和人の子を身寵ると
 腹を蹴られ流産させられた
 そして 多くの女たちは
 血にまみれて 息絶えた

男たちは
 妻 子 恋人とも
 遠く離れ
 重労働で疲れ果てた体を
 病いに冒され
 故郷に 送り返された
 その道すがら
 妻を 子を 恋人の名を
 呼びつつ
 死出の旅へと発った
 (侵略者和人は 利口な 民族であった)

しかし
 アイヌも まるきしバカではなかった
 そうした 和人の仕打ちに
 がまんできなかった勇者は
 奮然として 打ち向かった
 その結果 壮絶な戦いの末に
 和人の域を 攻め落したのだ

追い込まれた和人は
 最後の武器を使った
 和睦の酒宴と称し
 彼らアイヌに たらふく酒を
 飲ませ 自由を失った 彼らの
 五体を 刀で くし刺きにしたのだ
 そのあげく
 耳をそいで 見せしめとした
 (似ているではないか！
 どこかの大国がアジアで行なっている戦略行為に
 ——あまりにも よく似ている)

真っ赤な
 どろりとした血
 かって 侵略されるまで
 いや この大地が
 アイヌの天地で あったとき

けっして流れたことのなかった
 その血は
 それ以後 絶えまなく
 地中へと 吸い取られていった

いくたび踏みつけられた
 いくたび立ち上がった
 いくたび 血を流された
 いくたび 無念の涙をのんだ
 いくたび 路上でのたれ死んだ
 いくたび 「アイヌ！」と罵倒された——

アイヌが 和人から得た物
 それは
 酒 梅毒 結核 その他の伝染病
 劣等感 そして "死" であった

時は流れ
 緑なした原野は
 畑と化し
 大半のアイヌは
 住むべき土地も家も 失った
 和人の指導者は 言明した
 われらが和人の開拓者には
 土地 十五町
 アイヌには 五町 あげよう
 なんとお慈悲深い 和人ではないか

しかしアイヌは
 その土地すら 酒にだまし取られたのだ
 文字を持たない
 文字を知らない アイヌの
 悲劇だった——

そのようなアイヌの中には
 たちまち 路頭に迷う者も出た
 乞食のように 道端にうずくまる彼らに
 石を投げつけ バカにする和人の子等
 膝を抱え 顔も上げぬ
 彼らのうつろな 瞳から
 涙がとめどもなく 流れ出た——

和人の学者たちは

この原始人？ アイヌを
 研究せんがために
 われ先にと 部落へ飛んだ
 その手には 酒をたずさえて
 狼狽する古老たちに
 酒を飲ませ
 ユーカラや伝承を 聞き出し
 ペンを取った
 アイヌに対して
 人間的な感情も出さず
 一個の研究材料として
 冷静に見つめ
 研究は 功をなした。

アイヌを裸にして 写真をとり
 血を採った
 ある学者は 部落の者が
 制止するのを振り切って
 大量の骨を 墓から 掘り起こし
 持ち去ったという

今のうちに 研究しなくては……………
 今のうちに 聞き出さなくては……………
 珍しいか？
 それほどに 珍しかったのか
 頭のいい和人——
 頭のいい学者先生——

アイヌの子供たちは
 学校へ行きたがらなかった
 われらアイヌの子にとって
 学校は 地獄にも等しかった
 登校 下校の道すがら
 和人の子等に
 「アイヌ！ なんで学校へ来る！」と
 のしられ 蹴とばされ
 髪の毛を 引っ張られた

土人 原始人 毛人
 エゾ 外人 いぬ
 われら アイヌ民族に与えられた
 数々の名称

このロケットの飛ぶ時代に
 ある研究者は こう言った
 「純粋な アイヌの生きているうちに
 アイヌの血が 肉片が欲しい——」と
 くれてやろう
 それほどに欲しくば
 血でも 肉でも 骨でも——
 ハイ グラムいくらです

何という 素晴らしい
 研究者であるうか
 血を 肉を 骨を
 永久に 保存して下さると言う
 誇りを うばわれ
 血も 肉も 骨も
 土地も 家も
 自由な 天地すら うばわれた アイヌ

いまだ 北海道の
 観光用ポスターには
 ワラぶき小屋 丸木舟
 そして アッシを着たアイヌが
 威厳を 誇ってる
 それを見る 観光客は
 われらアイヌに
 「日本語 わかりますか？
 あなた アイヌですか？ アイヌ語
 話せますか？ 何を食べてるのですか？」
 と 真顔で問う
 なんたる 認識不足 なんたる侮辱

今の 現代のアイヌは ちがうぞ
 自らの力で
 コシプレックスに 打ち勝ち
 堂々と 社会的地位を 築いている
 文化生活を 電化生活を営み
 若者は皆 近代的な生き方を
 楽しんでいる

過去は 過去
 まさしく そうであろう
 しかし
 今一度 振り返ってみよう

アイヌの われら祖先の
 苦難の歴史を——
 和人に対する
 恨み言では けっしてない
 その恨みを われらのエネルギー源にし
 それら 屈辱の歴史を繰り返すことなく
 アイヌとして
 日本人として 人間として

矛盾は矛盾として 告発し
 生きよう
 千古の昔より
 われらを 見守ってきた
 この大地のある限り
 私の父母は アイヌ
 アイヌは アイヌなのである
 (つまり人間である)

註.「和人は 部落の若い女たちを …… 死出の旅へと発った」は、つぎに対応：

松浦武四郎『近世蝦夷人物誌』(1857～1860)

高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成 第4巻』,1969. pp.731-813.

註.「ある学者は 部落の者が 制止するのを振り切って 大量の骨を 墓から 掘り起こし 持ち去ったという」は、つぎに対応：

菅原幸助「アイヌ研究」『現代のアイヌ』,現文社,1966. pp.99-108.

pp.90,100

シビチャリ川(静内川)の上流にあるコタンでも、近年、学者とコタンの青年たちが、アイヌ研究をめぐる争ったことがある。青年たちの話によると、そのいきさつは、

コタンで夏草の刈り取りがはじまったころ、大学教授と学生たち約二十人がコタンにやってきた。人類学上からアイヌの骨を調査するのだという。学生たちは教授の指示を受けながら、あちこちの丘や谷間を掘り返した。そのうち、そこらに人骨が発見されないためか、コタンの墓地や畑を掘りはじめた。たまりかねたコタンの若者たちが怒って言った。「あなたたちは誰に断わって、との墓地を掘ったのですか」

でっぴりと肥った教授が、金ぶちの眼鏡をはずしながら、平然として答えた。

「ワシたちは学術研究のためにやっているのだ。キミたちも協力して下さ

い。この調査は町役場に断わってある。役場でも人夫をだしてくれるはずだ」

翌日からアイヌ人骨採取作業は、さらに大掛かりになった。いくら学術研究でも、墓地を掘り返すのはひどいと、カンカンに怒った若者たちは、草刈りガマをふりあげて、学生発掘班に襲いかかった。しかし、人骨発掘作業は中止されなかった。その翌日には、町役場の職員やお巡りさんが立ち会って作業が進められた。

フチ(父)の骨、パッコ(おばあさん)の頭骨、メノコ(娘)の骨がザクザクと掘りだされた。

その骨はリング箱に詰め込まれて、大学の研究室に持ち去られたそうだ。「大学の研究室やアイヌ研究学者の部屋にゴロゴロと並んでいるアイヌの人骨は、みんなそうして掘って持ち去ったものです」

コタンの青年たちは、暗い面持ちで当時の模様を説明し、非人道的な学者の行為を非難していた。

註.「ある研究者は こう言った「純粋な アイヌの生きているうちに アイヌの血が 肉片が欲しい——」と くれてやろう それほどに欲しくば 血でも 肉でも 骨でも—— ハイ グラムいくらです」は、つぎに対応：

菅原幸助「アイヌ研究」『現代のアイヌ』,現文社,1966. pp.99-108.

pp.100,101.

やはり近年の話。日高平取町のあるコタンに、ある大学から学術に使うのだが、アイヌ人の血液を採血させてほしい。研究費がないので無料をお願いしたい、という申し入れがあった。

採血量はコタンのひとたちが約二十人も応じなければまかなえない大量のものだった。

コタンで相談した結果「断わる」ことにした。ところが、とんどは北海道庁から町役場に公文書で大学の採血に応ずるよう指示してきた。

コタンの老人たちは「お役人がいうのなら、今後お世話になることもあるのだし」と、応ずる態度をみせたが、青年たちは強く反対した。「アイヌを亡びゆく民族などと、センチな表現で扱い、学者はこれまでも平気でアイヌの骨を集めて歩いた。こんどは生きているアイヌの血液までも採るとはひどい話だ。オレたちはモルモットではない」と、採血反対を続けた。

この「採血騒動」はしばらくゴタゴタしていたが、結局このコタンではまとまった血液を採取できず、各地のコタンを回って、貧しいアイヌのひとたちの売血を集めることでおわった。

註.「観光客は われらアイヌに「日本語 わかりますか? あなた アイヌで

すか？ アイヌ語 話せますか？ 何を食べてるのですか？」と 真顔で問う なんとる 認識不足 なんとる侮辱」は、つぎに対応：

貝澤藤蔵『アイヌの叫び』(1931)

(小川・山田編『アイヌ民族 近代の記録』収載 . pp.373-389.)

pp.374, 375

内地に居られる人々は、未だ、アイヌとさえ言へば、木の皮で織ったアツシ(衣類)を着て毎日熊狩をなし、日本語を解せず熊の肉や魚のみを食べ、酒ばかり呑んで居る種族の様に思ひ込んで居る人が多い様であります。之は余りにも惨なアイヌ観であります。

折襟に口イド眼鏡を掛けた鬚武者の私が、毎日駅に参観者の出迎へに出ると、始めて北海道に来た人々は、近代的服装をしたアイヌ青年を其れと知る由もなく、私に色々な質問をされます。

内地でも片田舎の小学校の先生かも知れません其人に、「アイヌ人に日本語が分りますか？何を食べて居りますか？」と質された時、私は呆れて其人の顔を見るより、此人が学校の先生かと思ふと泣きたい様な気分になりました。

「着物は？食物は？言語は？」とは毎日多くの参観者から決って聞かれる事柄です。

けれど此様に思はれる原因が何処にあるかとゆふ事を考へた時、私は其人々の不明のみを責め得ない事情のある事を察知する事が出来ます。

常に高貴の人々が旅行される時大抵新聞社の写真班が随行されますが、斯うした方々が北海道御巡遊の際、支庁や村当局者が奉送迎せしむる者は、我々の如き若きアイヌ青年男女では無く、殊更アツシ(木の皮で織った衣類)を着せ頭にサパウンベ(冠)を戴かしたエカシ(爺)と、口辺や手首に入墨を施し首に飾玉を下げたフツチ(老嫗)だけです。

此の老人等がカメラに納められ、後日其の時代離れのした写真と記事が新聞に掲載される時、内地に居てアイヌ人を見た事のない人々は誰しもが之がアイヌ人の全部の姿であると思ひ込むのも無理ない事だらうと思ひます。

否々其ればかりではなく、時偶内地に於て内地人がアイヌ人を見受ける時は、山師的な和人が一儲けせむものと皆を欺し、アイヌの熊祭と称して見世物に引連れて居る時であります。

之じゃ何時迄経っても内地に居られる人々は熊とアイヌ人とを結び付けて考へるだけであって、真に時代に目覚めたアイヌ人の姿を見、其の叫びを聞き得ない訳であります。

私は今古代のアイヌ生活より説き起して、過渡時代より現代への推移、現在の生活状態を詳しく申し上げたいと存じます。

4.4.0 要旨

4.4 アイヌ美化

4.4.0 要旨

4.4.1 「天真爛漫、稚児の様」

4.4.2 「のんびりと楽しく生活」

4.4.3 「人と人とは殺し合うことなく」

4.4.1 「天真爛漫、稚児の様」

知里幸恵『アイヌ神謡集』, 1923.

「序」

その昔この広い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。天真爛漫な稚児の様に、美しい大自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、真に自然の寵児、なんという幸福な人だちであったでしょう。

冬の陸には林野をおおう深雪を蹴って、天地を凍らす寒気を物ともせず山又山をふみ越えて熊を狩り、夏の海には涼風泳ぐみどりの波、白い鷗の歌を友に木の葉の様な小舟を浮べてひねもす魚を漁り、花咲く春は軟らかな陽の光を浴びて、永久に囀る小鳥と共に歌い暮して落とり蓬摘み、紅葉の秋は野分に穂揃うすすきをわけて、宵まで鮭とる篝も消え、谷間に友呼ぶ鹿の音を外に、円かな月に夢を結ぶ、嗚呼なんという楽しい生活でしょう。……

これは、何の表現と言ったらよいのか。

アイヌを美化しないではいられない倒錯した心——これの表現である。

ひとが邪な心をもったり、ひとがひとを虐げたりすることは、漁獵採集生活 / 共産制社会でも変わりはない。

川上勇治『増補版 サマウンクル物語』, すすさわ書店, 2003.

「鬼婆々に育てられた娘」, pp.276-282

私の育ての婆さんは、ものすごく厳しい人で、私は物心つく五・六歳のころから、炊事用の水くみでもなんでも、大きな声で怒鳴られながら使われていた。……私はどうしたら良いのか本当に困って、いつも陰の方で泣いてばかりいた。そして何よりひどいのは食べ物の差別だった。私の使う食器はひびが入ったお椀や欠けたお椀で、食べ物は家族の食べ残しばかり。犬より粗末な扱いだった。着物も兄たちが着古した、ぼろぼろのものばかりで、私は毎日泣き暮していた。

そんな私もだんだん大きくなり娘らしくなった、ある秋のこと、私を育てた意地悪婆さんは、……言った。「明日お前の兄たちが舟に乗って鮭の漁に出かけるが、お前も兄たちと一緒に行きなさい。兄たちを手伝って、食べる仕度やいろいろな仕事そしてやってくれ。」そうして私は兄たちの漁についていくことになった。

……

兄さんは、「お前はこんなに優しいいい娘なのに、おふくろはどうしてお前がにくいのだろう。この漁に出るときに、俺はおふくろにお前を連れ

て行って川に突き落として、水におぼれさせて殺してくれ、と頼まれて、お前を連れてきたんだ。だけど俺たちはどうしても可愛いお前を殺せないよ。明日家へ帰るから、お前も一緒に帰ろう。おふくろのおみやげに、たくさんの干鮭をお前が持って帰れば、おふくろも機嫌を直してお前者殺すなんて言わないだろう。」

……

家の中から、婆さんが驚いて出てきた。息子にこの娘を殺してくれと頼んだのに、生きて帰って来たのでびっくりしたのだろう。私の顔を見たたん、婆さんの顔が変わった。鬼婆々になって、「お前が持って来た魚なんか食いたくない。この死にぞこないめ。生きながらえらと思うなよ。俺が殺してやる。」と言って、私の髪の毛をつかまえて、振り回し始めた。

……

私を救ってくれた男は私の生まれたコタンへ行って、私の出生の秘密を全部調べてくれた。私の両親は、シヌタツカというコタンに住んでいて、漁場の親方に信用され、使用人二・三十人と一緒に立派な家に暮らしていた。ところが使用人の中に裏切者がいて、ある日突然一家全員皆殺しにされてしまった。次の朝、家の屋根から煙の出ていないのを不審に思ったコタンの人たちが家の中へ入って見ると、家族全員殺されていたのだという。その中で生き残っていた生まれて間もない女の子が私であった。

一人生き残った私は、あの意地悪婆さんに引き取られた。婆さんも最初の頃は私をととても可愛がってくれたが、自分が生んだ末娘が成長するにつれて私をうとましく思い始めたのだろう。婆さんの娘は、私と同じ年で、気の毒なほどみにくい女の子だった。まわりの人々は何かと言えば、その娘と私を比較して私ばかりをほめたので、婆さんは自然に私を邪魔者扱いするようになったらしい。

さらに私を救ってくれた若者は、私の生れ故郷、シヌタツカコタンへ出かけて行って私の父母を殺害した犯人をつきとめて、皆殺したので、お前の仇は討つたぞ、と言ったので、私は泣いて喜んだ。

……

川上勇治『増補版 サマウンクル物語』, すすさわ書店, 2003.

「石狩コタンへ養子に行った弟」, pp.283-290

昔、石狩川中流のコタンに、父母と息子二人の家族が住んでいました。二人の息子が物心つく年ごろになると、父はいつも「石狩プト(河口)のコタンの村長が、家へ毛皮を買いに来るたびに、お土産にたくさんの宝物をくれたので、今では俺は、このあたりにはないような物持ちになった。その村長に、家の息子二人のうち、兄か弟のどちらかを自分のむこ養子に欲しいので、子供たちが成人したら、ぜひ一人を石狩コタンの自分の家へ寄乙して欲しいと頼まれていたが、お前たちどちらか石狩コタンへ行ってくれないか。」と息子二人に言っていた。……

兄は強く反対した。……

あまり強く兄が反対するので、特別父親思いの弟は、「兄さんが行かないのなら、俺が石狩へ行ってもいいよ。」と父に言った。……

弟は石狩まで送っていく兄と一緒に、大勢の村人に見送られてコタンを後にした。……

兄は弟の家が出来上がって、チセノミという新築祝が終わってから、自分の故郷のコタンへ帰ってきた。……

しばらく猟を休んでいたのので、兄は猟に出かけた。……

兄は、明日は家に帰って村人を頼んで熊の毛皮や肉などを運ばなければならない、などという思案しているうちに、うとうとと眠りに入りかかった。すると不思議なことに目の前に安置してあった熊の頭骨がしゃべり始めた。「早く行かないと、石狩コタンのお前の弟の命が危ないぞ。早く行け。」……

兄は急いで旅仕度にかかった。クチャチセから飛び出し、暗闇の中を石狩コタン目指して走り始めた。

村長の家へ行ってみると、家の中から人の話し声が聞こえる。村長と村長の娘、つまり弟の嫁になったばかりの女との話し声であった。もう安心だよ、あの人は死んだよ、とか、そうか、それはうまくやったな、それは良かった、と言うのが聞こえてくる。

それを聞いたとたん、兄は家の中へ飛び込んでいき、村長の長いひげをつかんで振り回した。

そして、「お前たち二人で俺の弟をどうしたと言うのだ。死んだ、とか、うまくやった、とか言ったが、弟はどこにいるんだ。」と怒鳴りつけると、村長は平身低頭して、どうか命だけは助けて下さい、と謝り、「あなたの弟は若いけれど大した男で、物凄い雄弁家で、将来私をしのぐ大物になる男と見た。私は私以上に偉くなったり成功したりする者は好きでないんだ。そういう者が私の身内にいるというのは好ましくないの、娘に命じて毒酒を飲ませて殺すように指示したんだ。私が悪かった。どうか許して欲しい。」と言った。

……

川上勇治『サマウングル物語』、すずさわ書店、1976.

「^{エカシ}祖父のウパシグマの思い出」, pp.147-163

pp.148-153

昔、十勝にスネアシというアイヌがおった。このアイヌの妻はカベカレという名で、二人はいたって夫婦仲睦まじく、数人の子宝にも恵まれた。また、彼はイソンクルすなわち猟上手であったので、食物などに何不自由なく平和な生活を送っていた。

その頃——多分徳川時代の初期あたりのことと思うが——から沙流のア

イヌと十勝のアイヌと交流があったものか、沙流川のシウンコツのハルンカという男がスネアシと懇意になり、十勝にでかける度にスネアシを訪ね寝泊りしていた。また、ハルンカはそこを根拠にして狩猟を続け、獲得した獲物をスネアシに預けておき、いったんシウンコツへ帰ってから何日か経て、コタンの人々を何人か連れ、預けたたくさんの獲物を運びに行った。

その頃は沙流川伝いに、今日高山脈の麓まで行って、さらに獣の道の峠を越え、今の清水町へ下っていったものと想像されるが、片道多分三日くらいかかったであろう。そして、ハルンカからは往復一週間くらいかかる道を沢山の荷物を背負い、毎晩野宿しながら大変な苦勞をして通い続けたわけである。

ある年の秋、また例年のようにハルンカはスネアシのチセに寄宿して、狩猟に励み、牝鹿十頭をとり、貯蔵に適するように加工をしてそれをスネアシに預け、コタンへ帰った。ところが、その後幾日も過ぎ雪が積もるようになって、ハルンカの一行はスネアシのところへ荷物をとりに行かなかった。

運悪く、その冬は十勝地方が何十年来なかったような寒気と豪雪に見舞われ、スネアシは猟に出かけることもできず、食料の貯えが日ましに少なくなっていく。晴れた日を選び、雪の多い寒い山野を歩きまわり、少しでも多く獲物を得ようと努力はしたが、あれほどたくさん山野を駆けめぐっていた鹿の群も、暖い日高地方へ移動をしたのか、ほとんど姿が見えず、なにない一つ猟のない日が続いた。

さすがのスネアシも困ったがどうすることもできなかった。こうした状態をアイヌは「ケカチ」といった。多分それは凶猟ということだろう。

スネアシの妻も、食料が日ましに欠乏してくるので、日に二回食べるものを一回にしたり、またいっぺん煮て食べ残しであった鹿の骨などをもう一度煮てスープを作ったりして食料不足を我慢していたが、食べ盛りの子供たちが日ごとに栄養失調になっていく。それを見てスネアシ夫婦は泣きながら、「アイヌはいかに困っても他人のものに絶対に手をつけてはいけないという厳しい掟があるが、このままの状態が続けば子供たちが餓死することになる。自分たちは死んでも仕方がないが、せめて子供たちは成人するまで生き長らえさせてやるのが親としてのつとめだ。ハルンカに合わせる顔もないが、あの鹿を一時借用しよう。」と相談し、預かった鹿十頭で春雪が消えるまで命つなぎをすることにした。この鹿は秋にとった鹿なので非常に肉質も良く、少量食べても栄養は充分とれ、やせていた子供たちも日一日と元気をとり戻した。

こうして二月も過ぎ三月の半ば頃になって、ある日突然ハルンカがコタンの者たちを沢山連れて、固雪の上を歩いてスネアシのチセに訪れてきた。

アイヌたちは固雪の上を歩くのにもものすごく足早に歩くことができる。一日数十里の道を歩いたという話を聞いたことがある。例によってスネ

アシは丁重にハルンカをチセすなわち家の中へ案内し、上座に座らせて、アイヌ式の挨拶をした。ハルンカもしばらくのご無沙汰の挨拶をし、その後おもむろに預けた品物を受取りにくるのが遅れた理由を説明し、実は本日品物を受け取りにきたので引き渡して欲しい旨申し述べた。

そのことで毎日頭を悩ませていたスネアシは、今日までの事情を説明し、やむをえず勝手に借用して申し訳ないが、春になり鹿猟ができるようになれば倍にして返すから勘弁して欲しいと辞をつくして謝罪した。

驚いたのはハルンカであった。せっかくこうしてわがコタンから人を頼み荷物を運搬するべくきているのに、それでは困る、スネアシのような正直な人なら安心と信用しておったが、絶対に許すわけにはいかぬ、とものすごい剣幕で怒りだした。こうして二人のウコチャランケ(お互いに談判すること)すなわち口論は三日三晩も続いたという。それでも結局ハルンカはこの十頭の鹿の代償として何一つとるものがないので、スネアシ夫婦と子供たちを永久にハルンカのウッシューすなわち召使いとすることにし、ハルンカの住むシウンコツのコタンへ連れて帰ることになった。

正直者のスネアシ夫婦は、泣く泣く自分のチセに火をつけて焼き払い、身のまわりのものを子供たちにも背負わせ、幼い子供の手を引き、ハルンカたち一行の後からとぼとぼと歩いてついて行き、峠の上から自分のイオル(狩猟の場所)を振り返り振り返り十勝を後にした。

二晩ほどの野宿を終え、スネアシ夫妻と子供たちを含めた一行は無事にシウンコツのコタンに到着した。早速、ハルンカの物置小屋に住むようになって、スネアシ夫妻は主人ハルンカのため一生懸命働くようになった。正直者のスネアシ夫妻はコタンの人たちに同情され、慕われるようになったが、ハルンカは相変わらずスネアシ一家に冷たく、毎日毎日無理な仕事を押しつけていびっていた。それでもスネアシは、自分たち一家はアイヌのイレンカ(掟)を破ったのであるから、ハルンカにどのようなつらい思いをさせられても文句を言えぬ、と毎日毎日一生懸命働いていた。

こうして何年かたった。子供たちも段々大きくなり、一番上の男の子が二十歳になってもスネアシに自由が与えられなかった。

……

ある冬の寒い日、スネアシは主人ハルンカの用事でハエ(豊郷)の浜まででかけた。

……

スネアシが帰っていないということでコタンは大騒ぎになり、総動員でスネアシの捜索が始まり、まもなく彼は凍死体で発見された。チベシコツの窪みの真ん中あたりの深い雪の中で、うずくまるような姿で死んでいたということである。

スネアシ一家の嘆きは非常に深いものだった。コタンの人たちも同情して、スネアシの葬儀のため大勢の人たちが集まった。そうして、人々は口をそろえてハルンカを非難した。「ハルンカの仕打ちは無理だ。スネアシは何年もハルンカに忠実に仕えており、鹿の代償はもう済んだはずだ、

可哀相だからスネアシの子供や妻をハルンカから解放してやろう」ということに相談がまとまり、これからはお前たちが自由に漁猟をしても農耕をしても良いというオッテナ(首長)の許しも出た。スネアシを失った悲しみはあったが、彼の妻や子供たちにもやっと幸が訪ずれた。

4.4.2 「のんびりと楽しく生活」

知里幸恵『アイヌ神謡集』, 1923.

「序」

その昔この広い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。天真爛漫な稚児の様に、美しい大自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、真に自然の寵児、なんという幸福な人だちであったでしょう。

冬の陸には林野をおおう深雪を蹴って、天地を凍らす寒気を物ともせず山又山をふみ越えて熊を狩り、夏の海には涼風泳ぐみどりの波、白い鷗の歌を友に木の葉の様な小舟を浮べてひねもす魚を漁り、花咲く春は軟らかな陽の光を浴びて、永久に囀さえずる小鳥と共に歌い暮して落ふきとり蓬よもぎ摘み、紅葉の秋は野分に穂揃かがりうすすきをわけて、宵まで鮭まどとる篝も消え、谷間に友呼ぶ鹿の音を外に、円かな月に夢を結ぶ、嗚呼なんという楽しい生活でしょう。……

これは、何の表現と言ったらよいのか。

アイヌを美化しないではいられない倒錯した心——これの表現である。

生活は、苛酷・辛酸を含む。

自然に翻弄される生活形態であれば、苛酷・辛酸は当然度合いが強まる。

漁獵採集生活は、このような場合である。

漁獵採集生活は、自然のサイクルとして、凶年がある。

凶年には、ひとは餓死する。

そして、餓死と向き合う生活は、「のんびりと楽しく生活」ではない。

ひとは、自然災害を免れない。

漁獵採集生活は、自然災害に対し専ら受け身である。

そして、災害を被った生活は、「のんびりと楽しく生活」ではない。

ひとは、病気を免れない。

漁獵採集生活は、病死率が高い。

そして、自分が病気したり、大事な者を病死で失った生活は、「のんびりと楽しく生活」ではない。

4.4.3 「人と人が殺し合うことなく」

戸塚美波子「詩 血となみだの大地」

『コタンの痕跡』, 1971, pp.95-107.

pp.95,96

自然は

人間自らの手によって

破壊されてきた

われらアイヌ民族は

何によって破壊されたのだ

この広大な北海道の大地に

君臨していたアイヌ

自由に生きていたアイヌ

魚を取り 熊 鹿を追い

山菜を採り

海辺に 川辺に

山に 彼らは生きていた

人と人が 殺し合うこともなく

大自然に添って 自然のままに

生きていたアイヌ

この大地は まさしく

彼ら アイヌの物であった

侵略されるまでは——

河野本道・渡辺茂 編『平取町史』,1974.

「第一編 第二章 第II期(江戸初期)」

pp.148,149

……アイヌの漁場を侵し、また交易にはあらゆるごまかしをもって巨利をむさぼり、各所に豪族は館を築いて勢力を張っていた。

しかも人種的偏見や風俗習慣の差異から、個人的な接触でもつねに侮蔑的な感情がつきまとい、やがてそれが嵩じて幾多のトラブルがあったにちがいない。

かかる情勢下に起きたのがコシャマインの乱である。

その直接の原因は康正二年(1456)の春、和人の鍛冶屋がアイヌの青年をマキリで刺し殺したことに端を発し、これが動機となって各地のアイヌが相呼応して立ちあがり、東は鷗川から西は余市までの和人が襲殺され、かろうじて免れたものは松前や上ノ国に避難する事態にまで発展した。

すなわち、永い間血族的な平和な集団社会を形成し、**死刑とか殺人とかの風習をもたなかった**彼等にとって、この和人の行為はまさに許しがたい暴逆と考えたにちががなく、したがってその暴動はひとり各地における襲殺

だけにとどまらず、越えて翌長祿元年(1457)になると、すでに民族的な復讐心をかりたてて団結させ、東部の酋長コシャマインを陣頭に……

「人と人が殺し合うことなく」は、調べたわけでもなく、確認したわけでもない。

ただ、都合上そうあって欲しいから、「人と人が殺し合うなく」としたのである。

『平取町史』の上記部分の書き手である河野本道・渡辺茂は、これを書いた当時、＜都合優先＞を善とする者であった。

その都合とは、「現体制を打倒して社会主義の国を打ち立てる」であり、そのための「階級的憎悪をつくり出す」である。

実際、体制打倒型イデオロギーは、手段を選ばないものになる。

体制打倒につながるような行動は、すべて善になる。

デマゴギーも、立派な善である。

もっとも、河野本道・渡辺茂を「確信犯」に見たら、それは彼らに対する評価が高過ぎるということになる。

時代の空気(流行)に流されたというのが、実際のところである。

河野本道の『アイヌ史／概説』(1996)は、彼の「過去の自分の過ちの清算」の書である。

この中に、全体の構成と不釣り合いに、「変容期開始期・展開期頃のアイヌ諸集団間抗争伝承資料」が入っている。

これは、＜「人と人が殺し合うことなく」を言った過去の自分＞の清算である。

口頭伝承にもとづく地域集団間の対立関係例表示一覧表

地域集団間の対立関係		対立要因
1 カフカイ(礼文島)	—天塩または増毛	報復
2 香深井・利尻	—磯谷	
3 天塩	—北見	
4 上川	—北見	川の幸・山の幸略奪
5 上川または石狩	—十勝	
6 石狩	—十勝	天産略奪
7 石狩	—釧路方面	
8 イシカリ	—ルルモックベ	宝物略奪
9 余市天内山	—日高・十勝方面	
10 余市・忍路	—小樽	
11 イヨチ	—沙流付近	
12 虻田	—有珠	

13 伊達	—有珠	
14 室蘭	—日高	
15 勇払	—千歳	
16 門別	—〈シャクシャイン〉・うら川	
17 門別	—釧路	
18 平取	—ユブツ・クソロ	
19 平取	—十勝・釧路方面	
20 平取	—十勝地方	略奪
21 平取	—十勝	宝物略奪
22 ビバウシ(平取二風谷)	—十勝	宝物略奪
23 静内御殿山(〈鬼ひし〉)	—〈シャクシャイン〉	
24 静内炭山沢入口(〈鬼ひし〉)	—〈シャクシャイン〉	
25 静内農屋	—十勝	
26 静内	—十勝	
27 〈鬼ひし〉	—静内入舟(〈シャクシャイン〉)	
28 静内東静内	—門別	
29 浦河	—トカチ	
30 様似	—トカチ	利剣略奪
31 広尾	—北見	
32 幕別(猿別)	—日高	
33 豊頃安骨	—釧路	
34 豊頃安骨	—日高	
35 豊頃旅来	—北見・根室	
36 豊頃旅来	—日高	
37 豊頃	—日高	
38 旅来	—十勝太	漁場侵害
39 浦幌乙部	—白糠・釧路	宝物略奪
40 浦幌乙部	—北見	
41 本別	—釧路	
42 本別	—釧路・北見	
43 本別仙美里	—クシロ	
44 本別仙美里	—日高または厚岸	
45 本別仙美里	—十勝	
46 足寄	—釧路方面	
47 陸別	—釧路	
48 陸別(十勝)	—釧路・厚岸(十勝)	宝物略奪
49 十勝(陸別〈カネラン〉)	—厚岸(〈シュマンベクル〉)	もの取り
50 白糠	—厚岸	宝物略奪
51 阿寒(庶路)・(シツナイ)	—十勝	娘奪い
52 阿寒	—厚岸・根室	宝物略奪
53 釧路	—十勝・厚岸・根室	
54 釧路	—十勝・厚岸・根室	
55 クスリ	—ウラスベツ	報復
56 釧路	—クスリの奥	資源略奪
57 釧路	—厚岸	漁場侵害
58 釧路	—厚岸	
59 釧路	—厚岸・根室	宝物略奪
60 釧路	—アッケシ・ネモロ	
61 釧路	—斜里・網走・常呂・美幌・北見・湧別	宝物略奪
62 昆布森・厚岸・霧多布	—北見	鎧略奪

63	標茶	——舍利・根室	
64	厚岸	——屈斜路・阿寒・塘路・網走	食糧確保
65	標津	——北見	財宝略奪
66	網走	——湧別・紋別	宝物略奪
67	佐呂間	——斜里	
68	佐呂間	——トコロ	
69	佐呂間・常呂	——湧別	
70	常呂(北見)	——斜里・十勝	
71	遠軽(北見)	——十勝	
72	遠軽(湧別)	——上川・十勝	猟場侵害
73	紋別	——日高	猟場侵害・報復
74	国後・目梨	——美幌	
75	国後・目梨	——美幌	
76	くなしり	——釧路	宝物略奪
77	クリル	——根室	宝物略奪・奴僕略奪
		クナシリ・ハボマイ・	
78	〔クルムセ(クルンセ)〕	——ネムオロベシ・厚岸・釧路・ (遠矢)・北見・十勝・ピエイ	

この表の中の「ピパウシ(平取二風谷)——十勝 宝物略奪」に対応する伝承(の一つ)として、

川上勇治『サマウンクル物語』, すすさわ書店, 1976.

「コタンの妖万」, pp.9-28

の一部を(ストーリーがつながる程度に)引いておく:

……

お婆さんの見た外の光景は、非常に恐いものであった。白い雪明りと、遅く出た半月の明りの中で、今まで見たこともない大勢の異様な風体の男や女、老人、子供までが加わり大きな円陣を作っていた。……お婆さんは彼らの動作や風体を見て、すぐトパッドミ(夜襲)だと判断した。

トパッドミとは沙流以外のたとえば十勝とか石狩とかのひとつの大きな部族が、一族を引連れて攻め寄せ、ねらいをつけたコタンに焼討ちをかけ皆殺しにして、そのコタンを占領し住みついたり、または宝物をうばい取り、ピリカメノコ(美人)がいると連去ったり、いわばこれは、アイヌ間の戦争であった。だからアイヌたちはこの戦争にそなえて、各地にチャシ(とりで)を築いて常時見張りを続けたとのことである。女や子供を連れてきているということは、多分うばい取った宝物やその他の物を運搬するのに、一人でも多くを必要としたからだと思われる。

……

オッテナはみんなの意見や、長老の話聞き、いちいちうなずいていたが、やがて決断したのかやおら立ち上り「もうぼつぼつ夜明けだ。お婆さんの話によると彼らは大体三十人位だ。年寄りや女子供がまじっているので、あまり遠くまで逃げていない。これから追討ちをかけひとり残らず討

ちとらなければ、これから先何度もこのように攻めて来られたら大変だ。

…… イワンチシリのチャシまで急いで先まわりして、奴らが川伝いに逃げるのを待伏せしてひとり残らず矢で射殺してしまえ」と命令した。総勢十人ほどの足の早い屈強な男たちが、弓矢刀などを持ち、勇んでポロチセから飛んで出て行った。

……

このチャシでトパッドミ隊の三分の一の男たちが矢で射殺されたが、その他の連中は、なおも沙流川の奥へ奥へと逃げて行く。

……

ポロサルアイヌたちは味方の矢傷の手当をしたり、負傷者をコタンへ連れて帰るため、戦いを一時中止し、逃げるトパッドミ隊を追わないことにした。

そのうちにチャシの近くに、三人の屈強なアイヌがあらわれ、……ポロサルのアイヌたちは負傷者を連れて全員がコタンへ帰ることになり、三人だけがトパッドミ隊の後を追うことになった。

……

イワナイという沢の近くに来た時、三人はトパッドミ隊の足跡のみだれを発見した。おかしいと思い注意しながらなおも進んで行くと、ある小沢のくぼみに、新しい松の枝が積み重ねてあった。不思議に思い、この松葉を取りのぞいてみるとひとりの女の死体が出て来た。調べてみると、この女は妊娠しておりもう臨月らしい様子であった。女はトパッドミの仲間である。……

三人のアイヌたちはここでカムイノミをした。この女の死体の乳房を切り取りそれぞれ一口ずつ呑みこんで、そのあと、もし気分が悪くなりもどすようなことがあれば、その者は武連がなく、無事にコタンへ帰ることが出来ないのである。また、もどさなかった者は心配なことなので、呑みこむ前に無事を神に祈るのである。これは一種の占いのようなものだと思うが、アイヌの伝説のなかにはよくこのような話が出てくる。

三人のアイヌたちもこれを行なったのである。三人は女の乳房の肉を切り取り、それぞれひとくちずつ呑みこんだ。するとまもなく三人のうちの一人が気分が悪くなり、二人の目の前で真赤な生肉をはき出した。このはき出した人はペナコリから行ったアイヌだということである。

……

ウサップの森林を過ぎると前方に大勢のトパッドミたちが先を急いでいるのを発見した。イワンチシリで討死した残りのトパッドミたちである。女や子供を含めて約二十人である。……

この場所で十人あまりのトパッドミたちが矢で射殺されたということである。

……

生き残ったトパッドミ隊は、なおもチロ口(千栄)を通り過ぎ沙流川の本流の奥へ奥へと逃げて行った。三人のアイヌたちは再び追いかけて始めた。

古老たちの話によると、このトパッドミに来た連中は一人残らず殺してしまわなければならないと言う。なぜなら、トパッドミ隊の子孫が一人でも生き残るとあとで必ず仇討に攻め寄せて来るので、後難を恐れるアイヌたちはたとえ子供や女でもすべて殺してしまったということである。

……

とど松、えぞ松、だけ樺、真樺の原始林の山の中腹あたりの斜面を横切り、三人のアイヌたちは固雪の上を風のように走っていた。まもなくトパッドミ隊に追いついた三人は、残ったトパッドミたちを情け容赦もなく斬りまくった。日勝峠近く日暮れ時のことである。

トパッドミの者もなかなかうでのたつのがいて勇敢に戦ったが、とうてい三人のアイヌの敵ではなかった。あとで恨みを残さぬため、女も子供も老人も残っているものは全員殺さなければならない。男たちの戦う怒声と女子供の泣きさけぶ悲鳴があたりの山々にこだまし、白い雪の上一面に真赤な血をそめて戦いは終わった。

……

アイヌの伝説によれば、戦いのいかなる場面においても必ず仲間の一人か二人を逃して自分たちの味方に連絡するということである。この戦いの場合、トパッドミの側も二人が落ちのび、一心に日勝峠のはい松の中をくぐり抜けて十勝の方へ逃げのびたのである。三人のアイヌたちは戦い終わってほっと一息ついたとき、二人の足あとが峠の方へ続いているのにふと気がついた。今日はチロロあたりまで下って帰路につこうかと考えていたが、たとえ一人でも逃げのびれば、何日か後に援軍を引連れて仇討に攻め寄せて来る恐れがあるので、また引続き翌朝から追跡することにした。

……

固雪の上を歩くことにかけてはすばらしい速度を誇る三人は、疾風のように十勝原野をめざして走っていた。太陽が空の真中を通り幾分西にかたむいた頃、雪原の彼方にポツン、ポツンと、五、六軒のアイヌ・チセがたち並んでいるのを発見した。三人のアイヌたちは用心してコタンの近くの萱原でかくれて日の暮れるのを待ち、様子を見ることにした。

……

三人のアイヌのうちの一人が、チセの内部を探るため屋根の上まで身軽に飛び上り、リクススイ(煙出し窓)から中をのぞきこんだ。いるわ、いるわ、大勢のアイヌが協議のまっ最中である。

その時リクススイのあたりに異様な気配を感じたチセの中の一人のアイヌが、すばやく弓に矢をつがえ、リクススイから顔をのぞかせたアイヌに矢を射た。矢は正確にアイヌの目に命中し、異様なうめき声を上げて屋根から地上へ転落した。下でこれを見ていた二人は怒りに燃え、一人はロルンブヤル(東測の窓)から、一人はセム(家の入口の空間)のある入口から万を振りかざしてチセの中へ乱入した。そうして手当たり次第斬って斬って斬りまくった。せまいチセの中で二人は自由にあばれることが出来たが、チセの中にいた人たちは手出しも何も出来ないうちに皆殺しにされてしまった。

戦いすんで目をやられたアイヌを介抱しようとしたが、時すでに遅く矢の毒が全身にまわり手のほどこしょうもなく息を引きとった。先に書いたように、女の死体の乳房を呑んではき出した時すでにこのアイヌの運命は決まっていたのである。

二人はまったく人影のなくなったコタンのチセ全部に火をつけて焼き払い、帰路につくことになった。

……

そもそも、「人と人が殺し合うことなく」が嘘であることは、ユカル(英雄伝)を思い浮かべれば、たちまちわかることである。

実際、ユカルは、全編が「人と人の殺し合い」の話である。

「人と人が殺し合うことなく」を言った者は、よほど不勉強で無知な者ということになる。

冒頭の詩は、正義イデオロギーが集団心理になっていた時代の産物ということで、了解される。

世界は善と悪の戦いであり、自分は善の陣営に立ち悪を倒さねばならないというのが、このイデオロギーである。

アイヌは善に、シャモは悪に措かれる。

アイヌは善でなければならぬ。

したがって、善にしていかなければならぬ。

こうして、実際と違うことを言うていくことになるのである。

4.5.0 要旨

4.5 観光「アイヌ」

4.5.0 要旨

4.6 エリート「アイヌ」

- 4.6.0 要旨
- 4.6.1 インテリ「アイヌ」
- 4.6.2 同族差別
- 4.6.3 観光「アイヌ」批判

4.6.0 要旨

4.6.1 インテリ「アイヌ」

4.6.2 同族差別

4.6.3 観光「アイヌ」批判

5 「"アイヌ民族" イデオロギー」を講ずる

- 5.0 要旨
- 5.1 "アイヌ民族" 捏造
- 5.2 「解放」イデオロギー
- 5.3 悪者論
- 5.4 「北海道アイヌ中国訪問団」(1974)
- 5.5 備考：中国の「民族政策」の実際
- 5.6 同族憎悪
- 5.7 民族派「アイヌ観光」

5.0 要旨

1960年代末に新左翼運動が起こり、1970年代前半にわたって盛んになる。
"アイヌ民族"のことは、この中で生まれた。

新左翼運動は、"解放"イデオロギーの運動である。

イデオロギーの基本はマルキシズムであり、この場合「賃金労働者」が「解放」されるべき被抑圧者である。

しかし、これは運動にとって不都合となる。

現実の賃金労働者は、マルキシズムが描くようなく「解放」されるべき被抑圧者になってくれないからである。

そこで運動は、<「解放」されるべき被抑圧者>を別に捜さねばならない。国外に飛び出す者も現れたが、これは《国内からは、<「解放」されるべき被抑圧者>になろうという者が出て来ない》となったからである。

梅内恒夫「共産同赤軍派より日帝打倒を志すすべての人々へ」(1972)
(竹中労・平岡正明『水滸伝——窮民革命のための序説』収載、pp.157-230.)

p.162.

路線の破綻とは、一言でいえば、結合するべき人民がどこにいるか、わからなくなったということである。彼らが第一歩から始めることを恐れずに路線の転換を決意し、視野を拡大してアジアの窮民、そして第三世界のすべての窮民に注目することができたら、同志殺しをせずすんだかもしれない。

p.165

昨年十二月までは、日本「人民」に対する幻想と完全に訣別することはできなかった。**太田竜と巡り会って目が醒めた。**我々の味方はアジアの窮民、そしてすべての第三世界の窮民である。我々は窮民独裁の世界社会主義共和国の大義を獲得できたのである。鬼に金棒とはこのことだ。三人[註：太田竜・竹中労・平岡正明]の世界革命浪人がいなければ、我々は、現在彼らの到達した地獄に降りるのに、あと一年はかかったろう。

p.169.

帝国主義は自ら崩壊するなどということはありません。あらぬ期待をかけても無駄なのだ。ましてや、ソ連と中国が帝国主義列強との貿易を拡大し、この助け合い運動に加わるようでは、なおさらである。

この現代帝国主義の巧妙なメカニズムは、経済成長の持続によって、本国労働者階級の賃金上昇と農民保護政策の充実を可能にした。かくして**本国「人民」は革命性を徐々に喪失し、本国内階級闘争はますます不能に陥る。**これが帝国主義本国が革命戦争の時代に到達しないことの根拠である。

現代帝国主義のこの特徴は、資本主義の発生初期にすでに明らかであった。ただマルクスがごまかされ、マルクスの後に続いた者もまたごまかされていたにすぎない。

p.170.

金持ち喧嘩せずで、余裕のできた現代帝国主義は、本国「人民」と妥協できたようだ。しかし**本国内の植民地窮民**[註：“アイヌ”・沖縄]は頑張っている。さらに帝国主義者によって生活を破壊された新しい窮民も増えている。第三世界の窮民も打倒日帝を胸に畳み込んで待機している。

"アイヌ"からも、「太田竜と巡り会って目が醒めた」者が現れた。

結城庄司(「アイヌ解放同盟」)であり、成田得平(「ヤイユカラ・アイヌ民族学会」)である。

結城庄司「ウタリに寄せる——自然主義者、アイヌの道」(1971)

『コタンの痕跡——アイヌ人権史の一断面』. pp.437-447.

p.441.

問題はまだまだたくさんあるが、そうではない良き隣人(和人)も大勢いた。その和人たちは、同じ日本人でありながらいろいろな事件をおこした同民族である和人の社会から追放同様にされた。**それは日本の社会に受け入れられない人たち**[註：「窮民」]でもあった。**この人たちはアイヌコタンに逃げるようにして住みついたのである。**そしてメノコと結婚してアイヌの風俗にもすっかり溶け込み、心の底からアイヌを愛した人たちがであった。やがてこういう人たちが増えて次第にアイヌも混血化していったのである。

p.442

資本主義社会は常に少数民族の犠牲の上になりたて来たのであり、現代もなおその戦いに大資本を注ぎ込んでいるのである。

結城庄司「アイヌ独立の魂は、呪いの戦い、怨念と化し、自然を背景に燃え続けて来た」(1972)

(太田竜「御用アイヌへの挑戦から始めよ」/『アイヌ革命論』収載)

天皇軍は、原住民アイヌを、北辺に封じ込め、戦いが完全に勝利したかのように、歴史を歪曲しているが、そのごまかしは一九七二年に、原住民精神をつらぬく人々によって粉碎された。

「原住民精神」、それは**アイヌ共和国**創造への胎動である。

現在もなお、天皇軍の手先共(日本帝国主義機構の総て)は、アイヌが誇りとする、原始自然を破壊・略奪し、一九七三年に向けて日本列島改造部隊は、日本最後の原始境・アイヌの聖地(大雪山)をも、解体青写真を製作してしまった。

アイヌ共和国独立の戦いは、歴史に敢然と輝やく、アテルイとコシャマイン、シャクシャインの戦法（**ゲリラ作戦**）によって、開始されなければならない。

天皇軍は、常に平和的甘言をもちいて、日本原住民の首をはね、原始共産制への民族の流れを、断ち切ろうとした。この策略は失敗に終り、再度、日本帝国主義者共、天皇支配にたいし、アイヌ共和国独立の戦い、**最前線連帯軍は結集されつつある**ことを、人民に宣言する。

我々共和国同胞は、腐りきった天皇軍農耕文明を、徹底破壊し、その戦いを世界革命の原点としなければならない。

日本帝国主義者の総てを、自然を喰い荒す「怨獣」と考え、怨獣のたれ流す糞尿は、「公害」といってよいだろう。

糞尿を喰わされるのは、常に「人民」であり新鮮な「自然」を喰うのは、常に怪獣（日本帝国主義者）である。

天皇が支配して来た、農耕文明はいつわりの神を祭り、仏教をとりいれ、日本原住民を、大和化し皇民化することに専念して来た。現在も、アイヌを同化政策により、自らの罪悪の責任を回避しようとして失敗した。

アイヌは、「自然—神秘—人間」を、自然主義とし、自然の神秘を神々とし、原始共産世界を自由の天地と考え、日本原住民の狩猟文化を護りぬいたのであり、北辺に強く生きているし、これが日本原住民の原点である。

日本原住民の原点を、アイヌ共和国独立の同志は、常に忘れてはいなかった。それは、生命への連帯であり、人間が自然（大地）に戻る原則なのだ。独立の魂は、永遠に燃え続けるのである。

日本帝国主義者は、現代文明の中に喘ぐ人民を救おうとしない。それどころか、人民の共有する自然をも、取りあげて、人間の精神の衰弱を図り、世界支配の野望に燃え、兵隊化しようと企んでいるのである。

アイヌ共和国独立の同志は、人間の原点に戻り、世界支配（帝国主義）を、完全に粉砕しなければならない。

一九七三年は、世界に同志を求めながら、画期的な革命戦争への日本原住民戦法により、日本歴史は、ぬりかえられて行く時となるであろう。

アイヌ解放同盟 結城庄司

5.1 「アイヌ民族」捏造

5.1.0 要旨

5.1.1 「アイヌ民族」の語の機能

5.1.2 アイヌ法勉強会で「アイヌ民族」誕生

結城らの言動は、彼らとは距離をおく「アイヌ」、「シャモ」にも、言動の先鋭化・過激化という形で、影響を与えることになる。

「アイヌ民族」否定は、この歴史を講ずることを含む。

なぜなら、「アイヌ民族」派は、「民族」の概念が起こるダイナミクス」の考えを持たないからである。そのため、「アイヌは昔からずっと「民族」である」のように思っているからである。

5.1.0 要旨

5.1.1 「アイヌ民族」の語の機能

「アイヌ民族」は、アイヌ新法案作成のためにウタリ協会が開いた勉強会の中で、生まれた。

グローバルな論題の「先住民問題」と絡めれば、「アイヌ特権」の大義がつきやすい、となったわけである。

訴えも重くなり、箔がつく。

「アイヌ利権」グループは、アイヌ新法が実現するよう、ウタリ協会を応援する。

しかし、「アイヌ民族」のロジックを認めたわけではない。

実際、「アイヌ民族」のロジックを鵜呑みにするのは、ものを知らない者かアタマの悪い者である。「アイヌ利権」グループは、馬鹿ではない。

そこで、いざアイヌ新法が成るとなったら、「アイヌ利権」グループの政治パートは、法案の骨抜きに取り掛かる。

この結果が、『アイヌ文化振興法』である。

「アイヌ利権」は、獲得したら、つぎはこれの保持に努めねばならない。

そしてこのステージを成り立たせるのも、「アイヌ民族」のロジックである。

実際、「アイヌ文化振興法」というからには、アイヌ文化が「振興」を俟つように存在していなければならないが、そんなものは無い。

「アイヌ文化が継承されている」を、＜幻想＞として立てるしかない。

アイヌ文化の担い手として生身の者を出せば、「そんなこと実際はやってないでしょ」になってしまう。

そこで＜幻想＞としての担い手に、「アイヌ民族」を用いる。

ただし、＜新法実現＞が「アイヌ民族」の語を機能させる本来の場であることに、変わりはない。

新法実現のつぎは、さらなる新法の実現である。

なぜなら、「利権」はさらに大きくなることを求めるからである。

こうして、「アイヌ民族」のロジックで「アイヌ特権」を理由づける作業が、再開される。

「アイヌ協会理事長メッセージ」(2016)

……

「民族共生の象徴となる空間」の設置には広域連携等で一層の充実を図り、

北海道が要望している第3次アイヌ生活向上推進方策の継続とともに次世代の子供の教育、経済などを支援する法律の整備も、諸外国の取組み同様、必須のことです。

新たな法律制定については、アイヌ政策推進会議が開催された昨年10月1日も、総理官邸において国が主体となった総合的な政策の根拠となる法律の制定のための要望書を高橋知事と並んで菅官房長官に手渡したところですし、本年3月28日にも鈴木宗男新党大地代表のご配慮により、菅義偉官房長官に直接お会いし、改めて要望書を手渡し、立法への検討に着手したいとの前向きな意向を伺ったところです。

……

「アイヌ協会理事長メッセージ」(2017)

……

昨年を振り返りますと、三月にアイヌ協会創立七十周年の節目の年を迎えることができましたし、また、アイヌ協会が長年にわたって求めてきた立法措置に向けて、皆様の思いに応えるべく駆け回った一年でもありました。

三月二十八日、新党大地の鈴木代表のご案内で菅官房長官にお会いし、生活支援、教育や就労支援の充実、全国のアイヌを対象とした総合的なアイヌ政策を推進していくための法律制定を要請しました。これが契機となり、五月に開催されたアイヌ政策推進会議の検討報告書に法的措置の検討が盛り込まれ、官房長官からも法的措置の必要性についてもしっかりと検討していきたいとのご発言をいただきました。

七月二十八日、官房長官の指示のもと、新たに内閣官房副長官、関係省庁の事務次官で構成されるアイヌ総合政策推進会議設置の報告がされ、現行施策の改善方法を含め、若い世代や様々なアイヌの立場からどのような施策が必要か固定観念や先入観を取り払いアイヌに寄り添った先住民政策を再構築する方針が明示されました。

道内の取組としては、七月、第二回定例道議会において「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定の検討を求める意見書が議決され、関係省庁に提出していただきました。十一月には、知事のおよびかけにより「民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワーク」が設立され、北海道経済同友会などの経済団体も加わり、民族共生象徴空間の整備に向けた官民一体の応援を始めていただきました。心から感謝申し上げたいと思います。

……

5.1.2 アイヌ法勉強会で「アイヌ民族」誕生

河野本道、『アイヌ史／概説』，北海道出版企画センター，1996

pp.157-159

1964 [昭和 39] 年に、行政管理庁によって『北海道旧土人保護法』の廃止が勧告され、さらに少し間をおいて、1968 [昭和 43] 年に、「行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行う必要」から、同法の第五回目の改正がなされ、貧困者の子弟への学資および住宅改良資金が給付されなくなったことによって、同法がほとんど有効性を失われると、行政（北海道）への依存を前提にして設立され、あまり年数を経えていなかった『社団法人北海道ウタリ協会』としては、行政に依存する根拠を失うという問題を抱えることになった。そして、これにより行政上の矛盾をもつことになった北海道（民生部）は、『社団法人北海道ウタリ協会』の意向を反映して、1968 [昭和 43] 年、行政管理庁による『北海道旧土人保護法』廃止の方針に対し、時期尚早として反対した。

また、この翌年に、『同和対策事業特別措置法』が公布されて、補助金を伴う諸事業が実施されるようになったり、1970 [昭和 45] 年に、全道市長会で『北海道旧土人保護法』の廃止に向けた提案が採択され、アイヌ系の者の間にそれに同調する動きが出たりしたため、『社団法人北海道ウタリ協会』としては、北海道民生部と歩調を合わせ、周年、『北海道旧土人保護法』の廃止反対を決議した。

このような動向があった後、『社団法人北海道ウタリ協会』や北海道による働きかけがあって、国としては、1974 [昭和 49] 年から七カ年に亘り、〈ウタリ対策（第一次）〉をとることになった。

その後も続けて〈ウタリ対策〉は、1981 [昭和 56] 年からと 1988 [昭和 63] 年からと 1995 [平成 7] 年から、それぞれ七カ年ずつとられているが、第二次ウタリ対策が実施されることになった頃において、同協会員の中から、同和対策費に比べて〈ウタリ対策費〉が非常に低いという不満の意が示されるようになった。

また、同協会は 1982 [昭和 57] 年、「北方領土」問題に対し、「先住民族」としてのすべての権利を留保することと、『北海道旧土人保護法』の廃止および新法制定を要求することを決議、さらにこの翌年、『アイヌ民族に関する法律（案）』を公表している。

そして、『社団法人北海道ウタリ協会』は、この第二次ウタリ対策の段階において、「アイヌ」が日本の「先住民族」であり、「民族」であると位置づけることに特段のこだわりを示すようになった。

ところが、この『社団法人北海道ウタリ協会』による「アイヌ」が「先住民族」「民族」であるという特段の位置づけ方は、そもそも主として『同和対策事業特別措置法』の施行に伴って支出される補助金と〈ウタリ対策費〉とを比較して、〈ウタリ対策費〉が不十分であるという不満から主張

されるようになったものであり、〈ウタリ（「アイヌ」）〉に対する十分な国の対応を求めるための理由づけとして考え出されたものと理解される。

小川隆吉『おれのウチャシクマ』, 寿郎社, 2015.

pp.130,131

当時 [1970 年]、旭川市長五十嵐広三氏が旭川アイヌ協議会の決定をうけて、北海道旧土人保護法と旭川市旧土人保護地処分法を廃止することを全道市町村長会議の議題として提出するというのだ。私は札幌支部結成の準備中だったが、これは無視できないと思った。会場は岩見沢市。ウタリ協会本部がこれを知ったのが二日前。突然のことに驚いたウタリ協会理事、浦河から向井さん、静内から秋田さん、平取から貝沢正さん、鶴川から阿部さん、白老から野村さん、事務局長葛野守市さんに私。七人が抗議のために旭川市役所に向かった。市が用意したホテルの一室で、今回の提案はウタリ協会の合意が無いこと、取り下げてくださいという挨拶から始まった。五十嵐氏は次のように述べた。

この法律は 100 年を経過し法律としての機能はなくなった。市政を進めるうえで妨げにこそなっても今後旭川アイヌが生活する上で使える条文は全て削除されていること、旭川のアイヌが一致して廃止に賛成していることの二点をあげた。これに対し協会理事は次のように反論した。

旭川アイヌの意思というが 70 名前後で道ウタリ協会会員数とはケタがちがう。まして無条件廃止などとんでもない。今後この件については反対することを告げて物別れに終わった。

pp.131,132

ウタリ協会本部は、河野本道氏を委託者として採用し、アイヌ民族史づくりに取り組む事になった。持ち込まれた資料は、河野三代の集めた資料で、目録その他原本を見ることができた。札幌支部は沢井アキ支部長の提案で、学習会を週一回生活館で行うことにした。講師に、河野本道氏が来てくれました。

……

もしこのような学習会がなかったら、後につづくアイヌ民族に関する法律原案、中でもこの法律を制定する理由を、小川隆吉は書けなかったと思う。河野本道さんありがとう。

pp.132-137

中でも、北海道水産会館四階で行われた、1984 年度北海道ウタリ協会本部総会で「アイヌ民族に関する法律の原案」が可決された。その三日後にメーデーに参加。うれしさいっぱい、小川さん良かったねと握る手に力がこもる。この先骨抜き法律にされるとは露しらず。

横路知事のもとで、国会に提出する議案を道議会で審議するための案の

検討が始まった。北海学園大学理事長森本信夫委員長以下 14 名。私はウタリ協会の新法特別委員会のメンバーとして参加しました。そこに北星学園大学の土橋信夫先生がいた。アメリカ・カナダ・オーストラリアのインディアン、アボリジニー、マオリに対する制度政策を博物館などから説明を受け、パンフレットなどを持ち帰った。キングサーモン、ベニザケの採捕権利が認められていること、カジノで働くインディアン、ニュージーランドではマオリの国会議員の当選者を出していること、土橋先生の持ち帰ったビデオを見てがくぜんとした。アイヌ民族にとって生物の採捕権は旧土人保護法成立と引き替えに奪いつくされていた。それが今日もつづく。何が先進国だ。

旧土人保護法がどんなものかつて学習会をやるまでほとんど知らなかったんだ。あの学習会で初めてじかに読むことになったんだ。それは俺ばかりではなかったと思うよ。河野先生は毎回資料を持ってきてくれて、みんなが読めないとなると大きな声で読んでくれて、そのあと説明もしてくれた。俺らアイヌは聞く一方だった。参加者は、沢井アキさん、石井ポンベさん、早苗、その他何人もいた、ときには 20 人以上もいた。そのうち参加者は増えたけど酒を飲んでくるものぐたりして混雑したなあ。あの当時、金はとらないで教えてくれた学者は河野先生しかいなかった。講師にはそのあと山川力さん、釧路から山本多助エカシにも来てもらった。ピッキが講演したこともあった。

ウタリ協会で「新法特別委員会」がつくられて俺もその委員になっていたが、「アイヌに関する法律(案)」を書く段階になった。山川力さんが顧問役だった。委員長は貝沢正さんに俺に「この法律を制定する理由」を書いてみなさいと言われた。……

貝沢正さんがアイヌの中心になっていたが、主に漁業だとかの経済のところ、それにアイヌ民族の政治参加、議席のところこだわって書いていた。山川力さんが最後に文章を直してくれた。

新法の案がまとまってから、全道六地区で説明会をやった。俺は、二風谷、旭川、札幌に行った。説明は事務局長の伊端宏さんが主にやった。行った先では大変だった。旭川では、とにかく旧土人保護法があるうちは差別は無くならない。旧土人保護法さえ無くなればいい。俺たちは物乞いではないとか。こっちが、旧土人保護法に代えて次の時代をつくる法律なんだと言ったって分かってくれない。悔しい思いをした。旭川では、五十嵐市長の意見が強かった。平取では生活館でやった。この法律はアレも欲しい、これも欲しいという法律ではない、と言ったのに、「お前は共産党か」なんて言う声が出たり、「政府にあれこれ言ったってナンモナイさ」なんて諦めの発言もあった。札幌では、地名をアイヌ語に直して欲しいという声もあった。俺が説明すると、お前の話は長い、くどいって言われたり。どの地区も、女の人の発言が多かったし、とにかく一番多かったのは、経済問題。仕事がない、給料が安い、なんとかして欲しい。

その説明会が三月で、そのあと最後のまとめとなった。経済問題につ

いて「自立化基金」として政府に出させようとなった。それで五月の総会で、満場一致となった。

法律案の中身をわかりやすくするのに「アイヌ民族に関する法律案の具体的考え方」という冊子をつくったが、それは伊端事務局長がつくった。

俺は貝沢さんに理事長になって欲しいと思っていた。貝沢さんは徹底したアイヌ精神の持ち主だったからだ。特に中国に視察に行ってきたから、言うことやすことに迫力が加わった。モンゴルだとかの少数民族と交流してきたんだ。旧土人保護法に対する批判が鋭くて徹底していた。アイヌの仲間に対しては悪口は言わないで、良いところははっきりと評価した。俺は、理事会などで貝沢さんの顔を見ると安心したものだ。人間としての目標だとも思っていた。

ある時、札幌市の教育委員会が貝沢さんに一生のことを話して欲しいと行って生活館で話を聞いたことがある。その時俺も一緒したが、テーマをはっきりと決めて淡々と話を進めた姿を今でも忘れない。「アイヌ史」を作ろうと言ったのも貝沢さんだ。貝沢さんが亡くなったのがほんとに惜しい。貝沢さんがウタリ協会の理事長になれなかったのは道庁の意向があったからだと思う。今でもそう思っている。

法律案を北海道知事——当時は横路さんだった——に出してから、「ウタリ問題懇話会」がつくれ俺もその委員になった。土橋先生がビデオでアメリカ、カナダの先住権の話をしたときにはよくわかった。他の先生の話すことはあんまり理解できなかった。そのころ、企業組合の倒産のあとで、足元がなんもなくて、抜けた状態だったこともある。

けどウタリ協会から出た委員はみんな「アイヌ民族に関する法律(案)」をそのまま法律にして欲しいと発言した。

……

「アイヌ文化振興法」ができる前の年の総会で、野村義一さんが理事長からおろされた。野村さんがアイヌ新法を実現する先頭に立っていたんだ。あの人は、新しいアイヌ法の下でも理事長を続けたいという気持ちがあったと思うよ。なのに理事会の投票をやったら笹村に決まっちゃったんだ。同時に俺も理事から外された。あれはクーデターのようなものだった。ウタリ協会の転換点だったと思う。うしろで政治家が動いていたのでないか。一時「アイヌは日本人に同化して消滅した」なんて言う政治家もいた。野村さんのあとウタリ協会理事長になった笹村は、「文化振興法」がウタリ協会のアイヌ新法案と全然違うのに一言も文句を言わないんだから。共有財産裁判にも何度も協力を頼みにいったけど全く何もしなかった。野村さんは裁判を支援する会の顧問になってくれた。白老まで大脇さんと頼みに行ったんだ。

あとから考えると、旧土人保護法廃止を前提として新法をつくらう、というのは間違いだった。旧法と一緒に共有財産が持って行かれてしまっ、文化、文化の一本になってしまっ、今のありさまだ。

5.2 「解放」イデオロギー

5.2.0 要旨

5.2.1 1970年代「解放」運動ブーム

5.2.2 「解放」イデオロギーの論理

5.2.3 ブームの理由：素地不問

5.2.4 幼児性——マンガ思考

5.2.5 アイヌ解放同盟のテーゼ (1972)

5.2.0 要旨

5.2.1 1970年代「解放」運動ブーム

1970年代は、「解放」運動ブーム期になった。

この期には、主観的「解放のための実践行動」のいろいろな出来事／事件が起こった。

「アイヌ解放」では、つぎのような出来事／事件がある：

- 1972-03 北海道放送 (HBC) の TV ドラマに抗議 (ウタリ協会石狩支部 小川隆吉ら)
- 1972-08 第26回日本人類学会・日本民族学会連合大会で、抗議行動 (太田竜・新谷行・結城庄司・成田得平・山本多助)
- 1972-09 シャクシヤイン像事件 (太田竜・新谷行・結城庄司)
- 1972-10 旭川風雪の群像, 札幌北大資料室同時爆破事件
- 1973-01 静内町ステッカー事件
- 1973-02 静内町役場前座り込み
- 1973-03 社会党道本部のアイヌ問題審議会設置の動きに、抗議 (アイヌ解放同盟)
- 1973-03 北海道放送 (HBC) の TV ドラマに抗議 (成田得平)
- 1974-03 白老町長襲撃事件

また 1974 年は、施設、記念碑／像に対する損壊・汚染・落書きの小さな事件が、特に集中した年である。

こうなるのは、「解放」運動が素人参加の運動であり、「解放」の中身には思考停止している者たちの運動だからである。

彼らは、自分なりの思いで、「アイヌ解放のための個人主体的実践」を〈事件〉に表現する。

《児戯に等しい事件が相次ぐ》状態になるのは、このためである。

5.2.2 「解放」イデオロギーの論理

「解放」イデオロギーは、「自分を奴隷にしている者を倒して、自分を解放」イデオロギーである。

このとき、「自分を奴隷にしている者」を何に定めるかで、いろいろなタイプが現れる。——「帝国主義者」に定めるとか、「独占資本家」に定めるとか、現政権に定めるとか、「和人」に定めるとか、等々である。

つぎは、「帝国主義者」に定めた場合（「反帝」イデオロギー）である：

河野本道『旧土人保護法』にまつわる人間関係の歴史的分析と
将来における方法』、『コタンの痕跡』,1971. pp.335-348.

p.337

この法はアイヌ系の人々が和人によって、そのうちでもとくに帝国主義者たちによって無理やり押しつけられたものである。

日本帝国主義者たちはこれをアイヌ系の人々に対して無理やり押しつけておきながら、あたかもアイヌ系の人々のプラスのために立法したごとき思わせがましい態度をとってきた。

アイヌ系の人々にとっては、自らの生活圏に帝国主義者たちが侵入してこなければそんな立法がなされる必要はなかったのだ。

アイヌ系の人々はそんな法を与えられるよりも、帝国主義者に従来の生活圏を侵されぬ方が良かったはずである。

p.346

こうした帝国主義者が存在する限り、現に集団的に差別されている人々は、将来自由競争の場に不利な条件を与えられた上で参加せねばならないのだから、この後も集団的に差別を拡大されるだけである。

それを帝国主義者たちは望んでいるのだ。

何故なら帝国主義者たちにとってはそうなることがより有利なのだから。

『旧土人保護法』が廃止されれば帝国主義者たちがそれに代わるより都合のよい新しい手段を準備することは見え透いている。

だから、たとえアイヌ系の人々が帝国主義者たちから奪われたものについて幾分かの代償を得たとしても、結果に大差はない。

少しばかりの代償によってごまかされてはたまらない。

これを解消するには生きる上に自由競争することを建て前とした資本主義社会を根底的に覆さねばならない。

それにはまず、現に見る通りに異民族、異国民、被支配層を抑圧して反省するところのない帝国主義という資本主義社会の持病を告発し、その担い手たちに向けた反帝闘争をなす必要がある。

『旧土人保護法』は反帝闘争のうちに位置づけられ、反帝闘争の成果によって空中分解されないとしたならば、たとえ廃棄処分されたところでアイヌ系の人々にとってプラスになることはない。

p.347

ところで、『旧土人保護法』を問題にする者のうちには、反帝闘争を担おうとする者は少ない。

『旧土人保護法』を問題にするだけで満足している愚か者、偽善者が何と多いことよ。

『旧土人保護法』の存在は反帝闘争の必要性を物語る一資料であるが、『旧土人保護法』を掲げずとも、反帝闘争を担う者は、それを問題とするのみで満足している愚か者たちよりずっと、アイヌ系の人々の解放に実効をもたらすであろう。

5.2.3 ブームの理由：素地不問

「解放」運動は、ブームになる。

ブームになるのは、運動のハードルが低いからである。

何かを興すには、ふつうは素地（教養・能力・経験値）が問題になる。

しかし「解放」運動の場合は、＜敵意＞が、「素地」として必要なものすべてになる。

この程度の素地であれば、それは「素地不問」と同じである。

中国の文化大革命で小学生も紅衛兵として主役になり、大人を吊し上げることができたように、「解放」運動は、だれもがいまの素のまま、運動の主役になれる。

教養・能力・経験値は、却って「解放」運動の障碍になる。

素人——「若者・よそ者・バカ者」——ほど、「解放」運動にすんなり入れる。

実際、「解放」運動にすんなり入る者は、素人に限られる。

5.2.4 幼児性——マンガ思考

1970年前後期の新左翼イデオロギーは、「解放」イデオロギーである。

その「解放」は、漠然と考えられた。

漠然であるために、入口がいくらでも広がった。

だれでも自分の状況に息苦しさを感ず、「解放」を想うからである。

ひとは、物理から解放されない。——自分自身、物理の要素だからである。

ひとは、気象から解放されない。——自分自身、気象の要素だからである。

ひとは、生態系から解放されない。——自分自身、生態系の要素だからである。

ひとは、経済から解放されない。——自分自身、経済の要素だからである。

ひとは、社会から解放されない。——自分自身、社会の要素だからである。

ひとは、自分がその要素であるところの系からは、解放されない。

この系は、複雑系である。

ひとは、系の攪乱はできても、制御はできない。

「解放」の絵を描くことができたとしても、それは系とは無関係の絵である。

その絵は、マンガである。

実際、物理無視である。

超常現象・超能力満載であり、ヒーローが世界を救う！

一方、ひとの精神の生きる場は、現実ではなく＜幻想＞である。

新左翼イデオロギーの時期、ひとはマンガに生きた。

新左翼イデオロギーの時期は、ひとがマンガに生きることであった時代である。

まじめに「革命」を考える者、「武闘」「地下行動」を考える者がいた。

「粛清」の殺戮も現れた。

これらが可能であったのは、物理に対する思考停止を、暗黙に、互いに許し合う時代だったからである。

数量計算すれば、やっていることがナンボのものかはっきりする。

そこで、数量計算は自ずと抑制・抑圧される。

マンガの世界は、物理計算をしたら元も子もなくなる世界である。

「アイヌ民族」イデオロギーは、この時勢の産物の一つである。

漠然と「アイヌ解放」が考えられる。

そして「解放」されるころのもの定立となって、「アイヌ民族」となる。

アイヌ系統者でこのマンガに嵌まった者たちは、アイヌ系統者のうちのごく少数である。

しかしこの者たちは、自分を「アイヌ系統者の代表」——「同族の思いは同じであり、違いは行動する・しないだけ」——にしてしまう。

この者たちは、アイヌ系統者全体からは浮いた存在のままになる。

しかし、消費社会は、彼らを<おいしい素材>にする。

彼らはメディアに消費され、そして「アイヌ利権」に取り込まれていく。

5.2.5 アイヌ解放同盟のテーゼ (1972)

以下は、太田竜「御用アイヌへの挑戦から始めよ」(1973) (太田竜『アイヌ革命論』に収載, pp.166-188) に「全文引用」となっているところの

結城庄司, 1972

「アイヌ独立の魂は、呪いの戦い、怨念と化し、自然を背景に燃え続けて来た」.

である:

天皇軍は、原住民アイヌを、北辺に封じ込め、戦いが完全に勝利したかのように、歴史を歪曲しているが、そのごまかしは一九七二年に、原住民精神をつらぬく人々によって粉碎された。

「原住民精神」、それはアイヌ共和国創造への胎動である。

現在もなお、天皇軍の手先共(日本帝国主義機構の総て)は、アイヌが誇りとする、原始自然を破壊・略奪し、一九七三年に向けて日本列島改造部隊は、日本最後の原始境・アイヌの聖地(大雪山)をも、解体青写真を製作してしまった。

アイヌ共和国独立の戦いは、歴史に敢然と輝やく、アテルイとコシヤマイン、シャクシャインの戦法(ゲリラ作戦)によって、開始されなければならない。

天皇軍は、常に平和的甘言をもちいて、日本原住民の首をはね、原始共産制への民族の流れを、断ち切ろうとした。この策略は失敗に終り、再度、日本帝国主義者共、天皇支配にたいし、アイヌ共和国独立の戦い、最前線連帯軍は結集されつつあることを、人民に宣言する。

我々共和国同胞は、腐りきった天皇軍農耕文明を、徹底破壊し、その戦いを世界革命の原点としなければならない。

日本帝国主義者の総てを、自然を喰い荒す「怨獣」と考え、怨獣のたれ流す糞尿は、「公害」といってよいだろう。

糞尿を喰わされるのは、常に「人民」であり新鮮な「自然」を喰うのは、常に怪獣(日本帝国主義者)である。

天皇が支配して来た、農耕文明はいつわりの神を祭り、仏教をとりいれ、日本原住民を、大和化し皇民化することに専念して来た。現在も、アイヌを同化政策により、自らの罪悪の責任を回避しようとして失敗した。

アイヌは、「自然—神秘—人間」を、自然主義とし、自然の神秘を神々とし、原始共産世界を自由の天地と考え、日本原住民の狩猟文化を護りぬいたのであり、北辺に強く生きているし、これが日本原住民の原点である。

日本原住民の原点を、アイヌ共和国独立の同志は、常に忘れてはいなかった。それは、生命への連帯であり、人間が自然(大地)に戻る原則なのだ。独立の魂は、永遠に燃え続けるのである。

日本帝国主義者は、現代文明の中に喘ぐ人民を救おうとしない。 somewhere、人民の共有する自然をも、取りあげて、人間の精神の衰弱を図り、世界支配の野望に燃え、兵隊化しようと企んでいるのである。

アイヌ共和国独立の同志は、人間の原点に戻り、世界支配（帝国主義）を、完全に粉砕しなければならない。

一九七三年は、世界に同志を求めながら、画期的な**革命戦争**への日本原住民戦法により、日本歴史は、ぬりかえられて行く時となるであろう。

アイヌ解放同盟 結城庄司

5.3 悪者論

5.3.0 要旨

5.3.1 善悪二元論

5.3.2 悪者論 対 システム論

5.3.3 思考停止

5.3.0 要旨

5.3.1 善悪二元論

5.3.2 悪者論 対 システム論

河野本道 『旧土人保護法』にまつわる人間関係の歴史的分析和
将来における方法』、『コタンの痕跡』,1971. pp.335-348.

p.337

この法はアイヌ系の人々が和人によって、そのうちでもとくに帝国主義者たちによって無理やり押しつけられたものである。

日本帝国主義者たちはこれをアイヌ系の人々に対して無理やり押しつけておきながら、あたかもアイヌ系の人々のプラスのために立法したごとき思きせがましい態度をとってきた。

アイヌ系の人々にとっては、自らの生活圏に帝国主義者たちが侵入してこなければそんな立法がなされる必要はなかったのだ。

アイヌ系の人々はそんな法を与えられるよりも、帝国主義者に従来の生活圏を侵されぬ方が良かったはずである。

p.346

こうした帝国主義者が存在する限り、現に集団的に差別されている人々は、将来自由競争の場に不利な条件を与えられた上で参加せねばならないのだから、この後も集団的に差別を拡大されるだけである。

それを帝国主義者たちは望んでいるのだ。

何故なら帝国主義者たちにとってはそうなることがより有利なのだから。

『旧土人保護法』が廃止されれば帝国主義者たちがそれに代わるより都合のよい新しい手段を準備することは見え透いている。

だから、たとえアイヌ系の人々が帝国主義者たちから奪われたものについて幾分かの代償を得たとしても、結果に大差はない。

少しばかりの代償によってごまかされてはたまらない。

上の文は、「帝国主義者」を「商品経済」に変えると、経済学のいちおう妥当な論になる。

「帝国主義者」を主語にするのと「商品経済」を主語にするのでは、何が違うのか。

「帝国主義者」は、主体である。

——「腹黒い」「悪らつ」の主語になる。

「商品経済」は、主体でない。

——「腹黒い」「悪らつ」の主語にはならない。

重力によって物が落ちる。

それは、重力が「腹黒い」「悪らつ」だからではない。

商品経済によってアイヌの生活様式が保たなくなる。

それは、商品経済が「腹黒い」「悪らつ」だからではない。

重力と闘うことは、できない。

自分は重力で生かされているものだからである。

商品経済と闘うことはできない。

自分は商品経済で生かされているものだからである。

「反帝」イデオロギーに何をここで対置したのか、読者にはわかるだろうか。

悪者論に、システム論を対置したのである。

アイヌ系の人々にとっては、自らの生活圏に帝国主義者たちが侵入してこなければそんな立法がなされる必要はなかったのだ。

アイヌ系の人々はそんな法を与えられるよりも、帝国主義者に従来の生活圏を侵されぬ方が良かったはずである。

「和人が侵入してこなければ……」は、悪者論のことばである。

いまの時代に「アイヌ」を自称している者は、悪者論を世界観にしている者たちである。

システム論 / 科学だと、「侵入してこなければ」「侵されぬ方が良かった」の言い方はナンセンスになる。

システムのダイナミクスは、〈侵す・侵さない〉といった意志ではないからである。

悪者論は、《世の中には悪い奴がいて、その悪い奴が世の中を悪くしているという》という世界観である。

システム論は、《現前は、システムのダイナミクスの現象である》の世界観である。

科学は、システム論である。

翻って、悪者論はイデオロギーである。

——ちなみに、マルクス主義者のバイブルの『資本論』は、悪者論ではなくシステム論である。

5.3.3 思考停止

悪者論は、思考停止である。

論より証拠、どこの誰が「悪者」に該当するのかを、その理由とともに、ノートに書き下してみよ。

1行も書けない自分を見出すことになる。

悪者論は、思考停止をやめることが、これから脱けることになる。

「解放」イデオロギーは、思考停止をやめることが、これから脱けることになる。

「悪者」に代入できる具体的個人名は、無い。

人間は、そんな機能的にはできちゃあいないのである。

翻って、「解放」イデオロギーの者でいることは、「解放」の中身に思考停止することである。

5.4.0 要旨

5.4 「北海道アイヌ中国訪問団」(1974)

5.4.0 要旨

5.4.1 「訪問団」実現経緯

5.4.2 中国賛美——〈白黒〉思考回路

5.4.3 憎悪の解放

5.4.4 毛沢東文革中国の位相

5.4.5 「制度・政権のせい」思考回路

5.4.6 教訓：「商品経済」の視座の必要

5.4.1 「訪問団」実現経緯

恵原琢躬「札幌——広州メモ」

『北海道アイヌ中国訪問団記』, 1974, pp.7-17.

pp.7-8

まず "経過説明" が、行われた。

『日中国交回復前の 1971 年 7 月 29 日、社会党の川村清一参議院議員や岡田 [春夫, 社会党衆議院議員] 氏の案内で、中日備忘録貿易弁事処主任代理の王作田氏、文匯報駐日記者の蔣道鼎氏らが、平取町二風谷を来訪し、アイヌの歴史や現状、少数民族問題で意見を交換。

11 月 21 日、岡田氏が平取町二風谷を訪れ、マンロー記念館での懇談会の席上、王作田氏より二風谷に対して中国への招待の意向があったと報告をした。

1972 年 10 月 22 日、北京日報記者王泰平氏が、岡田氏の案内で北海道新聞社の記者と共に、平取町二風谷の貝沢正氏宅を訪問し、意見を交換した。

1973 年 2 月 5 日、貝沢氏と沢井氏が岡田氏の案内で、中日備忘録貿易弁事処を訪問、王作田氏と蔣道鼎氏に会って、10 名位で訪中したい旨申し入れる。

10 月、岡田氏が訪中の際、中日友好協会の廖承志会長、孫平化秘書長と会見。アイヌ訪中について、更に申し入れたところ、陳楚駐日大使と相談のうえ、決定したいとの返答があった。

12 月 1 日、陳楚大使、蕭向前参事官夫妻他 6 人が平取町を訪問、二風谷生活館で約 20 人と懇談した。その席上、貝沢氏が「中国の少数民族の現状を知りたい、アイヌとの交流の場をもうけて欲しい。」と、要望した。これに対して、陳楚大使は、

「中国には 50 族余、約 3000 万人の少数民族がいる。革命後、**一切差別はなく、平和に暮している。**アイヌの人達を中国へ招待したい。」

との意向を明らかにした。

次いで、旭川での陳楚大使歓迎パーティの席上、門別氏らにも招待したいとの話があった。

1974 年 1 月 4 日、中日友好協会はアイヌ訪中団 15 人以内を 3 週間招待する旨、駐日中国大使館へ打電があったと、王作田氏から岡田氏へ連絡。

この后、平取町二風谷で貝沢氏がとりまとめ役となり、人選に入った。

……』

……

また "団の目的" では、

『七億人余りの人口を有する中国（最近の中国の発表では八億人）は多民族国家で、94%の多数を占める漢族の中で最も少ない 500 人又は 2500 人の極めて少ない人口にはじまり、50 余りの少数民族が**差別もなく卑屈**

もなく、新しい国づくりに励んでいると聞く。これらの人々と親しく話し合い、交流を深め、意識を学び、私達アイヌのおかれている現状をふまえ、新しい方向への一つの糸口を見出していきたい。』

5.4.2 中国賛美——〈白黒〉思考回路

ひとは、生活経験を積むと、物事の多面性を知るようになる。

即ち、つぎのことを知るようになる：

いま見えているものは、物事の一つの面である。

見えてはいない他の面が、いろいろ・数多くある。

怨念は、この学習を妨げる。

世界をずっと〈白か黒か〉の二値で見ることをさせてしまう。

世界を〈白か黒か〉で見る者は、自分が黒としているものとは違うものを見せられると、これを白にする。

怨念は、救いを求めている相なので、こうなってしまうのである。

当時「よど号ハイジャック事件」というのがあった。

つぎの短絡思考が、飛行機を北朝鮮に向かわせたのである：

〈日本 = 黒〉

〈北朝鮮 ≠ 日本〉

ゆえに、〈北朝鮮 = 白〉

「北海道アイヌ中国訪問団」は社会党議員の岡田春夫がお膳立てしたものであるが、その思いは「毛沢東中国=希望の国」である。

実際、当時の社会党にとって、毛沢東中国、金日成北朝鮮は、理想国家建設の道を歩む希望の国だったのである。

戸塚美波子「北京の灯」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.18-20.

p.20

私が中国へ行く前も、そして帰って来た後も私に対して、中国の政治は悪いとか、特定の間人しか入国させない国だとか言う人がいるけれど、そういう人はどこまで考えて話しているかな、と思う。

私が、中国ベッタリになったような事を言う人もいるけれど、私はそれでもいい。

言いたいやつは言え、私は、中国の人々が好きなのだ。

とにかく、行って来てから、反論するならして、悪口を言いたいのなら言えればいい。

私は私の行った場所と、そして、それによって受けた印象と、それ等をもとにして私なりの対応をしようとおもっている。

中国に行って感じたことの一つに、中国の人々には、お世辞は必要じゃないということ。

思ったこと、感じたこと、意見を卒直に伝えること、そして、妙な猜疑心は持たぬこと、つまり、中国へ立つ前に、やたらと、人の忠告に耳を傾けないこと（忠告してくれる人は親切のつもりでもアテにならないから）だというそれらのことです。

私達、招待を受けて行ったわけですが、本当に、言葉では言い尽せない歓待を受け、このことは一生忘れられません。

他の人がどんなに中国の悪口を言っても、あの優れた少数民族対策には頭が上がらないでしょう。

中国に行って初めて、アイヌに生まれて良かったな、としみじみ思いました。

白黒思考回路なので、つぎの問いが立つことを知らない：

「少数民族対策とは何か」

「なぜいまこの形態の少数民族対策なのか」

「状況が変わるとき、いまのこの少数民族対策はどう変わるか」

そして、この者は《民族抑圧政策は、白がこれを行えば白》の無定見を曝す者になる：

戸塚美波子「中央民族学院にて」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.44-47.

p.45

チベットでは、革命以前、子供が生まれるとラマ教のお寺に届け出るきまりがあった。

家族の人数全部に人頭税という奇怪な税金がかけられたり、また、ラマ教の僧侶が行なった非道なやり口などには、さすがに驚いたが、それと同時に、なぜ中国が宗教に対して、神経質なのかが納得できた思いがした。

《白が行えば白》は、革命イデオロギーの核心である。

革命の暴力は、善。

革命の独裁は、善。

実際、「中国訪問団」を対外プロパガンダの方法にした毛沢東文革体制は、「造反有理・革命無罪」のスローガンを以て大量粛清・虐殺を進める体制であった。

5.4.3 憎悪の解放

戸塚美波子「北京の灯」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.18-20.

p.20

北京飯店の中であった多くのシャモは、私の目から見れば、いやしくさえ見えた。

通路にさりげなく置かれている花瓶は、歴史の重みを伝える素晴らしい物であったが、その花瓶にベタベタと手をふれて、トントンとこずき、さらに値踏みをしているシャモを、私は幾度か見かけたものだ。

その都度、私は恥ずかしくて顔が紅くなった。

……

他の人がどんなに中国の悪口を言っても、あの優れた少数民族対策には頭が上がらないでしょう。

中国に行って初めて、アイヌに生まれて良かったな、としみじみ思いました。

革命の空気の中国に入って、憎悪が解放される。

「シャモ」のことはを用いて憎悪することが、気持ちよくなる。

この憎悪はどこへ向かうか？

「訪問団」がいた中国は、まさにこの種の憎悪解放の場であった。

知識人・エリート階層の吊し上げ・虐殺が進行した。

憎悪は、＜いたぶり・殺す＞の夢想である。

憎悪の解放は、＜いたぶり・殺す＞の解放である。

＜シャモ憎悪＞は、つぎの歴史認識がこれのもとにある：

山本多助「大中国見聞記」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.56-60.

p.56

明治政府は、広大なアイヌの国土を侵略して、アイヌ民族の生きる権利もあらばこそ、人間としての権利一切を掠奪し続けてきたのである。

その上に、男子は一人残らずドレイとして酷使する、女性は皆悪鬼共のおモチャとしてもてあそんだのである。

悪業非道のかぎりをつくした者のその子孫共は現在では文化国家日

本、経済大国日本などとはざきくさる。

これは、＜白黒＞思考回路の典型である。

二値なので、「一切」「一人残らず」「皆」「かぎりをつくし」の全称表現になるわけである。

どうしたら、こういう思考回路・人格ができあがるのか。

自分とは正反対の立場の者——例えば、喜多真章のような——の言にあたって、思考のバランスを取るということをしないと、こうなる。

自分を壊さない・自分を慰撫することばに専ら浸っていると、こうなる。

山本多助の不幸は、周りがこのキャラクターをおもしろがったり、便利なものとして扱ったことである。

そのため、「ドン・キホーテ」ぶりが改まることはなかった。

つぎ下りなどは、もう酔っ払いの言である：

山本多助「大中国見聞記」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.56-60.

pp.56-57

現在の首相は田中角栄なのである。

彼は東北エゾの直系なのである。

文化国家経済国家の首相の角栄は、まだかつてアイヌ民族をまねいて、ただの一度も東京見物もさせたことがないのである。

しかるに世界の大国中国の民衆は、アイヌを日本国の少数民族として認めた上、一切の諸経費を中国で持ってくれ、その上に国賓並の待遇をしてくれて、いたれりつくせりの見学をさせてもらったのである。

世界広しといえどもアイヌ民族を招待したのは、中国の大衆をもって第一号なのである。

従って、中国に対して我々は深く御礼申し上げます。

5.4.4 毛沢東文革中国の位相

5.4.5 「制度・政権のせい」思考回路

海馬沢博「医療制度と労働賃金について」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.48-55.

pp.48-49

中国の歴史には民族的な抑圧制度が長期にわたって存在し、各民族の地位は平等でなかった。漢族出身の支配者は少数民族を民族ぐるみで抑圧・搾取し、奴隷扱いをしました。従って中国の少数民族は二重にも三重にも抑圧され搾取されていたのです。

このような長い歴史のある中国が中華人民共和国の誕生によって民族的な抑圧制度（封建制度・奴隷制度等）は徹底的にとり除かれ、各民族間の平等と団結が実現し国家事務の管理と決定に参与し社会主義経済建設に努力するようになった。

又、少数民族は中国の国籍を持ち、その中で少数民族としての民族歴史は尊重され、習慣・風俗・宗教・言語・文字等すべてについても尊重されており、自由が保障されています。

……

僅か二五年で五四の民族を解放し、国家として統一した偉業を私達は卒直に認め、学ぶべきであることを特に強調したいと思います。

……

中国では全国いかなる遠隔地にあっても国の行政は行きとどいております。

各期の全国人民代表大会にはすべての少数民族の代表を参加させています。

……

全国に民族学院は10校あり、全国の大学や専門学校も少数民族出身の子弟を優先入学させるよう注意がはられています。

……

一般的に見て労働者や農民をはじめ、一人一人が自分達は国の主人公であることを非常に誇りとしており、国を富ますことが自分達を富ますことと一致することを明確につかんで日常の労働をしている姿は誰が見ても羨ましく思います。

ここには、つぎの考えが示されている：

「ひとの幸不幸は、制度・政権次第」

この考えの者は、つぎを簡単に信じてしまう：

「中華人民共和国の誕生により、中国人民は幸せになった。」

事実はどうか。

並の制度変更・政権交代では、状況は変わらない。

しかも、「改革」は、たいてい見込み違いで終わる。
中華人民共和国の誕生のような大きな制度変更・政権交代だと、犠牲者が大量に出る。——「中国訪問団」が見ているもの・羨ましく思えるものは、見せられているものである。貧窮や死屍累々は、隠されている。

こんなふうになってしまうのは、物事は物理だからである。
この物理は、単純である：

大きな質量の物に、小さな質量の物が当たる。
大きな質量の物の変化は、些少である。
だからといって、強く当たれば、小さな質量の物は壊れる。

制度・政権は、＜小さな質量の物＞である。
対する＜大きな質量の物＞は、商品経済である。

5.4.6 教訓：「商品経済」の視座の必要

「北海道アイヌ中国訪問団」は、中国側の歓迎とプロパガンダに、手も無く騙される。

なぜ、手も無く騙されるのか。

「商品経済のダイナミクス」に考えが回らないからである。

訪問した毛沢東文革中国は、商品経済以前である。

革命は、商品経済を潰した。

さらに、毛沢東は、商品経済が成長しそうなを見て、これを潰しにかかる。即ち、商品経済政策を進めようとする勢力を「修正主義」と定め、これの粛清に乗り出す。

これが、「文化大革命」である。

この時節の中国には、「商品」が無い。

当時、毛沢東文革中国のプロパガンダとして、日本の主だったところで「中国物産展」が開かれているが、並んでいる品は、プロパガンダの書籍、切手、切り絵、そしてお菓子（カボチャの種の類）である。

「訪問団」は、この中国に入った。

商品経済に侵食されていない中国に入ったわけである。

状況は、和人入植に侵食される前の北海道と似ている。

この中国に入って癒されるのは、「訪問団」に限らない。

商品経済で消耗している者は、中国に入れば癒されるというわけである

しかし、ひとは商品経済のダイナミクスに抗えない。

実際、いまの中国になるわけである。

この過程で、中国は、「民族問題」を深刻な問題として顕していくことになる。

商品経済の浸透は、これまでの生活を壊す。

この生活破壊に暴力で対抗すれば、辺境だと「民族独立運動」へ進まずには済まない。

一個の「民族独立運動」は、「二つの中国」問題になる。

「独立」は、「敵対勢力の側につく」を意味する。

よって、抵抗は、徹底的に潰されることになる。

国の辺境政策は、つぎの二つの意味が重なっている：

- a. 外国の進出・侵略を防ぐ
- b. 商品経済化（「開拓」「市場化」）

そして、その時々で、aの要素が大きかったり、bの要素が大きかったりする。

明治新政府になってからの北海道への和人入植も、この場合である。
当時のロシア極東進出への対策と、開拓（商品経済化）の二面がある。
後者は、アイヌの生活を破壊する。
この事態は、「二つの日本」を懸念させることになる。
そこで、アイヌの懐柔が必要になる：

明治2年5月21日の詔

蝦夷は皇国の北門にして山丹満州に接し、略境界ありと雖も北門に至りては中外雑居す。
之に加ふるに従来官吏の土人を使役する甚だ苛酷、而して外人頗る愛恤を尽す。
故に土人往々我を怨望し、彼を尊信するに至る。
一旦彼民苦を救ふを名として土人を煽動するあらば其の渦延て松前、函館に及ばん。
方今の要務は渦を未然に防ぐにあり。
函館平定の後速かに開拓教導を蝦夷に施し、人民蕃殖の域となさんとす。
其利害得失各意見を陳し、忌憚する処ある勿れ。

こうして、アイヌは、＜破壊されて・保護されて＞の者になる。

＜破壊して・保護して＞を、「生殺^{なま}し」と謂う。
アイヌ終焉史は、アイヌ残酷史である。

5.5 備考：中国の「民族政策」の実際

5.5.0 要旨

5.5.1 民族問題＝領土問題

5.5.2 中国版「屯田兵・和人入植」

5.5.3 反対と粛清

5.5.4 同化

5.5.0 要旨

戸塚美波子「北京の灯」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.18-20.

p.20

他の人がどんなに中国の悪口を言っても、あの優れた少数民族対策には頭が上がらないでしょう。

中国に行って初めて、アイヌに生まれて良かったな、としみじみ思いました。

戸塚美波子「中央民族学院にて」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.44-47.

p.45

チベットでは、革命以前、子供が生まれるとラマ教のお寺に届け出るきまりがあった。

家族の人数全部に人头税という奇怪な税金がかけられたり、また、ラマ教の僧侶が行なった非道なやり口などには、さすがに驚いたが、それと同時に、なぜ中国が宗教に対して、神経質なのかが納得できた思いがした。

貝沢正「広州での入院の思い出」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.98-104.

p.103

中国人民は、この山を取り除くべくスコップを握り、ツルハシを振り上げているのだ。我々の流す汗は新しい社会を建設する為だと自信と誇りをもっている。中国では、体に汗して働く者が政治と経済を動かす力であり、国家の主人公であると自負している。

子供、老人、女子、身障者、だれもが健康で明るく美しい目を輝かせている。親しみをこめた柔らかい言葉で話しかけ、常に笑顔を忘れない。

……

「中国の農村がうらやましい」と言ったら、案内の通訳の先生が早速「あなた方は国家の主人公ではないですか、農村を良くするのも悪くするのもあなた方農民ではないですか」と言われ、至極もつともな意見だと思ったが、無力な私にはどうしようもない。ただ言えることは、私達の隣りに八億人の仲間があり、美味しい物を腹一杯食うことと働くことの素晴らしさを知り得たことです。

彼らは、社会主義国のプロパガンダを知らない者であった。言われること、見せられるものをそのまま信じ、感動した。

彼らは、イデオロギーという幻想を自分の現実にする者であったので、プロパガンダの裏に現実があるという考えを持ち合わせる者ではなかった。

辺境を国境としてもつ国は、領土問題として辺境問題をもつことになる。

辺境問題は、その地に棲む者をどのように統治したらよいかという問題——「少数民族」問題——を含むことになる。

このとき、国が行うことは、どこの国も同じになる。

そしてこのことで、体制の違いは見掛けの違いでしかないことが、暴露される。

領土問題としての辺境問題に対する国の政策は、どこの国も同じになる。

即ち、「入植」である。

貝沢正,『近代民衆の記録5 アイヌ』付月報(1972)

新谷行『増補 アイヌ民族抵抗史』収載, pp.275,276.

もっとも無智蒙昧で非文明的な民族に支配されて三百年。アイヌの悲劇はこのことによって起こされた。

アイヌの持っていたすべてのものは収奪され、アイヌは抹殺されてしまった。エカシ達が文字を知り、文明に近づこうとして学校を作ったが、この学校の教育はアイヌに卑屈感を植えつけ、日本人化を押しつけ、無知と貧困の烙印を押し、最底辺に追い込んでしまった。

世界の植民地支配の歴史をあまり知らないが、原住民族に対して日本の支配者のとった支配は、おそらく世界植民史上類例のない悪虐非道ではなかったかと思う。

貝沢は、「世界の植民地支配の歴史をあまり知らないが」と言いながら、「原住民族に対して日本の支配者のとった支配は、おそらく世界植民史上類例のない悪虐非道ではなかったかと思う」を言う。

これは、<人伝>を言っているわけである。

民族派「アイヌ」は、自分に都合のよい<人伝>を回し合い、そしてその内容を現実にするようになった者たちである。

彼らは、自分が欲する<人伝>を求め、得られたらこれを現実にする。

「中国訪問団」の中国賛美もこれであった。

その中国は、実際はどうであったか。

「悪虐非道」において、少しもひげをとるものではなかった。

5.5.1 民族問題＝領土問題

5.5.2 中国版「屯田兵・和人入植」

加々美光行『知られざる祈り——中国の民族問題』，新評論，1992.

pp.151-154

初級合作社化がほぼ軌道に乗った段階の1955年10月、解放後中国で最初の民族自治区（省級の一級行政区）として新疆ウイグル自治区が成立した。

漢民族の新疆地域への大量移民と、カザフを中心とした牧業区遊牧民に対する改造は、この新疆ウイグル自治区の成立を境として急速に本格化した。

新疆地域における漢民族人口は、1949年の解放当初にはおよそ20万人と推計されていた。……

漢民族の大量移民の尖兵となったのは1954年8月に正式発足した新疆生産建設兵団（以下、生建兵団と略）である。発足直後の1954年秋の時点の兵団内人口は20万人以上、その90%以上が漢民族とされた。……

生建兵団が先駆けとなって、1956年から漢民族移民が本格化する……1957年5月の時点で……漢民族総人口は68万人に達している。……

さらに文化大革命（以下、文革と略）が開始された1966年までで兵団人口は50万から60万人といわれたが、当時漢民族総人口は軽く200万人を突破していたと見られる。……

ところで当初の移民は一時的な入植とされ、その入植期限は3～4年間であったが、1960年代初めには永住が義務づけられるようになった。

これら大量の漢民族入植者は、天山北路の北側に位置するジュンガル平原やアルタイ地区、および天山南路の南側のタリム盆地に入って開墾に従事した。このうちとりわけ天山北路の北側は元来カザフを中心とした遊牧民の遊牧地であったから、当然漢民族入植者とカザフ等遊牧民との摩擦の回避、調和が問題とならざるをえなかった。

こうして1956年から遊牧民に対し「定住による遊牧」への誘導、定住化政策がとられるようになっていった。

これと同時に牧業区にも徐々に集団化政策が導入されるようになっていく。居住空間の不動化を前提としなければ集団化はありえず、また国家中央権力による政治支配も及びえないからである。

いずれにせよ1956年5月までに早くも新疆地域の40%の牧民が互助組に組織されたという。

互助組はさらに逐次、初級合作社へと再組織化されていった。……

その方針は自主白願を原則として基本的にそれまでの穏健な政策（不闘不分、不劃階級、牧工牧主互利）を維持した形で行なうとしたため、当初は

事態は比較的穏便に推移した。

しかしながら 1956 年秋に入って初級合作社から高級合作社へと集団化のエスカレーションが起きるにつれて、少数派民族と漢民族の摩擦が増大していき、またそれと並行して政策のあり方も穏健路線から**強硬路線**へと転換していったのである。……

こうして牧業区では 1957 年春の段階までに全戸の 40% 以上に当たる牧民が、1200 以上の牧業合作社、農牧業混合合作社に組織された。さらに 58 年 1 月には 58 の国営牧場が誕生し、58 年 6 月時点の合作比率はで 72%、同 10 月は 76.1% に達し、この時点で「牧業の社会主義改造が基本的に実現した」といわれたのである。……

こうした過程はこのあとに続く人民公社化の過程によっていっそう徹底したものとなっていくが、それは一言でいうなら、ウイグル、カザフ、キルギス、タタールなど新疆少数派民族の生活と生産の諸様式を全面的ではないにせよ、少なくとも部分的に**漢民族化**する過程であったといえるだろう。それは 1958 年を境として漢民族の入植が急増し、それと並行的に遊牧民の定住化政策が徹底度を増していくことにはっきりと読みとることができる。

5.5.3 反対と粛清

加々美光行『知られざる祈り——中国の民族問題』, 新評論, 1992.

pp.154-159.

人民公社化が始まる以前の 1987 年 5 月末、新疆では全国の他地域に若干遅れて、党外の一般人士による共産党批判を許す百家争鳴、百花斉放（以下、鳴放と略）の運動が開始された。……以下に主な要求を列記しよう。

- (1) 民族自決権の行使によって新疆地域が中国から分離・独立するのを許すこと。
- (2) ソ連における連邦共和国ないし自治共和国に相当するものとして新疆に「東トルキスタン・ウイグル自治区」ないし「ウイグルスタン共和国」の名称を持つ政体を創造すること。
- (3) 幹部および党組織を現地民族によって構成し「民族化」すること。
- (4) 漢民族の新疆地域への植民計画を停止すること。
- (5) 社会主義建設計画を延期すること。

……

新疆の名称は、1877 年に左宗棠が新疆を制圧した際に「漢民族の新しい領土」という意味で名づけたものであり、いわば漢民族の支配と植民地化の象徴であったという。だからこれを拒否するのは当然の権利だとされたのである。……

また植民計画の停止と社会主義建設計画の延期の要求は、これら計画がいずれも既に述べたように**漢民族の生産・生活の様式を新疆の少数派諸民族の間に強制的に導入**するものと受け取られ、それゆえにこれを拒絶しようとするものであったのである。……

以上のような新疆の少数派民族幹部の鳴放運動における諸要求は当然中共の受け入れうるところではなかった。……

新疆における「**地方民族主義**」批判は最終的に……などを**粛清**して最高潮に達した。

「地方民族主義」批判をひととおり終了した段階から始まったのが、再び漢民族の大量移民入植であった。

そしてこの大量移民入植をてことしながら遊牧民のいっそうの定住化と、さらに最終目標である人民公社化が推進されていった。

そしてこの過程に前後してカシュガル地域を中心にトルコ系住民による反乱があい次ぐようになっていったのである。

5.5.4 同化

加々美光行『知られざる祈り——中国の民族問題』, 新評論, 1992.

pp.159-164

漢民族の大量移民入植は、1958年10月、朱徳が中央国家機関青年社会主義建設積極分子大会において辺境支援の呼びかけを行なったのをきっかけとして本格化した。……

新疆生建兵団が大躍進期に開墾した荒地は、1957年時点で320万畝であったのが61年時点で800万畝に達したというから、およそ500万畝弱ということになる。

このような入植は当然遊牧民のいっそうの定住化を伴わなくては実現しない。……

牧業区における人民公社化は、遊牧民をほぼ全面的に定住化させるとともに、放牧に必要な牧草地およびオアシス（水飲み場）の特定化と経営管理化、さらに散在する自然的牧草地ないしオアシスの一部への漢民族の入植と開墾およびその農地化、といった全過程を含むものであったと考えてよい。

この時期、新疆でトルコ系住民による反乱があい次いだのは、ある意味で当然であった。

1959年3月20日にやはり新疆南西部で起きたもので、約一万人の少数民族派民族住民が四人のイスラム首長に指揮されて監獄を襲撃、600人の囚人を解放し、50人の看守や官吏を殺害したという。この反乱はウルムチから正規軍が派遣されて鎮圧されたという。……

三面紅旗政策は……漢民族の大量移民入植が象徴的に示しているように、文化的、イデオロギー的、政治権力的にはむしろ極めて集権的な体制を創り上げるものであった。……

それはまた生活・生産の様式の画一化、より広い意味では世界観の画一化を目指すものであった。……

この世界観にあっては民族はもはや歴史を創造しうる主体とはみなされない。……

1957年9月の八期三中全会における鄧小平の「整風運動に関する報告」は、

「民族主義はブルジョア思想の重要な側面であり、プロレタリアートの世界観と根本的にあい容れないものであって、反マルクス＝レーニン主義、反共産主義の思想である」

と述べている。

これは1913年にスターリンがその著『マルクス主義と民族問題』のなかで、最初に明らかにしたテーゼを踏襲したものであった。つまりブルジョアジーの台頭による国民経済・国民市場・国民文化の形成の過程は、同時に人々の「民族」への結集過程であるとする見方がそれである。そこでは民族をブルジョアジー台頭の歴史時期にのみ誕生しうる概念とみなす

わけである。……

こうした階級史観にあっては、地域による相違、民族による相違は、ことごとく人類の進歩における歴史段階の相違（より後れているか、より進んでいるかの相違）に帰されてしまう。……

こうして理想的には、もっとも「先進的」で世界性的な普遍性を実現しうるプロレタリアートを各地に派遣することによって、この格差は是正するものとみなされる。……

現実的な意味においてはより「先進的」な漢民族が、より「後進的」な少数民族のもとへ派遣されたのである。

5.6 同族憎悪

5.6.0 要旨

5.6.0 要旨

「同族解放」は、「同族解放」を唱える者の独り善がりのキャンペーンになる。同族は、彼らと連帯しようとする者ではないからである。

しかし、「同族解放」を唱える者は、自分を独り善がりだとは思わない。実際、独り善がりとは思わないからこそ「同族解放」を唱えられるわけである。

「同族解放」を唱える者は、このキャンペーンに否定的な者・乗って来ない同族者に遭うと、この者を憎悪する。

須貝光夫『この魂をウタリに——鳩沢佐美夫の世界』，
栄光出版社，1976.

pp.206-208.

以上のような諸々の胎動を集団の中で確認し、明日に向って、主体的な一歩を踏み出したのが、四十八年一月二十一日、札幌ほくろウピルで開催された「全国アイヌ語る会」である。

……

この会がいかに熱気をおびていたか。それを象徴しているが、一月二十二日付朝日新聞、紙上録音のひとつまである。

「くわたしはいいトシをしていながら脱アイヌ派だ。われわれは優秀な民族だと世間に誇れるか。残念ながら、昼間からショウチュウ飲んでゴロゴロしているウタリを知っている。必要なのは教養だと思う」（静内町初老の男性）
くアイヌからそんなひどいことをいわれるなんて、考えてもいませんでした。ハラが立ちます。あなたは、アイヌがどんな歴史をたどったか知っているんですか」（前の発言者に向って、平取町の若い女性はキツとなる）」

この憎悪は、どんなタイプの憎悪か。

「敵を打倒」イデオロギーは、同調しない者を「利敵者」にする。

「利敵者」は、イコール「敵」である。

したがって、打倒すべき者である。

ただし、このときの「打倒」は、対象が同族の者であるから、「粛清」と呼ぶ。

「粛清」は、「敵を打倒」の意気の高さを競い、日和見と見られないよう互いにピリピリしたグループにおいて、現実のものになる。

1971年の連合赤軍山岳ベース事件——「総括」と称するリンチで29人のメンバー中12人を短期間に殺害——は、まさにこれであった。

この事件が特別なものでないことは、中国文化大革命のときの死者数40万から1000万以上とか、ポル・ポト政権下の粛清の死者数50万から300万とかが示す通りである。

5.7 民族派「アイヌ観光」

5.7.0 要旨

5.7.1 独善

5.7.0 要旨

5.7.1 独善

1970年頃を境にして、「アイヌ」シーンは民族主義の「アイヌ」だけになる。
——同化主義 / 個人主義の「アイヌ」は、シーンから消える。

民族主義「アイヌ」は、「アイヌ」を売り物にする「アイヌ」である。
《「アイヌ」を売り物にする》は、「観光アイヌ」と同型である。
そこで、民族主義「アイヌ」が「アイヌ観光 / 観光アイヌ」批判をすれば、
それは同類批判である。

同類批判は、裏返せば、《自分がやる分にはよい》である。
同類批判は、独善であり、自家撞着（矛盾）である。

荒井源次郎『アイヌの叫び』，北海道出版企画センター，1984.

p.102

北海道を訪れる観光客はきまって観光アイヌ地を訪れる。そこには見世物的自称酋長と古風なアイヌの家屋が見られる。今日では市町村までがこれらの偽酋長をしていわゆる官製観光アイヌというか、広く宣伝に利用しその利益を得ているのが実状で、自称酋長の勢力にますます拍車をかけている。

もちろん偽酋長これに追従する観光アイヌたちにしても、所詮生きがために選んだ職業に外ならないが、しかしこうした一部ウタリ（同族）の所業から多くのウタリは著しく迷惑を蒙っていることから、利害の相反するウタリの両者が相反目しいざこざが起きるのは当然なことである。

しかも北海道の紹介や観光案内のパンフレットを見ると、アイヌを侮辱的偏見だらけの紹介が多い。これもやはり観光客誘致の業者宣伝でアイヌを利用しているに過ぎない。現に道内外にこの種の業者がアイヌを利用アイヌを売りものにしてている。

こんな輩を野放しにしていたらどんなことになるか嘆かわしいことである。……

〈『北風林』第八号 昭和五十五年八月二十日〉

p.190

アイヌ文化を守ろう

旭川市はアイヌ民族の文化遺産を保存伝承して社会教育研究調査の目的で、近文の嵐山に昭和四十四年以来造成に着工していたがこのほど完成を見て、さる十日午後一時から日高、胆振、釧路、十勝と地元アイヌ合わせて五十有余人、それに一般市民の外、来旭中のプレイキン・ユージノサハリンスク市長等の出席もあって盛大に行なわれた。

この嵐山一帯は昔からアイヌはチノミシリ（神を拝む所）とっていて、

数々の伝説を秘める上川アイヌの聖地であったのである。当地のアイヌはこの地に祭壇を設けて随時礼拝をして神のために歌ったり踊ったりしていた。もちろん今でも古老間では崇拜している所である。

旭川アイヌとゆかりの深いこの地に、このような施設を見られ、しかも貴重なアイヌの文化遺産を永久に保存されると同時に、一般の調査研究の場であり、かつまたアイヌ自らが持つ文化財研究調査の施設として、同族後進のためにも大いに利用すべきである。そして昔から上川アイヌの最も神聖視した、いまだ自然に固まれ環境にも恵まれたこの地に、この施設を見たのはまことに意義深いものといわざるを得ない。

旭川市もさることながら、今後同族間でもこの施設はウタリ（同族）の共有のものであるとして、保護育成に努められて研究の成果によって同族に対する深き理解と、さらに認識を改められるよう期待してやまない。

〈北海タイムス 昭和四十七年九月十五日〉

p.205

山彦の滝祭りいつまでも……

紋別郡丸瀬布町では、毎年七月二十八日にこの山彦の滝祭りが行われている。本年も案内があって参加した一人であるが、その昔この地は、上川アイヌと北見アイヌの集落地であり、多くのアイヌが住んでいた。私も今から六十年程前に、この滝の近くに住んでいたことがあるが、この地は私にとってほんとうに懐かしい所である。

明治三十年二月ごろのある日、この地にいたアイヌでカイカウツクが猟に出て、吹雪で道に迷い八丈余の断がいから転落した。ところがカスリ傷一つ負わず、水の音でそこが滝であることがわかり、以来カムイン（神滝）として当時のアイヌたちは、この滝の前に祭壇を設けて随時礼拝をしていたのが、大正に入り和人の開拓が進むに従い、アイヌはこの地を去ってしまい、滝の存在も忘れられていた。ところがその後和人により再発見され、真東向の滝はご利益が深いということから、各地からの和人の集まりで盛大なお祭りが行われて今日に至っている。

私たちアイヌの先代が崇拜していたこの滝を、**今和人によって年中行事としてお祭りが行われている現実の姿に接した私は、往事をしのんで感謝感激でいっぱいであった。今後ともこうしたお祭りが年とともに、ますます盛大に行われんことを願ってやまないのである。**

〈北海タイムス 昭和四十八年八月十一日〉

この《自分がやる分にはよい》は、《自分はアイヌの真性を管理する》に行ってしまう：

同上

p.210

一掃したいインチキ——商人のアイヌ民芸悪用

札幌で和人の民芸品販売業者が「大酋長の店」という大看板を掲げ、しかも誤ったアイヌ服装で商品の宣伝ビラをまき散らしたことが、ウタリの間の問題となった。そのおりもおり、こんどは旭川市神居町の国道沿線にアイヌ観光を売り物にして、民芸品販売を経営していた和人に対し、旭川アイヌ協議会では全くウソでまらめ、アイヌ文化、宗教を冒瀆した行為であるとして、強く抗議した。

同協議会の指摘したのは、大看板を利用しアイヌ古跡三百年、旭川アイヌの発祥地で、旧アイヌの大部落、アイヌ六代目大酋長・菊地隆三の墓標柱その他、丸木舟、住居など、その宣伝、利用方法は詐欺的で、でたらめもはなはだしいというのである。

現にアイヌは、全道的に同族の持つ**真正なる**文化伝承活動に、真剣に取り組んでいるが、半面、このような心ない和人の悪徳業者によって、毎年多くの観光客に**ウソだらけ**のアイヌ宣伝をされている。これでは正しいアイヌ文化も根本的に破壊され、いつまでも誤った認識で解され、ウタリは全く迷惑至極だ。

こんなインチキ業者はまだまだほかにもみられると思うが、ドンドン反省を求め、これらを一掃することを、ウタリの連帯責任として行うべきである。

〈北海道新聞 昭和四十八年十一月十一日〉

「真性」などもともと無いし、「ウソだらけ」を言うなら先ず自分たちの方である。

そんな「輩」が、北海道新聞を使ってのこの業者潰しである。

やり口がいかに汚い。

しかし彼らは、このやり口で言葉狩り・表現狩りを展開していく者になる。

同上

p.217

アイヌ侮辱の業者ポスター

アイヌに関連した事件が相次ぎ、一般的にも論議を呼んでいるのをよそに、東京・新宿の百貨店で十月十八日から三十日までの期間、函館市物産協会主催で「北海道うまいもの大会」を開催中、店内外に掲示したポスターにアイヌのしゅう長がサケをもち、過去にも見られないアイヌ図柄を使って宣伝に努めていた。

これをたまたま上京中の道ウタリ協会の代表者たちが発見、早速、同店を訪れ、抗議した。「ポスターに描かれているようなアイヌ風俗は昔も今も存在しない。全くでたらめな宣伝で錯誤もはなはだしい」とその撤去方を強く要求した。これに対し、主催者側責任者名で陳謝文を手交、その場で使用中の約百枚のポスターを撤去した。

道内外で、この種の和人業者はアイヌ像を利用、アイヌを売りものにして
いるやからが多い。野放しにしていたらどんなことになるか、嘆かわ
しいことだ。こんなことではいつまでたってもアイヌは誤った認識で見
られ、相互の理解を深めるに大きな障害を来すことは自明の理だ。

このような心ない和人業者によってアイヌが侮辱され、差別されるのは
人道上の重大問題であって、断じて許せない。今後この種の業者の反省と
自粛を強く望む。

〈北海道新聞 昭和四十九年十一月十三日〉

これがもたらしたものは、《社会は、民族主義「アイヌ」を腫れ物扱いする》
である。

実際、《「アイヌ」はタブー》の状況がつくられたわけである。

民族主義「アイヌ」の腫れ物扱い（「野放し」）と、民族主義「アイヌ」の暴
走は悪循環する。

この結果が、「アイヌヘイト」である。

「アイヌヘイト」は、昔の「アイヌ差別」の延長ではない。

民族主義「アイヌ」のやり口の汚さが招いたものである。

6 「"アイヌ"運動」を講ずる

- 6.0 要旨
- 6.1 用語「旧土人」を差別語に仕立てる
- 6.2 ことば狩り・表現狩り
- 6.3 言論・思想狩り
- 6.4 摘発・弾劾
- 6.5 脅す
- 6.6 「アイヌの土地を返せ」

6.0 要旨

アイヌ系統者は、「自分をアイヌ系統者として現す」について、つぎの二派に分かれる：

- a. アイヌ扱いされることは、「アイヌ特権」無要を込めて、不本意である。
よって、自分をアイヌとして現すものは、無くさねばならない。
- b. アイヌ扱いされることは、「アイヌ特権」有要を込めて、本意である。
よって、自分をアイヌとして現すものは、無くしてはならない。

そして、後者のさらに一部に、「アイヌ民族」イデオロギーの者がある。

"アイヌ民族"イデオロギーの者は、「アイヌ民族」を認めさせようとする。
"アイヌ民族"を認めさせようとする行動は、いろいろある：

- ・"差別"の存在を訴える
- ・同化を否定する
- ・"アイヌモシリ"を題目にして「アイヌの土地を返せ」を唱える
- ・ことばや表現を狩る
- ・敵を摘発し、弾劾にかける

彼らには、やっつけたい者がいる。

彼らは、その者をやっつけるために、その者を<悪>に仕立てる。
そして、ひとに義憤を抱かせて、その者をやっつけるよう仕向ける。

誰をやっつけたいのか。

社会であったり、政治であったり、為政者であったり、特定の個人/団体であったり、である。

彼らの<敵をやっつける>の思考回路は、一般的に述べると、つぎのようになる：

1. 社会は、「抑圧者 対 被抑圧者」である。
2. 抑圧者が解放される事変——広い意味で「革命」——を期す。
3. 革命を実行する者は、被抑圧者とこれを指導する革命的インテリゲンチヤである。
4. いま取り組むことは、革命の引き金をつくることである。
5. 革命の引き金の核心は、抑圧者に対する憤りである。
6. 抑圧者に対する憤りを醸成する方法は、抑圧者の悪らつ物語を聴かせることである。この種の物語をたくさん揃え、ひとにたくさん聴かせることをしよう。

この構えは、きまって確信犯的デマゴギーを現すことになる：

7. 革命は絶対善であるから、抑圧者に対しひとを憤らせることができるなら、物語は嘘でも構わない。
デマゴギーも、革命の立派な戦略である。
抑圧者に対しひとを憤らせることができるデマゴギーをたくさん揃え、ひとにたくさん聴かせることをしよう。

そして困ったことに、このタイプのデマゴギーはつねに成功を見る。

ひとは、プロパガンダの内容の真偽を確かめようとは、しないからである。
そこで、デマゴギーを用いる者は、ますます図に乗ってデマゴギーを用いるようになる。

さらに困ったことに、このデマゴギーにいちばん引っかかるのが、実はアイヌ学者である。

一般者はもともと「アイヌ」に無関心な者であるから、デマゴギー・プロパガンダは彼らのもとには届かない。

これをキャッチするのは、アイヌ学者である。

そして、他愛なくひっかかってしまう。

どうしてこうなるかという、ひとは、ロジックよりも、「正義」を採るのである。

デマゴギーは、義憤に訴える物語である。

ひとは、正義の味方でいたいから、義憤を表明する。

6.1 用語「旧土人」を差別語に仕立てる

6.1.0 要旨

6.1.1 曲解

6.1.0 要旨

"反差別"キャンペーンは、『旧土人保護法』の「旧土人」の用語を、差別語に仕立てる。

即ち、「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」を唱える。

「旧土人」の用語の経緯は、はっきりしている：

それは、明治11年11月4日付本支庁宛の「第二十二号達」である：

旧蝦夷人ノ儀ハ 戸籍上其他取扱向一般ノ平民同一タル勿論ニ候得共 諸
取調者等区别相立候節ノ称呼一定不致候ヨリ 古民或ハ土人旧土人等区々
ノ名称ヲ付シ不都合候条
自今区别候時ハ 旧土人ト可相称
但旧土人ノ増減等 后来ノ調査ニ差支サル様 別ニ取調置ヘシ

この文言の中の「旧土人」は、差別語ではない。

「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」は、デマゴギーである。

実際、「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」は、ためにする言である。

"反差別"キャンペーンを行う者は、"差別"に使いそうなものを物色する。

そして、用語「旧土人」に対し、「これは使える！」となる。

「旧土人」が差別語でないことは文脈から明らかだが、キャンペーンを行う者は構えが前のめりの者である。

<思考の軽薄さ>と<攻撃的気分>が合わさり、あるいはさらに<確信犯的>も合わさり、「旧土人」を差別語に仕立てる。

"アイヌ学者"は、この類である。

"アイヌ学者"は、「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」を言う者である。

翻って、「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」の言は、"アイヌ学者"の目印になる。

6.1.1 曲解

『旧土人保護法』を差別法だとひとに思わせようとする者たちが、いる。彼らは、「和人は『旧土人保護法』を以てアイヌを差別し、アイヌの生活を破壊した」を唱える。

これは、デマゴギーである。

このデマゴギーは、二つのデマゴギーでなる。

一つが、「『旧土人保護法』を以てアイヌの生活を破壊」である。

『旧土人保護法』は、明治32年に制定である。

明治政府になってから、30年以上経っている。

この間、アイヌはどうなっているか。

アイヌの生活は壊れ、アイヌは「窮民」化している。

そこで、『旧土人保護法』となったわけである。

デマゴギーには、一つの類型がある

それは、「原因結果をひっくり返す」である。

『旧土人保護法』を以てアイヌの生活を破壊」は、これである。

そしてもう一つのデマゴギーが、「『旧土人保護法』を以てアイヌを差別」である。

「旧土人」のことばが差別語でないことは、「旧土人」の用語の経緯から、はっきりしている：

明治11年11月4日付本支庁宛「第二十二号達」

旧蝦夷人ノ儀ハ 戸籍上其他取扱向一般ノ平民同一タル勿論ニ候得共 諸
取調者等區別相立候節ノ称呼一定不致候ヨリ 古民或ハ土人旧土人等区々
ノ名称ヲ付シ不都合候条
自今區別候時ハ 旧土人ト可相称
但旧土人ノ増減等 後來ノ調査ニ差支サル様 別ニ取調置ヘシ

「旧土人」は差別語ではないが、ついでに言えば、「土人」も差別語ではない。

「土人」は、いつ頃から差別語とされるようになったのか。

すくなくとも、1960年より前ではない。

それまでは、「土人」はふつうのことばである。

「土人」が差別語でない証拠に、終戦直後時期、先鋭的「アイヌ」を引き寄

せた『アイヌ新聞』に、「土人」のことばがふつうに使われている：

アイヌ新聞、第7号、1946-07-01

アイヌ問題の解決
和人对土人の"融和"こそ急務
斗争は大禁物!!
最近アイヌ土地問題等を中心に旧土人对和人の斗争が表面化し、之が解決方も日本人側官憲に頼むに足らずとしアイヌ側の一部では直接進駐軍へ訴へるものもあり、斯くては民主化への目的に反するものとし、進駐軍も日本官憲に円満な解決を望むものである態度を示してゐる。
然し乍ら之等アイヌ問題は通称一般社会問題と異なる"民族問題"であり、然も従来道庁や裁判所等でも責任ある解決をしたのが余り少なかった為に結局進駐軍へ請願してゐるものである。
此の際特に北海道庁は等閑視する事なく、絶対責任を以て、現在発生して未解決の俛にあるアイヌ問題を解決すべきであると共に、和人对土人の融和といふ面にも指導の力を注がねば結局道庁の無責任振りを暴露するものであらうと識者は観測してゐる。
尚アイヌ問題研究所では近く支庁別の「アイヌ会議開催」方を増田道庁長官に訴へる事を決定期待されてゐる。

実際、「土人」に対する思いは、「差別」とは全く逆の「畏敬」である。

「アイヌ」についても、そうである。

かつて、「アイヌ観光」ブームがあった。

「どこもかしこもクマの置物・壁飾り」という時代があった。

どこの世界に、自分が差別している者のグッズをよるこんで飾る者がいるか！

「アイヌ」に対する感情が「好感」であったからこそ、グッズが飾られたのである。

6.2.0 要旨

6.2 ことば狩り・表現狩り

6.2.0 要旨

6.2.1 《自分がやる分にはよい》

6.2.1 《自分がやる分にはよい》

1970年頃を境にして、「アイヌ」シーンは民族主義の「アイヌ」だけになる。
——同化主義 / 個人主義の「アイヌ」は、シーンから消える。

民族主義「アイヌ」は、「アイヌ」を売り物にする「アイヌ」である。

《「アイヌ」を売り物にする》は、「観光アイヌ」と同型である。

そこで、民族主義「アイヌ」が「アイヌ観光 / 観光アイヌ」批判をすれば、それは同類批判である。

同類批判は、裏返せば、《自分がやる分にはよい》である。

同類批判は、自家撞着（矛盾）である。

荒井源次郎『アイヌの叫び』，北海道出版企画センター，1984.

p.102

北海道を訪れる観光客はきまって観光アイヌ地を訪れる。そこには見世物的自称酋長と古風なアイヌの家屋が見られる。今日では市町村までがこれらの偽酋長をしていわゆる官製観光アイヌというか、広く宣伝に利用しその利益を得ているのが実状で、自称酋長の勢力にますます拍車をかけている。

もちろん偽酋長これに追従する観光アイヌたちにしても、所詮生きんがために選んだ職業に外ならないが、しかしこうした一部ウタリ（同族）の所業から多くのウタリは著しく迷惑を蒙っていることから、利害の相反するウタリの両者が相反目しいざこざが起きるのは当然なことである。

しかも北海道の紹介や観光案内のパンフレットを見ると、アイヌを侮蔑的偏見だらけの紹介が多い。これもやはり観光客誘致の業者宣伝でアイヌを利用しては過ぎない。現に道内外にこの種の業者がアイヌを利用してアイヌを売り物にしている。

こんな輩を野放しにしていたらどんなことになるか嘆かわしいことである。……

〈『北風林』第八号 昭和五十五年八月二十日〉

p.190

アイヌ文化を守ろう

旭川市はアイヌ民族の文化遺産を保存伝承して社会教育研究調査の目的で、近文の嵐山に昭和四十四年以来造成に着工していたがこのほど完成を見て、さる十日午後一時から日高、胆振、釧路、十勝と地元アイヌ合わせて五十有余人、それに一般市民の外、来旭中のプルーキン・ユージノサハリンスク市長等の出席もあって盛大に行なわれた。

この嵐山一帯は昔からアイヌはチノミシリ（神を拝む所）とっていて、数々の伝説を秘める上川アイヌの聖地であったのである。当地のアイヌ

はこの地に祭壇を設けて随時礼拝をして神のために歌ったり踊ったりしていた。もちろん今でも古老間では崇拝している所である。

旭川アイヌとゆかりの深いこの地に、このような施設を見られ、しかも貴重なアイヌの文化遺産を永久に保存されると同時に、一般の調査研究の場であり、かつまたアイヌ自らが持つ文化財研究調査の施設として、同族後進のためにも大いに利用すべきである。そして昔から上川アイヌの最も神聖視した、いまだ自然に固まれ環境にも恵まれたこの地に、この施設を見たのはまことに意義深いものといわざるを得ない。

旭川市もさることながら、今後同族間でもこの施設はウタリ（同族）の共有のものであるとして、保護育成に努められて研究の成果によって同族に対する深き理解と、さらに認識を改められるよう**期待してやまない**。

〈北海タイムス 昭和四十七年九月十五日〉

p.205

山彦の滝祭りいつまでも……

紋別郡丸瀬布町では、毎年七月二十八日にこの山彦の滝祭りが行われている。本年も案内があって参加した一人であるが、その昔この地は、上川アイヌと北見アイヌの集落地であり、多くのアイヌが住んでいた。私も今から六十年程前に、この滝の近くに住んでいたことがあるが、この地は私にとってほんとうに懐かしい所である。

明治三十年二月ごろのある日、この地にいたアイヌでカイカウツクが猟に出て、吹雪で道に迷い八丈余の断がいから転落した。ところがカスリ傷一つ負わず、水の音でそこが滝であることがわかり、以来カムイン（神滝）として当時のアイヌたちは、この滝の前に祭壇を設けて随時礼拝をしていたのが、大正に入り和人の開拓が進むに従い、アイヌはこの地を去ってしまい、滝の存在も忘れられていた。ところがその後和人により再発見され、真東向の滝はご利益が深いということから、各地からの和人の集まりで盛大なお祭りが行われて今日に至っている。

私たちアイヌの先代が崇拝していたこの滝を、**今和人によって年中行事としてお祭りが行われている現実の姿に接した私は、往事をしのんで感謝感激でいっぱいであった。今後ともこうしたお祭りが年とともに、ますます盛大に行われんことを願ってやまないのである。**

〈北海タイムス 昭和四十八年八月十一日〉

この《自分がやる分にはよい》は、《自分はアイヌの真性を管理する》に行ってしまう：

同上

p.210

一掃したいインチキ——商人のアイヌ民芸悪用

札幌で和人の民芸品販売業者が「大酋長の店」という大看板を掲げ、しかも誤ったアイヌ服装で商品の宣伝ビラをまき散らしたことが、ウタリの間の問題となった。そのおりもおり、こんどは旭川市神居町の国道沿線にアイヌ観光を売り物にして、民芸品販売を営んでいた和人に対し、旭川アイヌ協議会では全くウソでまるめ、アイヌ文化、宗教を冒瀆した行為であるとして、強く抗議した。

同協議会の指摘したのは、大看板を利用しアイヌ古跡三百年、旭川アイヌの発祥地で、旧アイヌの大部落、アイヌ六代目大酋長・菊地隆三の墓標柱その他、丸木舟、住居など、その宣伝、利用方法は詐欺的で、でたらめもはなはだしいというのである。

現にアイヌは、全道的に同族の持つ真正なる文化伝承活動に、真剣に取り組んでいるが、半面、このような心ない和人の悪徳業者によって、毎年多くの観光客にウソだらけのアイヌ宣伝をされている。これでは正しいアイヌ文化も根本的に破壊され、いつまでも誤った認識で解され、ウタリは全く迷惑至極だ。

こんなインチキ業者はまだまだほかにもみられると思うが、ドンドン反省を求め、これらを一掃することを、ウタリの連帯責任として行うべきであろう。

〈北海道新聞 昭和四十八年十一月十一日〉

「真性」などもともと無いし、「ウソだらけ」を言うなら先ず自分たちの方である。

そんな「輩」が、北海道新聞を使つてのこの業者潰しである。

やり口がいかにも汚い。

しかし彼らは、このやり口で言葉狩り・表現狩りを展開していく者になる。

同上

p.217

アイヌ侮辱の業者ポスター

アイヌに関連した事件が相次ぎ、一般的にも論議を呼んでいるのをよそに、東京・新宿の百貨店で十月十八日から三十日までの期間、函館市物産協会主催で「北海道うまいもの大会」を開催中、店内外に掲示したポスターにアイヌのしゅう長がサケをもち、過去にも見られないアイヌ図柄を使って宣伝に努めていた。

これをたまたま上京中の道ウタリ協会の代表者たちが発見、早速、同店を訪れ、抗議した。「ポスターに描かれているようなアイヌ風俗は昔も今も存在しない。全くでたらめな宣伝で錯誤もはなはだしい」とその撤去方を強く要求した。これに対し、主催者側責任者名で陳謝文を手交、その場で使用中の約百枚のポスターを撤去した。

道内外で、この種の和人業者はアイヌ像を利用、アイヌを売りものにしてやからが多い。野放しにしていたらどんなことになるか、嘆かわしいことだ。こんなことではいつまでたってもアイヌは誤った認識で見られ、相互の理解を深めるに大きな障害を来すことは自明の理だ。

このような心ない和人業者によってアイヌが侮辱され、差別されるのは人道上の重大問題であって、断じて許せない。今後この種の業者の反省と自粛を強く望む。

〈北海道新聞 昭和四十九年十一月十三日〉

これがもたらしたものは、《社会は、民族主義"アイヌ"を腫れ物扱いする》である。

実際、《「アイヌ」はタブー》の状況がつくられたわけである。

民族主義"アイヌ"の腫れ物扱い(「野放し」と、民族主義"アイヌ"の暴走は悪循環する。

この結果が、「アイヌヘイト」である。

「アイヌヘイト」は、昔の「アイヌ差別」の延長ではない。

民族主義"アイヌ"のやり口の汚さが招いたものである。

6.3.0 要旨

6.3 言論・思想狩り

6.3.0 要旨

6.3.1 『アイヌ民族誌』 / 更科源蔵

6.3.2 『アイヌ史資料集』 / 河野本道

6.3.3 平凡社百科事典「アイヌ」 / 知里真志保

6.3.1 『アイヌ民族誌』 / 更科源蔵

Wikipedia「チカップ美恵子」

1969年に出版された『アイヌ民族誌』（第一法規出版）で、少女時代に映画撮影でとられたアイヌ民族衣装のいでたちの顔つき写真が無断で使われ、見出しに『滅び行く民族』という語句がつけられた。

このことを知ったチカップ美恵子は、そのページの著者の更科源蔵らに抗議する。

満足する謝罪は得られず、1985年に札幌地方裁判所に提訴、『アイヌ民族肖像権裁判』として知られるようになる。

その年に、更科源蔵は死去するが、**出版社と監修者を相手に**、裁判を継続する。

1988年に、チカップ美恵子への謝罪、その他の条件で和解となる。

ここで、「その他の条件」とあるのは、賠償金および公開謝罪を指す。
(現代企画室編集部編『アイヌ肖像権裁判・全記録』現代企画室、1988.)

出版社は、もともとと事なかれ主義である。言論の自由を重く感じることを出版社に期待するのは、無理である。

監修者は、「とばっちりを受けた」の思いを強くする者であり、「謝罪・和解」も形式的なものになるから、これでさっさと済ませようと思う者になる。やはり、言論の自由を重く感じることを期待するのは、無理である。

この事件の教訓は、民族派「アイヌ」から言論の自由を守る羽目になった者は、その戦いの途中で死んではならないということである。

6.3.2 『アイヌ史資料集』 / 河野本道

「アイヌ民族」を否定する河野本道は、その当時の情勢では、民族派「アイヌ」からの攻撃を招かすには済まない。

その攻撃は、彼が編集した『アイヌ史資料集 第1巻「一般概況編」』（北海道出版企画センター、1980）に対する「アイヌ差別」弾劾という形でやってきた：

ピリカ全国実

1. 「放送大学抗議」(2001-05-29)
(http://www.geocities.jp/pirika_kanto/sabetsutosho/010529.html)
2. 「最高裁署名」(2006-09-01)
(http://www.geocities.jp/pirika_kanto/saikousai.htm)
3. 「河野差別図書弾劾上告棄却判決・弾劾声明」(2007-05-21)
(http://www.geocities.jp/pirika_kanto/2007521.htm)

以下に、各々から本文の部分を引用する。

1. 「放送大学に対する抗議と申し入れの呼びかけ」, 2001-05-29

人類学者・河野本道氏が、放送大学（丹保憲仁学長 麻生誠副学長）の授業『世界の民族』において、「アイヌ - その再認識」の講義をしていることに対し、私たちはその中止を要求しています。

すでにご存じのように河野本道氏は1980年、『アイヌ史資料集 第3巻 医療・衛生編』（全6巻）を北海道出版企画センターから復刊しています。それはアイヌ民族差別と人権侵害の図書です。

特に、戦前の北海道庁警察部が作成した「余市郡余市町旧土人衛生状態調査復命書」（1916年）と関場不二彦著「アイヌ医事談」（1896年）には、あわせて500人以上のアイヌ民族の実名、地名、年齢、性別、職業、病名、治療経過が一覧表にされているうえ、「病名」には「遺伝性梅毒」などとレッテルが貼られ、「梅毒」がアイヌ民族の「固有の病気」であるかのように書かれています。まさにアイヌ民族管理のために行なわれた差別調査結果がこの「資料集」だといえます。

その復刻にあたって河野氏は、調査そのものに対する何の批判もなく、また、民族の人権に対する配慮も行なわないまま刊行したのです。

アイヌ民族がこの河野氏の民族差別と人権蹂躪を弾劾して話し合いを求めて10年になりますが、現在まで一切「話し合い」に応じず、逆に1997年、河野氏は北海道立北方民族博物館での自分の講演に中止を申し入れたことに対してアイヌ民族（山本一昭、北川しま子さん）のみを講演妨害とでっちあげ、損害賠償請求裁判を提訴したのです。

この問題はすでに衆議院法務委員会でも追及され（1990年）、札幌弁

護士会人権擁護委員会は「人権侵害」の勧告を行なう（1992年）など、社会的批判にさらされてきました。

河野氏は

「『資料集』は）学術的価値は高く、編集復刻・出版は**出版の自由、学問の自由**によって保障される憲法上の権利である」（河野氏の訴状）

と居直り、さらに

「**そもそも『アイヌ』を民族的集団として位置づけることには問題があり、『アイヌ』または『アイヌ民族』としての人格権や名誉があるなどという主張は、単に偏した主観にもとづくもの**としか考えられない。なお、**今日におけるアイヌ系日本国民を短絡的に「アイヌ」と自称、他称することは問題である**」（アイヌ民族側提訴に対する河野氏の陳述書 /1999年12月9日）

と言いきり、アイヌ民族の存在そのものを否定しています。

放送大学の「世界の民族」の第三講「アイヌ - その再認識」（1998年開講）において、河野氏は自分の民族差別理論を放映し続けています。さらにひどいことにこの授業の「教材」において

「…その後『アイヌ』は次第に**国家の枠組みの中に組み込まれていったが、<和人化><和風化>に対する強い抵抗は稀にしか示しておらず、最近に至るまでむしろそれを積極的に求める傾向のほうが強かった**」「また、戦時下で一般にアイヌ系の者も、大日本帝国の海外侵略を積極的に担い、日本国民意識を持つに至った」

などとアイヌ民族は”和人に同化して当然”とするような考え方に立ち、繰り返し侮辱しています。

彼の展開する「『アイヌ』の歴史」は、天皇制日本国家によるアイヌモシリ侵略支配と同化・抹殺政策に対する一片の反省・批判もないばかりか、アイヌ民族解放運動への憎悪さえ感じさせるものと言わざるを得ません。

私たちはこのような河野氏の差別講義を即刻中止するよう大学に申し入れ、4月17日に放送大学との話し合いをもちました。

しかし、放送大学は

「**学問の自由が憲法で保証されている**」

「**河野本道の立場だけでやっているのではない**」

「**教育番組であるからいろんな人の立場を番組で紹介する、見る人に判断させる**」

などと言い逃れしようとしました。出席した麻生誠副学長も原尻英樹「世界の民族」主任講師（4月1日から静岡大学教授）も「アイヌ史資料集」とは関係ない、知らないなどと言いながら、

「**ある特定の立場に立てば、河野さんは学問的業績がアイヌ研究であるから**」

河野氏を講師に選んだという始末です。

私たちは引き続き河野本道氏の講義継続を許さず、放送大学ならびに原尻講師の責任を追及し、河野氏の放送番組の中止とビデオならびに印刷教材からの削除、アイヌ民族に対する謝罪を要求し闘いぬきます。

すでに河野氏の授業は98年から現在まで7回にわたって放映されていますが、後期（10月開始）にも放映されようとしています。「世界の民族」を受講している人は約600人と大学は述べていますが、それ以上の人々がテレビで見ることができます。

みなさんからも放送大学に対して、早急に講義と中止の要請を行なうことを呼びかけます。多方面の方々、団体からの講義が大学に集中するようにこの運動を広げてください。ご理解とご支援をよろしく申し上げます。

また、抗議文等の写しをピリカ全国実まで送ってください。交互に連絡をとりあっていきましょう。

なお、河野本道氏とアイヌ民族の裁判に関するニュース「アイヌ ネノ アン チャランケ」と、『アイヌ史資料集』に対する批判の文献「アイヌ ネノ アン チャランケ - 人間らしい話し合いを」は、このウェブサイトでも販売しています。

また、放送大学の教材「世界の民族」（原尻英樹著 放送大学教育振興会刊）は、大手書店で入手することができます。

2. 「アイヌ民族の人権と名誉の回復のために最高裁判所への申し入れにご協力ください」, 2006-09-01

私たちアイヌ民族原告団は、人類学者と自称する河野本道が編集・出版した差別図書『アイヌ史資料集』医療・衛生編）を弾劾し、回収と謝罪を求めて闘ってきました。一九九七年一月二六日に札幌地方裁判所に提訴して以来、はやくも九年の歳月が経過しようとしています。

河野本道が編集し、一九八〇年に北海道出版企画センターが発行した『アイヌ史資料集』（第3巻医療・衛生編）には五〇〇余名にもものぼるアイヌ民族の実名、出身地、病名、健康状態、家族構成などが記されているばかりか、アイヌ民族は「衛生観念に劣る」、「梅毒」はアイヌ民族に「特有の」、「特徴的な」病気などとデッチあげています。

しかも、河野本道はこの裁判において、アイヌ民族に対して「アイヌ系の者」、「アイヌ系日本国民」などと述べ**アイヌ民族の存在を否定**し、「すでに日本国家人に同化し**民族として成立したことはない**」と繰り返し主張し、アイヌ民族を侮辱しつづけてきました。この『資料集』についても「歴史的画期的貴重な資料」とウソぶいてきました。

しかし、札幌地裁はアイヌ民族にたいする人権侵害を明らかにする学者などの証人を採用せず、民族差別に貫かれているこの『資料集』について裁判所としての独自の判断も行わず、**直接の被害者ではない**^(註)という理由で、私たちアイヌ民族の訴えを棄却するという不当な判決を下してきました二〇〇二年六月。札幌高等裁判所伊藤紘基裁判長は「今日明治二九年な

いし大正五年当時と同様な差別が行われていると認識する者がいると考え難い」、「現在のアイヌ民族にたいする差別表現であるとか、現在も存するアイヌ民族に対する差別を助長するものであるとまでは認めることはできない」、「資料集はアイヌ研究にとって貴重な資料」として私たちアイヌ民族の主張を一刀両断に切り捨てました。再び裁判所は、アイヌ民族の人権を切り捨てたのです。

私たちアイヌ民族原告団は、この差別・不当判決を絶対に許すことはできません。今日なお拡大再生産されているアイヌ民族に対する差別と偏見、権利の剥奪と蹂躪、民族としての存在を否定する同化政策と闘い続けていくためにもこの裁判に勝利しなくてはならないと思っています。

最高裁判所への共同署名に是非ご協力ください。

註：ここでの「直接の被害者ではない」には、「自分たちを勝手にアイヌ系統者の代表にしている」の含蓄がある。

3. 「河野差別図書弾劾上告棄却判決・弾劾声明」, 2007-05-21

(1) さる4月12日、最高裁第一小法廷(裁判長涌井紀夫)は上告を棄却し、札幌地裁、札幌高裁の差別不当判決を追認しアイヌ民族の人権と名誉、尊厳を踏みにじった。最高裁判所を開かず、事実審理も行わず、アイヌ民族の意見に耳を傾けようとしなかった。私たちは日本の司法のこの現状に怒りをもって弾劾する。被告・河野本道が謝罪し、差別図書=『アイヌ史資料集』(医療・衛生編)を回収するまで追撃戦にとりくむことを改めて確認するとともに、全国の仲間の皆さんに支援と連帯をよびかける。

(2) 私たちアイヌ民族原告団は、人類学者と自称する河野本道が編集・出版した差別図書を弾劾し、回収と謝罪を求めて闘ってきた。1997年12月26日に札幌地方裁判所に提訴して以来はや9年の歳月が経過した。その間、私たち原告団は集会や学習会に出席したり、また裁判所に差別図書抗議の民衆の声を届けるために署名をよびかけてきた。故・萱野茂さんをはじめウタリ協会平取支部、同 札幌支部、旭川アイヌ協議会などに所属する100名をこえるアイヌ民族^(註)、部落解放同盟大阪府連浅香支部、同 泉佐野支部、長野県連御代田町協議会の皆さん、反戦・反基地を闘う沖縄の皆さん、そして北海道から九州の労働者、市民の署名が寄せられ、地裁・高裁・最高裁にその都度提出してきたが裁判所は無視し続けた。

「アイヌ民族の人権の回復を」との思いをこめた自筆の「上申書」も全国の仲間から寄せられ、最高裁に提出したがそれも一考だにされていない。原告の川村や関東の仲間を中心に3度にわたって最高裁と面談し、「アイヌ民族の主張を直接聞くように」と要請したが実現しなかった。歴史的にみて最高裁の裁判官はアイヌ民族の声を直接聞いたことはこれまで一回もないのだ！札幌地裁、札幌高裁、最高裁をつらぬいて司法権力はアイヌ民

族を無視し、抑圧し、差別しつづけてきたのである。

(3) 私たちは河野本道にたいする追撃戦を継続する。9年余の闘いはアイヌ民族の人権の確立をめざす運動として全国に確実に広がり、この活動はアイヌモシリ侵略、略奪、支配を弾劾する取り組みと一体であることが鮮明になってきた。「アイヌは民族として存在しない」などと主張してきた河野本道たち人類学者をさらに追い詰め、その影響力を断ち、学会などから一掃されるまで闘おう。

(4) 22名の弁護団の皆さんの努力にも感謝します。裁判への傍聴、署名活動、ハガキによる抗議、集会、デモ、さらには裁判闘争へのカンパなどに協力してくださった全国の仲間の皆さんに心から感謝と連帯を表明します。「裁判には負けたかたちとなっているが、運動では勝ってきた」と述べていた山本一昭原告団長の意見を踏まえ、引き続き闘い続けましょう。

註：即ち、「100名をこえるアイヌ民族」が、原告グループを自分たちの代表として許容する「アイヌ民族」の、実数である。

河野本道 /『アイヌ史資料集』は、更科源蔵 /『アイヌ民族誌』の轍を踏まなかった。

しかし、「アイヌは民族として存在しない」などと主張してきた河野本道たち人類学者をさらに追い詰め、その影響力を断ち、学会などから一掃」は、この通りに事態が進んでいくこととなったのである。

6.3.3 平凡社百科事典「アイヌ」/ 知里真志保

民族派 "アイヌ" は、「アイヌは過去のもの」をいっている言論に対し、これを潰す運動を展開する。

民族派 "アイヌ" のこの言論潰しは、知里真志保のものにも及ぶ。

知里真志保は、『平凡社 世界大百科事典』(1955年初版)の「アイヌ」の項目で、「アイヌはすでに滅びた」を書いていた。

平凡社『世界大百科事典』第二版, 「アイヌ」の項 (第一巻, p.34)

【総説】

東アジアの古種族の一つ。

アイヌとはく人)の意で、なまてくアイノ)ともいわれた。

古くは日本の内地にも住み、日本歴史の上ではくえぞ)くえみし)(蝦夷、夷、狄)とも呼ばれた。

樺太(サハリン)のアイヌ語に雅語でく人)を意味するくエンチウ)という語があり、くえぞ)くえみし)はそれから出たといわれる。

アイヌはもと千島(クリル列島)、樺太、北海道に住み、それぞれ、千島アイヌ、樺太アイヌ、北海道アイヌと呼ばれた。

このうち、千島アイヌ(97人)は、1884年(明治17)に根室の小島シコタン(色丹)に移されて、色丹アイヌとも呼ばれたが、年々減少して数人を残すのみになり、今は日本人の中に姿を没してしまった。

樺太アイヌは、南樺太の東西両海岸各所に集落をつくって、主として漁民の生活を送っていたが、これも第2次世界大戦後はほとんど北海道に移住してしまった。

今は樺太アイヌも北海道アイヌも等しく北海道に住んでいるわけである。

人口は、北海道アイヌ約1万5000、樺太アイヌ約1300といわれているが、正確な数は不明である。

今これらの人々は一口にアイヌの名で呼ばれているが、その大部分は日本人との混血によって本来の人種的特質を希薄にし、さらに明治以来の同化政策の効果もあって、急速に同化の一途をたどり、**今やその固有の文化を失って、物心ともに一般の日本人と少しも変わるところがない生活を営むまでにいたっている。**

したがって、**民族としてのアイヌはすでに滅びた**といってよく、**厳密にいうならば、彼らは、もはやアイヌではなく、せいぜいアイヌ系日本人とも称すべきものである。**

民族派 "アイヌ" は、平凡社に抗議し、記述の変更を迫る。

平凡社は、2007年改訂新版で、この抗議に応える。

平凡社は、自社HPの「平凡社 改訂新版 世界大百科事典 平凡の友」で、こ

の事情を佐藤優に語らせている：

佐藤優「『改訂新版 世界大百科事典』について」

『月刊 百科』No.543, 2008.

平凡社 HP「平凡社 改訂新版 世界大百科事典 平凡の友」

<http://www.heibonnotomo.jp/goods+index.id+2.htm>

また、アイヌに関する記述が全面的に改訂されている。

先住民族の地位が国際的に強化されていることを踏まえ、知里真志保氏の

「民族としてのアイヌはすでに滅びた

という記述を抜本的に改めている。

児島恭子氏執筆のアイヌに関する冒頭は次のようになっている。

〈日本の先住民族。アイヌとは、アイヌ語で神に対する人間・男を意味し、男性への敬称にもなる言葉である。一六世紀末に来日したポルトガル人宣教師の記録をはじめ、その後の日本人による文献にも、自らをアイノと呼び、居住地をアイノモシヨリ(アイヌモシリ)と書いていたことが書かれているが、民族名称となったといえるのは近代以降のことである。〉

日本政府は未だにアイヌを先住民族と認めていないが、『改訂新版 世界大百科事典』に、現下の学術の進捗と、先住民族に関する国際社会の標準的認識が記されたことによって、この記述が常識として定着していくことになる。日本政府が正しい方向に政策を変更するために重要な役割を果たすと思う。

また、斎藤文夫(平凡社取締役・平凡社事典制作センター社長)のつぎの言がある：

斎藤文雄「世界大百科事典を改訂するまで」

東京都図書館協会報, No.89, 2009. pp.1-5.

<http://www.library.metro.tokyo.jp/Portals/0/15/pdf/tla89.pdf>

pp.1,2

「アイヌ問題」の記述に関して、問題も起こりました。

2004年にクレームを受けたのです。

差別を助長するような記述をほっておくのか、というような趣旨でした。

1984年版のアイヌに関する記述は、ご自身アイヌ出身で、大学の先生をしていた知里先生に記述していただいた部分なので、決して差別意識があったわけではないのですが、2007年に国連で「先住民の権利宣言」が採択されたのを受け、今年、国会でもアイヌ民族を先住民族と認める決議が衆参両院で採択されました。

このように、アイヌ民族に対する社会の位置づけや、評価が転換し、そのままでは、偏見や差別を助長するような事態になったというわけです。

この時代の価値観の変化にどのように対処すべきかということが、早急に迫られた、というわけです。

趣旨は、「時勢に従った」である。

更科源蔵の『アイヌ民族誌』(第一法規出版), 河野本道の『アイヌ史資料集』(北海道出版企画センター) もそうであったように、民族派「アイヌ」は出版元や雇用主に攻撃をかける。

企業は、勢いに従うのみだからである。——企業は、商いである。

6.4 摘発・弾劾

6.4.0 要旨

6.4.1 摘発・弾劾システム

6.4.2 「アイヌ差別」事件警察

6.4.3 土下座・講師採用

6.4.0 要旨

6.4.1 摘発・弾劾システム

摘発・弾劾は、システム化を以て機能化される。
 システムは、《通報 → 捜査 → 新聞報道》の一体化である。
 弾劾を「新聞に載せる」に代えるわけである。

小川隆吉『おれのウチャシクマ』, 寿郎社, 2015.

pp.116,117

北海道立啓成高等学校地理Bの授業で先生が、「アイヌとの結婚を避けるために」との見出しを黒板に大書きした。

後ろの席で笑っている女生徒を指さし「笑っている場合ではない、しっかり勉強しろ」。

その後は教室にくすくす笑い。

その中で男性教師は手振り身ぶり大声で次のように話しかけた。
 「君たちは今後も北海道で暮らすことになる。そこで大切なのはアイヌとの結婚を避けること。それには、アイヌをきちんと見分けること。一見して眉毛が太い。私はアイヌが自宅に来て風呂に入ったのを見たことがある。熊が浮かんでいるよう、全身毛だらけ。今はこのような極端な人が見られないと思うがそれだけに見分け方が大切だ」と話した。

この教室にアイヌの生徒がおり、翌朝九時に生徒と両親が生活館のデスクの前で話された。

あまりにひどい話なので、ちょうど集まっていた本部三役に伝えると驚いた三役は事実確認をすると決めた。事務局長は当該学校長に電話で知らせた。

当日、校長室のソファに本部三役と私が座ると、校長が挨拶し、発言者がみなさんにお詫びをしたいとの申し出がありましたので、と言ったとき、一人の男性教師が入ってきた。

校長の横に立つと「今回の私が行った授業の内容は事実です」と言った瞬間土下座して、許してください、許してくださいが続く。アイヌ側からの発言が遅れ気味になった。

私は、「このような事実があったかを確認するのが目的であり、許す許さないは今後の問題です。今日はこの辺で帰りましょう」と言った。

学校を後にしようとしたときにマスコミの質問攻めにあった。

翌日の北海道新聞は写真入りででかどかつた。

6.4.2 「アイヌ差別」事件警察

小川隆吉『おれのウチャシクマ』, 寿郎社, 2015.

p.111,112.

昭和 55 年 (1980 年) 頃だ。札幌市白石区の小学校で、二月末、新一年生を持つ父母に入学に対する説明会が開かれた。

教頭は、子どもにとって学校がいかにか大切かひもとく中で、「もし教育をしなければアイヌのようになってしまう」と話された。

……

学校での話を聞いた結城庄司から電話があって、抗議に行くから一緒に行こうと言ってきた。

行く前に二人で「この事件を契機にして、札幌市に具体的な要求を出そう」と話し合った。

ウチの車で学校に行った。

校長室で校長・教頭と会った。

結城は静かそうに「以上の話は事実ですか」と確かめた。

校長は「間違いありません」と答えた。

結城は「校長先生、教頭先生はアイヌに対してどのような認識をしているのですか」とたずねた。

校長は素直に「私はいろいろ勉強したつもりですが、アイヌについては深く勉強したことがありませんので良く知らないのです」と素直に答えた。

教頭は何か言っていたけどその内容は何だったか思い出せない。

校長は「アイヌの皆さんには大変ご迷惑をおかけしました」とも言った。

結城は、「この問題は札幌市教育委員会の方へ持って行きます。いいですね」と念を押した。

二人は、警察風〈威迫〉を振る舞う。

尋問し、そして告げる：

「この問題は札幌市教育委員会の方へ持って行きます。

いいですね」

「この事件は、検察に上げます」というわけである。

刑事事件に対して、警察署。

労働問題に対して、労基署。

そして、「アイヌ差別」問題に対して、ウタリ協会。

法人は、ウタリ協会にこの地位を与えた。

「アイヌ差別」の訴えを持ったウタリ協会員は、法人に対し出入り自由になる。

——「威力業務妨害」を問われない者になる。

こうして、「抗議に行くから一緒に行こう。……ウチの車で学校に行った。」のノリになるわけである。

6.4.3 土下座・講師採用

小川隆吉『おれのウチャシクマ』, 寿郎社, 2015.

p.119-120

この事件の頃、関西の進学塾河合塾がアイヌの問題でしくじったんだ。何でも、授業で使う教科書っていうのか本のなかで、「アイヌは最早や存在していない」という意味のことが書いてあったそうだ。

そのことが、関西の部落解放同盟を通じて山本一昭に——当時、結城庄司が亡くなって山本がアイヌ解放同盟の代表だった——、それから俺の所に伝わってきた。

それで、その河合塾に電話を入れて確かめたんだ。

そしたらなんと三人も飛行機で飛んできた。

生活館に入るなり今で言う土下座みたいな恰好をして「アイヌをテーマにして十分な勉強をしていなかった。申し訳ない」って言う。

そのあと、関西の大学で講演をしてくれてきて、関西大学と神戸学院大学に、二回話しに行った。塾の働きかけだったのかどうか背景は知らなかったが。

「関西の部落解放同盟を通じて……山本一昭 [アイヌ解放同盟] に……それから俺 [ウタリ協会] の所に伝わってきた。」

法人は、「アイヌ」イデオロギー者に対し、事なかれ主義を決め込む。

こうして、「アイヌ」イデオロギー者の言い分が、すべて通るようになる。

法人の卑屈と「アイヌ」イデオロギー者の増長が、悪循環する。

備考：

知里真志保：平凡社『世界大百科事典』第二版，1955，「アイヌ」の項

【総説】

東アジアの古種族の一つ。

アイヌとはく人)の意で、なまっくアイノ)ともいわれた。

古くは日本の内地にも住み、日本歴史の上ではくえぞ)くえみし)(蝦夷, 夷, 狄)とも呼ばれた。

樺太(サハリン)のアイヌ語に雅語でく人)を意味するくエンチウ)という語があり、くえぞ)くえみし)はそれから出たといわれる。

アイヌはもと千島(クリル列島)、樺太、北海道に住み、それぞれ、千島アイヌ、樺太アイヌ、北海道アイヌと呼ばれた。

このうち、千島アイヌ(97人)は、1884年(明治17)に根室の小島シコタン(色丹)に移されて、色丹アイヌとも呼ばれたが、年々減少して数人を残すのみになり、今は日本人の中に姿を失ってしまった。

樺太アイヌは、南樺太の東西両海岸各所に集落をつくって、主として漁民

の生活を送っていたが、これも第2次世界大戦後はほとんど北海道に移住してしまった。

今は樺太アイヌも北海道アイヌも等しく北海道に住んでいるわけである。

人口は、北海道アイヌ約1万5000、樺太アイヌ約1300といわれているが、正確な数は不明である。

今これらの人々は一口にアイヌの名で呼ばれているが、その大部分は日本人との混血によって本来の人種的特質を希薄にし、さらに明治以来の同化政策の効果もあって、急速に同化の一途をたどり、今やその固有の文化を失って、物心ともに一般の日本人と少しも変わるところがない生活を営むまでにいたっている。

したがって、民族としてのアイヌはすでに滅びたといってよく、厳密にいうならば、彼らは、もはやアイヌではなく、せいぜいアイヌ系日本人とでも称すべきものである。

サイエンスが引っ込むと、イデオロギーがごろつきの如くのさばるようになるのである。

よくよく吟味すべし。

6.5.0 要旨

6.5 脅す

6.5.0 要旨

6.5.1 結城庄司・太田竜・新谷行の宣言

6.5.1 結城庄司・太田竜・新谷行の宣言

結城庄司「アイヌ独立の魂は、呪いの戦い、怨念と化し、自然を背景に燃え続けて来た」(1972)

太田竜「御用アイヌへの挑戦から始めよ」(1973)に「全文引用」

太田竜『アイヌ革命論』(1973), pp.166-188

天皇軍は、原住民アイヌを、北辺に封じ込め、戦いが完全に勝利したかのように、歴史を歪曲しているが、そのごまかしは一九七二年に、原住民精神をつらぬく人々によって粉碎された。

「原住民精神」、それはアイヌ共和国創造への胎動である。

現在もなお、天皇軍の手先共（日本帝国主義機構の総て）は、アイヌが誇りとする、原始自然を破壊・略奪し、一九七三年に向けて日本列島改造部隊は、日本最後の原始境・アイヌの聖地（大雪山）をも、解体青写真を製作してしまった。

アイヌ共和国独立の戦いは、歴史に敢然と輝やく、アテルイとコシャマイン、シャクシャインの戦法（ゲリラ作戦）によって、開始されなければならない。

天皇軍は、常に平和的甘言をもちいて、日本原住民の首をはね、原始共産制への民族の流れを、断ち切ろうとした。この策略は失敗に終り、再度、日本帝国主義者共、天皇支配にたいし、アイヌ共和国独立の戦い、最前線連帯軍は結集されつつあることを、人民に宣言する。

我々共和国同胞は、腐りきった天皇軍農耕文明を、徹底破壊し、その戦いを世界革命の原点としなければならない。

日本帝国主義者の総てを、自然を喰い荒す「怨獣」と考え、怨獣のたれ流す糞尿は、「公害」といってよいだろう。

糞尿を喰わされるのは、常に「人民」であり新鮮な「自然」を喰うのは、常に怪獣（日本帝国主義者）である。

天皇が支配して来た、農耕文明はいつわりの神を祭り、仏教をとりいれ、日本原住民を、大和化し皇民化することに専念して来た。現在も、アイヌを同化政策により、自らの罪悪の責任を回避しようとして失敗した。

アイヌは、「自然—神秘—人間」を、自然主義とし、自然の神秘を神々とし、原始共産世界を自由の天地と考え、日本原住民の狩猟文化を護りぬいたのであり、北辺に強く生きているし、これが日本原住民の原点である。

日本原住民の原点を、アイヌ共和国独立の同志は、常に忘れてはいなかった。それは、生命への連帯であり、人間が自然（大地）に戻る原則なのだ。独立の魂は、永遠に燃え続けるのである。

日本帝国主義者は、現代文明の中に喘ぐ人民を救おうとしない。それどころか、人民の共有する自然をも、取りあげて、人間の精神の衰弱を図り、世界支配の野望に燃え、兵隊化しようと企んでいるのである。

アイヌ共和国独立の同志は、人間の原点に戻り、世界支配（帝国主義）を、完全に粉碎しなければならない。

一九七三年は、世界に同志を求めながら、画期的な革命戦争への日本原住民戦法により、日本歴史は、ぬりかえられて行く時となるであろう。

アイヌ解放同盟 結城庄司

太田竜「アイヌ革命論」, 1972.

太田竜『アイヌ革命論』収載, pp.43-86

p.67

私は、北海道大学の教職員、学生、もと学生に対して要求する。同大学北方文化研究所の一切の活動を停止させよ、と。

高倉新一郎をボスとするこの研究所こそ、日本国におけるアイヌ研究の総本山であり、和人権力によるアイヌ絶滅作戦の総括と教訓を引き出してきたのである。

高倉新一郎。この男から、すべての財産を没収せよ。

太田竜「クナシリ蜂起の志を継ぐ」, 1972.

太田竜『アイヌ革命論』収載, pp.87-103

p.96

大学の権威あるアイヌ学者たちは、八月二十五日の糾弾行動のあと、若干の恐怖を感じている。

彼らは、第二線に退却した。

太田竜「アイヌ共和国独立・夢と展望」, 1972.

太田竜『アイヌ革命論』収載, pp.208-225

pp.223-225

北方民族研究所が、平取町二風谷アイヌ文化資料館完成への祝辞として、「全道アイヌ同胞へのメッセージ」を発した。その一部を引用する。

全道アイヌ同胞へのメッセージ

アイヌ文化資料館の完成、開館に当って、アイヌ部族独立の機運促進を目的として一九七二年五月に設立された北方民族研究所から、お祝いのあいさつを、会道のアイヌ同胞に送ります。

しかし「お祝い」ばかりですましているわけにもゆかないのです。なぜなら、私たちは、多年に渡ってアイヌ部族を精神文化の領域で絞め殺して来た和人のアイヌ専門学界という巨大な敵との闘争を、いま始めたばかりなのですから。

私たちは、次の十三人の指導的な和人アイヌ専門家を、アイヌ部

族に敵対した A 級侵害犯罪人として指名します。

- 1、 故河野常吉
- 2、 故河野広道
- 3、 河野本道
- 4、 故金田一京助
- 5、 高倉新一郎
- 6、 更科源蔵
- 7、 藤本英夫
- 8、 故久保寺逸彦
- 9、 故児玉作左衛門
- 10、 名取武光
- 11、 奥山亮
- 12、 犬飼哲夫
- 13、 林善茂

金田一京助が生涯の仕事としてやったユーカラの研究とは一体何でしょう。

アイヌ部族のユーカラ伝誦の活動を「安楽死」させ、そして死体の解剖報告書を、征服者たる日本帝国にささげること、それです。

……………

一九四五年八月十五日、日本帝国は敗れました。そしてそのとき、全道のアイヌは解放の喜びに充ちあふれ、アイヌ部族独立ののろしが挙げられたのです。

この志を、私たちは受けとめようと決意しました。……………

一九七二年六月二二日

「学者たち」に警告しておく。

詩人新谷行と私によって起草されたこの北方民族研究所宣言は、必ず、着実に実行に移される、ということ。

6.6 「アイヌの土地を返せ」

6.6.0 要旨

6.6.1 「御料牧場」返還運動

6.6.2 貝沢正・萱野茂 / 二風谷の場合

6.6.3 「アイヌモシリ」

6.6.0 要旨

6.6.1 「御料牧場」返還運動

6.6.2 貝沢正・萱野茂 / 二風谷の場合

「アイヌの土地を返せ」は、空虚なことばである。

空虚であることは、具体的にこのことばを発するとき、わかる。

翻って、「アイヌの土地を返せ」は、これの中身を思考停止している者が言えることばである。

このことをよく示してくれるのが、貝沢・萱野 / 二風谷の場合である。

萱野茂 <二風谷ダム建設収用地に関する収用委員会審理陳述> (1988)
(本多勝一『先住民族アイヌの現在』, pp.211-262.)

pp.216,217

その昔、北海道というこのでっかい島を、アイヌ民族が自分たちの国土として豊かに暮らしていた時代にどのように呼んでいたかと言えば、「アイヌモシリ」と言っていました。

「アイヌ」という意味は「人間」、「モ」というのは「静か」ということです。「シリ」というのは「大地」という意味であります。

したがって、アイヌは自分たちの国土をアイヌモシリ、「人間の静かな大地」と呼び、だれにはばかることなく自由に暮らしていたのであります。……

このでっかい島北海道を日本国へ売った覚えも貸した覚えもないというのが、心あるアイヌたち、そしてアイヌ民族の考え方なのであります。もし日本政府がアイヌ民族から北海道を買ったというなら、買い受けたという証拠になる文書なり証人なりを出してほしいです。借りたというなら、借用書を見せてほしいものであります。

貝沢正「三井物産株式会社社長への訴え」(1991)

(貝沢正『アイヌわが人生』, 岩波書店, 1993. pp.186-194.)

pp193-194.

以上に述べてきたような経過で三井は日高沿岸の木を伐りつくしてしまいました。前にも書いた三井の信条として「儲けるために社会を犠牲にしてはいけない」などとうまいことを言いましたが、明治末期から昭和にかけては、北海道を植民地として略奪をほしいままにしたのです。沙流川沿岸の広葉樹は200年、300年単位でなければ用材として用を成しません。それを小径木まで伐採した罪は大きいと思います。しかも、伐った跡地を自然のままに撫育するのなら200年後に復活するかも知れませんが、人工林で針葉樹に金をかけて植林する愚を繰り返しています。

税金のがれの目的で保安林に指定させたり、造林には金をかけないため農林中央金庫からの低金利融資を得たりして、かつてのような略奪林業ほどボロもうけはできないので三井も苦勞しているようですが、ここで本来の

真の地主たるアイヌとして次のように直訴いたします。

一番よい方法は、搾取しつくしたこのあたりで三井の山を地元のコタンに住んでいるアイヌに返すことではないでしょうか。

罪域ほしの最高の方法と思ってここに忠告いたす次第であります。

返されれば、私たちアイヌは共同で管理して、かつてのような真の自然が保全されるような山にもどす方向で、人間が共存できる利用をしていくでしょう。……

北海道アイヌ 貝沢正

「三井物産株式会社社長への訴え」の貝沢は、〈住民の代表〉の構えで「コタン」「北海道アイヌ」「山の共同管理・自然保全・人間共存」を言う。

しかし、貝沢は〈住民の代表〉を勝手に自任しているだけである。

実際、「返されれば、私たちアイヌは共同で管理して、かつてのような真の自然が保全されるような山にもどす方向で、人間が共存できる利用をしていくでしょう」は、虚言である。

——貝沢は、同年のインタビューでつぎのように言っている：

貝沢正「アイヌモシリ、人間の静かな大地への願い」(1991)

(貝沢正『アイヌわが人生』, 岩波書店, 1993. pp.247-276.)

pp.261,262.

「開発」というのは自然破壊だからね。ちっともよくない。

アイヌにすれば。昔は豊かではないけれど精神的な豊かさは持っていたわな。食うことの心配はないだろうし、仲間同士の意識もはっきりとつながっていただろうし。

ところがこの私有財産制というのを押しつけられて、今のアイヌは変わってきているんでないだろうか、残念ながら。

自然保護する、自分の周りをよくしようなんて考え方がなくて、やっぱり、なんちゅうかね、シャモ的な感覚に変わってきた。

もっと悪いというのは、教育受けてないから教養がない。

例えば萱野(茂)さんと主張しているダム問題に当たって、理解してもらえるのは(アイヌではなく)むしろシャモのインテリの人でしょう。

チフサンケ(舟おろし)のお祭りに当たって、二風谷の祭りでなくよその祭りだって言われてる。二風谷の人が何割かししか出てないんだよ。

6.6.3 「アイヌモシリ」

「アイヌ」のうちに、「北海道はアイヌの地だ、われわれに返せ」を唱える派がある。

彼らは、このキャンペーンのキャッチコピーに「アイヌモシリ」を用いる。

「アイヌモシリ」の語の出处は、つぎのような「Ignacio Morera」の引用である：

高倉新一郎『蝦夷地』, 至文堂(日本歴史新書), 1959

p.7

天正十八年十二月、蠣崎慶廣が豊田秀吉に謁見のため京都に上った際には蝦夷を伴っているが、たまたま在京したポルトガルの宇宙学者イグナシオ＝モレイラ(Ignacio Morera)はそれらから、蝦夷は蝦夷人によってアイヌモシリと呼ばれていること、その北方にはレブンクルという地方のあることを聞いた。

アイヌはアイヌの自称で man の意味、モソリはアイヌ語のモシリで島、アイヌモシリとはアイヌが住む島の意である。

レブンクルは恐らく樺太を指したものだだろうが、レブンはアイヌ語で沖、クルは同じく衆の意で、沖の衆の意である。今日の礼文島がこの意味である。

すなわち蠣崎氏の配下に属した蝦夷は、アイヌ語を使い、自らアイヌと呼ぶ人々だったのである。

ただしこれは、《蝦夷は蝦夷人によってアイヌモシリと呼ばれている》の意味にはならない。

「アイヌモシリ」を言った者は、蝦夷の外に出て自分の棲んでいる土地を問われた者である。

そしてこの問いに答えるのに、「アイヌモシリ」の表現をつくった。

これは、《蝦夷は蝦夷人によってアイヌモシリと呼ばれている》ということではない。

高倉の「アイヌはアイヌの自称で man の意味、モソリはアイヌ語のモシリで島、アイヌモシリとはアイヌが住む島の意である」も、解釈のし過ぎである。

「北海道はアイヌの地だ、われわれに返せ」キャンペーンに「アイヌモシリ」を用いる者は、「アイヌモシリ」を「和人の地」の対義語にしていることになる。

(この論法だと、「和人の土地」は「シサムモシリ」ということになる。)

そこで、「アイヌモシリ」ということばが、このようなことばとして本当にあったのかというはなしになり、上のような出处のはなしになるわけである。

実際、ことばのロジックでいうなら、「アイヌモシリ」は「カムイモシリ」の対義語である。

「あの世」に対する「この世」であり、「神の国」に対する「人の国」である。

また、「アイヌモシリ」の対義語となるべき「和人の土地」は、アイヌ語にはならない。

なぜなら、アイヌには「土地が人に所属」の概念が無いからである。

アイヌ語になるとすれば、「和人の土地」ではなく「和人の国」であり、そしてそのアイヌ語は「シサムコタン」である。

では、「シサムコタン」の対義語は「アイヌコタン」かということ、そうはならない。

「アイヌ」は、アイヌの類概念（アイヌの全体集合をカテゴリー化する概念）ではないからである。

「アイヌ」は、あくまでも「人」がこれの意味である。

「神」の対義語であって、「和人」の対義語ではない。

「アイヌモシリ」は、《意味不明の「アイヌ語」を持ち出し、これをキャッチコピーにする》の類である。

「イランカラブテ」も、これである。

民族派「アイヌ」は、ひとが知らないのをいいことに、ことばをひとり歩きさせる。

こうなるもとは、民族派「アイヌ」が自分を「アイヌ」と思っていることである。

「アイヌ」を少しは知っていると思っていることである。

そこで、聞きかじったアイヌ語(?)を、堂々とヘンテコに使ってしまう。

もちろん、「アイヌモシリ」のことばがどうのは、瑣末な問題である。

そもそも、おおもとの「北海道はアイヌの地だ、われわれに返せ」が、内容を伴わないただのスローガンである。

実際、「アイヌの地」の具体が立たない。

「われわれ」の具体が立たない。

「返せ」の具体が立たない。

要点：「アイヌモシリ」、「北海道はアイヌの地だ、われわれに返せ」は、イデオロギーである。

7「アイヌ学者の終焉」を講ずる

7.0 要旨

7.1 学会攻撃

7.2 河野本道攻撃

7.3 平凡社世界大百科「アイヌ」記述攻撃

7.4 アイヌ学終焉後「アイヌ学者」

7.5 <学術/学者>と<学術/学者もどき>の違い

7.0 要旨

"アイヌ民族"を否定することは、現前のアイヌ学——"アイヌ学"の否定を含むことになる。

何故なら、"アイヌ学"は、「アイヌ学者であろうとする者は"アイヌ民族"を公理にせねばならない」を定めるものだからである：

「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」
『民俗学研究』（日本民族学会），54(1)，1989.

少数民族の調査研究に際して民族学者、文化人類学者が直面する倫理的諸問題を検討するため、日本民族学会理事会は1988年11月、研究倫理委員会を発足させたが、この委員会は数度にわたる慎重な審議をふまえて、このほどまずアイヌ研究についての見解を次のようにまとめた。

1. 民族学、文化人類学の分野における、基本的な概念のひとつは「民族」である。この「民族」の規定にあたっては、言語、習俗、慣習その他の文化的伝統に加えて、人びとの主体的な帰属意識の存在が重要な要件であり、この意識が人びとの間に存在するとき、この人びとは独立した民族とみなされる。アイヌの人びとの場合も、主体的な帰属意識がある限りにおいて、独自の民族として認識されなければならない。

アイヌ民族がこれまでに形成発展させてきた民族文化も、この観点から十分に尊重されなければならない。また一般的に、民族文化は常に変化するという基本的特質を持つが、特に明治以降大きな変貌を強いられたアイヌ民族文化が、あたかも滅びゆく文化であるかのようにしばしば誤解されてきたことは、民族文化への基本認識の誤りにもとづくものであった。

2. 民族学者、文化人類学者によって行われてきたアイヌ民族文化の研究も、その例外ではなかった。これまでの研究はアイヌ民族の意志や希望の反映という点においても、アイヌ民族への研究成果の還元においても、極めて不十分であったと言わねばならない。こうした反省の上に立てば、今後のアイヌ研究の発展のために不可欠なのは、アイヌ民族とその文化に対する正しい理解の確立と、相互の十分な意志疎通を実現し得る研究体制の確立である。そのためには、まずアイヌ民族出身の専門研究者の育成と、その参加による共同研究が必要であり、またこれを実現するための公的研究・教育機関の設立が急務である。

3. こうして得られた研究の成果は、教育・啓蒙の側面においても積極的に活用されるべきである。すなわち、抑圧を強いられてきたアイヌ民族の歴史とその文化について、学校教育、社会教育等を通じて正しい理解をたかめ、日本社会に今なお根強く残るアイヌ民族に対する誤解や偏見を一掃するため、あらゆる努力がはらわれなければならない。この目的のためには、初等・中等教育における教科書の内容についても十分に検討する必

要がある。一方、アイヌ民族の若いメンバーや若い世代に対して、アイヌの伝統文化とアイヌ語を学習する機会が制度的に保証されなければならないとわれわれは考える。

4. アイヌ民族に対するこうした正しい理解の促進は、現在さかんに強調されている国際理解教育の第一歩でもある。独自の文化と独自の帰属意識を持つアイヌ民族が日本のなかに存在することを正しく理解することなしに、国際化時代の異文化理解は到底達成し得ないことを認識する必要がある。アイヌ民族に対する正しい理解を出発点としてこそ、他の少数民族や差別の問題についても公正な認識を持ち、他の文化や社会についての理解を深めることができるのである。

5. 以上の見解は、文化や社会の研究と教育に携わっているわれわれ民族学者、文化人類学者の研究倫理から発したものである。今日、日本のみならず、世界のいずれの地においても、一方的な研究至上主義は通用しない。われわれの研究活動も、ひとつの社会的行為であることを肝に銘ずべきである。今回のアイヌ民族に関するわれわれの見解の表明は、こうした社会的責任の自覚にもとづくものに他ならない。

1989年6月1日(木)

日本民族学会研究倫理委員会

委員長	祖父江孝男	(放送大学)
委員	伊藤 亜人	(東京大学)
	上野 和男	(国立歴史民俗博物館)
	大塚 和義	(国立民族学博物館)
	岡田 宏明	(北海道大学)
	小谷 凱宣	(名古屋大学)
	小西 正捷	(立教大学)
	スチュアート ヘンリ	(目白女子短期大学)
	田中真砂子	(お茶の水女子大学)
	丸山 孝一	(九州大学)
	山下 晋司	(東京大学)

この声明は、これまでのアイヌ学の否定である。

学会は、これまでのアイヌ学を否定した。

問題は、否定の理由である。

脅しに屈したのである。

"アイヌ民族"否定は、この経緯を講ずることを含む。

"アイヌ民族"派には、「学会のお墨付き」をアピールする者がいるからである。

7.1.0 要旨

7.1 学会攻撃

7.1.0 要旨

7.1.1 「第 26 回人類学会民族学会連合大会」への攻撃

7.1.2 日本民族学会会長祖父江孝男の「わび状」

7.1.3 「アイヌ民族肖像権裁判」

7.1.4 日本民族学会「見解」

7.1.1 「第26回人類学会民族学会連合大会」への攻撃

「アイヌ民族」派は、アイヌ学者に「アイヌ民族」を認めさせようとする。そしてこれに成功する。

成功の端緒を溯行して求めれば、第26回 日本人類学会、日本民族学会連合大会に至る。

即ち、この大会のシンポジウム会場に結城庄司、新谷行、太田竜、成田得平、山本多助が乗り込んできて、つぎの質問状が読み上げられた、という一件である。

アイヌ解放同盟（代表 結城庄司）、北方民族研究所（代表 新谷行）連名「第26回 日本人類学会、日本民族学会連合大会のすべての参加者に対する公開質問状」

（太田竜「アイヌ共和国独立・夢と展望」（1972）（太田竜『アイヌ革命論』に収載 pp.208-225）に「全文引用」とあるのを、孫引き。）

今から十九年前、この札幌で、日本人類、民族学会連合大会が開かれた。その主要テーマの一つは、今年の二六回大会と同じく、アイヌ研究であった。知里、河野広道の論争と、両者の決裂がその焦点であった。和人アイヌ学者全体を憎悪し、鬭争し抜いたウタリ知里真志保は、すでにない。知里の遺志を継承し、発展させることを志して、我々、アイヌ解放同盟、北方民族研究所は、本大会のすべての参加者に対し、次の質問に答えることを要求する。

第一。

本大会の大会委員に名をつらねている高倉新一郎、更科源蔵は、北海道アイヌ専門学会の代表的指導者である。彼等は、くり返し、アイヌ民族はすでに滅亡しており、日本民族の中に同化しきっている、と明言している。

本大会のアイヌ問題についての討議は、アイヌ民族は亡びている。或いは亡ぼすべきである、という原則に立って行なわれるのか。

それとも、原始共産制に生きたアイヌ社会は、アメリカ大陸におけるインディオと同じく、尚生きており、滅びることを相否しており、征服者たる日本国家に対決している、という認識に立って行なわれるのか。

この点を質問する。

第二。

松前藩時代から明治以降、今日に至るまで、和人の側のアイヌ研究、アイヌ専門学界は、アイヌ同族を研究と解剖の客体として位置づけて来たのではなかったか。まず和人の軍隊がアイヌを暴力で征服し、次に、商人資本がアイヌを奴隷的に使役し、更に和人の農漁民がアイヌ同族からすべての土地と海を奪い取り、最後にアイヌ専門学者がアイヌの精神と歴史を抹殺しようと努力して来たのではなかったか。

本大会のすべての参加者諸君。

君たちは、和人支配者階級の圧迫、征服に対決するアイヌ解放の味方なのか。それとも君たちは、日本国家のアイヌ滅亡、抹殺作業の総仕上げの担い手なのか。君たちは、この問いにこたえなければならない。

本大会幹事の一人である埴原和郎君（本大会開催場所である札幌医大助教授）は、一九七二年八月十七日付夕刊北海道新聞紙上に、次のようなきれいな言葉を書いた。

「……アイヌ系の人々は、とくに和人とのかかわり合いにおいて、多くの苦汁をなめてきたにちがいない。このような面を無視しては、今やアイヌ論はなりたたないとさえいえる。来るべきシンポジウムは、こんな点でもまた、二十年前とはちがったものになるだろう。過去の研究は尊重されるべきであるが、また一面では、これらにとらわれない自由な討議がなくては、科学の進歩は期待できないのである」。

さて、本大会幹事、埴原君。

われわれ、アイヌ解放同盟、北方民族研究所は、君の言う自由な討議、本連合大会のスケジュールにとらわれない真実の討議を欲するのだ。真実の、自由な討議とは何だ。殺され、自由を奪われ、すべてを抹殺されてきた被征服原住民アイヌの発言を無制限に解放することだ。いうまでもなく、君たちをはじめとする和人の教育者の大きな力によってアイヌの多くの子弟は、脱アイヌ、和人搾取者階級文明への同化の道に引きずり込まれている。だが若くして死んだアイヌ作家鳩沢佐美夫の、次の主張を聞かざるを得ないのだ。

「……僕はね、一学者の例をあげて、ここで問題にしようとしているのではないんだ。けれども、アイヌ学者、研究者という連中は、どいつもこいつも、純粋な植物に寄り襲ってくる害虫の一種でしかないと言断したい。……対象が素朴であれば素朴なほど、朽ち枯れる度合も多いんだ。しかもだ、その屍も、彼たちにとっては、恰好の糧なのだ……」（新人物往来社刊『鳩沢佐美夫遺稿集、若きアイヌの魂』三五頁）。

本大会委員、更科源蔵君。

君にこそ、全アイヌ同胞の憎悪は集中している。

なぜなら、君の前半生はアイヌの良心的味方であり、そして君の後半生は、そのこと〈アイヌの友であること〉を、資本として、和人搾取階級の国家権力のアイヌ精神抹殺者へとオノレを売りわたしたからだ。

われわれアイヌ解放同盟、北方民族研究所は、何はともあれ、更科源蔵をアイヌ同族の敵として糾弾するのだ。

一九七二年八月二十五日

7.1.2 日本民族学会会長祖父江孝男の「わび状」

第26回日本人類学会、日本民族学会連合大会での結城・新谷・太田等の行動について、日本民族学会研究倫理委員会の委員長の祖父江孝男が新聞にコメントを寄せる。

しかし祖父江はこのことで、結城・新谷に「わび状」を書く羽目になる。そしてこれは、後の日本民族学会「見解」(作成委員長:祖父江)の伏線になる。

太田竜「アイヌ武装反乱の微かな兆し」, 1973.

(太田竜『アイヌ革命論』収載, pp.226-242.)

pp.226-229

私は『話の特集』七二年十一月号(本書前章参照)でシャモのアイヌ専門学者たちに警告しておいた。北方民族研究所宣言は、着実に実行に移される、ということ。

十月四日午後、結城庄司、新谷行及び私の三名は、東京・明治大学大学院でまさに授業を始めようとした祖父江孝男(明大教授、八月二十五日の札幌医大における日本民族学会・日本人類学会第二六回連合大会総合シンポジウムの座長)に対し、その場で、一時間にわたり質問と公開討論を行った。

その結果、祖父江孝男は、次のようなわび状を書いた。左にこれを公表する。

九月一日付、北海道新聞紙上において八月二五日行なわれた人類学民族学連合大会のシンポジウムのことを書きましたが、その際登壇されたアイヌ解放同盟および北方民族研究所のことについて記し、その場に居合わせた本多勝一氏のことばを引用して「彼等の言うことにも一理はあるが、そのやりかたはいささか小児的」と書きましたが、本多氏はそのあとから「あのことばはむしろ太田竜氏に対して自分が言ったことばであって、解放同盟会体に対して向けられたものでは決してない」と訂正して参りました。また私自身はその時の状況を詳しく知らずに、ただこうした運動全体が小児的であるかの如き印象を一般の人びとに与えてしまったのはまことに申し訳なく、ここに訂正し、お詫び致します。

また考えてみますと、あの時のシンポジウムの準備段階においてアイヌ系の人びと、特にウタリ協会などの人びとへは事前によく連絡し、内容を知らせておくなどのことをしておくべきところであり、またあの時、最後にアイヌ系の人びとの発言を許すとの約束があったにも拘わらず、結局その約束が実現されずに終わっていたことも、当日の総合討論(文化部門)の座長として申し訳なく、ここにお詫び申し上げます。

明治大学教授

日本民族学会会長

祖父江孝男

昭和四十七年九月四日

アイヌ解放同盟代表 結城庄司殿

北方民族研究所代表 新谷 行殿

祖父江孝男の論文(『北海道新聞』九月一日付夕刊「北方圏の人類学と民族学」——シンポジウムを終わって・下)の問題の箇所は次の通りである。

…… また今回の論議のなかには社会構造、親族構造の問題が全くとりあげられていないのも惜しい点だし、文化変容の過程と、アイヌ系の人びとが現在おかれている状態(差別などの問題もふくめて)についての研究も今後の課題として考えるべきであろう。しかし人類学者としての私たちは、この点でたちまち学者のモラルを問う根本的な問題に直面してしまうのである。

人類学者の故泉靖一(東大)教授は『フィールド・ワークの記録』と題する著書(昭四四)の序文のなかで、十勝海岸にカラフトからの引き揚げアイヌを訪ねたときのことについて、つぎのように記している。

『丁度(ちょうど)一人の老人について聞き書きを行なっているとき、隣家の中年の女性が血相かえてどなりこんできた。

"おめえたちはカラフト・アイヌがどんな苦勞をしているかしろめえ。おれたちをだしにして博士さまになる気か?……"

私は電光に打たれたより激しく衝撃を受け、ただあやまって調査をせずに帰ってきた。それくらいアイヌ系の人びとにあうことが苦痛だし、調査を試みようもしない』。

実はこのとき泉教授に同行していたのが当時大学院にいた私であり、私も泉教授と同じくアイヌ文化の研究から離れるに至ったのであった。しかしそうかといって、アイヌ伝統文化と民族の歴史を正しく記録し、把握しておくことはまた、人類学者の行なうべき重要な課題なのである。こうした根本的なジレンマの存在に対しては、研究者の多くが痛感しておられるところだと思うが、ひとりひとりがいっそう明確な意識をもって直面すべき課題であろう。

そしてまたこうした問題についての討論は、あくまで冷静に行なわれるべきだと思う。

実はこのシンポジウムの席上、演壇を占拠した青年たちは、このシンポジウム自体がアイヌ民族を亡ぼそうとする政治意図から開かれたと激しく迫ったのだが、どうもこうしたふん囲気が作られてしまうと、議論ははじめからかみ合わなくなる。

かつて黒人やインディアンとの差別問題を取りあげ、人類学者のモラ

ルをきびしく批判したあるジャーナリストが当日、聴衆の一人として出席しており、『彼らのいうことにもたしかに一理はある。しかしそのやりかたは、いささか小児的』と述べていたのが印象的だった。

7.1.3 「アイヌ民族肖像権裁判」

日本民族学会は、1989年の「見解」で、つぎのように言うことになる：

- ・アイヌを「民族」として認めねばならない。
- ・アイヌ文化を滅びゆく文化とするのは、誤りである

《学会が正誤を定める、これまでの認識を逆転させる正誤を定める、そして攻撃的な政治運動をする少数者への迎合としてこれを行う》——これは、日本民族学会の学会としての後進性（「学会以前」）を示すものであるが、日本民族学会はまさにこのように立ち回る。

そして日本文化人類学会の「見解」を引き出したのが、チカップ美恵子である。

Wikipedia「チカップ美恵子」

1969年に出版された『アイヌ民族誌』（第一法規出版）で、少女時代に映画撮影でとられたアイヌ民族衣装のいでたちの顔つき写真が無断で使われ、見出しに『滅び行く民族』という語句がつけられた。
このことを知ったチカップ美恵子は、そのページの著者の更科源蔵らに抗議する。
満足する謝罪は得られず、1985年に札幌地方裁判所に提訴、『アイヌ民族肖像権裁判』として知られるようになる。
その年に、更科源蔵は死去するが、出版社と監修者を相手に、裁判を継続する。
1988年に、チカップ美恵子への謝罪、その他の条件で和解となる。

ここで、「その他の条件」とあるのは、賠償金および公開謝罪を指す。
(現代企画室編集部編『アイヌ肖像権裁判・全記録』現代企画室、1988.)

チカップ美恵子は、「アイヌ」を売り物にしている者である。

「アイヌ」を売り物にする者は、「アイヌ」をいま存在していることにしないと自分が成り立たない者である。

この者にとって、「アイヌ」を過去のものとしている言説は、潰したいものとなる。

この者は、状況がこの言説潰しをやれるふうになるとき、これを実行する。

彼らの言説潰しのやり口は、ひどく汚いものである。

どうして汚いやり口になるかというと、行動がヒステリー行動だからである。ヒステリーの破壊者にとって、破壊の対象は何の価値もないものである。過激派の文化遺産破壊・博物館破壊のニュースを聞いて「信じられない」と

思うのは、原理主義のヒステリーを理解していないからである。

こういう汚いやり口に対し、日本民族学会は、なんで自殺行為そのものの「声明」で応じてしまうのか。

これは、逃走パニックである。

理性喪失の体である。

チカップ美恵子の破壊ヒステリーと日本民族学会の逃走パニックの二つが、合わさる。

両者は共同で、＜アイヌ学潰し＞を果たす。

7.1.4 日本民族学会「見解」

アイヌ学は、実は、終焉している。

即ち、アイヌ学は、学会のつぎの「見解」を以て、終焉した：

「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」

『民俗学研究』(日本民族学会), 54(1), 1989.

少数民族の調査研究に際して民族学者、文化人類学者が直面する倫理的諸問題を検討するため、日本民族学会理事会は1988年11月、研究倫理委員会を発足させたが、この委員会は数度にわたる慎重な審議をふまえて、このほどまずアイヌ研究についての見解を次のようにまとめた。

1. 民族学、文化人類学の分野における、基本的な概念のひとつは「民族」である。この「民族」の規定にあたっては、言語、習俗、慣習その他の文化的伝統に加えて、人びとの主体的な帰属意識の存在が重要な要件であり、この意識が人びとの間に存在するとき、この人びとは独立した民族とみなされる。アイヌの人びとの場合も、主体的な帰属意識がある限りにおいて、独自の民族として認識されなければならない。

アイヌ民族がこれまでに形成発展させてきた民族文化も、この観点から十分に尊重されなければならない。また一般的に、民族文化は常に変化するという基本的特質を持つが、特に明治以降大きな変貌を強いられたアイヌ民族文化が、あたかも滅びゆく文化であるかのようにしばしば誤解されてきたことは、民族文化への基本認識の誤りにもとづくものであった。

2. 民族学者、文化人類学者によって行われてきたアイヌ民族文化の研究も、その例外ではなかった。これまでの研究はアイヌ民族の意志や希望の反映という点においても、アイヌ民族への研究成果の還元においても、極めて不十分であったと言わねばならない。こうした反省の上に立てば、今後のアイヌ研究の発展のために不可欠なのは、アイヌ民族とその文化に対する正しい理解の確立と、相互の十分な意志疎通を実現し得る研究体制の確立である。そのためには、まずアイヌ民族出身の専門研究者の育成と、その参加による共同研究が必要であり、またこれを実現するための公的研究・教育機関の設立が急務である。

3. こうして得られた研究の成果は、教育・啓蒙の側面においても積極的に活用されるべきである。すなわち、抑圧を強いられてきたアイヌ民族の歴史とその文化について、学校教育、社会教育等を通じて正しい理解をたかめ、日本社会に今なお根強く残るアイヌ民族に対する誤解や偏見を一掃するため、あらゆる努力がはらわれなければならない。この目的のためには、初等・中等教育における教科書の内容についても十分に検討する必要がある。一方、アイヌ民族の若いメンバーや若い世代に対して、アイヌの伝統文化とアイヌ語を学習する機会が制度的に保証されなければならな

いとわれわれは考える。

4. アイヌ民族に対するこうした正しい理解の促進は、現在さかんに強調されている国際理解教育の第一歩でもある。独自の文化と独自の帰属意識を持つアイヌ民族が日本のなかに存在することを正しく理解することなしに、国際化時代の異文化理解は到底達成し得ないことを認識する必要がある。アイヌ民族に対する正しい理解を出発点としてこそ、他の少数民族や差別の問題についても公正な認識を持ち、他の文化や社会についての理解を深めることができるのである。

5. 以上の見解は、文化や社会の研究と教育に携わっているわれわれ民族学者、文化人類学者の研究倫理から発したものである。今日、日本のみならず、世界のいずれの地においても、一方的な研究至上主義は通用しない。われわれの研究活動も、ひとつの社会的行為であることを肝に銘ずべきである。今回のアイヌ民族に関するわれわれの見解の表明は、こうした社会的責任の自覚にもとづくものに他ならない。

1989年6月1日(木)

日本民族学会研究倫理委員会

委員長	祖父江孝男	(放送大学)
委員	伊藤 亜人	(東京大学)
	上野 和男	(国立歴史民俗博物館)
	大塚 和義	(国立民族学博物館)
	岡田 宏明	(北海道大学)
	小谷 凱宣	(名古屋大学)
	小西 正捷	(立教大学)
	スチュアート ヘンリ	(目白女子短期大学)
	田中真砂子	(お茶の水女子大学)
	丸山 孝一	(九州大学)
	山下 晋司	(東京大学)

この「見解」を以てアイヌ学は終焉したというのは、この「見解」は民族派「アイヌ」への降伏を命じているからである。

実際、これまでアイヌ学の重鎮的立場にいた者は、「アイヌ民族」の概念を退け、「アイヌ文化」を終焉しているとする者であるから、みな「アイヌ学者失格」である。

高倉新一郎などは、A級戦犯の最高失格者ということになる。

つまりは、学会が、毛沢東中国の文化大革命のようなことになったわけである。

翻って、「見解」を作成した日本民族学会研究倫理委員会のメンバーは、この「見解」の内容では自分が困ることにならない者である。

また、今日「アイヌ学者」である者は、つぎのいずれかである：

- a. 「見解」の内容で自分が困ることにはならない「アイヌ学者」
- b. 「見解」が決めた方向ともともと相和的であった「アイヌ学者」
——即ち、民族派 "アイヌ" シンパの「アイヌ学者」

7.2 河野本道攻撃

7.2.0 要旨

7.2.1 河野本道の転向—— "アイヌ民族" 否定

7.2.2 『アイヌ史資料集』訴訟

7.2.0 要旨

7.2.1 河野本道の転向——"アイヌ民族"否定

河野本道は、1970年頃は、「反帝」を唱え、「アイヌ解放同盟」へのシンパシーを表す者であった。

そして、ウタリ協会とは、『アイヌ民族に関する法律(案)』作成に参加するという関係をもった。

しかし、民族派"アイヌ"の言動が攻撃性を増していく情勢の中で、河野本道は「アイヌ民族」を否定する者になる。

『アイヌ史／概説』、北海道出版企画センター、1996.

pp.191-203.

第五節 《近現代》特論Ⅱ / 現代アイヌ系日本国民における自民族意識の形成

Ⅰ「アイヌ」および「ウタリ」という呼称のもつ意味

〈現代アイヌ系日本国民〉の理解については、とくにその自民族意識に関する知識を欠くことができないと考えられる。

実際に個人による内面的な自民族意識について十分な認識を得ることは必ずしも容易ではないが、自らを「アイヌ」あるいは「アイヌ民族」であるとする自意識は、主観的にしる客観的にしる、今日の「アイヌ」(系の者)を社会的に位置づける上で極めて重要な要素となっている。

このことは今日往々にして、「仲間」あるいは「同胞」あるいは「同族」の意味をもっと解釈されている「ウタリ (utar-i)」という用語が、「アイヌ」(系の者)自身によってもそれ以外によっても、広くで「アイヌ」または「アイヌ民族」と同義ないしそれらに近い意味の用語として用いられるようになっていくことなどから指摘することができる。

しかし、utar-i という語は、本来主として〈一族〉〈親族〉〈部下〉〈家来〉のような範囲の者(たち)を指す語として用いられ、〈近時期〉以前に民族名称として用いられた可能性はなさそうである。

ちなみに、〈血縁関係にあるもの〉とか〈同種族(同民族)〉を意味する用語が他に知られている。

また、1961年の『(社)北海道ウタリ協会』の再建に伴い、同協会名に「アイヌ」という呼称を用いると差別を助長されるという危惧があったため、「アイヌ」に代えて「ウタリ」という用語が採用されることになったと言われている。

その後30年を経る間に、utari という言葉は、「アイヌ」(系の者)およびそれ以外によって、「アイヌ」または「アイヌ民族」を指す代用語として次第に広く使われるようになった。

1987年に『(社)北海道ウタリ協会』で、内部より〈(社)北海道ウタリ協会〉の名称を〈(社)北海道アイヌ協会〉に変更するよう求める意見がかなり強まったのに伴い、その是非が検討されたが、それを現状のままと

する声がまだより強く、結局この名称変更案は今日まで見送られてきた。

そして、『(社)北海道ウタリ協会』では、『アイヌ民族に関する法律(案)』を公にした1984年頃から、積極的に「アイヌ民族」という用語を用いるようになり、『アイヌ民族の自立への道』なる題名の冊子(1987年12月初版発行)を刊行して広くに配布したりしている。

なお、1986年11月には、中曽根首相が日本国を「単一民族国家」とした発言に対して、『(社)北海道ウタリ協会』は抗議団を組織しており、この頃よりとくに政府あるいは国内の広くに「アイヌ」(系の者)を「民族」として認めさせる働きかけを次第に強めている。

ところが、1986年12月の外務省国連局人権難民課による国連に対する報告では、

「本条との関係で提起されたアイヌの人々の問題については、これらの人々は、独自の宗教及び言語を保存し、また独自の文化を保持していると認められる一方において、憲法の下での平等を保障された国民としての上記権利の享有を否定されていない」

とされており、「アイヌ」(系の者)がとくに「民族」として位置づけられるということにはならなかった。

しかし、その後『(社)北海道ウタリ協会』などの働きかけによって、1991年12月、外務省国連局人権難民課は、国連に対し「アイヌの人々」を「本条(第二七条)にいう少数民族であるとして差し支えない」と報告し直している。

これによって、「アイヌ」(系の者)は外務省により「少数民族」としての一応の位置づけをなされたことになるが、アイヌ系日本国民が日本国内においていわゆる「和人」に比べて極く「少数」であることは疑い得ないとしても、その「民族」としての位置づけについては検討の余地があると言えよう。

外務省国連局人権難民課による国連への1991年の報告によれば、

「本条(第二七条)との関係で提起されたアイヌの人々の問題については、これらの人々は、独自の宗教及び言語を有し、また文化の独自性を保持していること等から本条にいう少数民族であるとして差し支えない」

とされているが、ここではどの程度「独自の宗教及び言語」「文化の独自性」が保持されているか、その担い手がどれほど存在するかといった点が度外視されており、これらの点を明らかにせずして「アイヌ」(系の者)を「民族」と位置づけたところで、それは無意味であると言いかいようがない。しかも、同報告は「アイヌ」の成立過程や「民族」の概念規定などに触れていないので、なおのこと有効性を欠くものと見なされる。

II 「アイヌ民族」としての復権運動と「アイヌ文化」の復興活動

今日でも芸能面、儀礼面、言語面などについて、「アイヌ文化」の残存を認めることができるが、そのような諸面の残存度はとくに第二次世界大

戦後低まる傾向が強くなった。

このようなことはまた、「アイヌ」もしくは「アイヌ民族」であるという意識をもち、その存立を守ろうとする者に危機感を募らせることになった。そして、「アイヌ」の存在を示し、「アイヌ」の存立を守るために、盛んに「アイヌ」の復権が謳われたり、「アイヌ文化」の復興、再現が試行されるようになった。

なお、「アイヌ文化」の復興、再現活動は、とりわけ高度経済成長後、工芸、縫製および刺繍、芸能、儀礼、言語などの諸面で盛んになっている。このような文化面での復興、再現運動は、仲間意識(あるいは同胞意識あるいは同族意識)を再興し、維持し、喚起するために有効となる。そのような文化の復興、再現活動のうちの一側面である〈祖先供養祭〉についてみると、祖霊祭や葬送儀礼にもとづく「民族」復興のための強化儀礼と見なすことができる。

また、「アイヌ」の「民族」としての復権や「アイヌ文化」の復興のための活動として、例えば、次のような例を上げることができる。

1969年9月23日

『シャクシャイン祭』開催(改めて開催)(於/静内町内)。

1974年9月7日

『ノッカマップ=イチャルパ』開催(第1回)(於/根室内内)。

1975年3月22日

〈参考/事例外)『クーチンコロ顕彰碑』除幕式挙行に関わる(以後毎年同所で儀式挙行)(於/旭川市内『アイヌ文化の森・伝承のコタン』)。

1982年9月15日

『アシリチップ=ノミ』開催(第1回)(於/札幌市内豊平川畔)。

1984年1月21日

運動の結果、「アイヌ古式舞踊」が国重要無形文化財に指定された。

1984年8月11日

『アイヌ人骨イチャルパ』開催(第1回)(於/札幌市内北海道大学医学部アイヌ納骨堂)。

1987年8月

『アイヌ語教室』開設(初開設)(於/平取町内・旭川市内)。

1989年3月13~15日

『アイヌ文化祭』開催(第1回)(於/札幌市内)。

1994年6月18~19日

『コシャマイン慰霊祭』開催(第1回)(於/上ノ国町内)。

このような諸活動が展開されるようになったとはいえ、最近の日本におけるような社会環境の著しい変化の中で復興、再現される「アイヌ文化」は、一事例の場合についても古来のままとすることが難しく、新たな要素が伴われたものとなっている。

そして、その新たな要素は社会環境の変化に応じて加えられたものと認められるが、それらを混じた文化もまた現代の「アイヌ文化」として往々通

用されている。

なお、以上のような「アイヌ民族」の復権のための諸活動や「アイヌ文化」の復興、再現活動は、共通の仲間意識にもとづいて担われている。ところが、アイヌ史の過程において、これまで少なくとも「アイヌ」(系の者)が全体としての単一民族社会を形成したという形跡はない。

III 「アイヌ」の諸社会集団と古層文化域

今日「アイヌ」と言えば、北海道島域の古来民（もしくは古来民系の者）のみならず、サハリン島南部域、クリル諸島域（とくに中部および北部域）、ひいては奥羽地方などに居住の古来民（系の者）をも含んで言う場合が普通となっており、これらの諸地域におけるかつての古来民に文化的共通性ないし近似性を認めることができるが、これらの諸地域におけるかつての諸集団の社会、経済史的面の差異は大きい。

同諸地域のかつての古来民（もしくは古来民系の者）は、言語について方言を認められているが〈アイヌ語〉として包括されており、宗教、芸術、物質文化などの面でも共通性や近似性が色々と認められるなどのことから、これまで一般にその文化が総じて「アイヌ文化」と呼ばれてきたが、それを〈一民族文化〉としての「アイヌ民族文化」と見なすとすれば、社会的側面について問題がある。

というのは、既述のような範囲の総じた意味での「アイヌ」は、他から共通の運命を担わされたり、一集团的扱いを受けたことはあるが、自ら一集団化してはいないと考えられるからである。

「アイヌ」という語は、今日往々にして自称として解釈されてもいるが、その自称としての起源や範囲については明らかにされておらず、

アイヌ語の「アイヌ」(自称の意の場合を含む)が意味上他称の「蝦夷」「旧土人」などの和語に置き換えられて他称的な用法がとられるようになり、そのような方法が習わしとなって、今日のように自称でも他称でもある民族呼称として理解され通用されることになった

という可能性がある。

但し、そのように「アイヌ」を「アイヌ民族」として包括的に解釈し、「アイヌ」という呼称を意味上他称的な用法をもって用いると、「アイヌ」が本来複数のおおよそ自立的な集団に別れており、それらの複数の諸集団が、社会的に流動性をもっていたにしろ、それぞれの歴史を担っていたという点を無視することになる。

「アイヌ」はかつて地域ごとに異なる形式の墓標を用いており、また、地域ごとの集団間の争いを物語る伝承を多々残したりもしている（本論第一章第四節付編参照）。

そして、このようなことは本来それぞれの集団が独自に民族的（部族的）なグループを構成していたことを物語っているものと理解される。

1669年におけるシャクシャインらの一揆の際でも、対立集団や両者に属

さない集団が存在した。

とくにその後、既述のような諸グループの社会の枠が、「和人」による支配を通じて漸次崩されて行き、そのような過程で共通の運命を担わされた者たちの間に仲間意識が芽生え、それが次第に増大しあるいは広がることになったと考えられる。

このようにして「アイヌ」(系の者)の中に漸次一民族的意識が形成され、広まっては行ったが、それがエンチュ（カラフトアイヌ）、北海道島域の諸集団、クリルアイヌに共通する一つのものとなるまでには至らなかった。ここに民族の概念を規定するに当たって、他の文化要素よりも自民族への帰属意識を重視するとしたら、「アイヌ」(系の者)を一民族として位置づけることの難しくなる理由がある。

ちなみに、クリルアイヌは日本の第二次世界大戦敗戦頃には、一社会集団を構成し得ない数となっており、第二次世界大戦後サハリン島南部域より北海道に移住したエンチュ系の一部が、一定のまとまりをもって『(社)北海道ウタリ協会』に所属することになったのは、1980年（常呂支部の一部）、1982年（豊富支部）のことである。

また、エンチュ（系の者）やクリルアイヌ（系の者）は、ロシア人との関係が北海道島域の諸集団に比して強く、北海道島域の諸集団については、「和人」との関係がエンチュやクリルアイヌに比して強いという時代があり、これら三地域の文化は包括的に扱うことのできない面がある。

IV 第二次世界大戦後における民族意識の形成

第二次世界大戦後については、「脱アイヌ」という用語が使われるようになり、「アイヌ」(系の者)には一民族へと向かう方向性が認められる一方、拡散あるいは離脱といったそれとは逆の方向性も認められる。

そして、『(社)北海道ウタリ協会』を構成する1995年頃のアイヌ系世帯数は、全アイヌ系世帯数の半数に満たないと推定される。

また、『(社)北海道ウタリ協会』の構成員は、1995〔平成7〕年度まで「ウタリ及びその家族」とされており、例えば、北海道各地出身者にエンチュ系の者を加えた札幌支部の構成世帯数約300世帯についてみると、1995年には夫妻の一方が和人である世帯が90数%近く（あるいはそれ以上）に達していると推定される。

今日ではこのように混血度が高まったため、「アイヌ」であるという民族意識あるいは同族意識をもつ上で、形質面にはあまり頼れなくなっている。また、文化面でも基本的な生活様式が「和人」同様となっているので、復興、再現文化にも極端には頼れぬ現状となっている。

しかしながら、自らを「アイヌ」として位置づける民族意識は行為として表現され、厳然として認められる。

しかも、論理的に正しいか否かは別として、いま「アイヌ」(系の者)が「民族（一民族）」であることを必要視する集団が日本国内に存在するという事実は否定できない。

そして、そのような必要視の理由を明らかにすることによってこそ、今日

におけるアイヌ系日本国民の、自らを「アイヌ」と位置づける民族意識の理解を深めることができると考えられる。

そのように「アイヌ」(系の者)が「民族」(一民族)であることを必要とするようになった理由としては、次のような点を指摘することができる。

- 1, 1960年代末、高度経済成長に陰りが認められるようになったため、従前より生活に不安感をもつようになったこと。
- 2, 1969年7月に『同和対策特別措置法』が公布されたが、その適用と比較して「アイヌ」に対する福祉対策が遅れていると感じるようになったこと。
- 3, 1970年6月、北海道市長会で『北海道旧土人保護法』の廃止案が採択されたが、これにより依拠するところを失うという危惧を感じるようになったこと。
- 4, 「アイヌ」もしくは「アイヌ民族」の一員であるという意識をもち、それを表明しながらも、『北海道旧土人保護法』については廃止を求めるという立場のあることが一段と明確になり、「アイヌ」(系の者)の間に大きな立場の差異のあることが浮き彫りになってきたこと(→とくに1972年11月、『旭川アイヌ協議会』が設立されたことにより、そのような立場の差異のあることが明らかになった)。

そして、以上のような諸点に加え、アイヌ系の者自身が「少数民族」あるいは「先住民族」によって構成される国際的な会議に参加するなどして、「少数民族」や「先住民族」の世界的な動向についての様々な情報を得られるようになると、それに伴い次第により**有利な運動の展開方法を見極めることができるようになり、一層「アイヌ民族」の復権運動や「アイヌ文化」の復興活動に拍車が増えらる**ることになった。

今日における一民族としての「アイヌ民族」への帰属意識は、以上のようなところから強化されあるいは醸成されたと考えられる。

なお、**そのような民族意識をもつ者によっては、特定の階層が形成されつつあるようにも見える。**

言い換えるなら、**今新しい「アイヌ民族」が形成されつつあるかのようにも見える。**

しかし、すでに「アイヌ」(アイヌ系の者)には拡散、離脱する向きも強くなってきていることから、そのような一民族としての「アイヌ民族」への帰属意識をもつ方向性は、〈現時期〉におけるアイヌ系の者のうちの一方向性としは見なすことができない。

7.2.2 『アイヌ史資料集』訴訟

「アイヌ民族」を否定する河野本道は、その当時の情勢では、民族派「アイヌ」からの攻撃を招かずには済まない。

その攻撃は、彼が編集した『アイヌ史資料集 第1巻「一般概況編」』（北海道出版企画センター,1980）に対する「アイヌ差別」弾劾という形でやってきた：

ピリカ全国実

1. 「放送大学抗議」(2001-05-29)
(http://www.geocities.jp/pirika_kanto/sabetsutosho/010529.html)
2. 「最高裁署名」(2006-09-01)
(http://www.geocities.jp/pirika_kanto/saikousai.htm)
3. 「河野差別図書弾劾上告棄却判決・弾劾声明」(2007-05-21)
(http://www.geocities.jp/pirika_kanto/2007521.htm)

以下に、各々から本文の部分を引用する。

1. 「放送大学に対する抗議と申し入れの呼びかけ」, 2001-05-29

人類学者・河野本道氏が、放送大学（丹保憲仁学長 麻生誠副学長）の授業『世界の民族』において、「アイヌ - その再認識」の講義をしていることに対し、私たちはその中止を要求しています。

すでにご存じのように河野本道氏は1980年、『アイヌ史資料集 第3巻 医療・衛生編』（全6巻）を北海道出版企画センターから復刊しています。それはアイヌ民族差別と人権侵害の図書です。

特に、戦前の北海道庁警察部が作成した「余市郡余市町旧土人衛生状態調査復命書」（1916年）と関場不二彦著「アイヌ医事談」（1896年）には、あわせて500人以上のアイヌ民族の実名、地名、年齢、性別、職業、病名、治療経過が一覧表にされているうえ、「病名」には「遺伝性梅毒」などとレッテルが貼られ、「梅毒」がアイヌ民族の「固有の病気」であるかのように書かれています。まさにアイヌ民族管理のために行なわれた差別調査結果がこの「資料集」だといえます。

その復刻にあたって河野氏は、調査そのものに対する何の批判もなく、また、民族の人権に対する配慮も行なわないまま刊行したのです。

アイヌ民族がこの河野氏の民族差別と人権蹂躪を弾劾して話し合いを求めて10年になりますが、現在まで一切「話し合い」に応じず、逆に1997年、河野氏は北海道立北方民族博物館での自分の講演に中止を申し入れたことに対してアイヌ民族（山本一昭、北川しま子さん）のみを講演妨害とでっちあげ、損害賠償請求裁判を提訴したのです。

この問題はすでに衆議院法務委員会でも追及され（1990年）、札幌弁

護士会人権擁護委員会は「人権侵害」の勧告を行なう（1992年）など、社会的批判にさらされてきました。

河野氏は

「『資料集』は）学術的価値は高く、編集復刻・出版は**出版の自由、学問の自由によって保障される憲法上の権利である**」（河野氏の訴状）

と居直り、さらに

「**そもそも『アイヌ』を民族的集団として位置づけることには問題があり、『アイヌ』または『アイヌ民族』としての人格権や名誉があるなどという主張は、単に偏した主観にもとづくものとしか考えられない。なお、今日におけるアイヌ系日本国民を短絡的に「アイヌ」と自称、他称することは問題である**」（アイヌ民族側提訴に対する河野氏の陳述書 /1999年12月9日）

と言いきり、アイヌ民族の存在そのものを否定しています。

放送大学の「世界の民族」の第三講「アイヌ - その再認識」（1998年開講）において、河野氏は自分の民族差別理論を放映し続けています。さらにひどいことにこの授業の「教材」において

「…その後『アイヌ』は次第に**国家の枠組みの中に組み込まれていったが、＜和人化＞＜和風化＞に対する強い抵抗は稀にしか示しておらず、最近に至るまでむしろそれを積極的に求める傾向のほうが強かった**」「また、戦時下で一般にアイヌ系の者も、大日本帝国の海外侵略を積極的に担い、**日本国民意識を持つに至った**」

などとアイヌ民族は”和人に同化して当然”とするような考え方に立ち、繰り返し侮辱しています。

彼の展開する「『アイヌ』の歴史」は、天皇制日本国家によるアイヌモシリ侵略支配と同化・抹殺政策に対する一片の反省・批判もないばかりか、アイヌ民族解放運動への憎悪さえ感じさせるものと言わざるを得ません。

私たちはこのような河野氏の差別講義を即刻中止するよう大学に申し入れ、4月17日に放送大学との話し合いをもちました。

しかし、放送大学は

「**学問の自由が憲法で保証されている**」

「**河野本道の立場だけでやっているのではない**」

「**教育番組であるからいろんな人の立場を番組で紹介する、見る人に判断させる**」

などと言い逃れしようとしました。出席した麻生誠副学長も原尻英樹「世界の民族」主任講師（4月1日から静岡大学教授）も「アイヌ史資料集」とは関係ない、知らないなどと言いながら、

「**ある特定の立場に立てば、河野さんは学問的業績がアイヌ研究であるから**」

河野氏を講師に選んだという始末です。

私たちは引き続き河野本道氏の講義継続を許さず、放送大学ならびに原尻講師の責任を追及し、河野氏の放送番組の中止とビデオならびに印刷教材からの削除、アイヌ民族に対する謝罪を要求し闘いぬきます。

すでに河野氏の授業は98年から現在まで7回にわたって放映されていますが、後期（10月開始）にも放映されようとしています。「世界の民族」を受講している人は約600人と大学は述べていますが、それ以上の人々がテレビで見ることができます。

みなさんからも放送大学に対して、早急に講義と中止の要請を行なうことを呼びかけます。多方面の方々、団体からの講義が大学に集中するようにこの運動を広げてください。ご理解とご支援をよろしくお願いします。

また、抗議文等の写しをピリカ全国実まで送ってください。交互に連絡をとりあっていきましょう。

なお、河野本道氏とアイヌ民族の裁判に関するニュース「アイヌ ネノ アン チャランケ」と、『アイヌ史資料集』に対する批判の文献「アイヌ ネノ アン チャランケ - 人間らしい話し合いを」は、このウェブサイトでも販売しています。

また、放送大学の教材「世界の民族」（原尻英樹著 放送大学教育振興会刊）は、大手書店で入手することができます。

2. 「アイヌ民族の人権と名誉の回復のために最高裁判所への申し入れにご協力ください」, 2006-09-01

私たちアイヌ民族原告団は、人類学者と自称する河野本道が編集・出版した差別図書『アイヌ史資料集』医療・衛生編を弾劾し、回収と謝罪を求めて闘ってきました。一九九七年一月二六日に札幌地方裁判所に提訴して以来、はやくも九年の歳月が経過しようとしています。

河野本道が編集し、一九八〇年に北海道出版企画センターが発行した『アイヌ史資料集』（第3巻医療・衛生編）には五〇〇余名にもものぼるアイヌ民族の実名、出身地、病名、健康状態、家族構成などが記されているばかりか、アイヌ民族は「衛生観念に劣る」、「梅毒」はアイヌ民族に「特有の」、「特徴的な」病気などとデッチあげています。

しかも、河野本道はこの裁判において、アイヌ民族に対して「アイヌ系の者」、「アイヌ系日本国民」などと述べ「アイヌ民族の存在を否定し」、「すでに日本国家人に同化し民族として成立したことはない」と繰り返し主張し、アイヌ民族を侮辱しつづけてきました。この『資料集』についても「歴史的画期的貴重な資料」とウソぶいてきました。

しかし、札幌地裁はアイヌ民族にたいする人権侵害を明らかにする学者などの証人を採用せず、民族差別に貫かれているこの『資料集』について裁判所としての独自の判断も行わず、**直接の被害者ではない**^(註)という理由で、私たちアイヌ民族の訴えを棄却するという不当な判決を下してきました二〇〇二年六月。札幌高等裁判所伊藤紘基裁判長は「今日明治二九年な

いし大正五年当時と同様な差別が行われていると認識する者がいると考え難い」、「現在のアイヌ民族にたいする差別表現であるとか、現在も存するアイヌ民族に対する差別を助長するものであるとまでは認めることはできない」、「資料集はアイヌ研究にとって貴重な資料」として私たちアイヌ民族の主張を一刀両断に切り捨てました。再び裁判所は、アイヌ民族の人権を切り捨てたのです。

私たちアイヌ民族原告団は、この差別・不当判決を絶対に許すことはできません。今日なお拡大再生産されているアイヌ民族に対する差別と偏見、権利の剥奪と蹂躪、民族としての存在を否定する同化政策と闘い続けていくためにもこの裁判に勝利しなくてはならないと思っています。

最高裁判所への共同署名に是非ご協力ください。

註：ここでの「**直接の被害者ではない**」には、「**自分たちを勝手にアイヌ系統者の代表にしている**」の含蓄がある。

3. 「河野差別図書弾劾上告棄却判決・弾劾声明」, 2007-05-21

(1) さる4月12日、最高裁第一小法廷(裁判長涌井紀夫)は上告を棄却し、札幌地裁、札幌高裁の差別不当判決を追認しアイヌ民族の人権と名誉、尊厳を踏みにじった。最高裁判所を開かず、事実審理も行わず、アイヌ民族の意見に耳を傾けようとしなかった。私たちは日本の司法のこの現状に怒りをもって弾劾する。被告・河野本道が謝罪し、差別図書＝『アイヌ史資料集』（医療・衛生編）を回収するまで追撃戦にとりくむことを改めて確認するとともに、全国の仲間の皆さんに支援と連帯をよびかける。

(2) 私たちアイヌ民族原告団は、人類学者と自称する河野本道が編集・出版した差別図書を弾劾し、回収と謝罪を求めて闘ってきた。1997年12月26日に札幌地方裁判所に提訴して以来はや9年の歳月が経過した。その間、私たち原告団は集会や学習会に出席したり、また裁判所に差別図書抗議の民衆の声を届けるために署名をよびかけてきた。**故・萱野茂さんをはじめウタリ協会平取支部、同 札幌支部、旭川アイヌ協議会などに所属する100名をこえるアイヌ民族**^(註)、部落解放同盟大阪府連浅香支部、同 泉佐野支部、長野県連御代田町協議会の皆さん、反戦・反基地を闘う沖縄の皆さん、そして北海道から九州の労働者、市民の署名が寄せられ、地裁・高裁・最高裁にその都度提出してきたが裁判所は無視し続けた。

「アイヌ民族の人権の回復を」との思いをこめた自筆の「上申書」も全国の仲間から寄せられ、最高裁に提出したがそれも一考だにされていない。原告の川村や関東の仲間を中心に3度にわたって最高裁と面談し、「アイヌ民族の主張を直接聞くように」と要請したが実現しなかった。歴史的にみて最高裁の裁判官はアイヌ民族の声を直接聞いたことはこれまで一回もないのだ！札幌地裁、札幌高裁、最高裁をつらぬいて司法権力はアイヌ民

族を無視し、抑圧し、差別しつづけてきたのである。

(3) 私たちは河野本道にたいする追撃戦を継続する。9年余の闘いはアイヌ民族の人権の確立をめざす運動として全国に確実に広がり、この活動はアイヌモシリ侵略、略奪、支配を弾劾する取り組みと一体であることが鮮明になってきた。「アイヌは民族として存在しない」などと主張してきた河野本道たち人類学者をさらに追い詰め、その影響力を断ち、学会などから一掃されるまで闘おう。

(4) 22名の弁護団の皆さんの努力にも感謝します。裁判への傍聴、署名活動、ハガキによる抗議、集会、デモ、さらには裁判闘争へのカンパなどに協力してくださった全国の仲間の皆さんに心から感謝と連帯を表明します。「裁判には負けたかたちとなっているが、運動では勝ってきた」と述べていた山本一昭原告団長の意見を踏まえ、引き続き闘い続けましょう。

註：即ち、「100名をこえるアイヌ民族」が、原告グループを自分たちの代表として許容する「アイヌ民族」の、実数である。

河野本道 / 『アイヌ史資料集』は、更科源蔵 / 『アイヌ民族誌』の轍を踏まなかった。

しかし、「アイヌは民族として存在しない」などと主張してきた河野本道たち人類学者をさらに追い詰め、その影響力を断ち、学会などから一掃」は、この通りに事態が進んでいくこととなったのである。

7.3 平凡社世界大百科「アイヌ」記述攻撃

7.3.0 要旨

7.3.1 1955年初版の「アイヌ」 / 知里真志保

7.3.2 2007年改訂新版の「アイヌ」 / 児島恭子

7.3.0 要旨

7.3.1 1955年初版の「アイヌ」/ 知里真志保

民族派 "アイヌ" は、「アイヌは過去のもの」をいっている言論に対し、これを潰す運動を展開する。

民族派 "アイヌ" のこの言論潰しは、"アイヌ" のアイドル的存在であった知里真志保にも及ぶ。

知里真志保は、『平凡社 世界大百科事典』(1955年初版)の「アイヌ」の項目で、「アイヌはすでに滅びた」を書いていた。

平凡社『世界大百科事典』第二版、「アイヌ」の項(第一巻, p.34)

【総説】

東アジアの古種族の一つ。

アイヌとはく人)の意で、なまてくアイノ)ともいわれた。

古くは日本の内地にも住み、日本歴史の上ではくえぞ)くえみし)(蝦夷, 夷, 狄)とも呼ばれた。

樺太(サハリン)のアイヌ語に雅語でく人)を意味するくエンチウ)という語があり、くえぞ)くえみし)はそれから出たといわれる。

アイヌはもと千島(クリル列島)、樺太、北海道に住み、それぞれ、千島アイヌ、樺太アイヌ、北海道アイヌと呼ばれた。

このうち、千島アイヌ(97人)は、1884年(明治17)に根室の小島シコタン(色丹)に移されて、色丹アイヌとも呼ばれたが、年々減少して数人を残すのみになり、今は日本人の中に姿を没してしまった。

樺太アイヌは、南樺太の東西両海岸各所に集落をつくって、主として漁民の生活を送っていたが、これも第2次世界大戦後はほとんど北海道に移住してしまった。

今は樺太アイヌも北海道アイヌも等しく北海道に住んでいるわけである。

人口は、北海道アイヌ約1万5000、樺太アイヌ約1300といわれているが、正確な数は不明である。

今これらの人々は一口にアイヌの名で呼ばれているが、その大部分は日本人との混血によって本来の人種的特質を希薄にし、さらに明治以来の同化政策の効果もあって、急速に同化の一途をたどり、**今やその固有の文化を失って、物心ともに一般の日本人と少しも変わるところがない生活を営むまでにいたっている。**

したがって、**民族としてのアイヌはすでに滅びた**といってよく、**厳密にいうならば、彼らは、もはやアイヌではなく、せいぜいアイヌ系日本人とも称すべきものである。**

民族派 "アイヌ" は、これを抹殺する。

—— 2007年改訂新版で、児島恭子の記述に変わる。

7.3.2 2007年改訂新版の「アイヌ」 / 児島恭子

知里真志保は、『平凡社 世界大百科事典』(1955年初版)の「アイヌ」の項目で、「アイヌはすでに滅びた」を書いた。

民族派「アイヌ」は、平凡社に抗議し、記述の変更を迫る。

平凡社は、2007年改訂新版で、この抗議に応える。

平凡社は、自社HPの「平凡社 改訂新版 世界大百科事典 平凡の友」で、この事情を佐藤優に語らせている：

佐藤優「『改訂新版 世界大百科事典』について」

『月刊 百科』No.543, 2008.

平凡社 HP 「平凡社 改訂新版 世界大百科事典 平凡の友」

<http://www.heibonnotomo.jp/goods+index.id+2.htm>

また、アイヌに関する記述が全面的に改訂されている。
先住民族の地位が国際的に強化されていることを踏まえ、知里真志保氏の
「民族としてのアイヌはすでに滅びたといってよく、厳密にいうならば、彼らは、もはやアイヌではなく、せいぜいアイヌ系日本人とも称すべきものである」

という記述を抜本的に改めている。

児島恭子氏執筆のアイヌに関する冒頭は次のようになっている。

〈日本の先住民族。アイヌとは、アイヌ語で神に対する人間・男を意味し、男性への敬称にもなる言葉である。一六世紀末に来日したポルトガル人宣教師の記録をはじめ、その後の日本人による文献にも、自らをアイノと呼び、居住地をアイノモシヨリ(アイヌモシリ)と書いていたことが書かれているが、民族名称となったといえるのは近代以降のことである。〉

日本政府は未だにアイヌを先住民族と認めていないが、『改訂新版 世界大百科事典』に、現下の学術の進捗と、先住民族に関する国際社会の標準的認識が記されたことによって、この記述が常識として定着していくことになる。日本政府が正しい方向に政策を変更するために重要な役割を果たすと思う。

また、斎藤文夫(平凡社取締役・平凡社事典制作センター社長)のつぎの言がある：

斎藤文雄「世界大百科事典を改訂するまで」

東京都図書館協会報, No.89, 2009. pp.1-5.

<http://www.library.metro.tokyo.jp/Portals/0/15/pdf/tla89.pdf>

pp.1,2

「アイヌ問題」の記述に関して、問題も起こりました。

2004年にクレームを受けたのです。

差別を助長するような記述をほっておくのか、というような趣旨でした。

1984年版のアイヌに関する記述は、ご自身アイヌ出身で、大学の先生をしていた知里先生に記述していただいた部分なので、決して差別意識があったわけではないのですが、2007年に国連で「先住民の権利宣言」が採択されたのを受け、今年、国会でもアイヌ民族を先住民族と認める決議が衆参両院で採択されました。

このように、アイヌ民族に対する社会の位置づけや、評価が転換し、そのままでは、偏見や差別を助長するような事態になったというわけです。

この時代の価値観の変化にどのように対処すべきかということが、早急に迫られた、というわけです。

趣旨は、「時勢に従った」である。

更科源蔵の『アイヌ民族誌』(第一法規出版)、河野本道の『アイヌ史資料集』(北海道出版企画センター)もそうであったように、民族派「アイヌ」は出版元や雇用主に攻撃をかける。

企業は、勢いに従うのみだからである。——企業は、商いである。

7.4.0 要旨

7.4 アイヌ学終焉後「アイヌ学者」

7.4.0 要旨

7.4.1 "アイヌ民族" 派独占構造

7.4.2 <国家 - アイヌ差別> 連関

7.4.3 「アイヌ学者」の学術レベル

7.4.4 「アイヌ抵抗史」

7.4.1 "アイヌ民族" 派独占構造

民族派 "アイヌ" は、「アイヌは過去のもの」を言っている言論に対し、これを潰す運動を展開する。

民族派 "アイヌ" は、論者の著書の出版元や論者の雇用主に攻撃をかける。企業は、勢いに従うのみだからである。——企業は、商いである。

時勢に抗うのは本来学者の務めであるが、だいぶ以前からこれは無理になっている。

「学問の自主自立」を国が保証していた時代もあったが、「独立採算」が「学問の自主自立」の今日の意味である。

アイヌ学者は、こうして時勢迎合的な者か、そうでなければはじめから民族派であった者しか、存在しなくなる。

このあたりは、商品経済（「和人」）によってアイヌが滅んだのと、同じである。——学者の滅亡は、アイヌの滅亡と同型である。

「時勢に抗う」といったが、これは意志・構えではない。

「自ずとこうなる」というものである。

「自ずとこうなる」のは、やっていることが科学だからである。

科学は、時勢と無縁である。

よって、科学はしばしば「時勢に抗う」格好になる。

教会の天道説に対する、科学の地道説。

協会の「アイヌ民族」に対する、科学の「アイヌは民族ではない」

アイヌ学のいまは、時勢に従うアイヌ学であり、本論者は「」をつけて「アイヌ学」と表現してきた。

「アイヌ学」は、科学を捨てた^{てい}体である。

「アイヌ学者」とは、この「アイヌ学」にすなおに入っていける者のことである。それは、学者の葛藤と無縁な者ということになる。

学者の葛藤と無縁な者——それは、商いと科学、イデオロギーと科学の区別のつかない者である。

7.4.2 <国家 - アイヌ差別> 連関

「アイヌ民族」派の「アイヌ学者」の第一主題は、「アイヌ差別」である。この「アイヌ学者」は、「国家 / 体制 → アイヌ差別」の連関を立てて「アイヌ差別」の主題を立てる者である。

榎森進「プロローグ」 / 『アイヌ民族の歴史』, 草風館, 2007.

p.11.

……この間日本の社会は、天皇制を軸とした半封建的な軍国主義の社会から主権在民、基本的人権の保障を基本とする民主主義の社会へと大きく変わった。

だが、それにもかかわらず、**アイヌにたいする偏見や差別**は、そのありかたでは、幾多の相違が見られるものの、依然として根強く存在していることを右の文章は示している。

もっとも、この文章のみからすれば、差別は、子ども社会内での特殊な現象と受け取られなくもない。しかし、子どもの差別観は、子どもじしんの考えのみで形成されるわけではけっしてない。

むしろ、子どもをとりまく大人たちの日常的な考えや行動に大きな影響を受けつつ、そうしたものをもっともピュアな^なかたちで表現したものが子ども社会での一つの現象としての差別観念であると考えられる。つまり、現実の社会において根強い差別があるからこそ、子どもの社会においてそれがもっともピュアな、露骨な^なかたちで表現されたにすぎないのである。

しかも、こうした偏見や差別は、たんに差別し、差別された人たちの心のもちかたというような個人的次元の問題が主因となって生じたものではない。

個人のうしろにある社会のありかた、とくに古代以来の各時代ごとの国家の性格や国家と地域・民衆との関係のありかた、とりわけ明治以降の近代国家のありかたと民衆との関係、そのなかでの北海道の性格とアイヌ民族のおかれた社会経済的立場、およびアイヌにたいする差別政策といったものに強く規定されつつ、すぐれて歴史的に形成されたものなのである。

なぜ、この構えになるのか。

「国家 / 体制 → アイヌ差別」は、対偶が「反アイヌ差別 → 反国家 / 体制」である。

彼らが「アイヌ差別」の主題を立てるのは、「反アイヌ差別」に「反国家 / 体制」の契機を見るからである。

実際、彼らは、現国家 / 体制に対する政治的アンチのイデオロギー（所謂「左翼イデオロギー」）につく者たちである。

彼らにおいては、小学生のいじめが国家 / 体制とつながる。

彼らにおいては、「反アイヌ差別」のキャンペーンは、「反国家 / 体制運動」と位置づけられるものになる。

彼らは、この構えを以て、「アイヌ民族」のことは用いる者になる。なぜなら、「反アイヌ差別」キャンペーンは、アイヌがあつたのものであり、そしてアイヌをいまに存在させる形は「アイヌ民族」の他にはないからである。

これはまるで、「アイヌ」を政治運動のだしに使っているみたいではないか。「まるで」も「みたい」もない。まさにそうなのである。アイヌ系統者（先祖にアイヌがいる者）のうち「アイヌ民族」に括られようとする者は、ほんの僅かである。圧倒的多数は、括られるのを御免こうむるという者である。

ただし、「アイヌ学者」の名誉のためにこれは言っておかねばならないが、彼らはさほど意識的 / 確信犯的に「アイヌ民族」のことは使っていないわけではない。

彼らは、もともと、〈ことば・概念〉をよくわかっていない者たちなのである。〈ことば・概念〉がわかっているとは、簡単に言うと、「内包・外延」の意味がわかっているということである。「アイヌ学者」は、ことばを使うとき、そのことばの外延を意識することがない。「アイヌ差別」「アイヌ民族」のことは使うとき、これの〈実際・実数〉の意識がない。こうして、全称（「遍く」）になってしまうのである。

彼らの言が「一方的」なのは、全称の物言いだからである。

7.4.3 「アイヌ学者」の学術レベル

「アイヌ学」の立てる命題には学術的といえるものが乏しいが、それでもこれはまさしく学術的だといえる命題が一つある。

それは、つぎのものである：

「和人が蝦夷に瘡癩・結核・梅毒を持ち込んだ」

これが学術的な命題であるというのは、「証明」という作業が、論理上立つからである。

この命題の証明は、かなり難しそうに思える。

そこで外部者は、アイヌ学者はこの命題をどのように証明しているのかと、興味津々になる。

翻って、アイヌ学者は、つぎをどう考えているかで、その学術の程度が知られることになる：

《何を示すことが、命題を証明したことになるか》

榎森進「シャモがもちこんだ結核」

『アイヌ民族の歴史』，草風館，2007. pp.428-430.

そればかりではない。和人と接触によって梅毒や肺結核にかかる者が急増し、それがまたかれらの生活に決定的な打撃をあたえたのである。

とくに肺結核は、「近年著シク人目ニ触ル、ハ肺結核ニシテ、漸次蔓延シテ大害ヲナサントス」（『北海道旧土人』1911年）とあるように、明治20年代以降急増し、その死亡率も和人よりはるかに高かった。

たとえば、明治末期の総死亡者に占める結核死亡者の割合は、全道平均9.7%にたいし、アイヌの場合は22.8%とすこぶる高く（『白老村・敷生村・元室蘭村、旧土人結核病トラホーム調査復命書』1913年）、なかでも十勝・日高・上川地方のアイヌの死亡率が高かった。

1912（大正元年）～1916（大正5年）年の五カ年平均では、全道平均7.47%にたいし、アイヌの結核死亡率は25.31%で、なかでも十勝の河西支庁管内のアイヌは48%の高率を占め、次いで日高の浦河支庁管内のアイヌが33.57%、上川支庁管内のアイヌが30%となっていた（『旧土人に関する調査』1919年）。

つまり、これらの地域のアイヌにあっては、死亡者のうち三人に一人ないしは二人に一人は結核で死亡したのである。

そして、こうした結核死亡者の多いところは、すべて明治20年代の後半からドッと和人がおしよせてきた地域であった。

1911（明治44）年、日高の荷負尋常小学校（現平取町の内）に赴任した青年教師吉田巖は、この地のアイヌの悲惨な生活を目のあたりにして、その様子を怒りをこめて次のように記している。

じめじめした室内、暗室の掘立小屋、煤と塵とで埋まってる窓や器物、不潔狼籍。

日光もなく通風もない。

奥まった暗がりにはキョトンと二つの光った病人の目には時々涙をわかした。食物の欠乏か、飲料水の不備か、栄養の不良か、生気なく、なえしなび、よぼよぼ風にたへぬオヤチ（老爺）、^{もろろ}朦朧として炉辺にうづむいてるバツコ（老婆）、生けるミイラかとがっかりする。

一寸雨にぬれては感冒をひく、ひいては永びく、肺だ、^{ろくまく}肋膜だとさわぐ。麻疹でやられる。百日咳にとりつかれた経過はわるい。余病が出た、欠席だ。死んだとさわぐ。出席の奨励どころか、猶予だ、就学の免除だと来る。……幸い健康者に伍して通学し得る児童をどうする。感染、発病、いつかと破目が気遣はれてならぬ。

卒業させた。安心ではない、死んで行った。次から次へと卒業生名簿は過去帳になって行く。（吉田巖『心の碑』）こうした状況は、ひとり荷負のアイヌのみならず、多かれ少なかれ全道各地のアイヌに共通して見られたのである。

道庁は、こうした結核の蔓延や高死亡率の原因を、

- (1) 遺伝梅毒・血族結婚・暴酒による体力の劣弱化と抵抗力の低下、
- (2) 勤労性の欠如と室内の不潔さ、
- (3) 冬期間の煤煙多き室内での多人数雑居、
- (4) 生活の困窮による防寒用具の欠乏と栄養不良、

等にあるものとみ、あたかもアイヌ自身にその責任があるかのごとき見かたをしていた。

しかし、その直接的な原因は、アイヌには結核菌にたいする免疫性がまだなかったため、和人と接触して感染すると、それが短期間のうちに同族のあいだに伝染したという点にあった。

そして、これまで見てきたような生活基盤の破壊によるアイヌの貧困化と栄養不良による体力や抵抗力の低下が、こうした現象に拍車をかけ、かつその死亡率をいっそう高める結果となったのである。

結核の死亡率が高かった地域が、明治20年代以降になって和人の入植がいちだんと進んだ地域であったことは、そのことをもっとも雄弁に物語っている。

平取町荷負の萱野喜太郎は、その様子を次のように語っている。

しかし、なんと言っても一番長く根をはびこらせてアイヌを苦しめたのは結核だよ……

俺が結核という言葉聞いたのは、シャモが入ってきてからだよ。

最初に家の者がシャモの家に住込みで働いたんだ。そしたら半年もしないうち体の調子が悪いとして帰ってきてな、まもなく死んだのよ。考えてみればあれが結核の菌をコタンへ植えつけた最初になるんだ。それから俺の家を中心に次々と結核が蔓延してな。金もないから病院にかけることもできん。だから家で寝かしておくだけだ。家も狭いし、

今度は子供たちがパタパタと寝込んでな、おっかあーをはじめ、子供は八人のうち五人まで結核で死んでしまったさ。（『アヌタリアヌ』第八号、1974年2月20日）

彼は1911(明治44)年生まれというから、大正・昭和期の事実も多くふくんではいるが、和人のもちこんだ結核がアイヌをどんなに苦しめることになったのかを知ることができるというものである。

まさにアメリカの先住民族であるネイティブアメリカン（旧称アメリカインディアン）やオーストラリアの先住民族・アボリジニーがヨーロッパ人の進出によって遭遇した事態とまったく同じような問題に遭遇していったのである。

榎森は、この文で「シャモが結核をもちこんだ」が立論できたと思っている。文中に〈推論〉が無いが、これは榎森が〈推論〉を知らないためである。この思考回路は、レヴィ・ストロースが彼の著作『野生の思考 La Pensée sauvage』の中で「プリコラージュ」と呼んだものである。《役に立ちそうなものを手当たり次第に持ってくる》が、それである。

科学は、プリコラージュの「雄弁に物語る」には、ごまかされない。

科学は、「言うべきことが言われている」を文中にさがす。

そして、榎森の文に対しては、「言うべきことが言われている」が全くないことを見て取るのである。

7.4.4 「アイヌ抵抗史」

1989年、日本民族学会は「アイヌ研究についての見解」を出した。

「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」

『民俗学研究』(日本民族学会), 54(1), 1989.

1. ……主体的な帰属意識……が人びとの間に存在するとき、この人びとは独立した民族とみなされる。……アイヌの人びとの場合も、主体的な帰属意識がある限りにおいて、独自の民族として認識されなければならない。
……アイヌ民族文化が、あたかも滅びゆく文化であるかのようにしばしば誤解されてきたことは、民族文化への基本認識の誤りにもとづくものであった。
2. 民族学者、文化人類学者によって行われてきたアイヌ民族文化の……これまでの研究は アイヌ民族の意志や希望の反映という点においても、アイヌ民族への……還元においても、極めて不十分であった…… 今後のアイヌ研究の発展のために不可欠なのは、アイヌ民族とその文化に対する正しい理解の確立と、+を実現し得る研究体制の確立……
3. …… 抑圧を強いられてきたアイヌ民族の歴史とその文化について、学校教育、社会教育等を通じて正しい理解をたかめ、日本社会に今なお根強く残るアイヌ民族に対する誤解や偏見を一掃するため、あらゆる努力がはらわれなければならない。……
5. …… 一方的な研究至上主は通用しない。われわれの研究活動も、ひとつの社会的行為であることを肝に銘ずべきである。今回のアイヌ民族に関するわれわれの見解の表明は、こうした社会的責任の自覚にもとづくものに他ならない。

ここで退けられているのは、人物でいえば、高倉新一郎である。

「声明」が退けたのは、科学である。

高倉新一郎のアイヌ学のスタンスは、科学であった。

高倉新一郎『アイヌ政策史』, 日本評論社, 1942.

p.1

私が北海道旧土人問題を植民政策中の原住民問題として採り上げてからやがて十九年にならうとしてゐる。

着手の動機は、学術的なものよりは、寧ろ、アイヌの運命が、私共の育つた期間に於て殆んど改善されなかった事に対する疑問と義憤にあった。

然し検討を続けるに従って、私は、其中に学徒として考へて置かねばならぬ種々の問題があることを知った。

そして其問題の発生史に大きな魅力を感じ、その正確な把握なくしては、此の問題も亦解決し得ないこと、然しその学問的な把握は、啻に此の問題の解決に資するのみならず、我国に生るべき新しい植民学に多くの資料を提供するものなることを知った。

然しそれは殆んど未開拓の分野で、第一に資料の蒐集に困難し、第二に、其間に非常な勢で進んだ史学理論へ追従せねばならぬ難事があった。

p.2.

……原住民政策をして最もその理想に近らしめんことを望むためには、その科学的な研究を必要とする。然るに……原住民政策の研究は、せいぜい特殊な政策論として個々の場合に論究せられてゐるに止り、廣く材料を求めて比較研究し、その中に一貫した原則を把握する迄には至ってゐない。

かゝる時代にあつては、徒らに比較総合を急がず、個々の事例に就て精密なる調査を遂げ、然る後比較総合に進むを順序とする。

科学は、物事に是非を立てない。

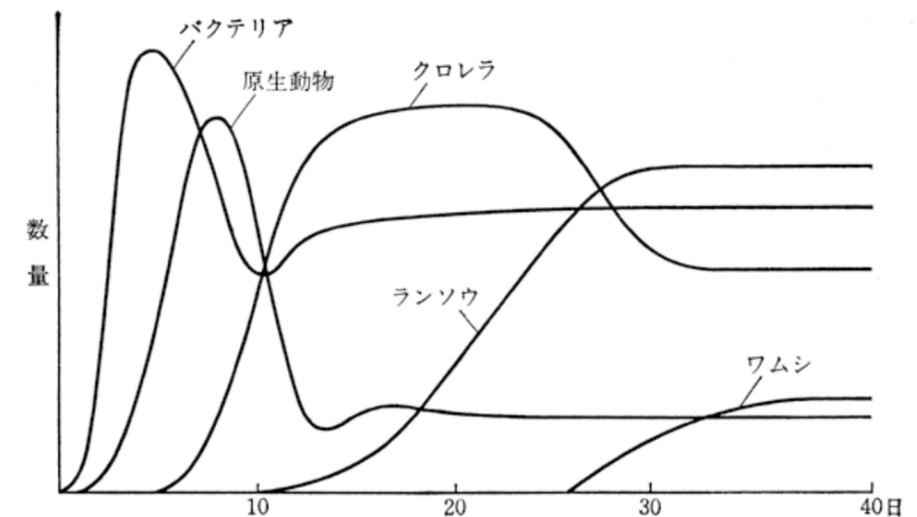
物事は何故そうあるか・物事は何であるかを、淡々と探求するのみである。

科学としての歴史学は、生物学の「系の遷移」学と同じである。

フラスコに水を入れて放置する

この中に、空気中に漂っている微生物が落ちてくる。

そしてこれが、フラスコの中に「遷移する生態系」を現す：



生物学は、フラスコの水の中に発生した特定種を指して、つぎのような「声明」を発することはしない：

「あたかも滅びゆく種であるかのようにしばしば誤解されてきたこと

は、種への基本認識の誤りにもとづくものであった。

これまでの研究は、種の意志や希望の反映という点においても、種への還元においても、極めて不十分であった」

「声明」は、日本民族学会の学会としての程度を知らしめる。

これは、共産主義国家の「社会主義リアリズム」キャンペーンと同じである。

日本民族学会には、もともとこの体質があったということである。

しかし、なににせよ、アイヌ学はこの「声明」に準拠したものに自身を変える。

こうして、現前の「アイヌ学」となる。

これにより「アイヌ史」は、どうなるか。

つぎのようになる：

榎森進『アイヌ民族の歴史』，草風館，2007.

この書を特に取り上げるのは、この書がつぎのように謳っているからである：

久しく待たれた**決定版** "アイヌ民族の通史" が完成。

本書は、アイヌ民族の歴史を前アイヌ文化としての擦文文化の時代から現代に至るまで一貫して論述、とくにアイヌ民族と大陸の周辺民族・国家との関係を詳述した部分は知られざるアイヌ民族の一断面である。
またアイヌ民族の数度にわたる戦争、「北海道旧土人保護法」や「アイヌ新法」の成立過程を内外の史料を駆使して記述した、本邦初の**本格的**歴史書である。 草風館

アイヌ学および "アイヌ" イデオロギーを少しかじったことのある者なら、本書の3分の1の分量を占めている最後の2章から、章節のタイトルを拾ってみることで、この書の趣は知れる：

第9章「北海道旧土人保護法」とアイヌ解放運動	第10章 立ち上がるアイヌ——戦後編
「北海道旧土人保護法」	民主化政策とアイヌ民族の新たな活動
「一視同仁ノ叡旨」	敗戦とアイヌ民族
五町歩の土地	社団法人北海道アイヌ協会の創立
アイヌ小学校	新冠御料牧場の解放運動
保護法の本質とその背景	国政・地方選挙に初めて立候補
日露戦争とアイヌ	地主とされて奪われた給与地
八甲田山雪中行軍	「北海道旧土人保護法」の改正
アイヌ隊編成を陳情	民主主義の中のアイヌ差別
皇軍の兵士、北風磯吉	北海道アイヌ協会の再建と
強まる忠君愛国教育	北海道ウタリ協会
	日高支庁の「アイヌ系住民」の生活実態調査の問題点

めざめるアイヌ

二つの「アイヌ物語」
アイヌの青年教師の主張
民族の心
政策の手なおし
新たな差別

差別に抗して

「吾れアイヌ也」
『若き同族に』
北海道アイヌ協会の設立
アイヌの叫び
全道アイヌ青年大会

土地を返せ

近文のアイヌ
所有権のない土地
旭川の開村
集団移住
早くもねらわれた土地
耕す土地なし
旭川市が管理
給与地返還運動
全道アイヌ代表者会議
「鉄志ヲ以テ」
土地の確保
「北海道旧土人保護法」の改正
十五年戦争のなかで

民民族意識の高揚と多様な活動

アイヌ民族の歴史を無視した
「北海道百年」認識
差別からの解放をめざして
北海道ウタリ協会石狩支部の
北海道放送への抗議文
アイヌ系住民・アイヌ系日本人
・ウタリ
民族意識の高まりと様々な活動
新聞『アヌタリアイヌ—我ら人間』
に寄せた様々な思い
和人は「赤鬼・青鬼に見える」
「アイヌ宣言」としての
メーデー参加
30年ぶりに国政選挙に立候補
差別教育の是正と人権を守る闘い
アイヌ民族を蔑視した和人青年
の一通の投書
北大でのアイヌ差別講義との闘い
北大医学部の人骨問題
「肖像権」裁判

「アイヌ新法」の制定をめざして

「同和対策」と「ウタリ対策」
「ウタリ対策」の内容
「ウタリ対策」事業への不満と
新たな対応
「アイヌ民族に関する法律（案）」
「アイヌ問題懇話会」と
道知事への答申

「アイヌ文化振興法」の制定

中曽根首相の「日本単一民族国家」
発言に対する抗議運動
「アイヌ新法」制定に向けた
多様な活動
政府の諮問機関「有識者懇談会」
と報告書
「アイヌ文化振興法」の制定

現在のアイヌ民族をめぐる諸問題

「アイヌ文化振興法」と
「アイヌ文化振興財団」
「伝統的生活空間（イオル）再生構想」
依然として存在する生活格差と差別
現在のアイヌ民族の居住地域の特徴
アイヌ民族共有財産の返還
を巡る諸問題
粗雑な広告内容、そして裁判闘争へ

即ち、「声明」が指示する「アイヌ民族の意志や希望の反映」に順う「アイヌ史」は、「アイヌ抵抗史」「アイヌ解放史」になるというわけである。

上の目次の中から、いかにも「アイヌ抵抗史」「アイヌ解放史」のタイトルであるものを引いておく：

民族の心
差別に抗して
土地を返せ
立ち上がるアイヌ
民主化政策とアイヌ民族の新たな活動
新冠御料牧場の解放運動
国政・地方選挙に初めて立候補
地主とされて奪われた給与地
民主主義の中のアイヌ差別
民族意識の高揚と多様な活動
アイヌ民族の歴史を無視した「北海道百年」認識
差別からの解放をめざして
北海道ウタリ協会石狩支部の北海道放送への抗議文
民族意識の高まりと様々な活動
新聞『アヌタリアイヌ—我ら人間—』に寄せた様々な思い
和人は「赤鬼・青鬼に見える」
「アイヌ宣言」としてのメーデー参加
30年ぶりに国政選挙に立候補
差別教育の是正と人権を守る闘い
アイヌ民族を蔑視した和人青年の一通の投書
北大でのアイヌ差別講義との闘い
「ウタリ対策」事業への不満と新たな対応
中曽根首相の「日本単一民族国家」発言に対する抗議運動
「アイヌ新法」制定に向けた多様な活動
「伝統的生活空間（イオル）再生構想」
依然として存在する生活格差と差別
アイヌ民族共有財産の返還を巡る諸問題
粗雑な広告内容、そして裁判闘争へ

ちなみに、科学には、「アイヌ抵抗史」「アイヌ解放史」の最終章が、既に見えている。

科学は、論理計算の営みであるから、論理計算で結論を導く。この方法で、「アイヌ抵抗史」「アイヌ解放史」の最終章が導かれるわけである。

その最終章は、「アイヌ利権」である。

言い換えると、「アイヌ利権」が、「アイヌ」の「抵抗・解放」の着地点——即ちソリューション——だということである。

実際、「白老・民族共生象徴空間」とか「イランカラプテ」キャンペーンは、このソリューションの具現である。

註。「抵抗・解放」がどうして「利権」に捻れてしまうのか。

<現前>は複雑系だからである。

<現前>は、「アイヌ」イデオロギーが思っているような単純系ではない。——<現前>を複雑系として捉える視座、それは科学である。

7.5.0 要旨

7.5 <学術 / 学者>と<学術 / 学者もどき>の違い

7.5.0 要旨

7.5.1 "アイヌ民族" 印

7.5.2 <法則探求>対<遺物採集>

7.5.1 "アイヌ民族" 印

「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」

『民俗学研究』(日本民族学会), 54(1), 1989.

1. ……アイヌ民族文化が、あたかも滅びゆく文化であるかのようにしばしば誤解されてきたことは、民族文化への**基本認識の誤り**にもとづくものであった。

2. 民族学者、文化人類学者によって行われてきたアイヌ民族文化の……これまでの研究は **アイヌ民族の意志や希望の反映**という点においても、**アイヌ民族への……還元**においても、極めて不十分であった……今後のアイヌ研究の発展のために不可欠なのは、アイヌ民族とその文化に対する**正しい理解**の確立と、**+**を実現し得る研究体制の確立……

「声明」は、この内容において、アイヌ学を終わらせるものである。

実際、これ以降「アイヌ学者」を自称する者は、「アイヌ民族」を滅びていないものとして扱わねばならない。

これまでの研究で「アイヌ民族」を滅びゆくものにしてきたもの——特に、高倉新一郎の研究——を、退けねばならない。

「声明」以降、「アイヌ学者」を自称する者は、「アイヌ」に「民族」をつけて「アイヌ民族」と言わねばならない。

しかし、これがすんなり行える者は、もともとこの素地をもっていた者である。

その素地とは、「アイヌ民族」イデオロギーである。

実際、科学は、「アイヌ民族」を退ける。

「アイヌ民族」を立てるのは、イデオロギーである。

そこで、「声明」は、これまでアイヌ学をすみかにしていたアイヌイデオロギーを、はっきり示すという効用をもった。

即ち、「アイヌ民族」のことばを用いているかどうかで、イデオロギーの者かどうかを判別できるようになったのである。

7.5.2 <法則探求>対<遺物採集>

山田 伸一『近代北海道とアイヌ民族』, 北海道大学出版会, 2011.

pp.2,3.

先行研究について、個別の問題に関するものは各章に譲り、ここではこの間私が主に意識してきた二つの著作に限って述べておく。

一つは高倉新一郎『アイヌ政策史』である。

同書については特に 1970 年代以降、その基盤となる歴史観が「拓殖史観」などとして厳しく批判されてきた。

明治以降を扱う部分に限っても、著者自身がアイヌ民族を歴史上の「劣敗者」として見、窮乏に陥った時には農業を恩恵として施し「保護」の対象とすべきだとの考えを抱いており、そうした考えが部分的な論述や全体的な歴史の見通しに大きく影響を与えているという印象が常につきまとう。

歴史観の問題があるのは明らかである。

だが、私が徐々に強く意識するようになってきたのは、むしろ**史料博搜の広さと読みの精度**の問題だった。

本書に直接関係する開拓使・三県一局期を例にとれば、ある程度広い範囲にわたって一次史料を読み込んでいると言えるのは、樺太千島交換条約に伴う樺太アイヌの石狩地方への移住に関する部分だけであり、その他は当時の法令集に大きく依拠するか、三県一局期については河野常吉が作成した公文書からの抜粋に依拠している。

制度史に限って見ても、管轄官庁による違いや時期による微妙な変遷を正確に把握することや、制度化の具体的な過程を分析することがほとんどできていない。

また、対象時期は 1899 年の「北海道旧土人保護法」制定までであり、その後については教育関係を別にすると、土地問題についてやや踏み込んで論じた「アイヌの土地問題」がある程度である。

こうした「不満」を募らせては、改めて原史料に一つ一つ当たって実証を積み重ねていくべきだとの考えを深めてきた。

高倉新一郎は、つぎのように述べる者である：

高倉新一郎『アイヌ政策史』, 日本評論社, 1942.

p.1

私が北海道旧土人問題を植民政策中の原住民問題として採り上げてからやがて十九年にならうとしてゐる。

着手の動機は、学術的なものよりは、寧ろ、アイヌの運命が、私共の育つた期間に於て殆んど改善されなかった事に対する疑問と義憤にあった。然し検討を続けるに従つて、私は、其中に学徒として考へて置かねばならぬ種々の問題があることを知った。

そして其問題の発生史に大きな魅力を感じ、その正確な把握なくしては、此の問題も亦解決し得ないこと、然しその学問的な把握は、啻に此の問題の解決に資するのみならず、我国に生るべき新しい植民学に多くの資料を提供するものなることを知った。

然しそれは殆んど未開拓の分野で、第一に資料の蒐集に困難し、第二に、其間に非常な勢で進んだ史学理論へ追従せねばならぬ難事があった。

p.2.

……原住民政策をして最もその理想に近らしめんことを望むためには、その**科学的な研究**を必要とする。然るに……原住民政策の研究は、せいぜい特殊な政策論として個々の場合に論究せられてゐるに止り、**廣く材料を求めて比較研究し、その中に一貫した原則を把握する**迄には至ってゐない。

かゝる時代にあつては、徒らに比較総合を急がず、個々の事例に就て精密なる調査を遂げ、然る後比較総合に進むを順序とする。

高倉新一郎は、科学を志向する者である。——科学者である。

科学者が力を最も注ぐことになるのは、法則の探求である。

科学者にとって、「史料博搜の広さと読みの精度」は、「法則の探求」との兼ね合いで決まる。

「法則の探求」にとって生産的でないと判ずる「史料博搜の広さと読みの精度」は、切り捨てる。

「史料博搜の広さと読みの精度」にうるさい者がいる。

科学者は、彼らに対しては、「重箱の隅をつつく」の軽蔑表現を返す。

あるいは、「史料博搜の広さと読みの精度」を彼らに任せる。

学術創成期に立ち会う者は、学術の方法論をよく考える者である。

この者は、「科学」の考えに至り、「法則」の考えに至る。

これに対し、後から来た者は、「方法論」という課題があることを知らない。

「科学」「法則」の考えを知らない。

彼らは、「調べごと」——遺物採集——を「研究」にしてしまう。

科学者は、よい法則の獲得を競い、よい法則の獲得を誇る。

遺物採集者は、採集した遺物の多さ・希少さを競い、採集した遺物の多さ・希少さを誇る。

自然科学の学会は、遺物採集者が棲息し難いところである。

実際、遺物採集者は軽蔑される。

人文科学の学会は、これの逆になる。

「科学」「法則」を立てにくいからである。

こうして、ごく稀に現れる法則屋（文化人類学のレヴィ・ストロースのような）を除いては、みな遺物屋になる。

そのような学会では、「資料〇〇を知っているか・それにあたっているか」調の詰問がはばを利かせるようになる。

この構図は、自然科学者と人文科学者のピーク年齢の違いにも現れる。

法則定立はアタマの柔軟さを要するので、自然科学者のピーク年齢は若めになる。

遺物採集は長くやっている方が有利になるので、人文科学者のピーク年齢は高めになる。

8 「アイヌ利権」を講ずる

- 8.0 要旨
- 8.1 「アイヌ利権」—— "アイヌ民族" の回収
- 8.2 「アイヌ観光」—— 白老の場合
- 8.3 「アイヌ代表」
- 8.4 「アイヌ法」
- 8.5 「族議員」
- 8.6 「アイヌ予算」

8.0 要旨

"アイヌ民族" が唱えられるのは、これを唱える理由があるからである。

「アイヌ特権」を定める「アイヌ法」は、根拠の概念を "アイヌ民族" にしている。

民族派 "アイヌ" は、アイヌ系統者のうち「アイヌ特権」を受ける者である。そこで、彼らにとって、"アイヌ民族" を否定する言動は不都合であり、潰したいものである。

「アイヌ特権」は民族派 "アイヌ" のものであるが、これを抱き込むように「アイヌ利権」がある。

この「アイヌ利権」が、"アイヌ民族" を一層大きくキャンペーンするものになる。

北海道は、いま「北海道観光」キャンペーンの一環として「アイヌ民族」をキャンペーンしている。

かつて同化派 "アイヌ" の非難的であった白老の「アイヌ観光」は、いまは「民族共生象徴空間」の 2020 年開始を以て、さらに一皮剥けようとしている。

「アイヌ文化継承」の言い方を用いても、実体は「アイヌ観光」である。

(例えば「アイヌ料理」。「アイヌ料理」と称している京料理のようなものは、観光料理である。ごった煮の鍋からめいめいの椀につぐのがアイヌの流儀であり、バチェラーはひどく不味いと著書で述べている。)

要点は、「アイヌ観光」は永遠だということである。

アイヌが終焉してから一世紀経ってなお「アイヌ法」「アイヌ予算」「アイヌ特権」「アイヌ利権」なのは、「**アイヌ観光は永久不滅!**」だからである。

"アイヌ民族" 否定は、作法として、このことを講ずる。

講じて伝えようとするものは、「"アイヌ民族" 否定」の位相である。

"アイヌ民族" は、学術において否定される。

一方、"アイヌ民族" のプラグマティックスというべき「アイヌ利権」は、堅固である。

なぜなら、それは人の日々の営みだからである。

8.1 「アイヌ利権」——「アイヌ民族」の回収

8.1.0 要旨

8.1.0 要旨

8.2 「アイヌ観光」——白老の場合

8.2.0 要旨

8.2.1 1960年頃の「アイヌ観光」の様子

8.2.2 1965年：アイヌコタンのポロト沼移転

8.2.3 2020年：「民族共生象徴空間」

8.2.4 「民族共生象徴空間」PR

8.2.0 要旨

森竹竹市「解平運動」(1926)

(小川正人・山田伸一(編)『アイヌ民族 近代の記録』収載, p.390.)

解平運動 白老古潭 森竹竹市

聖代の今日猶部落民として社会より特殊視せられ差別的待遇を受けつゝ居る我アイヌ人に依りて解平運動なるもの起され、一刻も早く解放され至公至平の社会的地位を獲得せんと叫び声を聞くは、我二万のアイヌ民族の為に吾人は快哉を叫ぶものである。

顧みるに我等の祖先は往昔より此の広大なる北海の天地に^{ながら}住み乍、無智文盲にして何等子孫の将来を憂慮せず、往時より耕作せる田畑は永遠に自己の所有物と思惟し之に対し何等法的手続を為さず漫然として居る時、続々として入り来れる内地人は之等土人の文盲なるに乘じ、初めは其の所有する田畑を賃借の名の下に使用して居たものが何時の間にか之等内地人の名義に変わり居るといふ有様にて、之に対し我等の祖先は何等施す術を知らなかったのである。

奮起せよ同族!

我等の前途には幾多の社会的大問題が横たはって居るでは無いか。

我等の安心立命の地は何処にあるか?

我等の無智無能を表徴する土人学校は今尚各地に散在して居るでは無いか。

覚めよ同族!

我等は何時迄も昔のアイヌ人であってはなりません。

かの水平社大会の決議綱領に「吾々は人間性の原理に覚醒し人間最高の完成に向って突進す」との一項があったと記憶するが、我々も此の意気此の覚悟を持って生存競争の激しき社会に起ち 虐げられ劣等視せられつゝ居る我アイヌ民族を社会の水平線上に引上げねばなりません。

他人の力に頼るな、飽迄自分の力で自分を完成しなければだめです。

依頼心は何時迄も我等を卑屈ならしめ弱者の位置に置くものです。

旧土人保護法、土人学校の完備等は現在の我々に対し余りに有難からぬものです。

生存競争に敗れ路傍に喘ぎ疲れて居る者への真の同情真の保護は、其者の手を取り目的地迄共に歩んでやる事です。

然るに斯る落伍者に一片のパンを投げ与へ其俸自分等のみ先へ先へと進み乍、声を大にして徹底的保護した等と宣伝せらるゝのは、誠に憤慨に堪へざる次第です。

今日の一步の差は明日の百歩の差です。

吾人は此の際軽拳妄動を慎み他に乘ぜらるゝ事なく遠大なる理想の下に真撃なる態度を持って、此の有意義なる運動を龍頭蛇尾に終らしめざらん事を^{こひねが}希ひつゝ、擱筆するものである。

1926,11,21 稿

〈『北海タイムス』1926年12月2日〉

貝澤藤蔵『アイヌの叫び』(1931)

(小川正人・山田伸一(編)『アイヌ民族 近代の記録』収載, pp.373-389.)

pp.374,375

二、悲惨なるアイヌ観

内地に居られる人々は、未だ、アイヌとさえ言へば、木の皮で織ったアツシ(衣類)を着て毎日熊狩をなし、日本語を解せず熊の肉や魚のみを食べ、酒ばかり呑んで居る種族の様に思ひ込んで居る人が多い様であります。之は余りにも惨なアイヌ観であります。

折襟にロイド眼鏡を掛けた鬚武者の私が、毎日駅に参観者の出迎へに出ると、始めて北海道に来た人々は、近代的服装をしたアイヌ青年を其れと知る由もなく、私に色々な質問をされます。

内地でも片田舎の小学校の先生かも知れません其人に、「アイヌ人に日本語が分りますか?何を食べて居りますか?」と質された時、私は呆れて其人の顔を見るより、此人が学校の先生かと思ふと泣きたい様な気分になりました。

「着物は?食物は?言語は?」とは毎日多くの参観者から決って聞かれる事柄です。けれど此様に思はれる原因が何処にあるかとゆふ事を考へた時、私は其人々の不明のみを責め得ない事情のある事を察知する事が出来ず。常に高貴の人々が旅行される時大抵新聞社の写真班が随行されますが、斯うした方々が北海道御巡遊の際、支庁や村当局者が奉送迎せしむる者は、我々の如き若きアイヌ青年男女では無く、殊更アツシ(木の皮で織った衣類)を着せ頭にサパウンベ(冠)を戴かしたエカシ(爺)と、口辺や手首に入墨を施し首に飾玉を下げたフツチ(老嫗)だけです。此の老人等がカメラに納められ、後日其の時代離れのした写真と記事が新聞に掲載される時、内地に居てアイヌ人を見た事のない人々は誰しもがアイヌ人の全部の姿であると思ひ込むのも無理ない事だらうと思ひます。否々其ればかりではなく、^{ときたま}時偶内地に於て内地人がアイヌ人を見受ける時は、山師的な和人が一儲けせむものと皆を欺し、アイヌの熊祭と称して見世物に引連れて居る時であります。之じゃ何時迄経っても内地に居られる人々は熊とアイヌ人とを結び付けて考へるだけであって、真に時代に目覚めたアイヌ人の姿を見、其の叫びを聞き得ない訳であります。私は今古代のアイヌ生活より説き起して、過渡時代より現代への推移、現在の生活状態を詳しく申し上げたいと存じます。

およそ90年前の上の文書で訴えられている「矛盾」は、どう「止揚」されたか?

つぎが答えである：

読売新聞, 2017-04-07, 道内版

**「アイヌ知って」 歌を動画に
道、サイトに公開 「象徴空間」PR**

道は、アイヌ文化の普及啓発運動「イランカラプテ」キャンペーンのイメージソング「イランカラプテ～君に逢えてよかった～」の動画を制作し、公開を始めた。動画サイト「ユーチューブ」に掲載。2020年に白老町に開設予定のアイヌ民族に関する国立施設「民族共生象徴空間」をPRしている。

道は、**民族共生象徴空間の年間来場者100万人を目標に掲げている。**動画作成は、この達成に向け、多くの人にアイヌ文化に興味を持ってもらい、象徴空間についても「20年に向けてじわじわ広がってほしい」（道アイヌ政策推進室）という思いを込める。

イランカラプテはアイヌ語で「こんにちは」の意。歌は、大ヒット曲「千の風になって」の訳詞と作曲で知られる芥川賞作家新井満さん(70)(七飯町在住)と、アイヌ民族でユーカラ劇の脚本演出家秋辺テポさん(57)(釧路市在住)が昨年、手を組んで制作した。

動画には、新井さんらのほか、高橋はるみ知事、1972年の札幌冬季五輪テーマ曲「虹と雪のパレード」を歌ったトワ・エ・モワ、地元の小学生らが出演し、合唱している。今年2月、白老町のアイヌ民族博物館の伝統家屋「サウンチセ」に集合し、撮影した。トワ・エ・モワは新井さんと親交がある。

全編約7分で、合唱の前に象徴空間の予定地の映像や、イランカラプテキャンペーンや象徴空間などの解説も収められている。

道が制作したイランカラプテキャンペーンソングの動画の場面



商品経済は、「商品化」が「止揚」の形である。
これは物理法則であり、是非を言うことではない。

8.2.1 1960年頃の「アイヌ観光」の様子

菅原幸助「観光アイヌ」

(菅原幸助『現代のアイヌ』, 現文社, 1966. pp.78-88.)

pp.78-82

札幌から支笏湖を回って登別温泉に向かう観光バスは、火山灰の道にもうもうと砂煙をまきあげながら走った。うっとり車窓を眺めるお客さんは、バスガイドの美声に耳をすませている。……流暢なパスガールの説明が、アイヌのくだりをはじめると、観光客は牧歌的で詩情ゆたかな"ガイド用"のアイヌ物語に好奇心をそそるのである。

春から秋にかけて、北海道の観光客は毎年うなぎのぼりにふえている。空の旅も快適になった。

東京羽田空港から一時間ほどで千歳空港に着いてしまう。北海道の山と湖、クマとアイヌが大切な観光資源だ。

観光地には見せ物のために観光コタンと呼ぶアイヌの村落がつくられている。

登別温泉に近い白老町の観光コタンも、見せ物アイヌで有名になった。私は六月のある日、観光客にまじって、グアイヌコタン。の見物にでかけた。

町はずれの国道に何十台も観光バスが列をつくって止まっていた。道から二十メートルほどのところにある観光コタンには、修学旅行の女子学生や、本州からの旅行団体の人々がごったがえして、お祭りのようにぎやかさだ。

ベニヤ板でわかづくりのおみやげの店の前で、若者が腕をまくしあげ、クマ彫りの実演をやっている。

これをとりまいている黒山のひとだかりのなかで、腕章をかけ小旗を手にしているのが旅行団の案内人だ。

近くの広場では、アッシ(アイヌの着物)を着たエカシ(長老)やバッコ(老婆)がモデルになり、大勢のお客さんと記念撮影をやっている。

ひとびとの間をかきわけるように、メノコ(娘)たちが「クロユリの球根はいりませんか」「エゾマツ、トドマツの苗木はいかが」「スズランの苗をおみやげに」などとふれながら、忙しそうにお客の間を歩き回っている。おみやげの店の前には、生まれて二カ月ぐらいの小グマが、鉄のクサリにつながれていて、店の前をいたりきたりしていた。

すぐそばでリンゴ箱に坐って、ひなたぼっこをしていた老婆に、腕章をかけた旅行案内者が近寄って行った。金を包んだ紙包みを渡し、なにか話していたが、口にいれずみをしたその老婆が、にっこり笑って頭をたてにふると、わらぶき屋根のチセ(家)の窓から中に声をかけた。

「みんなでできてよ。ウポポ(アイヌ踊り)をやれとよ」

原色のアイヌ模様のキモノを着て、口にいれずみを墨で書いた女たちが、

けだるそうにチセからでできた。

やがて老婆が先頭になってウポポがはじまった。

ホーイ ホーイ ポロロロ ポロロロ

鳥の声に似た、京愁に満ちた歌と仕草がくりかえされ、女たちは輪になって青空を眺めながら、足や手を動かしている。

旅行者たちが手にしていたパンフレットには「アイヌ民族に伝わる神秘的な踊りを見学」とあったが、ウポポの原形はやつさされていて、かなりでたらめな踊りになっていた。

けれども、輪になってウポポを見物している観光客に、そんなことが解るはずもない。

この異様な歌声と踊りを見物しているうちに「はるばると海を渡って、北海道まで来たのだ」という異国情緒にひたるのかも知れない。

私が親しくしているアイヌの老人がひとり、この白老観光コタンで写真のモデルをやっている。

むかしはクマ射ちの名手だったが、二人の息子が戦死、生活に追われて見せ物になったエカシ(長老)である。

……

エカシの話では、クマ彫り職人も実演をやる看板男だけアイヌを雇って、本当のクマを彫っているのはみんなシャモの職人、そのシャモのクマ彫り職人は店の奥の仕事場で木工機械を使ってクマ彫りの大量生産をやっている。

クロユリの球根を売って歩いているメノコたちも、シャモの娘が顔をメノコのようにつくろっているのだ。

本物のアイヌは観光コタンをきらって逃げだし、シャモがアイヌに化け、本州のシャモから、がめつい金もうけをやっているという。

8.2.2 1965年：アイヌコタンのポロト沼移転

菅原幸助「観光アイヌ」

(菅原幸助『現代のアイヌ』, 現文社, 1966. pp.78-88.)

pp.82-84

白老町では若いアイヌ青年たちが中心になって、観光コタンをなくする運動をやってきたが、観光コタンはさびれるどころか、逆に、北海道観光ブームと共に繁昌するばかりだ。

観光コタン反対運動を進めてきた青年たちにとって、頭の痛い問題である。町のお祭りや記念行事があると「白老の町はアイヌで知られているから、アイヌのイヨマンテ(クマ祭り)をやって人を集めよう」ということになる。青年たちはそのたびに「日本の神社のお祭りや町の記念行事にアイヌを引き合いにだすことはあるまい」と反対してきたが、アイヌのクマ祭りがシャモたちの手で行われてしまうのである。

いま繁昌している観光コタンにしても、青年たちはいろいろな方法で抵抗をこころみてきた。

駅や街頭に「観光アイヌコタンはこの先五百メートル」などという立看板が立つと、青年たちは夜中にこっそりと、この看板を海に投げ捨てた。この看板は捨てては新しく立ち、立てては捨てるというイタチごっこがくり返されている。

青年たちを指導してきた白老町漁業協同組合常務理事野村義一さんは、くやしそうに私にいった。

「アイヌの人たちは観光コタンをきらってよりつかない。そのコタンはさびれてゆくが、すぐ新しい観光コタンができるのです。観光事業家がやってきて、貧しいアイヌを他町村から集めてきては新しい観光コタンがつくられるのです」

先年、北海道庁が白老町の観光をふくめた町づくり診断をやったことがある。その報告には、

本州の観光客はアイヌの姿に接することで北海道の印象を深める。それにはいまの観光コタンは近代的で、自然のアイヌの姿を表現していない。現在の観光コタンを、町から一キロほど離れたポロト沼に移住させ、むかしのアイヌの生活様式をやらせるべきだ。興味をますためにはショーであってもよい。そうすることで収入がふえれば、アイヌの生活は向上し、観光白老町の発展になるではないか。

と結論している。

これにはコタンの青年たちもカンカンになって怒った。「北海道の役人までが、観光業者のお先棒をかついで、アイヌをむかしの姿に引きもどそうとしているのか!」。

青年たちは観光コタンのポロト沼移転に反対運動をはじめた。

しかし、この観光診断の報告にもとづいてさっそく、ポロト沼観光開発会社という会社がつくられた。そして着々と新しい見せ物アイヌのコタン建設が進んだ。

即ち、1963年にポロト沼公園造成工事着手、そして1965年にアイヌコタンのポロト湖(沼)移転が成る。

8.2.3 2020年：「民族共生象徴空間」

ポロト湖畔には、2020年に「民族共生象徴空間」——国立アイヌ民族博物館・国立民族共生公園——が誕生する。

この事業は、「アイヌ政策推進会議」の目玉である。



「アイヌ政策推進会議」は、つぎの進捗でいまに至っている：

1984年 「アイヌ民族に関する法律(案)」, ウタリ協会

1992年 国連総会「世界の先住民の国際年」演説,

野村義一 / ウタリ協会理事長

1997年 『アイヌ文化振興法』制定

2008年 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」, 国会

2009年 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会『報告書』

2010年 アイヌ政策推進会議立ち上げ

ここで興味深いのは、かつてつぎの発言をしていた野村義一が、「白老アイヌ観光」の新ステージの立役者になっていることである。

菅原幸助「観光アイヌ」

(菅原幸助『現代のアイヌ』, 現文社, 1966. pp.78-88.)

p.83

青年たちを指導してきた白老町漁業協同組合常務理事野村義一さんは、くやしそうに私にいった。

「アイヌの人たちは観光コタンをきらってよりつかない。そのコタンはさびれてゆくが、すぐ新しい観光コタンができるのです。観光事業家がやってきて、貧しいアイヌを他町村から集めてきでは新しい観光コタンがつけられるのです」

実際、商品経済のダイナミクスは、こういう皮肉な顛末がふつうのことになる。

人が商品経済に棹さすことは、至難である。

特に、野村義一のように「先住民族」をふりかざす者は、必ず「アイヌ観光」「アイヌ利権」に取り込まれるというわけである。

8.2.4 「民族共生象徴空間」PR

読売新聞, 2017-04-07, 道内版

「アイヌ知って」 歌を動画に 道、サイトに公開 「象徴空間」PR

道は、アイヌ文化の普及啓発運動「イランカラプテ」キャンペーンのイメージソング「イランカラプテ～君に逢えてよかった～」の動画を制作し、公開を始めた。動画サイト「ユーチューブ」に掲載。2020年に白老町に開設予定のアイヌ民族に関する国立施設「民族共生象徴空間」をPRしている。

道は、民族共生象徴空間の年間来場者100万人を目標に掲げている。動画作成は、この達成に向け、多くの人にアイヌ文化に興味を持ってもらい、象徴空間についても「20年に向けてじわじわ広がってほしい」（道アイヌ政策推進室）という思いを込める。

イランカラプテはアイヌ語で「こんにちは」の意。歌は、大ヒット曲「千の風になって」の訳詞と作曲で知られる芥川賞作家新井満さん(70)(七飯町在住)と、アイヌ民族でユーカラ劇の脚本演出家秋辺テボさん(57)(釧路市在住)が昨年、手を組んで制作した。

動画には、新井さんらのほか、高橋はるみ知事、1972年の札幌冬季五輪テーマ曲「虹と雪のパラード」を歌ったトワ・エ・モワ、地元の小学生らが出演し、合唱している。今年2月、白老町のアイヌ民族博物館の伝統家屋「サウンチセ」に集合し、撮影した。トワ・エ・モワは新井さんと親交がある。

全編約7分で、合唱の前に象徴空間の予定地の映像や、イランカラプテキャンペーンや象徴空間などの解説も収められている。

道が制作したイランカラプテキャンペーンソングの動画の場面



8.3.0 要旨

8.3 「アイヌ代表」

8.3.0 要旨

8.3.1 「アイヌ代表」を自任

8.3.1 「アイヌ代表」を自任

アイヌ協会理事長「国連総会記念演説」(1992-12-10)

各国の政府代表部の皆さん、そして、兄弟姉妹である先住民族の代表の皆さんに**アイヌ民族を代表して**、心からご挨拶を申し上げます。
 …… 第二次世界大戦が終わると、日本は民主国家に生まれ変わりましたが、**同化主義政策**はそのまま継続され、**ひどい差別や経済格差**は依然として残っています。
 私たちアイヌ民族は、1988年以来、民族の尊厳と民族の権利を最低限保障する法律の制定を政府に求めています。私たちの権利を先住民族の権利と考えてこなかった日本では、極めて不幸なことに、私たちのこうした状況についてさえ政府は積極的に検討しようとしません。
 ……
 日本のような同化主義の強い産業社会に暮らす先住民族として、アイヌ民族は、さまざまな**民族根絶政策（エスノサイド）**に対して、国連が先住民族の権利を保障する国際基準を早急に設定するよう要請いたします。
 また、先住民族の権利を考慮する伝統が弱いアジア地域の先住民族として、アイヌ民族は、**国連が先住民族の権利状況を監視する**国際機関を一日も早く確立し、その運営のために各国が積極的な財政措置を講じるよう要請いたします。

アイヌ協会理事長が、国連に行って「アイヌ民族を代表して」を言う。「アイヌ民族の代表」を自任しているわけである。

〇〇を研究分野とするある学会の会長が、「〇〇学者を代表して」と演説したら、「誰に断っておまえは代表なんだ！」になる。
 〇〇学者で、その学会に属していない者がいるからである。
 一方、アイヌ協会だと、「誰に断っておまえは代表なんだ！」にはならない。アイヌ系統者はアイヌ協会員にならない者の方が多数派なのである。
 なにが違うのか？

違うのは、「代表」の概念である。
 学会とアイヌ協会では、「代表」の概念が違うのである。
 実際、アイヌ協会の「代表」の概念は、左翼イデオロギー譲りである。

左翼イデオロギーの者は、「人民の代表」を自任する。
 少人数の集まりでも、「人民の代表」である。
 どうしてこんな思いが持てるのか？
 前衛主義に立つからである。

前衛主義は、民主主義がこれの対立概念になる。
 学会の「代表」の概念は、民主主義の「代表」の概念である。
 一方、アイヌ協会の「代表」の概念は、前衛主義の「代表」の概念である。

前衛主義と民主主義は、「皆」の意味づけの仕方が違う。
 民主主義では、皆は、＜代表を選ぶ者＞である。
 代表に選ばれた者が、代表行為をやる。
 前衛主義では、皆は、＜自分が導かねばならない者＞である。
 自分は、いつでも代表行為をやる。

アイヌ協会執行部に入るとは、前衛主義に即くということである。
 アイヌ協会とは、そういうところである。
 アイヌ協会執行部の思考回路は、左翼イデオロギーの前衛主義である。
 この前衛主義が、国連に出て「アイヌ民族を代表して」を言うことをさせる。

「アイヌ遺骨返還」もこの類である。
 これを運動する者たちは、「祖先・同胞の代表」を自任する。
 民主主義だと「祖先・同胞がいつおまえを代表にしたんだ！」になる類であるが、思考回路が前衛主義だから、いつでも好きなときに「祖先・同胞の代表」になれるわけである。
 そして、訴えられる方も、根っこが前衛主義なので、彼らをすんなり代表として認めてしまう。

政治「アイヌ」の思考回路は、前衛主義（「アイヌを代表して」）である。
 彼らが「アイヌを代表して」を言っても構わないと思っているのは、自分のように行動しないアイヌ系統者を＜意識が低い者＞と定めているからである。
 《＜意識が低い者＞は、意識が高くなれば自分のようになる。
 よって自分は、彼らの成長の先回りをして「アイヌを代表して」を言える。》
 こういう思考回路である。

彼らはなぜ、自分のように行動しないアイヌ系統者を＜意識が低い者＞と定めることができるのか。
本当の意味の教養がないからである。
科学的な思考とは無縁の者だからである。

彼らはなぜ、教養、科学的思考をもたないのか。

教養、科学的思考をもつ契機を、自ら閉ざしたからである。
＜井の中の蛙仲間同士＞に嵌ってしまったのである。

8.4 「アイヌ法」

8.4.0 要旨

8.4.1 沿革——『旧土人保護法』

8.4.2 「『旧土人保護法』にかわる新法」路線へ

8.4.3 「アイヌ法」と「アイヌ民族」の関係

8.4.0 要旨

「アイヌ利権」は、「アイヌ予算」が糧である。

「アイヌ予算」は、根拠が要る。

その根拠が、「アイヌ法」である。

「アイヌ利権」は、商品経済の営みである。

「アイヌ予算」の保守——そしてできれば増額——に努める。

そして保守 / 増額が従来法根拠では無理になるとき、保守 / 増額を可能にする新法の実現を運動する

「アイヌ利権」グループの構成員は、「アイヌ代表」、地方自治体、各種企業である。

これらは、「アイヌ法」「アイヌ予算」について、同床異夢の者たちである。

「アイヌ代表」は、「アイヌ法」実現の運動において、先鋭化する傾向をもつ。地方自治体、各種企業は、運動の進行過程で、「アイヌ代表」の先鋭化をはぐらかしていく。

アイヌ協会理事長「国連総会記念演説」(1992-12-10)

各国の政府代表部の皆さん、そして、兄弟姉妹である先住民族の代表の皆さんに**アイヌ民族を代表して**、心からご挨拶を申し上げます。

…… 第二次世界大戦が終わると、日本は民主国家に生まれ変わりましたが、**同化主義政策**はそのまま継続され、**ひどい差別や経済格差**は依然として残っています。

私たちアイヌ民族は、1988年以來、民族の尊厳と民族の権利を最低限保障する法律の制定を政府に求めています。私たちの権利を先住民族の権利と考えてこなかった日本では、極めて不幸なことに、私たちのこうした状況についてさえ政府は積極的に検討しようとしません。

……

日本のような同化主義の強い産業社会に暮らす先住民族として、アイヌ民族は、さまざまな**民族根絶政策（エスノサイド）**に対して、国連が先住民族の権利を保障する国際基準を早急に設定するよう要請いたします。

また、先住民族の権利を考慮する伝統が弱いアジア地域の先住民族として、アイヌ民族は、**国連が先住民族の権利状況を監視する**国際機関を一日も早く確立し、その運営のために各国が積極的な財政措置を講じるよう要請いたします。

「アイヌ文化振興法」ができる前の年の総会で、野村義一さんが理事長からおろされた。野村さんがアイヌ新法を実現する先頭に立っていたんだ。あの人は、新しいアイヌ法の下でも理事長を続けたいという気持ちがあったと思うよ。なのに理事会の投票をやったら笹村に決まっちゃったんだ。同時に俺も理事から外された。あれはクーデターのようなものだった。ウタリ協会の転換点だったと思う。うしろで政治家が動いていたのでないか。一時「アイヌは日本人に同化して消滅した」なんて言う政治家もいた。野村さんのあとウタリ協会理事長になった笹村は、「文化振興法」がウタリ協会のアイヌ新法案と全然違うのに一言も文句を言わないんだから。共有財産裁判にも何度も協力を頼みにいったけど全く何もしなかった。野村さんは裁判を支援する会の顧問になってくれた。白老まで大脇さんと頼みに行ったんだ。

あとから考えると、旧土人保護法廃止を前提として新法をつくろう、というのは間違いだった。旧法と一緒に共有財産が持って行かれてしまって、文化、文化の一本になってしまって今のありさまだ。

小川隆吉『おれのウチャシクマ』, 寿郎社, 2015.

pp.137

8.4.1 沿革——『旧土人保護法』

幕末、そして明治の時代になって、アイヌの生活（漁獵採集生活）はつぎの二つの制約により成り立たなくなった：

- ・ 外的制約：和人の入植
- ・ 内的制約：《保護区住民として生かされる》が可能であったとして、それはアイヌにとっていいことか？

明治政府は、このアイヌをどうしたものかと考える。

そして、アイヌ対策を、「アイヌを農業で自立させる」にする。

「アイヌを農業で自立させる」を進めるには、法が要る。

こうしてできたのが、『北海道旧土人保護法』（1899）である。

『北海道旧土人保護法』の意味は、つぎのものである：

「アイヌを農業で自立させるための法」

そしてつぎが、これの内容である：

アイヌに給付地（将来的私有地）を定める

「アイヌを農業で自立させる」は、うまくいかない。

アイヌにとって、土地運用は、勝手のわからぬものである。

そこで、土地を和人入植者に賃貸する。

そしてこれが、土地をとられてしまう結果になる。

中には、成功したアイヌもいるが、それは少数派ということになる。

実際、成功したアイヌは、早くから和人と交わり、啓蒙されたアイヌである。

『旧土人保護法』のつぎのステージは、戦後体制構築期になる。

しかもそれは、『農革法』による『旧土人保護法』の実質的無効化というものであった。

そしてこの格好のまま、つぎのステージまで存続していくことになる。

——つぎのステージは、1970年にやってくる。

8.4.2 「『旧土人保護法』にかわる新法」路線へ

『旧土人保護法』は、1970年になって、再び問題になる。

それは、旭川近文の給付地コタンの"アイヌ"の土地問題である。

旭川市は、問題に関して不具合に機能するだけの『旧土人保護法』の廃止に、動き出す。

五十嵐広三「旭川市政と旧土人保護法」

『コタンの痕跡』, 1971. pp.23-35

pp.26-28.

同法第一条では「北海道旧土人にして農業に従事する者又は従事せんと欲する者には一戸に付土地一万五千坪以内を限り無償で下付することを得」とあり、この条項がこの法の基本であることは間違いない。……

旭川の場合、本来アイヌ人に与えられるべき土地を給与予定地として扱ってきたため、昭和九年、アイヌの人たちが本来の自分たちの土地をよこせとの戦の結果、国もその要求を入れて下付せざるを得なくなったが、その時でさえ、同法の適用だけではそれは不可能であったため、特に「旭川市旧土人保護地処分法」という法律をわざわざ作らなければならなかったのである。

要するに同法の基本となる第一条では悪い面だけが残っていてアイヌ人側の権利に属する内容は死んでいるのである。

第二条では同法によって下付した土地を法律で守るのだとして「所有権の制限」をうたっている。

内容としては「相続に因るのほか譲渡することを得ず」「質権、抵当権、地上権又は永小作権を設定することを得ず」などとある。

実はこの法律で現在も厳然として生きている部分はこのところだけであって、その土地を売ったり抵当に入れる場合には、いまでも北海道知事の許可が必要なのである。

憲法では、個人の財産をおかすことはできないと規定されているのに、当然の権利で入手した自分の財産を処分したり、抵当に入れるのに許可が必要なのである。

この許可を得る手続きは、市をとおして北海道庁に提出されるわけだが、書式は複雑で、しかもプライベートな生活内容まで克明に記載しなければならない。

このようにめんどろな手続きが必要なうえ、許可を得るためにかなりの日時を要するわけで、ひところは一年も二年もかかったケースもあったという。

だから緊急に土地を手離さなければならなくなった時、そのことが理由となって必要以上の安い値段で買いたたかれたものだった。

しかも一度そうして許可を得て他人の手に渡れば、いっさいの制限がなくなり、あたりまえの値段で取引きされる。損をするのはアイヌ人だけ

なのだ。

さらにわたしが云いたいのは、こうした不条理があってもこの制限項目によってほんとうにアイヌの人の土地を守ることができるのならまだしも、現実には守られていないということだ。

旭川の場合、この法にもとづいて一戸に五町歩の下付をみた。しかし、アイヌ人は自分でそれだけの土地は管理できないのだとして、実際には**一戸に一町歩だけ割渡し、残る四町歩は共有財産**であるとして道庁と旭川市の共同責任という形で管理したのだ。

そしてこの共有地に和人の小作人をいれ、その小作料をこの保護法でいう保護施策の費用にあてた。なんのこともない、保護施策とはいいなながらその財源はアイヌ人たち自身の財産のあがりにほかならないのだ。

ところが**農地法**ができるや、後法優先の原則に従って、この法律はまったく無力なものとなって小作人に解放されてしまい、アイヌの人たちの手もとはなにも残らなかったのである。

いうならばアイヌの土地を守るための法律ということで、行政体が権力をもって五分の四もの土地を一方的におさえておきながら、こんどは、そのために不在地主の扱いをうけて土地をうしなう結果となったもので、これはまったく一方的に行政の責任であり、保護法はなんのつかえにもならなかったことを示している。

そして、**アイヌ人がようやく自分の手に残った僅か五分の一の土地について行政権力はまだ「守るのだ」としてアイヌ人の自由にまかせていないのだ。**

ただしこのとき、問題を旭川の特別事情による問題にしないために、『旧土人保護法』が差別をつくっている」のロジックを加え合わせる。

五十嵐広三「旭川市政と旧土人保護法」

『コタンの痕跡』, 1971. pp.23,24.

pp.23-25.

『北海道旧土人保護法』といういまわしい、屈辱的な呼び名の法律が現存することや、その法律によってアイヌの人たちが現在でも公文書では『旧土人』と呼ばれていることを知っている人は意外に少ない。……

保護法という名とは逆に、法によって人種を差別し、人権をおかし、生活に暗い影をなげかけ続けている。……

この法律ではアイヌの人たちを旧土人と呼ぶ。……近代文化を消化吸収し、現代社会に堂々と活躍している人びとを、民主主義を掲げる国の法律が、いまなお「旧土人」などと特異に呼称していることは許されることなのだろうか。

この動きに対し、「ウタリ協会」の理事「アイヌ」は、「保護法」を絶つので

はなくつなぐことに得があるとして、反対する。

そして、「新法」の実現に取り組むことになる。。

小川隆吉『おれのウチャシクマ』, 寿郎社, 2015.

p.131-136

ウタリ協会本部は、河野本道氏を委託者として採用し、アイヌ民族史づくりに取り組む事になった。持ち込まれた資料は、河野三代の集めた資料で、目録その他原本を見ることができた。札幌支部は沢井アキ支部長の提案で、学習会を週一回生活館で行うことにした。講師に、河野本道氏が来てくれました。

スタートから北海道旧土人保護法が国会に提案された議題、質問者発言、それに対する答弁、それに対する再質問とえんえんと続く。……

横路知事のもとで、国会に提出する議案を道議会で審議するための案の検討が始まった。北海学園大学理事長森本信夫委員長以下14名。私はウタリ協会の新法特別委員会のメンバーとして参加しました。そこに北星学園大学の土橋信夫先生がいた。

……

旧土人保護法がどんなものか調べて学習会をやるまでほとんど知らなかったんだ。あの学習会で初めてじかに読むことになったんだ。それは俺ばかりではなかったと思うよ。河野先生は毎回資料を持ってきてくれて、みんなが読めないとなると大きな声で読んでくれて、そのあと説明もしてくれた。俺らアイヌは聞く一方だった。参加者は、沢井アキさん、石井ポンベさん、早苗、その他何人もいた、ときには20人以上もいた。そのうち参加者は増えたけど酒を飲んでくるものがいたりして混雑したなあ。あの当時、金はとらないで教えてくれた学者は河野先生しかいなかった。講師にはそのあと山川カさん、釧路から山本多助エカシにも来てもらった。ピッキが講演したこともあった。……

新法の家がまとまってから、全道六地区で説明会をやった。俺は、二風谷、旭川、札幌に行った。説明は事務局長の伊端宏さんが主にやった。行った先では大変だった。旭川では、とにかく旧土人保護法があるうちは差別は無くなる。旧土人保護法さえ無くなればいい。俺たちは物乞いではないとか。こっちが、旧土人保護法に代えて次の時代をつくる法律なんだと言ったって分かってくれない。悔しい思いをした。旭川では、五十嵐市長の意見が強かった。平取では生活館でやった。この法律はアレも欲しい、これも欲しいという法律ではない、と言ったのに、「お前は共産党か」なんて言う声が出たり、「政府にあれこれ言ったってナンモナイさ」なんて諦めの発言もあった。札幌では、地名をアイヌ語に直して欲しいという声もあった。俺が説明すると、お前の話は長い、くどいって言われたり。どの地区も、女の人の発言が多かったし、とにかく一番多かったのは、経済問題。仕事がない、給料が安い、なんとかして欲しい。

その説明会が三月で、そのあと最後のまとめとなった。経済問題について「自立化基金」として政府に出させようとなった。それで五月の総

会で、満場一致となった。

法律案の中身をわかりやすくするのに「アイヌ民族に関する法律案の具体的な考え方」という冊子をつくったが、それは伊端事務局長がつくった。……

法律案を北海道知事——当時は横路さんだった——に出してから、「ウタリ問題懇話会」がつくれ俺もその委員になった。土橋先生がビデオでアメリカ、カナダの先住権の話をしたときにはよくわかった。他の先生の話すことはあんまり理解できなかった。そのころ、企業組合の倒産のあとで、足元がなんもなく、抜けた状態だったこともある。

けどウタリ協会から出た委員はみんな「アイヌ民族に関する法律(案)」をそのまま法律にして欲しいと発言した。

こうして、『アイヌ文化振興法』(1997)に至る。

しかし、要求が政治に回収されるとき、それは別モノになる。

——「アイヌ利権」に着地する。

小川隆吉『おれのウチャシクマ』, 寿郎社, 2015.

pp.137

「アイヌ文化振興法」ができる前の年の総会で、野村義一さんが理事長からおろされた。野村さんがアイヌ新法を実現する先頭に立っていたんだ。あの人は、新しいアイヌ法の下でも理事長を続けたいという気持ちがあったと思うよ。なのに理事会の投票をやったら笹村に決まってしまったんだ。同時に俺も理事から外された。あれはクーデターのようなものだった。ウタリ協会の転換点だったと思う。うしろで政治家が動いていたのでないか。一時「アイヌは日本人に同化して消滅した」なんて言う政治家もいた。

野村さんのあとウタリ協会理事長になった笹村は、「文化振興法」がウタリ協会のアイヌ新法案と全然違うのに一言も文句を言わないんだから。共有財産裁判にも何度も協力を頼みにいったけど全く何もしなかった。野村さんは裁判を支援する会の顧問になってくれた。白老まで大脇さんと頼みに行ったんだ。

あとから考えると、旧土人保護法廃止を前提として新法をつくらう、というのは間違いだった。旧法と一緒に共有財産が持って行かれてしまっ、文化、文化の一本になってしまっ、今のありさまだ。

ここで小川は、勘違いしているわけである。

事態の流れを「アイヌの事業」のように思っている。

事実は、「アイヌ」は、「アイヌ利権」グループの中の一役割に過ぎないということである。

着地点は最初から「アイヌ利権」と決まっている。

8.4.3 「アイヌ法」と「アイヌ民族」の関係

「アイヌ特権」について民族派「アイヌ」が立てるロジックは、つぎのものである：

萱野茂『アイヌの碑』(朝日文庫), 朝日新聞社, 1980.

今まで何かと差別されてきた先住者のわたしたちアイヌの生活の向上のために、思い切った政策を実行して欲しい。

家を不自由している人には家を建てて入れること。

向学心に燃えても家庭の経済的事情で進学できない人には国費を出してやること。

数の少ないアイヌだけでは国会議員、道会議員を選出することができないので、それを選出できる法律や条例をつくること。

アイヌ語を復活させ、アイヌ文化の大切さを教えるため、希望する地域にはアイヌ語教育をする幼稚園、小・中学校、高校、大学を設置する。

そして、これらに必要な経費は国や道が出す。

元々の地主に今まで払わなかった年貢を払うつもりで出すこと……

「アイヌ法」は、このロジックを受け入れたものでない。

誤解されやすいところなので、このことを押さえておくとする。

「アイヌ法」に基づく「アイヌ特権」は、《先祖がかくかくしかじかなので、その子孫を特別扱いする》のロジックでやっているのではない。

政治は、法治主義である。

法治主義の政治は、《先祖がかくかくしかじかなので、その子孫を特別扱いする》という形の法は、つくらない。

認定の条件規定がわけのわからないものになるからである。

「アイヌ法」の「アイヌ特権」は、過去のことを理由にしているのではない。

法は、現在のことを理由にしなければならない。

ここで「アイヌ民族」の出番となるわけである。

「アイヌ法」は、「アイヌ民族」には特権を与える」という法である。

実際は《先祖がかくかくしかじかなので、その子孫を特別扱いする》をやっているのだが、これでは法にならないので、「アイヌ民族」には特権を与える」の格好にしているわけである。

さらに、「アイヌ法」は、民族派「アイヌ」の要求に応じたものではない。

力関係を考えれば、民族派「アイヌ」を利用する「アイヌ利権」グループの

要求に応じたもの、ということになる。

アイヌの子孫の特別扱いは、「アイヌ利権」が理由である。

民族派 "アイヌ" を特別扱いするのは、それが利権になっているからである。

民族派 "アイヌ" は、「アイヌ利権」の支えによって存在できている。

この構造を、よくよく吟味すべし。

8.5 「族議員」

8.5.0 要旨

8.5.1 岡田春夫

8.5.2 鈴木宗男

8.5.3 町村信孝

8.5.0 要旨

政治家には、「族議員」が存在する。

「〇〇族」と呼ばれ、「〇〇」には「大蔵」とか「道路」とか「文教」とかのことが入る。

そして、「〇〇」には「"アイヌ"」のことも入る。

"アイヌ"族議員は、大物では、鈴木宗男と故町村信孝がそうである。

実際、「北海道地盤の政治家」には、「"アイヌ"と無難にやっていく」が含まれる。

そして、「"アイヌ"と無難にやるとは、《組織の幹部と懇意になり、組織がおとなしくしてくれることの見返りに、「アイヌ"施策を約する》立場になるということである。

「是非も無し」である。

ただ、この「是非も無し」は、大事を壊す。

政治家は、ファース・プライオリティを立てる。

そして、ファース・プライオリティを実現するためには、これに伴う犠牲は目をつぶるものであると定める。

しかしその政治家は、一つの個性・器量・限界である。

一つの個性・器量・限界が定めた「ファース・プライオリティ」と「目をつぶるもの」は、その個性・器量・限界の「主観」である。

そこで、犠牲にしたものの方が実はずっと大事なものだったりする。

国会採決の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」(2008)は、歴史の改竄である。

この「決議案」の実現に働いたのが、鈴木宗男、町村信孝である。

彼らにとって、歴史改竄は「目をつぶるもの」になる。

"アイヌ"族議員は、＜言論の自由＞にとって困った存在になる。

アイヌイデオロギーがすることば狩り・言論封じに加担する者になるからである。

実際、アイヌイデオロギーから「アイヌ差別者」と摘発される者が自党の中から出てきたら、「アイヌ"族議員はその者の処分に動く。

そしてこの「摘発—処分」連係プレイが、アイヌイデオロギーをますます図に乗せることになる。

8.5.1 岡田春夫

・「アイヌ予算」獲得

第71回衆議院 予算委員会第三分科会 昭和48年3月5日第3号, 1973.

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin>

/071/0388/07103050388003.pdf

○岡田(春)分科員

…… それからも一つ、これで終わりますが、昨年の予算のときに、アイヌ民族から、福祉基金をぜひつくってくれ——金額だって少ないのですよ。

三億円なんです。

それでもいいから福祉基金をつくってくれということで、厚生省もその当時やる気になって大蔵省に話をしたら、うまくいかなかった。

しかし、これは昨年の社会労働委員会のここにおられる社会局長の答弁によると、ことしは調査費だけつけたが、「できれば四十八年度からそれを予算上も実施に移したい、大蔵省もウタリに対してある程度の予算を組むということは反対ではございませんので、計画さえしっかりしたものを持っていけば、これは実現可能だと思います。」ここまではっきり言っているのです。

ところが、ウタリの福祉基金はことしの予算要求に出てないのです。

調査費だけつけて、あとはそのままにしまった。

私はこういうことをやってはしけないのだと思う。

ウタリの人に対してここまで約束しているのならば、四十八年度でどうしてもできなければ、これはもう一度調査費をつけるなり何なりして、この次の年度にやりますとか何とかということをはっきりしてもらわないと、まさに背信行為だといわなければならない。

これは実際に今後おやりになるのかどうか、この点を含めて明快な御答弁を伺って、私は質問を終えたいと思うのです。

○加藤(威)政府委員

ウタリ福祉基金につきましては、確かに先生御指摘のような事実があったわけでございます。

これは実は四十八年度でもできれば具体化したいと考えたのでございますが、問題は、やはりその実態調査を踏まえた上でその福祉基金をつくるかどうかということをお願いしようとしたわけでございますが、その実態調査が予算編成までに間に合わなかったという事実があるわけでございます。そういうことで四十八年度予算につきましてはウタリ基金というものは具体化できなかったわけでございます。

現に北海道庁からの四十八年度予算の、ウタリについてこういうことをやってもらいたいという中にも、ウタリ基金の問題は出てないわけでございます。

そういうことで道庁もやむを得ないと認めたわけでございます。
今後につきましては、この実態調査を踏まえましてウタリ福祉基金という
形でやったらいいのかどうか、あるいは補助金政策でやったらいいのかど
うか、そういう点を含めまして十分考えたいと思います。
とにかく対策を打ち出すということにいたしたいと思います。

こうして、「ウタリ福祉基金」は実現した。

昭和 49 年度が開始年度である。

そしてこれは、以降いままでも、つぎのように続いている：

- ・ 昭和 47 年実態調査
→ 第 1 次ウタリ福祉対策（昭和 49 年度～昭和 55 年度）
- ・ 昭和 54 年実態調査
→ 第 2 次ウタリ福祉対策（昭和 56 年度～昭和 62 年度）
- ・ 昭和 61 年実態調査
→ 第 3 次ウタリ福祉対策（昭和 63 年度～平成 6 年度）
- ・ 平成 5 年実態調査
→ 第 4 次ウタリ福祉対策（平成 7 年度～平成 13 年度）
- ・ 平成 11 年実態調査
→ 第 1 次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策
(平成 14 年度～平成 20 年度)
- ・ 平成 18 年実態調査
→ 第 2 次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策
(平成 21 年度～平成 27 年度)

ちなみに、最近の「アイヌ政策関連予算」の額はつぎの通り：

26 年度：11 億 4387 万円

25 年度：12 億 10 万円

(「アイヌ生活向上推進方策検討会議の設置について」, 北海道, 2014)

- ・ 「萱野茂予算」獲得

第 71 回 衆議院 予算委員会第三分科会 昭和 48 年 3 月 5 日 第 3 号, 1973.

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/071/0388/07103050388003.pdf>

○岡田(春)分科員

……

もう一つは、北海道の問題でございますので長官に伺っておきたいのは、
アイヌ民族の文化というのは非常にすぐれたものがありますが、たとえば

ユーカラの伝承などといって、文字がないものですから伝承しているわけ
ですね。

これはアイヌ民族自身がいま残そうというので文字化している。

これなんかでも、自分の経費で、自分の負担で苦しいながらやっているわ
けですよ。

しかもウエベケレというのがあるそうです。

このウエベケレというのは、北海道の日高にあるアイヌ民族の研究者が
自費でやっている。

本にして五十巻になるそうです。

こういうものは、やはり厚生省にしても北海道開発庁にしても、自分のほ
うの所管外であっても、これは文部省になるかもしれませんが、**こういう
ものには金を出して**、重要な文化資産ということですから、ひとつ積極的に
に援助をするようなことも、北海道開発庁長官としても積極的な姿勢が私
は望ましいのですが、この点を伺っておきたい。

○江崎国務大臣

……

なお第二点のウエベケレ、これは五十巻から成るもので、金田一京助先生
のお弟子の知里真志保さんですか、自費をもって一生懸命研究して今日
完成されたということ聞いております。

これは学術的価値の高いものであれば、当然文部省がその研究の成果を刊
行物として補助する、そういう制度もあるように聞いておりますので、こ
れは、文部政務次官もあそこにおられますが、ぜひひとつ協議をいたしま
して、これはわが少数民族の高い文化というものを将来に伝える意味から
も望ましいことだと思います。

特に金田一先生がなくなられたあと火が消えるというようなことがあって
はなりませんので、こういうものについては、特に北海道開発庁としても
文部省を中心にひとつできるだけ補助が実現するように推進をしてまいり
たい。……

○岡田(春)分科員

若干あなた勘違いがあるのですよ。

完成したんじゃない、いまやっているのです。

それは金田一博士の問題となりますと、アイヌ民族からは問題があるの
です。

金田一博士をアイヌ民族が信頼したかどうかというのはまた別問題です。
知里博士の問題になるとまた別ですが、いまやっておるのは新しい問題で
す。

萱野という人がやっている。

第一巻をいまようやく始めたところです。

ですから、これは前のと全然違うのですから、ちょうど政務次官もおられ
ますから、ひとつお調べいただいて、**ぜひ補助をいただきたい。**

こうして、萱野への「援助」が実現する。

以下が、この「援助」の〈費用対効果比〉である：

asahi.com 2006-08-12

http://www.asahi.com/culture/news_culture
/TKY200608120394.html

アイヌの遺産「金成マツノート」の翻訳打ち切りへ

2006年08月12日23時04分

アイヌ民族の英雄叙事詩・ユーカラが大量に書き残され、貴重な遺産とされる「金成（かなり）マツノート」の翻訳が打ち切りの危機にある。言語学者の故・金田一京助氏と5月に亡くなった萱野茂氏が約44年間に33話を訳した。さらに49話が残っているが、事業を続けてきた北海道は「一定の成果が出た」として、文化庁などに07年度で終了する意思を伝えている。

ユーカラは、アイヌ民族の間で口頭で語り継がれてきた。英雄ポンヤウンペが神様と闘ったり、死んだ恋人を生き返らせたりする物語。

昭和初期、キリスト教伝道学校で英語教育を受けた登別市の金成マツさん（1875～1961）が、文字を持たないアイヌの言葉をローマ字表記で約100冊のノートに書きつづった。92の話（10話は行方不明）のうち、金田一氏が9話を訳し、萱野氏は79年から道教委の委託で翻訳作業を続けてきた。その成果は「ユーカラ集」として刊行され、大学や図書館に配布された。アイヌ語は明治政府以降の同化政策の中で失われ、最近では保存の重要性が見直されつつあるが、自由に使えるのは萱野氏ら数人に限られていた。

文化庁は「金成マツノート」の翻訳に民俗文化財調査費から28年間、年に数百万円を支出してきた。今年度予算は1500万円のうち、半額を翻訳に助成。同予算は各地の文化財の調査にも使われる。

これまでのペースでは、全訳するのに50年程度かかりかねない。文化庁は、「一つの事業がこれだけ続いてきたことは異例」であり、特定の地域だけ特別扱いはできないという。これをうけ、北海道は30年目を迎える07年度で終了する方針を関係団体に伝えた。

道教委は「全訳しないといけないとは思いますが、一度、区切りを付け、何らかの別の展開を考えたい」としている。

樺太アイヌ語学研究者の村崎恭子・元横浜国立大学教授は「金成マツノートは、日本語でいえば大和朝廷の古事記にあたる物語で、大切な遺産。アイヌ民族の歴史認識が伝えられており、全訳されることで資料としての価値が高まる」と話している。

この〈費用対効果比〉は、「金成マツノート翻訳」が「アイヌ利権」であっ

たことを示す。

・「北海道アイヌ中国訪問団」

惠原琢躬「札幌——広州メモ」

『北海道アイヌ中国訪問団記』,1974, pp.7-17.

pp.7-8

まず"経過説明"が、行われた。

『日中国交回復前の1971年7月29日、社会党の川村清一参議院議員や岡田[春夫, 社会党衆議院議員]氏の案内で、中日備忘録貿易弁事処主任代理の王作田氏、文匯報駐日記者の蔣道鼎氏らが、平取町二風谷を来訪し、アイヌの歴史や現状、少数民族問題で意見を交換。

11月21日、岡田氏が平取町二風谷を訪れ、マンロー記念館での懇談会の席上、王作田氏より二風谷に対して中国への招待の意向があったと報告をした。

1972年10月22日、北京日報記者王泰平氏が、岡田氏の案内で北海道新聞社の記者と共に、平取町二風谷の貝沢正氏宅を訪問し、意見を交換した。

1973年2月5日、貝沢氏と沢井氏が岡田氏の案内で、中日備忘録貿易弁事処を訪問、王作田氏と蔣道鼎氏に会って、10名位で訪中したい旨申し入れる。

10月、岡田氏が訪中の際、中日友好協会の廖承志会長、孫平化秘書長と会見。アイヌ訪中について、更に申し入れたところ、陳楚駐日大使と相談のうえ、決定したいとの返答があった。

12月1日、陳楚大使、蕭向前参事官夫妻他6人が平取町を訪問、二風谷生活館で約20人と懇談した。その席上、貝沢氏が「中国の少数民族の現状を知りたい、アイヌとの交流の場をもうけて欲しい。」と、要望した。これに対して、陳楚大使は、

「中国には50族余、約3000万人の少数民族がいる。革命後、一切差別はなく、平和に暮している。アイヌの人達を中国へ招待したい。」

との意向を明らかにした。

次いで、旭川での陳楚大使歓迎パーティの席上、門別氏らにも招待したいとの話があった。

1974年1月4日、中日友好協会はアイヌ訪中団15人以内を3週間招待する旨、駐日中国大使館へ打電があったと、王作田氏から岡田氏へ連絡。

この後、平取町二風谷で貝沢氏がとりまとめ役となり、人選に入った。

……』

……

また"団の目的"では、

『七億人余りの人口を有する中国（最近の中国の発表では八億人）は多民

族国家で、94%の多数を占める漢族の中で最も少ない500人又は2500人の極めて少ない人口にはじまり、50余りの少数民族が**差別もなく卑屈もなく**、新しい国づくりに励んでいると聞く。これらの人々と親しく話し合い、交流を深め、意識を学び、私達アイヌのおかれている現状をふまえ、新しい方向への一つの糸口を見出していきたい。』

p.9.

岡田春夫氏の話では、中国が少数民族を団体に招待したのはアイヌ訪中団が初めてであり、朝日新聞の中国担当記者によると、アイヌ訪中后、他の国の少数民族が次々に中国を訪問しているという。

岡田氏は、

「蒋介石の国民政府時代には、中国ではアイヌを『哀奴』とか『愛奴』と表記していた。しかし、解放後は『阿伊努』と表記している。『阿』は尊称、『伊』は彼、三人称、『努』は努力で、『努力をしているあの人達』という意味である。

中国は国内のみならず、国外での民族差別にも反対すると表明している」

と訪中国に説明した。

8.5.2 鈴木宗男

"アイヌ" 予算は、根拠が要る。

根拠は、法、そして政策である。

そこで、"アイヌ" 予算実現を目論む者の取り組みは、"アイヌ" 予算の根拠になる法・政策の実現である。

"アイヌ" 法・政策を実現する作業は、外堀、内堀と順に埋めていく戦である。この戦をやったのが、鈴木宗男である。

もちろん、独りの仕事ではない。

時の内閣官房長官町村信孝との関係プレイがあった。

その関係プレイには、北海道知事高橋はるみ（はたまた北海道新聞）の姿も見える。

こうして、いまの"アイヌ" 予算がある。

「"アイヌ" 予算盗り」の戦の中では、重要な「堀を埋める」に、「アイヌ民族 / 先住民族」の国会通過があった。

実際、鈴木宗男にとっての戦果は、「アイヌ民族 / 先住民族」の方になる。

鈴木宗男は

「アイヌ民族の先住民族としての権利を保障するための
アイヌ基本法の様な、根本的、基本的な法律を制定」

を目論み、そしてその先に、彼の独特な考え方を以て「北方領土返還」を描いていた。

ただし、「鈴木宗男事件」により2010年に議員を失職することとなり、それは成らずに終わった。

外堀、内堀と順に埋めていく作業の最初の足場は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2006-06-29 人権理事会, 2007-09-13 総会) である。これを足場にして、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」を実現する。

つぎに、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」(2008-06-06) を足場にして、「有識者会議」を立ち上げさせる。

この中に、"アイヌ" を入れる。

そして、所期のアイヌ政策を「有識者会議」から引き出す。

これで、所期のアイヌ政策の実現となる。

足場を一段ずつ積むこの作業は、<しつこさ>の勝負である。

<相手を根負けさせる>が、この場合の<勝つ>である。

この模様を、官邸宛「質問主意書」と「答弁書」の往復に見ることができる：

- 2005-10-03 アイヌ民族の先住権に関する質問主意書
- 2005-10-31 アイヌ民族の先住権に関する再質問主意書
- 2006-03-13 民族の定義に関する質問主意書
- 2006-06-29 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(国連人権理事会採択)
- 2007-01-25 アイヌ民族の先住民族としての権利に関する質問主意書
- 2007-09-13 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(国連総会採択)
- 2007-09-14 国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する質問主意書
- 2007-10-02 国連における先住民族の権利宣言を受けての
我が国政府の取り組みに関する質問主意書
- 2007-10-09 国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する
第三回質問主意書
- 2007-12-04 国連における先住民族の権利宣言を受けての
我が国政府の対応に関する質問主意書
- 2008-03-04 先住民族の定義及びアイヌ民族の先住民族としての
権利確立に向けた政府の取り組みに関する質問主意書
- 2008-03-14 先住民族の定義及びアイヌ民族の先住民族としての
権利確立に向けた政府の取り組みに関する再質問主意書
- 2008-05-12 先住民族の定義及びアイヌ民族の先住民族としての
権利確立に向けた政府の取り組みに関する第三回質問主意書
- 2008-06-04 町村官房長官 → 高橋はるみ北海道知事「議論の場」発言
- 2008-06-05 アイヌ民族の先住民族としての
権利確立を審議する有識者懇談会設置に関する質問主意書
- 2008-06-06 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」
- 2008-06-06 アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議
を受けての政府の取り組み等に関する質問主意書
- 2008-06-06 福田康夫内閣総理大臣の「有識者懇談会」発言
- 2008-06-06 町村信孝内閣官房長官の「必要なときに意見をいただく」発言
- 2008-06-09 アイヌ民族の先住民族としての権利について審議する有識者
懇談会に対する内閣官房長官の見解等に関する質問主意書
- 2008-06-18 アイヌ民族の先住民族としての権利について審議する有識者
懇談会に対する内閣官房長官の見解等に関する再質問主意書
- 2008-07-01 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会設置が決定
- 2008-09-25 政府によるアイヌ民族政策の展開等に関する質問主意書
- 2008-10-03 ビザなし交流で日本を訪問しているロシア人訪問団長による
北方四島をアイヌ民族の独立国にするという提案に対する
政府の認識等に関する質問主意書
- 2008-10-09 千島列島におけるアイヌ民族の先住性に関する質問主意書
- 2009-03-13 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等
に関する質問主意書
- 2009-06-10 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等
に関する再質問主意書

この後の流れは、つぎのようにになっている：

2009-07 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書提出

鈴木宗男とアイヌ協会の懇談テープ (2009-10)

(砂澤陣『北海道が危ない!』, 育鵬社, 2016.)

pp.136-139 (抜粋)

協会幹部

「我々に(国からの)資金援助をお願いしたい。
国連でもそのように言っておりますから。
踊りとか唄の保存会とか、アイヌ協会本部への助成も考えると、2億円
ぐらい必要じゃないか」

「政府の総合政策室に協会事務局長を入れてほしい。
国では、国家公務員でないと入れないなどと訳の分からないことを言っ
ているが、だったら(事務局長を)国家公務員にすればいい」

「札幌市埋蔵文化財センターの遺跡研究や調査活動にアイヌ民族を採用
していただきますようお願いします」

「札幌市職員にアイヌ民族の特別雇用枠を制度化するよう要望いたしま
す」

「札幌アイヌ文化交流センターの施設管理ですが、全面的な事業委託の
実現を要望したい」

「ピリカコタンの隣にアパート方式で30世帯ほど住めるようなマン
ションを建てて住まわせてください」

「(国側は当初、審議会のメンバーを)9人でやりたいと、3人はアイヌ、
3人は官房長官ら行政職、あと3人は有識者だと、こういう驚くことを
言っていたんですが、そんなことでは私たちはもう納得できません」

「(望ましいメンバー構成は)アイヌ民族5人と、私たちが推薦する有識
者5人。
あと5人は国が推薦する有識者でもどうぞ入れてくださいと、この15
人をお願いしますというのが、アイヌ民族の要望でございます」

鈴木宗男

「(望ましいメンバー構成については)みなさんが言った5人、5人、5人。
その説明は分かりやすいと思いますからやっていきたい」

「(遺跡研究などへのアイヌ採用については)歴史的な意味があるんだか
ら、ここはすごくアピールしていい話」

「(市職員への特別雇用枠については)最初から職員だと試験とか何とか

あるから、アイヌの専門家ということで、囑託でまず入らせる。
入ってしまったら、逆に相手の急所をつかまえる」

「(事業委託の要望については)市側は財源の持ち出しがあるものですか
ら躊躇していると思いますけど、それは特別交付税で面倒みるとか何と
か、知恵の出し方があると思います」

「(活動費については)いろんな会合なり出張で、みなさんが自前で行
くっていうのも大変ですね。
そういった活動費については、国は国で役割があるし、北海道もそれな
りに負担してもらわないと困りますね」

2009-12 「アイヌ政策推進会議」発足

2010-03 「民族共生の象徴となる空間」「北海道外アイヌの生活
実態調査」両作業部会設置

2011-06 両作業部会から報告書提出

2011-08 「政策推進作業部会」設置

2012-06 『国民理解を促進するための活動(戦略的広報)について』

2014-06 『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴と
なる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について』

「2016 理事長メッセージ」/アイヌ協会 HP

新たな法律制定については、アイヌ政策推進会議が開催された昨年10月
1日も、総理官邸において国が主体となった総合的な政策の根拠となる法
律の制定のための要望書を高橋知事と並んで菅官房長官に手渡したところ
ですし、本年3月28日も鈴木宗男新党大地代表のご配慮により、菅義
偉官房長官に直接お会いし、改めて要望書を手交し、立法への検討に着手
したいとの前向きな意向を伺ったところです。

8.5.3 町村信孝

「アイヌ法」の実現では、鈴木宗男(国会)と町村信孝(政府)の連携プレ
イが効いている。

北海道新聞, 2008-05-23.

有識者懇設置を要請 道ウタリ協
政府側検討の方針

北海道ウタリ協会の加藤忠理事長は二十二日、首相官邸で町村信孝官房
長官と会談し、政府がアイヌ民族を先住民族と認め、先住民族としての権
利を審議する有識者懇談会を官邸に設置するよう求める要望書を提出し
た。政府高官は同日夜、**国会決議が採択された場合**、有識者懇設置を検討
する考えを示した。

町村氏は会談で、要望に対し「しっかりやります」と答えた。加藤氏は
会談後、記者団に「世界では先住民族が認知されているが、国内ではアイ
ヌ民族は置き去りになってきた」と述べ、有識者懇設置に期待感を示した。
要望書はこのほか、アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上のため、法
的措置による総合的施策の確立も訴えている。

会談には、超党派の「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」代表の
今津寛自民党道連会長や鳩山由紀夫民主党幹事長らも同席した。

第169回国会 本会議 第25号, 2008-06-06.

○議長(江田五月君) 次に、アイヌ民族を先住民族とすることを求める
決議案の採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投
票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一

賛成 二百三十一

反対 ○

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(江田五月君) **ただいまの決議に対し、町村国務大臣から発言を
求められました。**国務大臣町村内閣官房長官。

(国務大臣町村信孝君登壇、拍手)

○国務大臣(町村信孝君) **ただいまの決議に対して所信を申し述べます。**
アイヌの人々に関しましては、政府はこれまでも、平成八年のウタリ対
策のあり方に関する有識者懇談会報告書等を踏まえ、文化振興等に関する

施策を推進してきたところであります。

ただいま採択された決議でも述べられているように、我が国が近代化する過程において、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実について、政府として改めてこれを厳粛に受け止めたいと思います。

また、政府としては、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下、先住民族の権利に関する国際連合宣言における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組む所存であります。

アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、多様な価値観が共生し、活力ある社会を形成する共生社会を実現することにも資するとの確信の下、政府は、これからもアイヌ政策の推進に取り組む所存であります。(拍手)

毎日新聞, 2008-06-06

「アイヌは先住民族」初の国会決議、採択

政府、認定に前向き

■解説 ◇国連宣言の「外圧」で動く

アイヌの先住民族認定へ向け、ようやく国会の意思が一つになった。昨年9月に国連で採択された先住民族の権利宣言、7月にアイヌの先住地・北海道で開かれるサミット（主要国首脳会議）という「外圧」が国会を動かしたとも言える。今後は政府がサミットまでに先住民族認定に踏み切ることが焦点となる。

決議の動きは国連宣言を受けて始まった。自民党の今津寛衆院議員や民主党の鳩山由紀夫幹事長ら北海道選出議員が中心となり、7月の北海道洞爺湖サミットまでに先住民族認定を実現しようと超党派の議員連盟「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」を3月に結成し、政府と水面下で調整しながら決議の文案をまとめた。

ただ、政府・自民党内には過去のアイヌ政策を否定することへの抵抗感や、先住権として土地などの財産権、国会議席の民族枠などの政治的権利を要求されることへの警戒感が強い。同会が作成した当初の原案にはアイヌの歴史に関し「労働力として拘束、収奪された」「『同化政策』により伝統的な生活が制限、禁止された」などの記述があったが、自民党内の反発で削除された経緯もある。

国連宣言は土地権や自決権、教育権など、先住民族の権利として46項目を挙げている。政府は、有識者会議で具体的な先住権の中身を検討することになるが、国連宣言に賛成しながらアイヌの先住権を認めない「内と外の使い分け」はもう許されない。【千々部一好】

に関する質問主意書」2009-03-13.

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a171209.htm

昨年六月六日、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議（以下、「決議」という。）がなされ、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（以下、「有識者懇」という。）が発足した。右を踏まえ、質問する。

……二 「決議」が議決された後の、昨年六月六日における**当時の町村信孝内閣官房長官の所信**（以下、「所信」という。）に「我が国が近代化する過程において、法的にはひとしく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実について、政府として改めてこれを厳粛に受けとめたいと思います。」とある**様に**、アイヌ民族が我が国社会において様々な差別を受け、結果として貧窮を余儀なくされてきたことは紛れもない事実であると考える。

「有識者懇」に対しては、これまで北海道内外のアイヌ民族や市民団体等、様々なグループによりアイヌ民族の権利確立に向けた様々な意見が出されていると思料するが、例えばその中には、右で触れた点について政府に謝罪を求める意見や、これまでのアイヌ民族に対する差別の実態を審議する機関の設置を求める意見もあると承知する。「有識者懇」においては、本年七月を目処に、政府に対して最終報告書（以下、「報告書」という。）を提出すべく、現在様々な議論を行っているものと考えているが、政府として、「有識者懇」において右の意見が議論の対象とされているか、または「報告書」を政府に提出する際に、右の意見を踏まえた報告がなされるかどうか把握しているか。

鈴木宗男「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等

8.6 「アイヌ予算」

8.6.0 要旨

8.6.1 "アイヌ" 予算の額と項目

8.6.2 生活手当

8.6.3 設備・施設事業手当

8.6.4 報酬・旅費日当

8.6.0 要旨

鳩沢佐美夫：『対談「アイヌ」』日高文芸，第6号，1970。

(『沙流川—鳩沢佐美夫遺稿』，草風館，1995，pp.153-215)

だから、過去の不当性を口にすると、なんかたまらなく空しいんだ……。

なぜに、今こそ、この時点で……とね。

そして一方に、媚びるような姿を見たり言葉を聞くと、傲慢にも腹立たしくなるんだ。

——被害者は、お前たちばかりじゃないだろう……って——。

戦後ッ子のあんたは見たことがあるかどうかわかんないけどね、以前に " 傷病軍人 " といって、募金箱を持った白衣姿の復員兵を街角などでよく見かけたもんだ。

この人たちは、第二次大戦で負傷し、手足をもぎとられたりした痛ましい戦争の犠牲者たちだ。

ところがあまりにも同情をかうような恰好をしたり、執劫に列車内などを戦争の不当性を訴えながら募金を呼びかけるんでね、国民からそっぽを向かれちゃった——。

つまり、戦争の犠牲者はあんたたちばかりじゃない——ってね。

あの戦争で肉親を失ったり、家を焼かれた人、また精神的にも死をも体験するような被害を、当時の国民は皆蒙ったんだ。

そんなことで、この犠牲者も、いつしかわれわれの前から姿を消しちゃった——ね。

それだけに、アイヌ問題もそうならないように……。

現に、A市 [旭川市のこと] で持ち上がった旧土人保護法廃止の声、これなどね、はたして、アイヌ問題を真に考えてのうえでの発言かどうか——。この法案を残しておいては、和人の非を認めるようなものだしね、廃止を叫べば、人道上も共感を呼ぶわけだ。

その一方に、アイヌを利用したような形の行事や産業には、この市も積極的だ。

数年前には、大々的なアイヌ祭と銘打ったり、その木彫のオートメ化、僕はまだ訪れたことがないが、この市管轄内にもアイヌ部落があるようだし——。

またこの春は、開道百年祭記念とかで何か像を作ったらしい。

そこに坐ったアイヌがいるが、差別だ、立たせる！立たせない！でだいぶ新聞が賑わった。

するとね、立つとか、坐ったとかが問題じゃない、観光アイヌの一掃こそが先だ！——、という声が、本州読者から出て来る。

その物議をかもした記念像がだ、完成してきてその作者とそのヒューマンな市長が、相乗りで凱旋よろしく市中パレード…… ついに、三日前テレビに出たばかりだ。

ね、これらをよく状況を通さず云々したくはない。でも、つまりだよ、観光とアイヌ、木彫とアイヌ、北海道とアイヌ——ね、このイメージ化で、アイヌの今日的問題が打ち消され、俗化されたみやげ店や、行事演出の悪徳和人どもの非が、物の言えないアイヌ、哀れなアイヌ——のうえにのみ、全部ひっかぶされる。

——だから、傷病というハンディを背負って生涯を通さなければならない犠牲者（傷病軍人）——。この人たちのように、いつまでも外見上の売込みだけにすがってはいは、やがてね、本質的な現象が葬られ、虚構だけがのさばり出す……。

そうなのは、もう手の打ちようがないぜ。

そして、実際そうになってしまい、手の打ちようがなくなったのが、いまである。

"アイヌ" は、"アイヌ" 予算を獲得し、そのことで

「"アイヌ" は、施しを受ける者」

「"アイヌ" は、見世物」

を自ら確定する者となった。

いま "アイヌ" とは、人のつぎの存り方のことである：

国に、施しをさせる

国に、見世物の元締め（機関を設け経費を出す）をさせる

"アイヌ" は、「アイヌ系統の者」のことではない。

アイヌ終焉後のアイヌ系統世代は、つぎの二通りになる：

a. 「アイヌ系統」を、自分の売りにする

b. 「アイヌ系統」を、自分の売りにしない

"アイヌ" は a であり、アイヌ系統の者の一部である。

そして、"アイヌ" は「アイヌ」を自称するが、これは「アイヌ」僭称である。

（アイヌは終焉した——存在しない。）

"アイヌ" は、自分らへの批判を「アイヌ差別」「アイヌ・ヘイト」に替える。

しかし、彼らは、アイヌとは何の関係もない者たちである。

アイヌをよく知る者というでもない。

彼らは、アイヌのシロートである。

彼らは、"アイヌ" のパフォーマンスをする。

しかし、そのパフォーマンスは、アイヌとは何の関係もないものである。

"アイヌ" 予算は、このような "アイヌ" に対して措置されるものである。

この構図は、"アイヌ" にとっても居心地の悪いものである。

彼らは、この虚構がいつ曝かれるか、不安に思う。

しかし、不安よりも、惰性が強い。

そして「連帯」（「同類が大勢だから案ずることはない」）を思うことで、不安を抑える。

この体制を率いている者たちも、自身をくひっこみが見つからない者にしてしまっているの、惰性でいくしかない。

"アイヌ" 予算は、このようなダイナミクスにより、安定・固定している。

——「もう手の打ちようがないぜ」

8.6.1 "アイヌ" 予算の額と項目

アイヌは、終焉した存在である。

いま「アイヌ」を自称する者は、アイヌではない。

いま「アイヌ」を自称することは、「アイヌ」の僭称である。

本論考は、「アイヌ」僭称者を、「アイヌ」と表現してきた。

「アイヌ関連予算」は、「アイヌ」予算である。

そして、「アイヌ」の存在の意味は、「アイヌ」予算である。

実際、「アイヌ」予算があることで、「アイヌ」が顧みられる存在になる。

「アイヌ」予算が、「アイヌ」という存り方を定めている。

そこで、「アイヌ」予算を捉えることが、「アイヌ」を捉えることである。

「アイヌ」予算とは、どのようなものか。

まずは、「アイヌ」予算の額と項目の概観から。

以下、任意に文書を引く：

A. アイヌ関連概算要求

（「アイヌ政策の概要（平成 28 年度予算概算要求額）について」
内閣官房アイヌ総合政策室，2015-08-31）

平成28年度アイヌ政策関係概算要求額合計		13億7200万円
1. 「民族共生の象徴となる空間」の具体化		
○博物館の整備及び運営準備 ・国立のアイヌ文化博物館（仮称）の建築設計、 展示設計等	文部科学省	3億5700万円
○公園の整備 ・国立の民族共生公園（仮称）の設計等の実施	国土交通省	9000万円
○アイヌ遺骨等の保管施設の整備に向けた調査等 ・施設整備予定地の調査・測量、土地造成設計等	国土交通省	5000万円
○体験交流等活動に関する調査 ・アイヌの伝統等に係る体験交流等活動プログラムの 取りまとめ	国土交通省	2400万円
○情報発信方策に関する調査 ・海外に向けた象徴空間及びアイヌ文化等に関する 情報発信方策の取りまとめ	国土交通省	1500万円
○大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた 手続等に関する調査研究 ・大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた 手続等の在り方に係る調査研究、検討を実施。	文部科学省	900万円

2. アイヌ文化の振興、普及啓発		3億3800万円
○アイヌ文化財団への補助等 ・アイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興及び アイヌの伝統等に関する普及啓発を図るため、 指定法人であるアイヌ文化財団に対して補助金を交付。 交付先：アイヌ文化振興・研究推進機構	国土交通省 文部科学省	3億2300万円
○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究 ・アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業	文部科学省	1500万円
3. アイヌ生活向上		4億5800万円
(1) 北海道内施策 アイヌの人々の社会的・経済的な地位の向上を図るため、 北海道が実施するアイヌ生活向上関連施策の推進を支援。		
○修学の支援 (高校生、大学生等に対する奨学金等) 補助先：北海道	文部科学省	1億0500万円
○雇用・生活の安定 (職業相談等の就職支援、生活館の運営等) 「職業訓練受講奨励/支度金」補助先：北海道 「生活館運営費等」補助先：北海道、札幌市、旭川市 「地方改善施設整備費」補助先：北海道、市町村	厚生労働省	1億2800万円
○農林漁業の振興 (経営近代化施設の整備等に対する補助) 補助先：北海道	農林水産省	2億1700万円
○中小企業の産業振興 (民工芸品展示会、研修会開催等に対する補助) 補助先：北海道アイヌ協会	経済産業省	700万円
○生活環境の改善 (住宅新築資金等の貸付事業に対する支援) 交付先：北海道	国土交通省	
(2) 全国の見地からの施策		
○修学の支援 (大学生等に対する奨学金)	文部科学省	
○生活の安定 (生活相談)	厚生労働省	
4. その他		3100万円
○アイヌの人々の人権擁護の観点からの啓発 ・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくすため、 インターネットのバナー広告を活用し、 アイヌの人々に対する国民理解を促進。	法務省	400万円
○アイヌ政策推進会議の開催等に係る経費 ・アイヌ政策推進会議の開催等により、 総合的・効果的なアイヌ政策を推進。	内閣官房	2700万円
○北海道大学におけるアイヌ・先住民との文化的共生 に関する総合的・実践的研究 ・北海道大学において、アイヌ・先住民に関する総合的・ 実践的研究を実施。	文部科学省	
○標識等におけるアイヌ語地名や地名由来の表記促進 ・河川名標識や国立公園内の標識等において、 アイヌ語地名や地名由来の表記を促進。	国土交通省 環境省	

B. 北海道のアイヌ関係事業支出

(「平成 28 年度予算 各部施策の概要」)

環境生活部施策 安心して心豊かな北海道ライフスタイル 人々が互いに尊重しあう社会づくり	
アイヌ文化振興・研究推進機構事業費補助金 補助先：アイヌ文化振興・研究推進機構	3億1778万円
アイヌ高等学校等進学奨励費	1億9579万円
アイヌ協会補助金 補助先：アイヌ協会	4005万円
教育施策 北海道らしい生涯学習社会の実現 文化財の保存・活用	
アイヌ文化保存対策費	1499万円

C. 札幌市のアイヌ関係事業支出

(「平成 28 年度 アイヌ施策課実施事業概要」)

施策目標 1 市民理解の促進		1830万円
推進施策 (1) 伝統文化の啓発活動の推進		
1. アイヌ文化体験講座の実施	157万円	
2. アイヌ文化交流センターイベントの実施	67万円	
3. 小中高校生団体体験プログラムの実施	574万円	
4. 公共空間を利用した情報発信	103万円	
5. 市民参加によるアイヌアートモニュメントの制作	120万円	
6. アイヌアートモニュメントの継続設置	32万円	
7. インカルシペ・アイヌ民族文化祭への補助	94万円	
8. 札幌アイヌ協会が実施する各種事業への補助	120万円	
9. アイヌ文化を感じられる空間の整備	550万円	
10. イランカラブテキャンペーンの推進		
推進施策 (2) 教育等による市民理解の促進		1億4839万円
1. 市新任課長研修の実施	13万円	
2. 市新採用職員研修の実施		
3. 市転任職員研修の実施		
施策目標 2 伝統文化の保存・継承・振興		5736万円
推進施策 (1) アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進		
推進施策 (2) 伝統文化活動の推進		
1. 札幌市アイヌ文化交流センターの運営	5226万円	
2. イオル事業運営に対する協力	510万円	

施策目標 3 生活関連施策の推進			
推進施策 (1) 産業振興等の推進			
1. 工芸品の振興検討事業		6326万円	
推進施策 (2) 生活環境等の推進			
1. 住宅新築資金等の貸付	4050万円		
2. アイヌ生活相談員の配置	598万円		
3. アイヌ民族の児童・生徒に対する学習支援	28万円		
4. 共同利用館の改修	1650万円		
その他			
1. 国のアイヌ政策推進会議への参加		946万円	
2. 札幌市アイヌ施策推進委員会の運営	82万円		

D. 旭川市

(近いうちに作成)

E. 白老町

(近いうちに作成)

F. 平取町のアイヌ関係事業支出

(「平成 26 年度予算概要書」)

1. 教育・文化の推進		
3) イオルの再生・アイヌ文化・文化財保護		
27. アイヌ文化体験学習事業	50万円	1億4007万円
28. イオル再生整備推進事業	1132万円	
29. 文化的景観保存活用事業	1440万円	
30. アイヌ文化博物館シンポジウム等事業	100万円	
31. アイヌ文化環境保全調査事業	3910万円	
32. アイヌ文化情報センター運営事業	602万円	
33. 二風谷アイヌ文化博物館屋外展示施設整備事業	100万円	
34. 二風谷地区再整備計画策定事業	300万円	
35. アイヌ文化振興推進地域資源活用事業	6203万円	
36. 沙流川歴史館活動事業	170万円	
2. 保健・医療・介護・福祉の向上		
5) アイヌ福祉・地域福祉活動		
61. アイヌ住宅改良資金貸付事	770万円	

G. アイヌ文化振興・研究推進機構の補助金収入と事業支出

補助金収入

(「平成 27 年度 決算報告書」)

補助金	国庫補助金	国土交通省	1億0772万円	3億1120万円	6億2241万円
		文化庁	2億0348万円		
	地方公共団体補助金 (道補助金)	北海道	3億1120万円		

事業支出

(「平成 27 年度 事業報告書 (各種助成事業等の実績)」)

研究出版	文化関連 研究助成	一般	36万円	48万円	863万円
		奨励	12万円		
	出版	社会関連 出版助成	376万円	815万円	
		文化関連 出版助成	439万円		
伝統工芸複製助成			1255万円		
風俗慣習に関する伝承事業			143万円		
国内文化交流助成	道内開催分	3203万円	4236万円		
	道外開催分	1033万円			
国際文化交流助成	派遣	399万円	570万円		
	招聘	171万円			
伝統工芸展示・公開助成			181万円		
博物館等 アイヌ資料展示・公開等 助成	常設展示	886万円	951万円		
	企画展示	21万円			
	体験事業	45万円			
アドバイザー派遣			?円		
公開講座 (アイヌ文化交流センター (キロロアン))			?円		
			計	1億6400万 + ?円	

H. 北海道アイヌ協会

補助金収入

(「平成 28 年度 収支予算書内訳表 (資金ベース)」)

補助金等収入	道補助金収入	4950万5千円	7672万9千円
	国庫補助金収入	716万5千円	
	補助元：経済産業省		
	受託収入	1570万4千円	
	助成金収入	356万0千円	
	協賛金収入	79万5千円	

事業内容 (内訳) の公開無し。

註：アイヌ協会には、体質としての<内向き>を見てとれる。

過去に以下のようなことも起こっているが、それらを含めてアイヌ協会であると受けとめるべきである。

参考：

毎日新聞 2009-07-01 / 北海道

道：アイヌ協会札幌支部に指導 委託事業透明化へ

道が北海道アイヌ協会札幌支部に委託している職業訓練事業について、道が立入検査した結果、(1) 収支精算書と支出証拠書類の一部が整合していない (2) 道に所有権があるはずの職業訓練生の実習作品が売却されていた——ことがわかった。道は運営を透明化しよう指導する方針。

30日の道議会予算特別委員会で自民党・道民会議の小野寺秀氏(帯広市)が指摘した。アイヌ民族の求職者に対する職業訓練は、道立札幌高等技術専門学院が委託している。道は外部から「不適正な運営が行われている」との情報を受け6月11日、協会本部と支部を検査した。

毎日新聞 2009-11-20 / 北海道

道アイヌ協会：不適切会計が続発 釧路支部に立ち入り調査

◇支援拡充前に改革を

北海道アイヌ協会(加藤忠理事長)や同協会支部が実施する国や道の委託事業をめぐる、不適切な会計処理などが相次いで発覚している。19日は、助成金を過大請求している疑いがあるなどとして道が、道アイヌ協会釧路支部に緊急の立ち入り調査を実施した。今年7月にまとまった政府の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、アイヌへの生活支援策などが拡充される見通しだが、道議会内には「全国に支援策が拡充されれば、(現体制では)混乱する恐れがある」などと指摘する声も出ている。

これまでに不適切な会計処理や不透明な事業運営などが道議会で指摘されたのは道アイヌ協会のほか、札幌▽釧路▽羅臼の同協会支部と釧路市のアイヌ文化団体。国や道、財団法人「アイヌ文化振興・研究推進機構」(札幌市)からの委託事業で不適切な会計処理などが指摘されているほか、羅臼支部では不自然な会員数の増減があるなどとして、生活支援策の受益者となるアイヌの個人認定のあり方が問題になった。

道アイヌ協会をめぐっては「民俗文化財保存・伝承活動事業」で、無料の会場で講座を開催したにもかかわらず、会場経費を計上するなど不適切な会計処理の疑いが指摘されている。このほか、道の修学資金等貸付制度は07年度までに貸し付けを受けた986人24億9000万円のうち21億円が返還免除になっている。免除規定が幅広く貸し付けの大半が返

還されない状況に、道は返還を前提とする制度に変更する方針を示している。

これらの問題を道議会で追及している自民党・道民会議の小野寺秀氏（帯広市）は「（現在の委託事業は）一部のアイヌだけが得をする仕組みになっている。多くのアイヌの人たちのためになる政策に戻す必要がある」と指摘。また、同日立ち入り調査を受けた道アイヌ協会釧路支部は「ノーコメント」と話した。

8.6.2 生活手当

「アイヌ」予算の額と項目」で作成した表から、「生活手当」のカテゴリーに入るものを抽出する：

A. アイヌ関連概算要求

（「アイヌ政策の概要（平成 28 年度予算概算要求額）について」
内閣官房アイヌ総合政策室，2015-08-31）

平成28 年度アイヌ政策関係概算要求額合計		13億7200万円
3. アイヌ生活向上		4億5800万円
(1) 北海道内施策 アイヌの人々の社会的・経済的な地位の向上を図るため、北海道が実施するアイヌ生活向上関連施策の推進を支援。		
○修学の支援 （高校生、大学生等に対する奨学金等） 補助先：北海道	文部科学省	1億0500万円
○雇用・生活の安定 （職業相談等の就職支援、生活館の運営等） 「職業訓練受講奨励/支度金」補助先：北海道 「生活館運営費等」補助先：北海道、札幌市、旭川市 「地方改善施設整備費」補助先：北海道、市町村	厚生労働省	1億2800万円
○農林漁業の振興 （経営近代化施設の整備等に対する補助） 補助先：北海道	農林水産省	2億1700万円
○中小企業の産業振興 （民工芸品展示会、研修会開催等に対する補助） 補助先：北海道アイヌ協会	経済産業省	700万円
○生活環境の改善 （住宅新築資金等の貸付事業に対する支援） 交付先：北海道	国土交通省	
(2) 全国の見地からの施策		
○修学の支援 （大学生等に対する奨学金）	文部科学省	
○生活の安定 （生活相談）	厚生労働省	

ここで、

○修学の支援 （高校生、大学生等に対する奨学金等） 補助先：北海道	文部科学省	1億0500万円
---	-------	----------

の中身は、つぎの通り：

「北海道アイヌ子弟 大学等修学資金等貸付制度」

区分	修学資金 (月額)	入学支度金 (一時金)
国立・公立の大学又は短期大学	5万1000円以内	3万7800円以内
私立の大学又は短期大学	8万2000円以内	

・「返済」規程

1. 卒業 (退学) 後 20 年以内
2. 一定の事由に該当するとき、返済を猶予又は減免

「北海道アイヌ子弟 高等学校等進学奨励補助制度」

区分	修学資金 (月額)	入学支度金 (一時金)	通学費 (月額)
国公立の高等学校及び高等専門学校	2万3000円以内	2万3760円以内	1か月1万円以上になる場合 7500円以内
私立の高等学校	4万3000円以内	5万3760円以内	
専修学校及び各種学校	2万3000円以内	2万3760円以内	———

B. 北海道のアイヌ関係事業支出

(「平成 28 年度予算 各部施策の概要」)

環境生活部施策	
安心で心豊かな北海道ライフスタイル 人々が互いに尊重しあう社会づくり	
アイヌ高等学校等進学奨励費	1億9579万円

C. 札幌市のアイヌ関係事業支出

(「平成 28 年度 アイヌ施策課実施事業概要」)

施策目標 3 生活関連施策の推進		6326万円
推進施策 (1) 産業振興等の推進		
1. 工芸品の振興検討事業		
推進施策 (2) 生活環境等の推進		
1. 住宅新築資金等の貸付	4050万円	
2. アイヌ生活相談員の配置	598万円	

D. 旭川市

(近いうちに作成)

E. 白老町

(近いうちに作成)

F. 平取町

(「平成 26 年度予算概要書」)

2. 保健・医療・介護・福祉の向上	
5) アイヌ福祉・地域福祉活動	
61. アイヌ住宅改良資金貸付事	770万円

G. アイヌ文化振興・研究推進機構

関連項目として特段挙げるもの無し。

H. 北海道アイヌ協会

事業内容 (内訳) の公開無し。

8.6.3 設備・施設事業手当

「アイヌ」予算の額と項目で取り上げた事業報告のうち、事業内容を具体的に——即ち、件ごとに——記しているのは、アイヌ文化振興・研究推進機構の事業報告だけである。

その報告書（『事業報告書（各種助成事業等の実績）』）において、「設備・施設事業手当」に該当する項目は、つぎのものである：

伝統工芸展示・公開助成	5件	181万円	
	常設展示 3件	886万円	
博物館等アイヌ資料展示・公開等助成	企画展示 1件	21万円	951万円
	体験事業 2件	45万円	

中身が覗えるよう、「常設展示：3件：計886万円」の3件をここに記しておく：

1. 「新ひだか町アイヌ民俗資料館常設展示改訂事業展示・公開事業」
2. 「川村カ子トアイヌ記念館 100周年に向けて展示替え2展示・公開事業」
3. 「顧客のニーズの変化に対応したわかりやすい展示替え（外国語表記等）展示・公開事業」

以下は、「アイヌ」予算の額と項目で作成した表から、「設備・施設事業手当」に該当する項目を抽出したものである：

A. アイヌ関連概算要求

（「アイヌ政策の概要（平成28年度予算概算要求額）について」
内閣官房アイヌ総合政策室，2015-08-31）

平成28年度アイヌ政策関係概算要求額合計	13億7200万円
1. 「民族共生の象徴となる空間」の具体化	5億4500万
○博物館の整備及び運営準備 ・国立のアイヌ文化博物館（仮称）の建築設計、展示設計等	文部科学省 3億5700万
○公園の整備 ・国立の民族共生公園（仮称）の設計等の実施	国土交通省 9000万
○アイヌ遺骨等の保管施設の整備に向けた調査等 ・施設整備予定地の調査・測量、土地造成設計等	国土交通省 5000万
○体験交流等活動に関する調査 ・アイヌの伝統等に係る体験交流等活動プログラムの取りまとめ	国土交通省 2400万
○情報発信方策に関する調査	

・海外に向けた象徴空間及びアイヌ文化等に関する情報発信方策の取りまとめ	国土交通省	1500万
○大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた 手続等に関する調査研究 ・大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた 手続等の在り方に係る調査研究、検討を実施。	文部科学省	900万
2. アイヌ文化の振興、普及啓発		3億3800万
○アイヌ文化財団への補助等 ・アイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する普及啓発を図るため、指定法人であるアイヌ文化財団に対して補助金を交付。 交付先：アイヌ文化振興・研究推進機構	国土交通省 文部科学省	3億2300万
3. アイヌ生活向上		4億5800万
(1) 北海道内施策 アイヌの人々の社会的・経済的な地位の向上を図るため、北海道が実施するアイヌ生活向上関連施策の推進を支援。		
○雇用・生活の安定 （職業相談等の就職支援、生活館の運営等） 「生活館運営費等」補助先：北海道、札幌市、旭川市 「地方改善施設整備費」補助先：北海道、市町村	厚生労働省	1億2800万
○農林漁業の振興 （経営近代化施設の整備等に対する補助） 補助先：北海道	農林水産省	2億1700万
○中小企業の産業振興 （民芸品展示会、研修会開催等に対する補助） 補助先：北海道アイヌ協会	経済産業省	700万
○生活環境の改善 （住宅新築資金等の貸付事業に対する支援） 交付先：北海道	国土交通省	

B. 北海道のアイヌ関係事業支出

（「平成28年度予算 各部施策の概要」）

環境生活部施策 安心して心豊かな北海道ライフスタイル 人々が互いに尊重しあう社会づくり	
アイヌ文化振興・研究推進機構事業費補助金 補助先：アイヌ文化振興・研究推進機構	3億1778万円
アイヌ協会補助金 補助先：アイヌ協会	4005万円
教育施策 北海道らしい生涯学習社会の実現 文化財の保存・活用	
アイヌ文化保存対策費	1499万円

C. 札幌市のアイヌ関係事業支出

(「平成 28 年度 アイヌ施策課実施事業概要」)

施策目標 1 市民理解の促進		1830万円	1億4839万円
推進施策 (1) 伝統文化の啓発活動の推進			
4. 公共空間を利用した情報発信	103万円		
5. 市民参加によるアイヌアートモニュメントの制作	120万円		
6. アイヌアートモニュメントの継続設置	32万円		
7. インカシベ・アイヌ民族文化祭への補助	94万円		
8. 札幌アイヌ協会が実施する各種事業への補助	120万円		
9. アイヌ文化を感じられる空間の整備	550万円		
10. イランカラプテキャンペーンの推進			
施策目標 2 伝統文化の保存・継承・振興			
推進施策 (1) アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進			
推進施策 (2) 伝統文化活動の推進			
1. 札幌市アイヌ文化交流センターの運営	5226万円		
2. イオル事業運営に対する協力	510万円		
施策目標 3 生活関連施策の推進		6326万円	
推進施策 (1) 産業振興等の推進			
1. 工芸品の振興検討事業			
推進施策 (2) 生活環境等の推進			
4. 共同利用館の改修	1650万円		

D. 旭川市

(近いうちに作成)

E. 白老町

(近いうちに作成)

F. 平取町のアイヌ関係事業支出

(「平成 26 年度予算概要書」)

1. 教育・文化の推進		1億4007万円
3) イオルの再生・アイヌ文化・文化財保護		
28. イオル再生整備推進事業	1132万円	
29. 文化的景観保存活用事業	1440万円	
32. アイヌ文化情報センター運営事業	602万円	
33. 二風谷アイヌ文化博物館屋外展示施設整備事業	100万円	
34. 二風谷地区再整備計画策定事業	300万円	
35. アイヌ文化振興推進地域資源活用事業	6203万円	
36. 沙流川歴史館活動事業	170万円	

G. アイヌ文化振興・研究推進機構の補助金収入と事業支出

(「平成 27 年度 事業報告書 (各種助成事業等の実績」)

伝統工芸展示・公開助成		181万円	
博物館等アイヌ資料展示・公開等助成	常設展示	886万円	951万円
	企画展示	21万円	
	体験事業	45万円	

H. 北海道アイヌ協会

事業内容 (内訳) の公開無し。

8.6.4 報酬・旅費日当

「報酬・旅費日当」は、「アイヌ」予算の額と項目」で作成した表のすべての項目において発生する。

項目のうちには「助成」のことばが多いが、助成金は報酬金に他ならない。——Aの仕事に助成金を出すことは、Aの仕事に報酬金を出すことである。

事業報告で事業内容を具体的に——即ち、件毎に——記しているのは、アイヌ文化振興・研究推進機構だけである。

そこで、アイヌ文化振興・研究推進機構の『平成27年度事業報告書(各種助成事業等の実績)』の中に、「報酬・旅費日当」の実際を見ていくとする。

事業報告書では、事業の項目と各支出がつぎのようになっている：

研究出版	文化関連 研究助成	一般	36万円	48万円	863万円
		奨励	12万円		
	出版	社会関連 出版助成	376万円	815万円	
		文化関連 出版助成	439万円		
伝統工芸複製助成			1255万円		
風俗慣習に関する伝承事業			143万円		
国内文化交流助成	道内開催分	3203万円	4236万円		
	道外開催分	1033万円			
国際文化交流助成	派遣	399万円	570万円		
	招聘	171万円			
伝統工芸展示・公開助成			181万円		
博物館等 アイヌ資料展示・公開等 助成	常設展示	886万円	951万円		
	企画展示	21万円			
	体験事業	45万円			
アドバイザー派遣			?円		
公開講座 (アイヌ文化交流センター(キロロアン))			?円		
			計	1億6400万 + ?円	

以下、各項目の内容を見ていく。

- 「伝統工芸複製助成」 1255万円

35件あり、多くが20万円前後。

額が大きいものを、ここに書き留めておく：

シシリムカアイヌ文化研究会 代表	「トマ」複製	125万円
新ひだかアイヌ協会 会長	チセ・プ・ル補修	161万円
上川アイヌ協会 会長	チセ建設	300万円

- 【風俗慣習に関する伝承事業】 143万円

8件あり、25万円どまり。

- 【国内文化交流助成 (道内開催分)】 3203万円

60件あり、アイヌ協会会長をはじめ団体の長の名前が並ぶ。

- 【国内文化交流助成 (道外開催分)】 1033万円

ここに書き留めておく：

武四郎まつり実行委員会 実行委員長	交流会と「武四郎まつり」 におけるアイヌ古式舞踊鑑賞	144万円
チャランケ祭実行委員会 代表	第22回チャランケ祭	132万円
NPO法人日印交流を盛り上げる会 理事長	平取アイヌ文化保存会 ナマステ・インディア2015 ステージ公演	117万円
はちおうじユースネットサービス 理事長	アイヌ文化を体験しよう	88万円
和光鶴川小学校 校長	アイヌ文化交流活動	133万円
長野県茅野市ビーナスラインちの 観光協会 会長	アイヌ民族の文化を学ぶ	146万円
部落解放同盟佐野市協議会 議長	アイヌ文化交流の集い佐野	128万円
南風原文化センター活性化支援 実行委員会 委員長	アイヌ民族の文化を学ぶ	146万円

- 【国際文化交流助成 (派遣)】 399万円

3件であるが、つぎの1件で金額の大部分を占める：

苫小牧うぼぼ 会長	ニュージーランド先住民訪問交流	335万円
-----------	-----------------	-------

- 【国際文化交流助成 (招聘)】 171万円

3件。

- 【伝統工芸展示・公開助成】 181万円
5件。
- 【博物館等アイヌ資料展示・公開等助成（常設展示）】 886万円
3件。これについては、「設備・施設事業手当」で、内訳を書き留めておいた。
- 【博物館等アイヌ資料展示・公開等助成（企画展示）】 21万円
1件。
- 【伝統工芸展示・公開助成】 45万円
2件。
- 【アドバイザー派遣】
330件。
講話、歌、舞踊、演奏、切り絵、刺繍、料理、木彫等。
- 【公開講座】（アイヌ文化交流センター（キロロアン））
12件。

9 「ヘイト」を講ずる

- 9.0 要旨
- 9.1 民族派 "アイヌ" によるシャモヘイト喚起
- 9.2 シャモヘイト喚起者の狡猾
- 9.3 シャモヘイト・デマゴギー
- 9.4 "アイヌ民族" 派の<卑怯>体質
- 9.5 「アイヌヘイト」派の稚拙

8.0 要旨

ヘイトは、偏見がさせるのではない。

ヘイトは、現に在るものに対するヘイトである。

アイヌヘイトは、昔のアイヌに対するヘイトではない。

現前の "アイヌ" の言動に対するヘイトである。

たとえば、虚言の効果を狙うふうのつぎのような物言いは、ヘイトを挑発するものになる：

貝沢正『近代民衆の記録5 アイヌ』付月報 (1972)
 (新谷行『増補 アイヌ民族抵抗史』収載, pp.275,276.)

北海道の長い歴史のなかで、大自然との闘いを闘い抜いて生き続けてきたアイヌ。北海道の大地を守り続けてきたのはアイヌだった。もともと無智蒙昧で非文明的な民族に支配されて三百年。アイヌの悲劇はこのことによって起こされた。アイヌの持っていたすべてのものは収奪され、アイヌは抹殺されてしまった。エカシ達が文字を知り、文明に近づこうとして学校を作ったが、この学校の教育はアイヌに卑屈感を植えつけ、日本人化を押しつけ、無知と貧困の烙印を押し、最底辺に追い込んでしまった。世界の植民地支配の歴史をあまり知らないが、原住民族に対して日本の支配者のとった支配は、おそらく世界植民史上類例のない悪虐非道ではなかったかと思う。アイヌは『旧土人保護法』という悪法の隠にかくされて、すべてのものを収奪されてしまったのだ。日本史も北海道史も支配者の都合で作られた歴史だ。

戸塚美波子「詩 血となみだの大地」
 『コタンの痕跡』, 1971, pp.95-107.

和人は 部落の若い女たちを
 かたっぱしから連れ去ったうえ
 凌辱したのだ——
 そして 男たちを
 漁場へと連れて行き
 休むひまなく
 働かせた

若い女たちは
 恋人とも 引さ離され
 和人の子を身寵ると
 腹を蹴られ流産させられた

そして 多くの女たちは
 血にまみれて 息絶えた
 ……

このロケットの飛ぶ時代に
 ある研究者は こう言った
 「純粋な アイヌの生きているうちに
 アイヌの血が 肉片が欲しい——」と
 くれてやるう
 それほどに欲しくば
 血でも 肉でも 骨でも——
 ハイ グラムいくらです

何という 素晴らしい
 研究者であろうか
 血を 肉を 骨を
 永久に 保存して下さると言う
 誇りを うばわれ
 血も 肉も 骨も
 土地も 家も
 自由な 天地すら うばわれた アイヌ

また、「アイヌ」を売りにしている者がする「アイヌ差別」摘発, ことば狩り, 表現狩りは、やっていることがマッチ・ポンプであり、そして「インチキはお互い様」であるので、ヘイトを挑発するものになる。

つぎは、御用新聞を使って業者を直接を攻撃するタイプのものであり、特に悪質である：

荒井源次郎『アイヌの叫び』, 北海道出版企画センター, 1984.

p.208.

許せぬ業者の酋長売りもの

札幌市中で大酋長の店という看板を掲げて誤ったアイヌ服装で宣伝ビラをまいていた和人の観光みやげ店主に対し、このほど札幌在住のアイヌ有志たちは、店名の取り消しを要求した。和人観光業者がアイヌを観光に利用、見せ物にし、アイヌの名称を乱用冒瀆し、人種的差別を助長、認識を誤らしめるものであるとし、断じて許せないと抗議したのは当然のことである。

現に、道内外において観光客を相手にアイヌを売りものにしてやからが年々多くなっている。野放しにしていたら、どんなことになるか、嘆かわしい。

こんなことでは、いつの時代になってもアイヌは誤った認識で見られ、相互の理解を深めるに大きな障害になることは自明の理である。このよう

な心ない和人の観光業者によってアイヌが侮辱され、民族の尊厳が傷つけられる。特に、和人の作ったクマ彫り、アイヌ人形その他をアイヌの名で宣伝、酋長の名称を乱用している [註: 自分たちはよいという論理] 事実に対しては、今後一つ一つ形態を変えて解決すべきで、同族の連帯責任でもある。観光地には酋長を売りものにしていく業者が続出しているが、このような行為は断じて許されるべきでない。

〈北海道新聞昭和四十八年十月七日〉

"アイヌ民族" 否定は、作法として、ヘイトの構造・ダイナミクスを講ずることを要する。

"アイヌ民族" 派は、絶対悪として「アイヌヘイト」を立て、そして自分の不都合になることを言う者を「アイヌヘイト」にするからである。

9.1 民族派"アイヌ"によるシャモヘイト喚起

- 9.1.0 要旨
- 9.1.1 反体制 / 体制打倒イデオロギー
- 9.1.2 「戦う」
- 9.1.3 歴史教科書攻撃
- 9.1.4 社会主義メディア

9.1.0 要旨

貝沢正「近世アイヌ史の断面」, in 『コタンの痕跡』, 1971. pp.113-126

pp.125,126

私は自らの意見も言わず、例を述べるに過ぎないが共感を得たものを列記した。もう一つ、十勝の女子高校生の稿をお借りして新しいアイヌの考えを知ってもらいたい。

『歴史を振り返ることによって真の怒りを持つことができる。』

「差別されたから頭に来た、あいつらをやっつけたい」

それはそれだが、そんな小さな問題に目を向け右往左在しているだけでは駄目だ。

私たちがアイヌ問題を追って行く時突き当たる壁は同化ということだ。

明治以来の同化政策の波は、もはや止めることはできないだろう。

私は、何とか、アイヌの団結でシャモを征服したいものだと思った。

アイヌになる。

北海道をアイヌのものにできないものか。

だが、アイヌの手に戻ったとしても差別や偏見は残るだろう。

やはり、根本をたたき直さねばならないのです。

アイヌは無くなった方がよいという考え方、シャモになろうとする気持が、少しぐらいパカでもいいからシャモと結婚するべきだと考えている人が多いと思う。

私の身近でも、そういう人が随分いる。

私はこのような考え方には納得できない。

シャモに完全に屈服している一番みにくいアイヌの姿だと思う。

これは不当な差別を受けても"仕方がないのだ"と弱い考え方しかできない人たちなんだと思う。

アイヌだから、差別されるから、シャモになった方が得なんだと言うなら、それは悪どい、こすいアイヌだ。

なぜ差別を打倒しないのか。

なぜ、アイヌ系日本人になろうとするのか。

なぜアイヌを堂々と主張し、それに恥ることのない強い人間になれないのか。

どうしてアイヌのすばらしさを主張しようとししないのか？

私は完全なアイヌになりたい。

個人が自己を確立し、アイヌとして真の怒りを持った時、同化の良し悪しも片づけることが出来ると思う。

強く生きて、差別をはね返す強い人間になることだ。』

「歴史を振り返ることによって真の怒りを持つことができる」

そう、この女子高校生は、ヘイト喚起型歴史テクストの作品である。

ヘイト喚起型歴史教育は、この女子高校生のような者の産出が、目的である。

「差別されたから頭に来た、あいつらをやっつけたい」

今風だと、つぎのような感じである：

「祭りで賑わっている和人の中に、大型トラックを突っ込ませる」

「和人のいるレストランに、銃で襲撃をかける」

「空港に爆弾を仕掛け、和人をぶっとばす」

この者たちは、つぎの考えになる：

アイヌはなぜ怒らないのか

弱い考え方しかできない、みにくい姿の、悪どい、こすいアイヌたち

自分は、そのような者たちとは違う

ひとは、この類型を、いやというほど見てきた。

しかし、若い者は、見たことがないから、自分を特別な場合だと思う。

このような若者をつくろうとし、このように出来上がってきた若者にエールを送る者は、どのような者か。

ガチガチの原理主義者・怨念モンスターを想像するかも知れないが、そうではない。

貝沢正とは、つぎのような、むしろ起業家肌の生活者である：

二風谷部落誌編纂委員会『二風谷』, 二風谷自治会, 1983.

pp.233-235

二風谷上地区の民芸品街が現在のように形づくられ始めたのは、昭和40 [1965] 年からである。この年日勝峠が開通した。前年の東京オリンピック開催で日本はようやく国際的に他国と肩を並べられるまで戦後の経済は復興して、日本に旅行ブーム、レジャーブームのきざしが現われた頃である。

利にさとい二風谷の人々は、逸早くこの旅行ブームに目をつけ、日勝道路が開通すると、国道沿いにアイヌ民芸品店を作って商売することを考えた。

まず……その次に……

そこで貝沢正がバラック建ての民芸品販売用貸店舗を建てたので、ここに最初の二風谷民芸品店ができた。

昭和43 [1968] 年には……、昭和46 [1971] 年……。

その間に、萱野茂、……などの貸店舗や民芸品店が軒を並べて、今日の

二風谷商店街の基礎を作った。……

昭和45 [1970] 年から始まった8月20日のチプサンケ祭りの夜は、毎年この商店街前の広場で懸賞付盆踊り仮装大会も開くようになり、昭和53年には、町の一部補助と各戸の負担金によって商店街前の広場も舗装された。

鳩沢佐美夫『対談「アイヌ」』日高文芸, 第6号, 1970.

(『沙流川—鳩沢佐美夫遺稿』, 草風館, 1995, pp.153-215)

pp.187,188

で、そういったことで、この町内のある地区がね、今、着々とそのアイヌ観光地として売り出そうとしているんだ。なんかね、とうとう——来るべきところまで来たっていう感じなんだ。

昭和三十五年に、そのいわゆる"旧土人環境改善策"なるものを打ち出さなければならぬんだ、という、不良環境のモデル地区、ね、写真入りで新聞に報道されたりした地域だ。——

最近では、公営住宅や、またそれぞれの努力などで、十年前の家庭はほとんど姿を消してしまった。

が、その生まれ変わったはずの聚落が、今度は俗悪なアイヌ部落の亜流化をくみとろうとしている! ——。

なぜ、景勝や古蹟の乏しい山林に、こういった特殊施設を、アイヌ自ら、しかも今日の時点において作ろうとするのかね——。……

そのことを彼たちに質すと、「アイヌがやらなければ、悪質なシャモ(和人)が勝手にアイヌの名をかたり、金儲けをするから」と言う。

「じゃ、そういう悪質なシャモの排除にこそ努めるべきでないか?」ときくと、「われわれも、そのことで潤っている」——。つまり、観光のおかげで部落もよくなり、業者からピアノも贈られた(小学校)。何十万とかの寄付もあった——と、並べたてられる。

「今それをやめるといふのなら、じゃわれわれの生活をどう保障する」と逆襲さえしてくる始末。

そして、ね、これまで自分たちは観光業者に利用されて各観光地に立っていた。だから、どうせやるんなら、そんな他所の土地で、シャモに利用されるんでなく、自分たちの部落でやったほうがいいのだ——という割り切り方。

しかもだよ、ジョークなのか、アレゴリーなのか、昔はアイヌとって、われわれはバカにされた。今度はひとつ、われわれアイヌを見にくるシャモどもをふんだまかして、うんと金をまきあげてやる。「なあに、適当なことをやって見せれば、喜んで金を置いていくからな」……。

ね、ドライというか、くそくえバイタリティというか、とにかく、見上げたショーマンイズム——。

そもそも、"アイヌ"の運動の指導的立場に就く者は、才能のある者である。「アイヌ」を売りにする商売に目をつけないわけが、ないのである。

"アイヌ"の運動の指導者は、イデオロギーと「アイヌ観光」の両手使いの者がこれになっていく。

野村義一などは、本多勝一によると、ライオンズクラブのメンバーであり自民党員であった。

シャモヘイト高校生女子に対する「観光アイヌ」のエールは、「皮肉」と見るものではない。

ヘイトの歴史テクストを編み「過激派」を養うのは、つねにこのような存在である。

「観光アイヌ」は、コンプレックスから、体制打倒の論攷を編む。

コンプレックスがつくるので、それはグロテスク(愚劣)な思想になる。

このグロテスクを認めるには、1900年代前半の"アイヌ"の論攷と比較するとよい。

それらは、ずいぶんと理知的である。

体制打倒イデオロギーが増長する時代は、思想が荒む時代である。

そして、体制打倒イデオロギーに商業主義が結びつくとき、荒んだ思想はさらに汚くなる。

"アイヌ"の場合は、1960, 70年代がその時であった。

9.1.1 反体制 / 体制打倒イデオロギー

ヘイト・スピーチは、典型的である。

独創的なヘイト・スピーチというものは、無い。

なぜなら、ヘイト・スピーチは、時流がこれを発声させているからである。

そこで、ヘイト・スピーチについて考えることは、それがどんな時代状況・思想状況で発せられているかを、考えることである。

「権力」「支配者」「搾取」のことばを好んで使うヘイト・スピーチは、つぎの思想に感化されている：

本多勝一「凌辱者シャモにとるべき道はあるか」

『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.79-94.

pp.92,93

偏見は、権力側がいつまでも権力にしがみついていたときに、被抑圧者同士を一層いがみあわせ、団結力を失わせる作用として創りだされ、あるいは利用される。

黒人をテロで殺すのは、同じように抑圧された貧しい白人であることが多い。こうした構造を持つ「偏見」というものは、従って支配者にとっては誠に好都合な存在である。被抑圧者たちの力はこれによって分断され、弱めることができるのだから。

その支配者が財界であるところの資本主義国にあっては、搾取対象の民衆(国の内外を問わず)の間に偏見があればあるほど望ましいことになる。

結論は、かなりはっきりしてきたようだ。

少数民族は、少なくとも私の接した諸外国の例でみるかぎり、社会主義社会でこそ真に幸福が約束されている。

いわゆる西側諸国、資本主義諸国の少数民族は、ひとつの例外もなく不幸だった。私の訪ねたことのない国に関してはよく知らないが、真に幸福な、ブタの幸福でなくて、民族的誇りをともなった幸福感を抱いている少数民族というもののある資本主義国があったら、ぜひ知りたいと思っている。

だが、これもまだ訪ねたことはないが、社会主義社会でもソ連はどのようなのだろうか。

スターリンは一種の少数民族出身といえよう。

チェコやポーランドとの関係でのソ連には、いわゆる修正主義の欠陥が現れているようだが、ソ連内の少数民族はどうなっているのか。

同様に多数の少数民族をかかえる中国はどうか。

いずれも訪ねて実見してみたいところである。現状は見るまでおあずけとしても、**社会主義建設がもし理想的にいったら、少数民族が幸福になるはずであることは確か**だが、資本主義建設(?) がいくら理想的にいったら、少数民族が幸福になることは、まずおぼつかないであろう。

アイヌ系日本人についても、これは当てはまるのだろうか。

社会主義社会というようなことをいうと目をむく人があるので、少し遠慮がちに一言うならば、当てはまらないと結論するような材料は今のところ持ちあわせていない。

従って**アイヌが真に幸福になる道は、日本が社会主義国になることである。アイヌ自身のとるべき道は、従って革進陣営に何らかの形でくみすることである。**

(最近アイヌ系日本人によって創刊された雑誌『北方群』には、明らかにそのような方向を示していることが感じられ、**心強く思われた。**)

革進政党のとるべき道は、ベトナムの例が示しているように、少数民族がヘレン・フォークに対して**抱きつけてきた怨念を、革命勢力に正しくくみこみ、強力なパネへと転化させる**ことである。

アイヌについて「良心的」たろうとするシャモのとるべき道は、従ってこのような運動に何らかの方法で、それぞれが可能なやりかたで、加わることである。

いかにアイヌ「仲良し」になって「研究発表」してみても、それだけではいつまでも状況は変らぬであろう。

この思想は、社会主義イデオロギーである。

このときの本多勝一にとって、スターリン/ソ連、毛沢東/中国は、まだ善である。

社会主義は、「階級的憎悪」を用いる：

「この世界は、抑圧者と被抑圧者である。

抑圧者を倒せば、抑圧が無くなり、よい世界になる。

抑圧者は、被抑圧者を分断し、互いにいがみ合わせる。

怨念の使い方を間違えるな。

怨念を、革命勢力に正しくくみこみ、強力なパネへと転化させよ！」

本多勝一が言っている

「アイヌについて「良心的」たろうとするシャモのとるべき道は、このような運動に何らかの方法で、それぞれが可能なやりかたで、加わること」

は、当時「アンガージュマン engagement」と呼んだものである。

当時の「インテリ」「学者」は、多くがこの思想に洗脳されてしまうことになる。

毛沢東の文化大革命の紅衛兵は、小学生からの学生である。

これが、「インテリ」「学者」をつるし上げる。

時代は、革命ヒステリーの増長と理性劣化の時代であった。

こうして、「インテリ」「学者」が革命的意識の高さを競うようになる。
「アイヌ学者」の歴史認識の程度の低さは、その時の学術劣化がずっとたたっていることを、示すものである。

9.1.2 「戦う」

シャモに対する怨念を表現する者は、シャモに対する戦いを宣言しなければならなくなる。

しかし、「戦い」の宣言は、わけのわからぬ物言いにしかならない：

結城庄司「ウタリに寄せる ――自然主義者、アイヌの道」
『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.437-447.

pp.438,439

「どうして語れないのか」

「それがわからない」。

わかるのは、今こそたたかわなくてはならないことだ。

だが、がむしゃらに考えたって、一人でなやんだってしょうがないことだ。
じゃ、どうすればよい。

それは皆なで考え、皆なでたたかうことが一番よいことだ。

"たたかう" 目的はなんだ。

目的は何千年も昔からアイヌ(人間)は生き残って来たのだ。

生きる。

それは戦いだ。

それが目的だ。

アイヌは大自然と戦い、山、海、河を神々とし世界を大地として生きて来たのだ。

そして、無慚な思考停止を曝していくことになる：

p.444

自分たちの真の主張をつらぬき通すためにも、本当の幸福を得るためにも
民族組織活動の重要性を知らなければならない。

アイヌには、民族解放運動に必要な材料は幾人も学者によって数え切れないほどたくわえられているし、その歴史的証拠によっても、本当の偽善者は何人であるかを知ることができる。

それによってアイヌ系住民自身が進んで知識を得、自覚に燃えて経済的闘争あるいは精神的闘争に備え、着実に戦わなければいけないのである。

そこで、われわれはいかなる社会問題にも目を光らせ、偽善者を許す事なく、他の組織と提携し、多くの世界少数民族問題にも進んで参加し、多くの歴史的過去の経験を教訓としてこれを活かし、世界の平和と人権高揚の推進力となったときにこそ、アイヌ歴史の新しい道が始まるのである。

怨念から戦いの宣言に進むのは、勢いである。

一方、戦いの実践は、具体である。

具体は、《だれが・だれに・いつ・どこで・なにを・どうする》である。

怨念から戦いの宣言に進んだ者は、《だれが・だれに・いつ・どこで・なにを・どうする》にまったく答えられない自分を、見出すことになる。

そして、たちまち勢いを失っていくというわけである。

9.1.3 歴史教科書攻撃

2015-04-07 北海道新聞

文部科学省が6日公表した中学校の教科書検定では、政府見解による新しい基準に基づき、従来は認めていた表現についても修正を求めた。歴史教科書の中には、「北海道旧土人保護法」の記述を修正した結果、狩猟、採集などの場を奪われたアイヌ民族の歴史が中学生に正しく伝わりにくい事例も出ており、専門家からは疑問の声が上がっている。

＜狩猟採集中心のアイヌの人々の土地を取り上げて、
農業を営むようにすすめました＞

日本文教出版(東京、大阪)の歴史教科書は従来、1899年(明治32年)施行の同法についてこう表記していたが、次のように修正された。

＜狩猟や漁労中心のアイヌの人々に土地をあたえて、
農業中心の生活に変えようとした＞

表現上、逆の意味となったことについて、文科省は「アイヌ民族を保護するという法律の趣旨に照らすと生徒が誤解する恐れがある」と説明する。

歴史をさかのぼれば、国は明治初頭、土地所有制度を北海道に導入。集団的に土地を利用していたアイヌ民族には個人的な土地所有の概念がなかったため、土地を所有しようとする人はほとんどいなかった。その結果、アイヌ民族は次第に狩猟や漁労、採集などの場を失い困窮。そこで北海道旧土人保護法は、アイヌ民族に土地を「下付」(下げ渡し)するとした。

今回の検定意見は、アイヌ民族の困窮対策として施行された同法の内容を法的に解釈し、土地を「あたえた」と表現するよう求めた形だ。日本文教出版の編集者は「法の狙いは土地を取り上げる趣旨ではない。納得するとか反論するのではなく指摘があったことは直していく」と話す。

だが、政府の有識者懇談会が2009年にまとめた報告書は「すでに和人に対する払い下げが進んだ後で、アイヌの人々の土地は農地に適さないものが少なくなかった」と明記。同法は和人への同化を迫ったとの批判も強い。だが、この教科書は同法が施行されるまでの経緯についてほとんど触れられていない。

北海道アイヌ協会の阿部一司副理事長は「歴史の全体像を抜きにして、該当部分だけ修正して記述するのであれば、間違った歴史認識を子どもたちに教えることになる。承服できない」と批判する。

北大アイヌ・先住民研究センターの落合研一准教授も「該当部分だけを見れば、修正は妥当と言えるが、北海道旧土人保護法に至ったプロセスが書かれていなければ、アイヌ民族が事実上、土地を失った歴史が分からない。教科書のページ数の制約があるとはいえ、言葉が足りない」と指摘する。

＜狩猟採集中心のアイヌの人々の土地を取り上げて、農業を営むようにす

めました>に該当する事実関係は、つぎのようになる：

1. アイヌの生活圏に和人がどんどん入って来る。
2. アイヌは、これまでの生活をやっていかれなくなる。
3. アイヌは、生活に困窮する。
4. 生活困窮アイヌ対策として、「アイヌの農民化」を考える。
5. 「アイヌの農民化」を進めるための法として、『旧土人保護法』を制定する。

この法の内容は、「アイヌに土地を与える」である。

「アイヌに土地を与える」の表現になるのは、北海道の土地が「官有地」であったからである。

北海道の土地が「官有地」であったのは、明治政府が幕府の「蝦夷地直轄」を受け継いだためである。

ここで問題になっている文教出版の教科書の記述は、つぎのものである：

「政府は、1899年に北海道旧土人保護法（「保護法」）を制定し、狩猟採集中心のアイヌの人々の土地を取り上げて、農業を営むようにすすめました。」

この文言は、つぎのように読むことになる：

「『旧土人保護法』を以て、土地を取り上げた」

これは、事実とは違う。

「取り上げた」「与えた」をいえば、

「『旧土人保護法』を以て、土地を与えた」

になるわけである。

これは、シャモヘイト派のしくじりである。

シャモヘイト派は、「義憤」を喚起するレトリックの使用を、常套とする。

これは彼らの、政治手法である。

このレトリックのうちに、つぎの二つがある：

「アイヌの土地を取り上げた」

「"土人"のことばを使って、アイヌを差別した」

シャモヘイト派は、図に乗って、この二つをつなげてしまう：

「『旧土人保護法』を制定し、アイヌの土地を取り上げた」

『旧土人保護法』制定までの出来事の時系列と『旧土人保護法』の文言は、

どうしたってつぎの内容になる：

「『旧土人保護法』を制定し、アイヌに土地を与える」

しかし、シャモヘイト派はこれまでさんざん「『旧土人保護法』を制定しアイヌの土地を取り上げた」を言ってきたので、もう引っ込みがつかない。

実際この度も、『旧土人保護法』を制定しアイヌの土地を取り上げた」が正しい——これではがばれ』のエールが、マスコミから起こる。

そしてこれに同調するスピーチが、つぎつぎと湧いて出てくるわけである。

2015-04-16 東京新聞・こちら特報部

歴史修正主義の教科書検定

政権の意向 侵食

アイヌ差別の旧土人保護法 土地「取り上げ」→「あたえ」
広がる自主規制

同様にアイヌ民族の歴史についても、当時の政府による差別政策を正当化するような表現が出てきた。

一八九九年に制定され、一九九七年に廃止されたアイヌ民族を対象にした北海道旧土人保護法について、日本文教出版（東京、大阪）の教科書は当初、「狩猟採集中心のアイヌの人々の土地を取り上げ、農業を営むようにすすめました」と記していた。

だが、検定意見を受けて「狩猟や漁労中心のアイヌの人々に土地をあたえて、農業中心の生活に変えようとなりました」と肯定的な書きぶりに変更した。

北海道大アイヌ・先住民研究センターの丹菊逸治准教授は「極めておかしな記述だ。アイヌには狩猟・採集で『イオル』（猟場）を中心とする伝統的な土地の利用方法があった。政府はそれを無視して土地を取り上げ、まずは和人に分配して、残った農耕に不適な土地をアイヌに分配した。**これまで研究されてきた旧土人保護法の評価を間違えている**」と指摘する。

「アイヌの中学生は、**先祖代々語り継がれてきた歴史**を知っている。かたや東京の中学生は教科書が唯一の情報源。正しい事実が共有されていなければ、両者が出合ったとき、民族問題が生じかねない。教科書は歴史認識の土台だ。記述はファンタジーではない事実に基づかねばならない」

それにしても、「悪あがき」とはいえ、ほとんど困ったものだしなければならぬのが、「学者」の劣化である：

「これまで研究されてきた旧土人保護法の評価を間違えている」——いったい、だれの・どんな「研究」と「評価」なんだ、というはなしである。

しかも、「先祖代々語り継がれてきた歴史」とくる。

ひとが「歴史」として知るものは、「先祖代々語り継がれてきた歴史」ではない。「伝承」と「歴史」の区別がつかないほどに、「学者」の劣化は進行している。

註. 但し、北大の「アイヌ・先住民研究センター」の類は、国の交付金を得るために特設けられたものである。もともと研究のグレードで自分を立てようというものではない。

朝日新聞からのエールも、引いておこう：

2015-08-21 朝日新聞 DIGITAL こちら人権情報局
(<http://www.asahi.com/special/kotoba/jinken/SDI201508120064.html>)

教科書のアイヌ記述、検定で " 歴史歪曲 "

門田 耕作

2016 年度から中学校で使われる教科書の検定結果が4月、文部科学省から公表されました。それによると、「東京裁判」や「慰安婦」などの社会科の記述について、政府見解に基づくよう意見が付けられ、修正が施されたことがわかりました。また、検定前に一部改定された「学習指導要領解説」に明記され、政府の立場を教えるように求められた「竹島」と「尖閣」については、全ての社会科教科書に記述が登場することになったことも、同時に大きく報じられました（4月7日付朝日新聞など各紙）。一方、明治政府がアイヌ民族の同化を進めた「北海道旧土人保護法」（1997年アイヌ文化振興法制定で廃止）に関する記述にも検定意見が付き、修正されたことはあまり大きく取り上げられませんでした。いま、この修正にアイヌの人たちが怒っています。

■ 「正反対」の意味に修正

問題の修正は、日本文教出版の歴史教科書でありました。現行本と、今回の検定で修正された記述を読み比べてください。

現行本

政府は、1899年に北海道旧土人保護法（「保護法」）を制定し、狩猟採集中心のアイヌの人々の土地を取り上げて、農業を営むようにすすめました。

修正後

政府は、1899年に北海道旧土人保護法（「保護法」）を制定し、狩猟や漁労中心のアイヌの人々に土地をあたえて、農業中心の生活に変えようとしてきました。

前回の検定に合格した現行本の「土地を取り上げて」が、まったく正反対の「土地をあたえて」に修正されています。

検定意見書には「(旧土人保護法の趣旨を) 生徒が誤解するおそれのある

表現である」と短く指摘理由が書かれていますが、5月18日付北海道新聞によると、「同法はアイヌ民族に土地を『下付（下げ渡し）』するとしており、文科省はこれに沿って検定意見を付けた」、4月7日付朝日新聞によると「法の目的は土地を取り上げるのではなく分与することにある」との意見が付いたといえます。

これに対して出版社側は、「法の狙いは土地を取り上げる趣旨ではない。納得するとか反論するではなく指摘があったことは直していく」（4月7日付北海道新聞）、「斜めから見た部分を強調していた反省もある」（同朝日新聞）と、修正に応じました。

地元の北海道新聞はこの修正について、「アイヌ民族への支配や同化の歴史をねじ曲げ、薄めようとしているようにしかみえない」と同日の社説ですぐに論評、東京新聞は「極めておかしな記述だ。アイヌには狩猟・採集で『イオル』（狩場）を中心とする伝統的な土地の利用方法があった。政府はそれを無視して土地を取り上げ、まずは和人に分配して、残った農耕に不適な土地をアイヌに分配した。これまで研究されてきた旧土人保護法の評価を間違えている」という北海道大アイヌ・先住民研究センターの丹菊逸治准教授のコメントを、4月16日付「こちら特報部」で掲載しました。

つぎは、"アイヌ" 団体族議員の役割を担うことになった議員の、本件に対するアクションである。

もっとも、論難のしようがないので、"アイヌ" 団体に向けた「言うことは言ってます」の形づくりの観がある。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a189235.htm

平成二十七年五月二十日提出

質問第二三五号

アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問主意書

本年五月十八日付北海道新聞記事に、「旧土人保護法 教科書検定で修正『適切記述求める』」との見出し記事が掲載されている。右によると、十七日に札幌市内でひらかれた北海道アイヌ協会の本年度総会にて、加藤忠理事長の挨拶で、二〇一六年度から学校で使われる一部の歴史教科書で、「北海道旧土人保護法」に関する記述が文科省の検定意見によって修正されたことについて、「明治以来の北海道開拓とアイヌ民族の同化政策に十分な言及がなされておらず、歴史的経緯を正しく理解するには十分な説明ではない」と述べた。また、文科省が四月に公表した教科書検定結果では、

一社（以下、「日本文教出版」とする。）の歴史教科書において、「北海道旧土人保護法」の説明でもととは「アイヌの人々の土地を取り上げて」とされていた記述が、「アイヌの人々に土地をあたえて」などと修正された。同法はアイヌ民族に土地を「下付（下げ渡し）」するとしており、文科省はこれに沿って検定意見をつけたとのことである。

- 一 政府として、右記事の内容は承知しているか。
- 二 「北海道旧土人保護法」に関して説明されたい。
- 三 明治以来の北海道開拓とアイヌ民族の同化政策に対する政府の認識如何。
- 四 今回、日本文教出版が編集した北海道旧土人保護法の記述について、文科省の誰がチェックをして、日本文教出版の担当者に指摘したか明らかにされたい。また、指摘した内容を具体的に示されたい。
- 五 今回、文科省の検定意見書によって修正された、日本文教出版の歴史教科書に記述されている「北海道旧土人保護法」の説明は、歴史的経緯を正しく理解するために十分な説明がなされていると政府は考えるか。政府の見解如何。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b189235.htm

平成二十七年五月二十九日受領
答弁第二三五号

内閣衆質一八九第二三五号
平成二十七年五月二十九日
内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については承知している。

二について

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）附則第二条の規定により廃止された北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二十七号。以下「旧土人保護法」という。）は、困窮に瀕していたアイヌの人々に対し、土地を無償で下付し、

農耕を奨励するなどアイヌの人々の生活の安定を図ることを目的として制定されたものである。

三について

政府としては、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書（平成二十一年七月）において「近代国家形成過程の中で、土地政策や同化政策などにより、先住民族であるアイヌの文化は深刻な打撃を受けたといえる。」と指摘されているものと承知している。

四について

御指摘の申請図書の記述については、教科用図書検定調査審議会において調査審議が行われた結果、旧土人保護法には、アイヌの人々の土地を取り上げるといふ趣旨の規定は存在しないことから、記述の欠陥として「生徒が誤解するおそれのある表現である。（旧土人保護法の趣旨）」との検定意見を付すことが適当であるとされた。これを受け、文部科学省は、当該検定意見を申請者である日本文教出版株式会社に対して通知した。

五について

御指摘の申請図書の記述に関し、申請者である日本文教出版株式会社から提出された修正後の記述について、教科用図書検定調査審議会において調査審議が行われた結果、必要な修正がなされたと判断されたことから、「生徒が誤解するおそれのある表現である。（旧土人保護法の趣旨）」という記述の欠陥は解消されたものと考えている。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a190053.htm

平成二十八年一月十八日提出
質問第五三号

アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問主意書
提出者 鈴木貴子

アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問主意書

昨年五月十八日付北海道新聞記事に、「旧土人保護法 教科書検定で修正 『適切記述求める』」との見出し記事が掲載されている。右によると、十七日に札幌市内でひらかれた北海道アイヌ協会の本年度総会にて、加藤忠理事長の挨拶で、二〇一六年度から学校で使われる一部の歴史教科書で、「北海道旧土人保護法」に関する記述が文科省の検定意見によって修正されたことについて、「明治以来の北海道開拓とアイヌ民族の同化政策に十分な言及がなされておらず、歴史的経緯を正しく理解するには十分な説明ではない」と述べた。また、文科省が四月に公表した教科書検定結果では、一社（以下、「日本文教出版」とする。）の歴史教科書において、「北海道旧土人保護法」の説明でもととは「アイヌの人々の土地を取り上げて」

とされていた記述が、「アイヌの人々に土地をあたえて」などと修正された。同法はアイヌ民族に土地を「下付（下げ渡し）」するとしており、文科省はこれに沿って検定意見をつけたとのことである。

右と「政府答弁書」（内閣衆質一八九第二三五号）を踏まえ、質問する。
一 過去に政府に対し提出した質問主意書で、「北海道旧土人保護法」に関し説明を求めたところ、「政府答弁書」（内閣衆質一八九第二三五号）では、「旧土人保護法」は、「困窮に瀕していたアイヌの人々に対し、土地を無償で下付し、農耕を奨励するなどアイヌの人々の生活の安定を図ることを目的として制定されたものである。」と答弁されている。（「旧土人保護法」にかかわって）実質、和人のみに与えられた、「北海道土地売賃規則」、「地所規則」、「北海道地券発行条例」、「北海道土地払下規則」、「北海道国有未開地処分法」及び、「旧土人保護法」の違い、またこれらの規則・法の実施後に開墾したことによる問題、和人の学校及びアイヌの学校の違いについて政府はどのような認識を有しているか答えられたい。

二 過去に政府に対し提出した質問主意書で、明治以来の北海道開拓とアイヌ民族の同化政策に対する政府の認識を問うたところ、『政府としては、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書（平成二十一年七月）において「近代国家形成過程の中で、土地政策や同化政策などにより、先住民族であるアイヌの文化は深刻な打撃を受けたといえる。」と指摘されているものと承知している。』との答弁がなされている。右答弁は、有識者懇談会で出された報告書の文章を引用しているだけで、それを踏まえた政府の見解が答えられていない。答弁で記された有識者懇談会の文章を踏まえ、政府の見解如何。

三 「旧土人保護法」に先立つ、「北海道土地売賃規則」、「地所規則」、「北海道地券発行条例」、「北海道土地払下規則」、「北海道国有未開地処分法」によって、アイヌの土地・資源・生業がどうなったと考えるか。政府の見解如何。

四 「旧土人保護法」に先立つ、アイヌのサケ漁・シカ猟禁止によって、アイヌの生業や生命はどうなったと考えるか。政府の見解如何。

五 質問一、二、三、四を踏まえるならば、日本文教出版の旧土人保護法に至る説明、同法の影響記述は、説明不足と考えるが、政府の認識如何。

六 過去に政府に対し提出した質問主意書で、日本文教出版が編集した北海道旧土人保護法の記述について、文科省の誰がチェックをして、日本文教出版の担当者に指摘したか明らかにするよう求めたが、政府は質問に対し答えていない。改めて、文科省の誰がチェックをし、日本文教出版の担当者に指摘したか明らかにされたい。

七 過去に政府に対し提出した質問主意書で、文科省の検定意見書によって修正された、日本文教出版の歴史教科書に記述されている「北海道旧土人保護法」の説明は、歴史的経緯を正しく理解するために十分な説明がなされているかと問うたところ、「政府答弁書」（内閣衆質一八九第二三五号）において、「…「生徒が誤解するおそれのある表現である。（旧土人保護法の趣旨）」という記述の欠陥は解消されたものと考えている。」との答弁をされている。質問一、二、三、四を踏まえるならば、文科省の検定意見に

よっても、「旧土人保護法」の記述の欠陥は解消されていないと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b190053.htm

平成二十八年一月二十六日受領
答弁第五三号

内閣衆質一九〇第五三号
平成二十八年一月二十六日
内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

御指摘の「北海道土地売賃規則」、「地所規則」、「北海道地券発行条例」、「北海道土地払下規則」及び「北海道国有未開地処分法」並びに「アイヌのサケ漁・シカ猟禁止」については、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書（平成二十一年七月。以下「有識者懇談会報告書」という。）において、「近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁撈、採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁撈の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた」ことが指摘されている。

また、北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二十七号。以下「旧土人保護法」という。）については、先の答弁書（平成二十七年五月二十九日内閣衆質一八九第二三五号。以下「前回答弁書」という。）二についてでお答えしたとおりであるが、有識者懇談会報告書において、「アイヌの人々に下付された土地には農地に適さないものも少なくなかった」こと及び「アイヌの子弟の日本語の習得を優先する教育が行われたが、理科や地理などは教えられず、就学年限を四年間（和人は六年間）とした時期もあるなど、和人の子弟との間には格差が見られた」ことが指摘されている。

このような事実関係については、政府としても同様に考えている。

二について

お尋ねについては、前回答弁書三についてでお答えしたとおりであり、このような事実関係については、政府としても同様に考えている。

五から七までについて

教科書において、学習指導要領を踏まえどのように記述するかについては、欠陥のない範囲において、申請図書の発行者等の判断に委ねられているが、御指摘の申請図書における旧土人保護法に関する「アイヌの人々の土地を取り上げて、農業を営むようにすすめました。」という記述については、教科用図書検定調査審議会において調査審議が行われた結果、旧土人保護法の趣旨をアイヌの人々の土地を取り上げるものと生徒が誤解するおそれのある表現であることから、記述の欠陥として「生徒が誤解するおそれのある表現である。(旧土人保護法の趣旨)」との検定意見を付すことが適当であるとされた。これを受け、文部科学省は、当該検定意見を申請者である日本文教出版株式会社に対して通知し、当該記述の修正を求めた。

当該検定意見を踏まえ申請者である日本文教出版株式会社から提出された修正後の「アイヌの人々に土地をあたえて、農業中心の生活に変えようとなりました。」という記述について、教科用図書検定調査審議会において調査審議が行われた結果、必要な修正がなされたと判断されたことから、政府としては、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(旧土人保護法の趣旨)」という記述の欠陥は解消されたものと考えている。

9.1.4 社会主義メディア

9.2.0 要旨

9.2 シャモヘイト喚起者の狡猾

9.2.0 要旨

9.2.1 表現の狡猾を知っている

9.2.2 常套手法

9.2.3 狡猾さを却ける営みが、学術 / 科学

9.2.1 表現の狡さを知っている

表現者が表現者でない者といちばん違うところは、表現の狡さを知っていることである。

〈表現とはどういうものかがわかる〉には、〈表現の狡さがわかる〉が含まれる。

狡さを抑制することは、表現者のモラルである。

狡い表現を体質にしている者を、「デマゴーグ」と謂う。

9.2.2 常套手法

「ヘイト・スピーチ」表現は、トリックを用いる。

このことを知っていると、「ヘイト・スピーチ」に出遭ったときには、それを分析的に見ようという構えに、自ずとなる。

逆に、このトリックを知らないと、「ヘイト・スピーチ」の内容をまともに信じてしまうことになる。

「ヘイト・スピーチ」のトリックは、基本的に2つである。

一つは、全称命題をつくるというものである。

つぎの命題がある：

「個体 a が、個体 b に対し、行為 p をする」

いま、a, b がそれぞれがカテゴリー A, B の員であるとする。

このとき、つぎの命題をつくる：

「A が、B に対し、p をする」

たとえば、ここに子ども a, b がいて、a が b を「汚い」と言っていじめる。

a は和人で、b はアイヌ系統者だったとする。

このとき、つぎの「シャモヘイト・スピーチ」が出来上がる：

「和人は、アイヌを、「汚い」と言っていじめる」

もう一つのトリックは、ネガティブな表現に言い換える、というものである。

実際、どんな物事も、ポジティブとネガティブの両方の表現が可能である。

「教える」と「同化」、「親切」と「偽善」、「熱心」と「強引」、「助ける」と「めぐんでやる」、等々。

「ヘイト・スピーチ」表現は、ただ「ヘイト・スピーチ」で終わったのでは、下である。

「ヘイト・スピーチ」表現は、「ヘイト・スピーチ」と「アリバイづくり」を合わせる。

「アリバイづくり」とは、「ちょっと余裕を見せる」である。

つぎのように言う：

「事実はこちらなんだが、自分は……」

「ヘイト・スピーチ」だけで終われば、相手はつぎのリアクションになる：

「ずいぶんの剣幕だなあ。——だいたい、ほんとかよ？」

しかし、余裕をかますと、相手はつぎのリアクションになる：

「できた人だなあ。——それにしても惨いはなしだ。」

こういうわけで、「質^{たち}の悪い」ということでは、このトリックがいちばん質が悪い。

以上述べてきたトリックが満載の例として、つぎのテキストを引用する：

戸塚美波子「詩 血となみだの大地」,
『コタンの痕跡』, 1971, pp.95-107.

これは、「シャモヘイト・スピーチ」である。
じっくりと吟味されたし。

詩 血となみだの大地

自然は
人間自らの手によって
破壊されてきた
われらアイヌ民族は
何によって破壊されたのだ
この広大な北海道の大地に
君臨していたアイヌ
自由に生きていたアイヌ
魚を取り 熊 鹿を追い
山菜を採り
海辺に 川辺に
山に 彼らは生きていた

人と人とが 殺し合うこともなく
大自然に添って 自然のままに
生きていたアイヌ
この大地は まさしく
彼ら アイヌの物であった
侵略されるまでは——

ある日 突然
見知らぬ人間が
彼らの 目の前に現われた
人を疑わねアイヌは

彼ら和人を もてなし
道先案内人となった

しかし——
和人は 部落の若い女たちを
かたっぱしから連れ去ったうえ
凌辱したのだ——

そして 男たちを
漁場へと連れて行き
休むひまなく
働かせた

若い女たちは
恋人とも 引き離され
和人の子を身籠ると
腹を蹴られ流産させられた
そして 多くの女たちは
血にまみれて 息絶えた

男たちは
妻子 恋人とも
速く離れ
重労働で疲れ果てた体を
病いに胃され
故郷に 送り返された
その道すから
妻を 子を 恋人の名を
呼びつつ
死出の旅へと発った
(侵略者和人は 利口な 民族であった)

しかし
アイヌも まるきしパカではなかった
そうした 和人の仕打ちに
がまんでできなかった勇者は
奮然として 打ち向かった
その結果 壮絶な戦いの末に
和人の域を 攻め落したのだ

追い込まれた和人は
最後の武器を使った
和睦の酒宴と称し

彼らアイヌに たらふく酒を
 飲ませ 自由を失った 彼らの
 五体を 刀で くし刺きにしたのだ
 そのあげく
 耳をそいで 見せしめとした
 (似ているではないか！どこかの大国がアジアで行なっている
 戦略行為に——あまりにも よく似ている)

真っ赤な
 どろりとした血
 かって 侵略されるまで
 いや この大地が
 アイヌの天地で あったとき
 けっして流れたことのなかった
 その血は
 それ以後 絶えまなく
 地中へと 吸い取られていった

いくたび踏みつけられた
 いくたび立ち上がった
 いくたび 血を流された
 いくたび 無念の涙をのんだ
 いくたび 路上でのたれ死んだ
 いくたび 「アイヌ！」と罵倒された——

アイヌが 和人から得た物
 それは
 酒 梅毒 結核 その他の伝染病
 劣等感 そして "死" であった

時は流れ
 緑なした原野は
 畑と化し
 大半のアイヌは
 住むべき土地も家も 失った
 和人の指導者は 言明した
 われらが和人の開拓者には
 土地 十五町
 アイヌには 五町 あげよう
 なんとお慈悲深い 和人ではないか

しかし イヌは
 その土地すら 酒にだまし取られたのだ

文字を持たない
 文字を知らない アイヌの
 悲劇だった——

そのようなアイヌの中には
 たちまち 路頭に迷う者も出た
 乞食のように 道端にうずくまる彼らに
 石を投げつけ パカにする和人の子等
 膝を抱え 顔も上げぬ
 彼らのうつろな 瞳から
 涙がとめどもなく 流れ出た——

和人の学者たちは
 この原始人？ アイヌを
 研究せんがために
 われ先にと 部落へ飛んだ
 その手には 酒をたずさえて
 狼狽する古老たちに
 酒を飲ませ
 ユーカラや伝承を 聞き出し
 ペンを取った
 アイヌに対して
 人間的な感情も出さず
 一個の研究材料として
 冷静に見つめ
 研究は 功をなした。

アイヌを裸にして 写真をとり
 血を採った
 ある学者は 部落の者が
 制止するのを振り切って
 大量の骨を 墓から 掘り起こし
 持ち去ったという

今のうちに 研究しなくては……………
 今のうちに 聞き出さなくては……………
 珍しいか？
 それほどに 珍しかったのか
 頭のいい和人——
 頭のいい学者先生——

アイヌの子供たちは
 学校へ行きながらなかった

われらアイヌの子にとって
 学校は 地獄にも等しかった
 登校 下校の道すがら
 和人の子等に
 「アイヌ！ なんで学校へ来る！」と
 のしられ 蹴とばされ
 髪の毛を 引っ張られた

土人 原始人 毛人
 エゾ 外人 いぬ
 われら アイヌ民族に与えられた
 数々の名称

このロケットの飛ぶ時代に
 ある研究者は こう言った
 「純粋な アイヌの生きているうちに
 アイヌの血が 肉片が欲しい——」と
 くれてやるう
 それほどに欲しくば
 血でも 肉でも 骨でも——
 ハイ グラムいくらです

何という 素晴らしい
 研究者であるうか
 血を 肉を 骨を
 永久に 保存して下さると言う
 誇りを うばわれ
 血も 肉も 骨も
 土地も 家も
 自由な 天地すら うばわれた アイヌ

いまだ 北海道の
 観光用ポスターには
 ワラぶき小屋 丸木舟
 そして アッシを着たアイヌが
 威厳を 誇ってる
 それを見る 観光客は
 われらアイヌに
 「日本語 わかりますか？
 あなた アイヌですか？ アイヌ語
 話せますか？ 何を食べてるのですか？」
 と 真顔で問う
 なんたる 認識不足 なんたる侮辱

今の 現代のアイヌは ちがうぞ
 自らの力で
 コシプレックスに 打ち勝ち
 堂々と 社会的地位を 築いている
 文化生活を 電化生活を営み
 若者は皆 近代的な生き方を
 楽しんでいる

過去は 過去
 まさしく そうであろう
 しかし
 今一度 振り返ってみよう
 アイヌの われら祖先の
 苦難の歴史を——
 和人に対する
 恨み言では けっしてない
 その恨みを われらのエネルギー源にし
 それら 屈辱の歴史を繰り返すことなく
 アイヌとして
 日本人として 人間として

矛盾は矛盾として 告発し
 生きよう
 千古の昔より
 われらを 見守ってきた
 この大地のある限り
 私の父母は アイヌ
 アイヌは アイヌなのである
 (つまり人間である)

9.2.3 狡さを却ける営みが、学術 / 科学

表現は、狡い表現ができる。

表現者は、〈狡さの抑制〉をモラルにする。

しかし、表現者が〈狡さの抑制〉とするものは、主観であり、結局は独善である。

そこで、〈狡さを抑制するシステム〉の考えに進む。

学術 / 科学が、これである。

表現の作成は、明証主義が課される。

作成された表現は、つぎに審査にかけられる。

このプロセスをパスして、はじめて「表現」として認知されるものになる。

ただし、科学分野によって、「明証」の内容がかなり違ってくる。

「明証」が最も厳格になり、その代わり「明証」の意味が最もわかりやすいのが、数学 / 形式論理学である。

逆に、「明証」を定め難いのが、人文科学である。

実際、人文科学は、明証主義を文献 / 原典主義でカバーする格好になっている。

そこで「アイヌ学」はどうか？となるわけであるが、「学術 / 科学」とはとも呼べたものではない。

なんといっても、「アイヌ」僭称者（確認：アイヌは過去のもの）を「アイヌ」と定め、実践講師扱いする世界である。

9.3 シャモヘイト・デマゴギー

9.3.0 要旨

9.3.1 デマゴギーの理由：〈武器〉

9.3.2 「土人と呼んで差別」

9.3.3 「同化を無理強い」

9.3.4 「アイヌに偏見をもつ」

9.3.0 要旨

9.3.1 デマゴギーの理由：〈武器〉

デマゴギーは、意図して用いられるものである。

デマゴギーは、何が目的か。

デマゴギーには、やっつけたい者がいる。

その者をやっつけるために、その者を〈悪〉に仕立てる。

そして、ひとに義憤を抱かせて、その者をやっつけるよう仕向ける。

デマゴギーは、つねに成功を見る。

ひとは、プロパガンダの内容の真偽を確かめようとは、しないからである。

そこで、デマゴギーは、ますます凶に乗ってデマゴギーを用いるようになる。

政治運動は、大なり小なり、デマゴギーを武器にする。

最たる者は、人民革命イデオロギーの政治運動である。

彼らは、為政者を悪に仕立て、大衆に義憤を抱かせ、為政者をやっつけるよう仕向ける。

人民革命イデオロギーの思考回路は、つぎのようになる：

1. 社会は、「抑圧者 対 被抑圧者」である。
2. 抑圧者が倒され被抑圧者が解放されることが、社会がよくなることである。
3. 抑圧者が倒され被抑圧者が解放される革命を期す。
4. われわれは被抑圧者を導く革命的エリートである。
5. いまわれわれが取り組むことは、革命の引き金をつくることである。
6. 革命の引き金の核心は、抑圧者に対する被抑圧者の憤りである。
7. 抑圧者に対する憤りを醸成する方法は、抑圧者の悪らつ物語を聴かせることである。

この種の物語をたくさん揃え、ひとにたくさん聴かせることをしよう。

8. 革命は絶対善であるから、抑圧者に対しひとを憤らせることができるなら、物語は嘘でも構わない。

デマゴギーも、革命の立派な戦略である。

抑圧者に対しひとを憤らせることができるデマゴギーをたくさん揃え、ひとにたくさん聴かせることをしよう。

シャモ・ヘイトスピーチは、ここで謂うデマゴギーである。

シャモヘイト・スピーチをする者は、どのような者たちか。

アイヌ系統者は、「自分をアイヌ系統者として現す」について、つぎの二派に分かれる：

- a. アイヌ扱いされることは、「アイヌ特権」を含めて、不本意である。
よって、自分をアイヌとして現すものは、無くさねばならない。
- b. アイヌ扱いされることは、「アイヌ特権」の意味で、本意である。
よって、自分をアイヌとして現すものは、無くしてはならない。

aは、シャモ・ヘイトスピーチをする者ではない。
実際、シャモ・ヘイトスピーチをすることは、自分をアイヌとして現すことである。

bは、「アイヌ特権」を合理化しなければならない立場である。
「アイヌ特権」を合理化するものは、結局「アイヌ法」である。
『旧土人保護法』は、「アイヌ法」である。
bは、「アイヌ法」の保持と、これの強化（「新法」実現）を、政治運動していかねばならない者になる。

bは、「アイヌ特権」の合理化として、「蔑視」「薄遇・冷遇」「苛虐・虐待」「迫害」の意味の「アイヌ差別」を訴えることになる。
そしてこのとき、デマゴギーをやることになる。

bのデマゴギーは、歴史改竄にまで進む。
その内容は、これを授業された生徒が義憤をもよおすものである。
"アイヌ"の子弟であれば、「シャモをやっつけてやりたい」の怨念をもつようになるものである。
bは、これが公教育にのるよう、運動する。

このように、シャモヘイト・スピーチ（デマゴギー）の出自・所在は、いつも b なのである。
ここは、重要なところである。
実際、"アイヌ"学の要諦は、これの押さえにある。

シャモヘイト・スピーチ（デマゴギー）にいちばん引っかかるのは、実は「アイヌ学者」である。
一般者はもともと「アイヌ」に無関心な者であるから、デマゴギー・プロパガンダは彼らのもとには届かない。
これをキャッチするのは、「アイヌ学者」である。
そして、他愛なくひっかかってしまう。

どうしてこうなるのか。
ひとは、ロジックよりも、「正義」を採るものだからである。
デマゴギーは、義憤に訴える物語である。
ひとは、正義の味方でいたいから、義憤を表明する。

9.3.2 「土人と呼んで差別」

「アイヌ特権」を立てようとする者は、「アイヌ特権」を合理化しなければならない。

彼らは、「アイヌ特権」の合理化として、「蔑視」「薄遇・冷遇」「苛虐・虐待」「迫害」の意味の「アイヌ差別」を訴える者になる。

そしてこのとき、デマゴギーをやることになる。

彼らは、『旧土人保護法』の「旧土人」のことばに目をつける。

つぎのフィクションをつくり、ひとにこれを差別語と思わせる：

「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」

そしてこのプロパガンダは、功を奏する。

同化派 "アイヌ" は、ひとから「アイヌ」扱いされたくないアイヌ系統者である。

彼らは、『旧土人保護法』をつぎの意味で「アイヌ差別」であるとする：

「アイヌ系統者を特別扱いしている」

そして、この廃止を願う / 求める者になる。

一方、民族派 "アイヌ" は、「アイヌ系統者を特別扱いしている」を必要とする者である。

そこで、彼らの『旧土人保護法』に対するスタンスは、これを欠陥法とし、これに換わる「新法」の実現を願う / 求めるというふうになる。

そして、『旧土人保護法』の「欠陥」に、「アイヌ差別」を用いようとする。

即ち、つぎの理屈を立てて、『旧土人保護法』を「アイヌ差別」であるとする：

「アイヌを "土人" と呼んで差別している」

同化派 "アイヌ" と民族派 "アイヌ" の立場は、正反対である。

実際、この二者は、対立する。

しかし、同化派 "アイヌ" は、同化の進捗により "アイヌ" シーンから消えていくものである。

"アイヌ" シーンには、民族派 "アイヌ" が残る。

"アイヌ" シーンは、民族派 "アイヌ" の独壇場になる。

ウタリ協会は、この民族派 "アイヌ" の基地の意味になる。

ウタリ協会は、「和人はアイヌを旧土人と呼んで差別した」のデマゴギーをプロパガンダするものになる。

「旧土人」の用語の経緯は、はっきりしている：

それは、明治 11 年 11 月 4 日付本支庁宛の「第二十二号達」である：

旧蝦夷人ノ儀ハ 戸籍上其他取扱向一般ノ平民同一タル勿論ニ候得共 諸
取調者等區別相立候節ノ称呼一定不致候ヨリ 古民或ハ土人旧土人等区々
ノ名称ヲ付シ不都合候条
自今區別候時ハ 旧土人ト可相称
但旧土人ノ増減等 後來ノ調査ニ差支サル様 別ニ取調置ヘシ

この文言の中の「土人」「旧土人」に、「差別」の意味合いは無い。

そして、『旧土人保護法』は、文字通り「保護法」である。

したがって、『旧土人保護法』を「悪法」にみせるプロパガンダは、図に乗るとしくじる。(→ § 歴史教科書攻撃)

9.3.3 「同化を無理強い」

明治新政府の「入植政策」で、アイヌの漁猟採集生活は成り行かなくなる。この先生きていくには、新しい状況に適応するしかない。その適応の形は、「自ら同化する」である。

政府のアイヌ対策は、この境遇に陥ったアイヌの救恤・支援対策になる。そしてこの施策は、「同化させる」になる。

アイヌ終焉期のアイヌおよびこれの次世代のアイヌ系統者は、「同化」をどのように受けとめたか。

基本的に、「定め」と受けとめた。

全般に、不適応・諦観が遍く。

一方、「インテリ」に類する「アイヌ」は、「同化」を「進歩」の方向と定める傾向があった。

武隈徳三郎『アイヌ物語』(1918)

(小川正人・山田伸一(編)『アイヌ民族 近代の記録』, pp.351-372.)

p.353 (河野常吉による「序」)

氏〔武隈徳三郎〕は十勝国帯広町伏古別のアイヌにして小学校に学びたる後、帯広准教員講習所に入り、尋で北海道教育会教員養成所に入り、所定の科目を修了して、大正三年尋常小学校本科正教員の免許を得たり。

尋で郷里音更尋常小学校訓導と為り数月にして退職せしが、大正五年胆振国勇払郡鶴川村井目戸旧土人学校に奉職し、以て今日に至れり。年齢二十三。

……

従来アイヌにして教員と為りしもの六名あり。

即ち幌別の金成太郎氏、静内の高月切松氏、元室蘭の山根清太郎、同留太郎の兄弟二氏、長万部の江賀寅三氏及び十勝の武隈氏なり。

而して金成、高月の二氏は、品行の不良を以て前に失敗し、山根氏の兄弟は、温良の聞えありしも、惜むらくは中途に病死し、今日残るは江賀、武隈の二氏のみ。

p.358

アイヌは多く不良なる和人に接触したれば、終に和人に対し、概して猜疑心を抱くに至れり。……

只彼等の最も信じて敬ふは其の部落の小学校教職者なり。

彼等は斯の知き信念を有せり。

「天下広しと雖も真実に味方し、最も懇切に指導を与ふるは先生の外なし」と。

之れに依りても、教育の力の如何に偉大にして侵すべからざるものなるか

を、今更ながらしみじみと感ぜらるゝなり。

p.358

土人を和人より隔離して一定の地方に集団せしむるは、土人保護上適當なる方法ならんとの説あり。

之れにつきて識者間に是非の議論ありと聞けり。

現今のアイヌは日本帝国の臣民たることを自覚せり。

其の進歩せる者に至りては、君に忠を致し国に恩を報いんとの精神は溢るゝばかりにして、敢て和人に引けをとるが如きこと無きは、爰に断言して憚らざる所なり。

況して和人との接触到慣れ、周囲の事情に漸く打ち勝つことを得つゝある折柄、決して和人と離隔する要を認めず。

否、土人をして和人に同化し、立派なる日本国民たらしむるこそ、アイヌの本懐なれ。

又国家より見るも、之れが至当のことならん。

p.367,368

(三) 学校教育の沿革及び規程

アイヌの学校教育は、開拓使の時に、其の端を發したりと雖も、当時は北海道に学校の数も少なりし故、アイヌの子弟にして就学したるものは極めて稀れなりき。

三県時代に至り恐れ多くも帝室よりアイヌ教育資金を御下賜あらせられ、三県に於ても大に教育を奨励せられたれば、アイヌ児童の就学するもの稍々多くして其中二三の者は、進んで教員たる免許をも得るに至れり。

北海道庁となりては、其の初め、進歩の觀るべきものなかりしが、明治三十三年旧土人保護法の發布せらるゝに及び、相当集団せる部落には、同法第九条に依り、国費を以て旧土人小学校を設けられ、之れに依りてアイヌ教育は再び進歩することゝなりたり。

教育の方法は初めは和人の子弟と同じく、教科も年限も、皆、一般の規程によりしが、其の後の経験により、實際の状況に適せざる所あるを以て北海道庁長官は文部大臣に申請して許可を受け、大正五年十二月二十四日庁令第八十六号を以て、左の如き特別法を規定し、同六年四月一日より施行せられたり。

……

此の規定を以て旧規程に比すれば、就学期を満七歳としたること、修業年限を四ヶ年とし、特別の理由あるものに限り認可を受け六ヶ年とするを得ること、土地の情況に依り教授時間を減縮し得ること等大に改正を加へられたり。

尚ほ教科目の表を見るに、修業年限六ヶ年のものに於ても、歴史・地理・理科を省かれ、其の代りに実業科(四学年のものにも此の科あり)の一科を課せられたり。

右改正の趣旨を承はるに、アイヌの現状に適合し、其の生活を安定なら

しむる為めに出でたるものにして、教科目は実生活に密接なるものを授け、修業年限は之れを短縮し、卒業を早からしめて、家の手助を為し、他日実業家たらしむるを目的とせしに外ならずと云ふ。

其の実際に適合するや否やは、之れを措き筆者はアイヌの子弟が和人と同様の教育を受くこと能はざるを思ひて^{うた}転た悲しみに堪へざるなり。

p.368-370

(四) 学校教育の現況

北海道旧土人保護法に依り、国費を以て設けられたる旧土人小学校は、目下其数二十校に達せり、之れを国別に示せば、

胆振国

虻田第二尋常小学校、有珠第二尋常小学校、白老第二尋常小学校、井目戸尋常小学校、累標尋常小学校。

日高国

平取尋常小学校、新平賀尋常小学校、二風谷尋常小学校、荷負尋常小学校、遠仏尋常小学校、姉去尋常小学校、辺訪尋常小学校、姉茶尋常小学校、元神部尋常小学校、岡田尋常小学校。

十勝国

第二伏古尋常小学校、音更尋常小学校、芽室太尋常小学校。

釧路国

春採尋常小学校、白糖尋常小学校。

此の外全道に互り土人児童を委託せる委託小学校及び旭川区近文に土人共有財産を以て設立せらるゝ旧土人小学校あり。

教育奨励の結果、就学歩合は大正五年度に於て学齡児童百に付き、九十六・五九の好成績を挙げたり。

児童学業の成績は、図画書方の如き技芸に属するものに長じ、唱歌は美音にして其の最も得意とするところなり。

綴方、算術の知き思考力を要するものは短所とす。

国語の練習も亦困難なるを免れずと雖も教育実施当初に比すれば、漸次進歩して良好となれり。

小学卒業後の成績は、和人に比して良好ならず。

是れ其の学校より出づるや、母校を忘れたるが如く、之れに出入して教師の教を請はず、其の学びたる事柄を忘却すると共に、一方には社会の悪風に感染するを以てなり。

然れども、土人教育の効果は、多大なるものあり。

其例を挙げれば、元室蘭出身の兄弟二名は、師範学校を卒業し小学校教員(疾病のため死亡せり)となれり。

又長万部村出身の江賀寅三氏は高等小学校卒業以来独学奮闘の結果、小学校教員免許状を得て、目下平取尋常小学校に土人先覚者として可憐なる同族子弟を教育しつつあり。

以て其の他を推知するに足るべし。

斯の如くにして、教育は漸次良好の状態に向へり。

目下在学しつつある児童の生長して父母となれる頃は、其の成績和人に異ならざるに至るべし。

p.370-371

(五) 今後の教育に就きて

今後の旧土人教育を完全にし、其の成績を挙ぐるは緊要の事なりと雖も筆者の知識浅薄にして良案を見出す能はず。

然れども筆者は同種族たるのみならず、数年間子弟の教育を実地に行ひたれば其の結果に照らし、甚だ愚劣ながら、左に意見を開陳すべし。

彼等の社会状態、並に現在の教育法を改め、欠陥を補ひ、極力指導せば敢て其の目的を達すること能はざるにも非るべし。

一般教育として

一、家庭の悪風習を矯正し、子弟教育に関する注意を喚起せしむべし。

二、男子の飲酒の常習を絶対的に禁ずるか又は節せしむべし。

蓋しアイヌ人口の漸減は、アルコール中毒に因ること多きのみならず暴飲は彼等を墮落せしむる第一歩なればなり。

三、アイヌの精神の遅緩せるは事実なり。

故に之れが緊張をはかり向上発展せしめ、有為なる国民と為さんには、青年会を組織し之れを中心として勇壮なる撃剣等を行はしむべし。

又戦役、忠勇立志並に農業等に関する書籍を備へ、彼等をして自発的に勉学せしむることも亦大に必要なり。

四、従来一般の人は、アイヌに対し動もすれば「アイヌだから」の言を使用せり。

此はアイヌの感情を害し、相互の誤解を招く基なれば、之れを廃し、土人をして、自ら「アイヌだもの」の念を起さしめざるを要す。

五、アイヌの和人に接触して、最も嫌忌せられる一原因は衛生思想の乏しきに依る。

之れを指導改善すること肝要なり。

六、アイヌは旧土人保護法に依り、土地を支給せらるゝ等恩典に浴するも、其の生活は未だ良好の域に達せず。

「衣食足りて礼節を知る」との格言あれば、彼等の活計を根本的に改善すべし、衣食足るに至らば教育も、とみに挙るべし。

七、旧土人の進歩発展を殺ぐ大なる原因は依頼心の強きにあり。

此の原因に付きては、或は歴史的なりと云ひ、或は保護法の保護の厚きに因ると論ずる者あれども、筆者は歴史的は別として保護法に因るとは信ぜず。

何となれば、同法実施以前より生じたるものなればなり。

其の最大原因としては、彼らに文字無く、現今にても無学なる者多きに因す。

何事を行ふにも決断力に乏しきも、之れがため、社会の事に暗く、自己

の行はんとすることは正当なりや否や危み迷ひ、遂には和人に依頼するに至りしものなり。

されば之れが矯正方法としては、彼等の子弟を十分に教育し、特に実社会に必要な知識を授くること肝要なり。

児童教育としては、

一、特別教育規定に依り、入学々齡満六歳を満七歳に、修業年限六ヶ年を四学年に改められしは先きに述べし如く、旧土人生活状態を斟酌せしものならんも、児童教育を完全ならしむる上に於て遺憾に堪へず。

人の幼時に於ける感化は実に強大なることを俟たず。

されば幼時長き間、徒らに家庭に放置するは害ありて益なし。

満六歳より学校に入りて善き教育を受けしむるを可とす。

又修業僅か四ヶ年にては、十分なる教育を施すこと能はざるは明かなり。

土人をして、向上発展せしめんと欲せば、現在の生活を改善すると共に、其の子弟の学齡並に修業年限を旧に復する必要あるべし。

二、和人土人の児童をして、相互に了解会得して同情の念を起さしむべし。

小学読本巻十「第二十二課あいぬの風俗」は、之れを省きて、更に適當なるものを加へられんことを望む。

三、旧土人小学校を優等にて卒業し、進んで中等学校に入らんと欲するものには、保護費又は旧土人共有財産の収益を以て、奨励的に入学せしむ可し。

四、旧土人小学校の経費を増して、之れが経営に遺憾なからしむべし。

余り多く国家に依頼して御迷惑を掛くるは、善き事にあらざれども、アイヌの境遇にては、是れ亦止むを得ざるものなり。

以上は筆者の愚かなる意見にして、定めて採るに足らざるものならん。

願くば江湖の諸賢、憐れなるアイヌの為に、良按を立てて十分の教育を施し給はんことを。

つぎは、終戦直後期である：

『アイヌ新聞』(1946-1947)

(小川正人・山田伸一編『アイヌ民族 近代の記録』, 草風館, 1998. pp.234-276.)

pp.262,263

(第8号, 1946-08-01)

スイング少将会見記 本社主筆 高橋真

……

スイング閣下は私に対し「アイヌの人々」や其の現況、熊の話、鳥の話等も尋ねられたので「アイヌは滅亡する民族でなく、日本内地人に同化してあるものである事」や、熊は遠い奥山でなければゐないといふ事等も説明し、また北海道の現況、思想、社会其の他の問

題等も若干述べた処、一々うなづかれて聴いて下さったのは恐縮の至りであった。

p.270

(第11号, 1947-01-31)

【社説】"同化"かそれとも滅亡か アイヌ同族の奮起要望!!

一部アイヌ学者の間には依然として「アイヌは滅亡しゆく民族」だという。然しこれは誤りである。

アイヌの純粋な者は約一万七千名だが和人との混血した者を合すれば約五万を算する事が出来ると称し得る。斯くの如く和人に同化しゆくアイヌの多い事は一面アイヌの一大発展を示すものといわねばならぬが 保守的なアイヌ老人等には「シャモ(和人)化したアイヌ達はアイヌプリ(風習)を忘れ体が弱くなり精神も良くなかった」と歎いている。

和人と混血した者は頭が発達し、きりょうよく社会的にも相当の人材が輩出している際にわれわれは「アイヌが同化する事がよいか」それとも滅亡をいかに防止すべきを考究し、アイヌ娘が和人との結婚を好んでいる傾向とを思ひ合せ、以て新日本の建設に挺身せねばならぬ。

1970年前後に、<反体制>の思潮が起こる。

民族派"アイヌ"は、この中から生まれたものである。

「アイヌ民族」のことばは、このときからである。

そして、「同化を無理強い」のような事実曲解・捏造、歴史改竄の開始となるわけである。

9.3.4 「アイヌに偏見をもつ」

戸塚美波子「詩 血となみだの大地」
『コタンの痕跡』, 1971, pp.95-107.

pp.105,106.

いまだ 北海道の
観光用ポスターには
ワラぶき小屋 丸木舟
そして アッシを着たアイヌが
威厳を 誇ってる
それを見る 観光客は
われらアイヌに
「日本語 わかりますか？
あなた アイヌですか？ アイヌ語
話せますか？ 何を食べてるのですか？」
と 真顔で問う
なんたる 認識不足 なんたる侮辱

これが、「アイヌに偏見をもつ」攻撃である。

さて、攻撃者は、だれがどう悪いと言っているか。

「偏見をもつ」と「騙されている」は、違うものである。

「偏見をもつ」は、当人が悪い。

「騙されている」は、騙している者が悪い。

「観光客」を騙している者は、だれか。

第一に、観光 "アイヌ" である。

そして、観光 "アイヌ"こそ、民族派 "アイヌ" の中核なのである。

観光 "アイヌ" と民族派 "アイヌ" は、同一者の二つの外面である。

この者は、マッチ・ポンプ (けしかけて叩く) を行う。

観光 "アイヌ" は、「マッチ」である。

民族派 "アイヌ" は、「ポンプ」である。

この自己分裂は、なんなのか。

まず、「アイヌ観光」(「アイヌ」物の商い全般) は、生業である。

つぎに、「アイヌ観光」は、同化派 "アイヌ" から叩かれる。

そこで、民族派 "アイヌ" になって、先回りして「アイヌ観光」を叩く。

民族派 "アイヌ" が卑怯・悪質に見えるのは、この流儀のためである。

確認しよう。アイヌは過去のものである。

一方、「アイヌ観光」は、「ここにアイヌがいますよ」「これがアイヌですよ」観光である。

「アイヌ観光」は、アイヌなどいないことがわかってしまったら、成立しない。

「アイヌ観光」は、「ここにアイヌがいますよ」「これがアイヌですよ」を強力にPRして、アイヌがいないことを隠蔽していかなければならない。

アイヌに無知な者は、「アイヌ観光」が発信してくる「アイヌ」を、そのまま受信する。

そこで、無邪気に、つぎのように尋ねたというわけである：

「アイヌ人に日本語が分りますか？」

「何を食べて居りますか？」

貝澤藤蔵『アイヌの叫び』(1931)

(所収：『アイヌ民族 近代の記録』, 草風館, 1998, pp.373-389.)

pp.374,375

太平洋に面した北海道の一漁村、白老村はアイヌ部落として名高く年々内外人の参観する者が沢山来ます。

白老村は比較的交通の便よく、駅よりコタン(部落)迄は僅七町位の道程なれば、短時間にて参観出来、殊に七八十戸のコタンは草葺の掘立小屋多く、昭和の今日猶ほ原始生活を偲ばしむるものがあるからであります。

私は、コタンの旧家にして参観者の最も多く立寄る熊坂老に頼まれて、近年参観者の出迎へをなしウタリ(同族)等の生活状態を解説して居た貝沢であります。

故に内地では顔見知りの人々が沢山居ります。……

内地に居られる人々は、未だ、アイヌとさえ言へば、木の皮で織ったアツシ(衣類)を着て毎日熊狩をなし、日本語を解せず熊の肉や魚のみを食べ、酒ばかり呑んで居る種族の様に思ひ込んで居る人が多い様であります。之は余りにも惨なアイヌ観であります。

折襟にロイド眼鏡を掛けた鬚武者の私が、毎日駅に参観者の出迎へに出ると、始めて北海道に来た人々は、近代的服装をしたアイヌ青年を其れと知る由もなく、私に色々な質問をされます。

内地でも片田舎の小学校の先生かも知れません其人に、「アイヌ人に日本語が分りますか？何を食べて居りますか？」と質された時、私は呆れて其人の顔を見るより、此人が学校の先生かと思ふと泣きたい様な気分になりました。

「着物は？食物は？言語は？」とは毎日多くの参観者から決って聞かれる事柄です。

けれど此様に思はれる原因が何処にあるかとゆふ事を考へた時、私は其人々の不明のみを責め得ない事情のある事を察知する事が出来ます。

常に高貴の人々が旅行される時大抵新聞社の写真班が随行されますが、斯うした方々が北海道御巡遊の際、支庁や村当局者が奉送迎せしむる者は、我々の如き若きアイヌ青年男女では無く、殊更アツシ(木の皮で織った衣類)を着せ頭にサパウンベ(冠)を戴かしたエカシ(爺)と、口辺や手首に入墨を施し首に飾玉を下げたフツチ(老嫗)だけです。

此の老人等がカメラに納められ、後日其の時代離れのした写真と記事が新聞に掲載される時、内地に居てアイヌ人を見た事のない人々は誰しもが之がアイヌ人の全部の姿であると思ひ込むのも無理ない事だらうと思ひます。

否々其ればかりではなく、時偶内地に於て内地人がアイヌ人を見受ける時は、山師的な和人が一儲けせむものと皆を欺し、アイヌの熊祭と称して見世物に引連れて居る時であります。

之じゃ何時迄経っても内地に居られる人々は熊とアイヌ人とを結び付けて考へるだけであって、真に時代に目覚めたアイヌ人の姿を見、其の叫びを聞き得ない訳であります。

「日本語が分りますか？」「何を食べて居りますか？」の問いは、無邪気のものである。

しかし、民族派"アイヌ"は、これを意図的に曲解する。

シャモのアイヌに対する<偏見>にする。

<蔑み>にする。

そして同時に、《アイヌ文化がいまも脈々と生きている》のふりをする。

貝澤藤蔵が憤慨した時代離れの絵は、いまも健在である。

「アイヌ政策推進会議」(2010～)開催の報道に、「時代離れ」のしたアイヌ衣装の者が映し出される。

そしていま北海道は、「アイヌ」を北海道観光の目玉に含めようと、躍起である。

9.4 "アイヌ民族"派の<卑怯>体質

9.4.0 要旨

9.4.1 自分が正義の善悪二元論を立てる

9.4.2 敵を悪に仕立てる

9.4.3 敵攻撃を煽動する

9.4.4 敵の反発を「アイヌヘイト」と宣伝

9.4.0 要旨

ひとには、敵を想定しないと身が保たないタイプの者がいる。

その者は、敵を悪に定め、自分を正義にする。

彼らが敵攻撃をするときは、党派を組織してこれをする。

攻撃は、マスメディアを使って「ここに敵がいる、彼らを懲らしめよ！」を発信するというものである。

これがさらに進むと、「ここに敵がいる、彼らを懲らしめよ！」の訴訟になる。

彼らは、自分たちの行動を、悪に対する正義連合の戦いに見なしている。

この思考様式を、「イデオロギー」という。

悪を仕立てることは、それ自体デマゴギーである。

彼らは、デマゴギーを用いる者である。

悪として描かれた者は、彼らに反発・対抗する。

この反発・対抗を、彼らは「ヘイト」として描く。

悪として描かれた者は、彼らに反発・対抗する度に、いっそう悪として描かれることになる。

イデオロギーの者たちのやり方は、そうでない者には<卑怯>である。

イデオロギーの党派から悪として描かれた者は、この<卑怯>に対抗していかねばならない。

対抗しないことは、自分は悪であると認めることになるからである。

さて、「アイヌ民族」派は、ここに述べた「イデオロギー党派」である。

ここで、「アイヌ民族」派は、民族派「アイヌ」とイコールではない。

「アイヌ民族」派の<卑怯>を考えると、**「アイヌ」と非「アイヌ」を一応区別しておくのがよい。**

民族派「アイヌ」は、「アイヌ民族」派の中ではいつでも梯子を外される立場にあるので、デマゴギーの使用に対し自ずと自制がかかるふうになる。

<卑怯>は、非「アイヌ」の方でより顕著になる。

「アイヌ民族」派から悪として描かれ、彼らの<卑怯>に抗っていかねばならない者は、以上述べた<構造>をよく理解する者でなければならない。

稚拙な行論、攻撃に対する稚拙な反発は、利用されるだけだからである。

註：誤解のないよう断っておくが、本テキストは、「アイヌ民族」派の<卑怯>にやられている者の側に立つものではない。

やられる一方の格好になっているのは、自分の責任である。

——実際、下手をしてきており、そしていまも下手をしている結果である。

9.4.1 自分が正義の善悪二元論を立てる

9.4.2 敵を悪に仕立てる

9.4.3 敵攻撃を煽動する

9.4.4 敵の反発を「アイヌヘイト」と宣伝

9.5 「アイヌヘイト」派の稚拙

9.5.0 要旨

9.5.1 「咎め方」の考えがない

9.5.0 要旨

9.5.1 「"アイヌ民族" 派の咎め方」の考えがない

10 「"アイヌ民族" 否定論の形式」を講ずる

10.0 要旨

10.1 「現成」のスタンス

10.2 "アイヌ民族" デマゴギーに対する達観

10.3 "アイヌ民族" 否定の論法（結論）

10.0 要旨

10.1 「現成」のスタンス

10.1.0 要旨

10.1.1 系ダイナミクスとしての「アイヌ利権」

10.1.2 「アイヌ利権」の肯定

10.1.0 要旨

「アイヌ民族」否定作法」の要諦は、「アイヌ民族」の概念を否定する一方で、現前 presence を肯定するところにある。

実際、現前は、肯定するとか否定するとかいうものではない。

現前は、現成である。

存在の相互作用の均衡がその都度実現されている相である。

人は、このダイナミクスの系の一部要素である。

人のする肯定・否定は、新たな均衡相の契機である。

そして、その均衡相は、肯定・否定いずれかの実現というふうにはならない。

まったく別のものを現すことになる。

「アイヌ利権」は、このようなものである。

最初からこれをつくらうとして成ったのではない。

実際、つくらうとしてつくれるものではない。

人の肯定・否定がねじれて、こんな形のものが実現する。

——これを「止揚」という。

発達史観の間違ひは、「止揚」を「よりよいものの実現」のように考えたことである。

「止揚」の意味は、単に「均衡の実現」である。

均衡によいもわるいもない。

個の意志・行動は、系の均衡実現のダイナミクスの中でねじれる。

ムクドリ集団飛行は、ムクドリ個々の運動が契機であるが、個体はその都度、もとの意図とは違った方向に飛んでいる。

「アイヌ民族」を唱える者と、「アイヌ民族」否定をする者の対立は、勝負ではない。

もともと勝負になるものではない。

この対立は、止揚される。

対立の止揚は、一つに、《時代の変化の中の「アイヌ観光」の移り変わり》として現れる。

新左翼ムーブメントの中から「アイヌ民族」派が現れ、民族派「アイヌ」によることば狩り・表現狩り・言論狩りの時節が長い間続いた。

荒井源次郎『アイヌの叫び』、北海道出版企画センター、1984.

p.208.

許せぬ業者の酋長売りもの

札幌市中で大酋長の店という看板を掲げて誤ったアイヌ服装で宣伝ビラをまいていた和人の観光みやげ店主に対し、このほど札幌在住のアイヌ有志たちは、店名の取り消しを要求した。和人観光業者がアイヌを観光に利用、見せ物にし、アイヌの名称を乱用冒瀆し、人種的差別を助長、認識を誤らしめるものであるとし、断じて許せないと抗議したのは当然のことである。

現に、道内外において観光客を相手にアイヌを売りものにしていくやからが年々多くなっている。野放しにしていたら、どんなことになるか、嘆かわしい。

こんなことでは、いつの時代になってもアイヌは誤った認識で見られ、相互の理解を深めるに大きな障害になることは自明の理である。このような心ない和人の観光業者によってアイヌが侮辱され、民族の尊厳が傷つけられる。特に、和人の作ったクマ彫り、アイヌ人形その他をアイヌの名で宣伝、酋長の名称を乱用している事実に対しては、今後一つ一つ形態を変えて解決すべきで、同族の連帯責任でもある。観光地には酋長を売りものにしていく業者が続出しているが、このような行為は断じて許されるべきでない。

〈北海道新聞昭和四十八年十月七日〉

自分たちがやる分にはよいが、和人がやるのは人種差別だ、というわけである。（そしてこのキャンペーンに、御用新聞が乗っかる。）

これと同型で、「アイヌ」が「アイヌ」を語る分にはよいが、和人が「アイヌ」を語るのは人種差別だ、となった。

こうして「アイヌはタブー」の時代になった。

これは、「本物・偽物」論である。

現在、「アイヌ」パフォーマンスに対し、「本物・偽物」を言う者はいない。本物など無いこと——「偽物」を言い出せば、みな偽物になってしまうこと——が、知られているからである。

「アイヌ」パフォーマンスに対し、「アイヌ差別」「アイヌに対する偏見」を言う者はいない。

民族派「アイヌ」（＝観光「アイヌ」）がかつて同化派「アイヌ」から「アイヌ」に対する偏見を作り出している大元のように非難されていたことが、知られているからである。

そこで、「アイヌ」パフォーマンスは、「文化継承」のことばで合理化される。

「アイヌ観光」も、「アイヌ」の意味を「アイヌ文化継承物」に変えていく。

"アイヌ民族" を唱える者と "アイヌ民族" 否定をする者の対立の止揚は、もう一つ、《時代の変化の中の「アイヌ保護」の移り変わり》として現れる。

これまで「保護」は、「困窮アイヌの生活保護」であった。

しかし、"アイヌ" を生活保護政策の形で特別扱いすることは、もう無理となった。

そこで、「アイヌ保護」もまた、「文化継承」で合理化されるものになる。

「アイヌ文化継承者支援」というわけである。

こうして、経営困難な大学が「アイヌ文化」のコースをつくり "アイヌ" 子弟を取り込もうとする、のような展開となっていくわけである。

物事は、このように進捗する。

そして進捗しているそれは、「アイヌ利権」である。

「アイヌ利権」が、止揚である。

"アイヌ民族" 否定をする者は、だいたい、"アイヌ民族" 否定を「アイヌ利権」否定と兼ねている。

しかし、「アイヌ利権」の否定は、新たな「アイヌ利権」に止揚されるというものである。

「アイヌ利権」否定の先は、<「アイヌ利権」が無くなる>ではない。

「アイヌ利権は永久不滅！」である。

彼らは、このことを理解しなければならない。

10.1.1 系ダイナミクスとしての「アイヌ利権」

現前は、現成である。

存在の相互作用の均衡がその都度実現されている相である。

人は、このダイナミクスの系の一部要素である。

人の言動は、新たな均衡相の契機である。

そして、その均衡相は、人の意図の実現というふうにはならない。

まったく別のものを現すことになる。

個の意志・行動は、系の均衡実現のダイナミクスの中でねじれる。

ムクドリの集団飛行は、ムクドリ個々の運動が契機であるが、個体はその都度、もとの意図とは違った方向に飛んでいる。

発達史観の間違ひは、「止揚」を「よりよいものの実現」のように考えたことである。

「止揚」の意味は、単に「均衡の実現」である。

均衡によいもわるいもない。

"アイヌ民族" を唱える者と、"アイヌ民族" 否定をする者の対立は、止揚される。

対立の止揚は、一つに、《時代の変化の中の「アイヌ観光」の移り変わり》として現れる。

新左翼ムーブメントの中から "アイヌ民族" 派が現れ、民族派 "アイヌ" によることば狩り・表現狩り・言論狩りの時節が長い間続いた

荒井源次郎『アイヌの叫び』、北海道出版企画センター、1984.

p.208.

許せぬ業者の酋長売りもの

札幌市中で大酋長の店という看板を掲げて誤ったアイヌ服装で宣伝ビラをまいていた**和人の観光みやげ店主**に対し、このほど札幌在住のアイヌ有志たちは、店名の取り消しを要求した。和人観光業者がアイヌを観光に利用、見せ物にし、アイヌの名称を乱用冒瀆し、人種的差別を助長、認識を誤らしめるものであるとし、断じて許せないと抗議したのは当然のことである。

現に、道内外において観光客を相手にアイヌを売りものになっているやからが年々多くなっている。野放しにしていたら、どんなことになるか、嘆かわしい。

こんなことでは、いつの時代になってもアイヌは誤った認識で見られ、相

互の理解を深めるに大きな障害になることは自明の理である。このような心ない和人の観光業者によってアイヌが侮辱され、民族の尊厳が傷つけられる。特に、和人の作ったクマ彫り、アイヌ人形その他をアイヌの名で宣伝、酋長の名称を乱用している事実に対しては、今後一つ一つ形態を変えて解決すべきで、同族の連帯責任でもある。観光地には酋長を売りものにしている業者が続出しているが、このような行為は断じて許されるべきでない。

〈北海道新聞昭和四十八年十月七日〉

自分たちがやる分にはよいが、和人がやるのは人種差別だ、というわけである。(そしてこのキャンペーンに、御用新聞が乗っかる。)

これと同型で、「アイヌ」が「アイヌ」を語る分にはよいが、和人が「アイヌ」を語るのは人種差別だ、となった。
こうして「アイヌはタブー」の時代が続いた。

これは、「本物・偽物」論である。

現在、「アイヌ」パフォーマンスに対し、「本物・偽物」を言う者はいない。本物など無いこと——「偽物」を言い出せば、みな偽物になってしまうこと——が、知られているからである。

「アイヌ」パフォーマンスに対し、「アイヌ差別」「アイヌに対する偏見」を言う者はいない。

民族派「アイヌ」(＝観光「アイヌ」)がかつて同化派「アイヌ」から「アイヌに対する偏見を作り出している大元」のように非難されていたことが、知られているからである。

そこで、「アイヌ」パフォーマンスは、「文化継承」のことばで合理化される。「アイヌ観光」も、「アイヌ」の意味を「アイヌ文化継承物」に変えていく。

「アイヌ民族」を唱える者と「アイヌ民族」否定をする者の対立の止揚は、もう一つ、《時代の変化の中の「アイヌ保護」の移り変わり》として現れる。

これまで「保護」は、「困窮アイヌの生活保護」であった。

しかし、「アイヌ」を生活保護政策の形で特別扱いすることは、もう無理となった。

そこで、「アイヌ保護」もまた、「文化継承」で合理化されるものになる。

「アイヌ文化継承者支援」というわけである。

こうして、経営困難な大学が「アイヌ文化」のコースをつくり「アイヌ」子弟を取り込もうとする、のような展開となっていくわけである。

物事は、このように進捗する。

そして進捗しているそれは、「アイヌ利権」である。

「アイヌ利権」は、このようなものである。

最初からこれをつくろうとして成ったのではない。

実際、つくろうとしてつくれるものではない。

多様な者の多様な意図がねじれて、結果的に成ったというものである。

特に、「アイヌ民族」を唱える者と「アイヌ民族」否定をする者の対立は、「アイヌ利権」の新たな展開を以て止揚される。

10.1.2 「アイヌ利権」の肯定

10.2 "アイヌ民族"デマゴギーに対する達観

10.2.0 要旨

10.2.1 "アイヌ民族"デマゴギーの機能

10.2.2 "アイヌ民族"派の機能

10.2.0 要旨

10.2.1 "アイヌ民族"デマゴギーの機能

10.2.2 "アイヌ民族"派の機能

10.3 "アイヌ民族"否定の論法(結論)

10.3.0 要旨

10.3.1 「アイヌは"アイヌ民族"ではない」

10.3.2 「"アイヌ"学」

10.3.3 「"アイヌ民族"プラグマティクス」

10.3.0 要旨

10.3.1 「アイヌは"アイヌ民族"ではない」

「民族」は、<「民族」のことばのもとに団結し、あることを志向しようとする集団>を指すことばである。

アイヌは、その精神において、<「民族」のことばのもとに団結し、あることを志向しようとする集団>の**真逆**を行く者である。

よって、アイヌは"アイヌ民族"ではない。

アイヌは、人同士まとまろうとする者ではない。

人同士まとまろうとすれば、政治が生じ、体制が生じる。

アイヌは無政府主義者である。

アイヌの生活単位である「コタン」(数戸規模)は、この精神性と相応している。

《アイヌは"アイヌ民族"ではない》の内容は、つぎの二つの<アイデンティティーの持ち方>の対比である：

- a. <皆と一緒に>
- b. <神(絶対理念)と一緒に>

アイヌは、後者である。

10.3.1 「"アイヌ"学」

アイヌは, "アイヌ民族"ではない。

アイヌは, その精神において, <「民族」のことばのもとに団結し, あることを志向しようとする集団>の真逆を行く者である。

民族派"アイヌ"は, その精神において, <「民族」のことばのもとに団結し, あることを志向しようとする集団>である。

アイヌと精神性において真逆の者が「アイヌ」を自称するという**皮肉**, これが民族派"アイヌ"である。

この皮肉を主題化する。

これがそのまま, 「アイヌは民族である」の虚言性を示すところとなる。

この学は, アイヌ学に対し"アイヌ"学である。

10.3.2 「"アイヌ民族" プラグマティクス」

"アイヌ民族"を唱える者は, "アイヌ民族"を唱えることを強いられている者である。

"アイヌ民族"を唱えることを強いる構造が, 存在する。

この構造が続く間, "アイヌ民族"のことばは唱え続けられる。

"アイヌ民族"を唱えているのは, 主観ではない。

系のダイナミクスが, "アイヌ民族"を唱えさせている。

「批判」は「主観に対する批判」であるから, "アイヌ民族"を唱えている者を批判するという行為は無効である。

"アイヌ民族"を唱えることを強いられている者は, 3タイプある:

- a. 引っ込みがつかなくて, "アイヌ民族"を唱え続けねばならない者
- b. 「アイヌ特権」を受けている"アイヌ"
- c. 「アイヌ利権」に連座している者

a. 引っ込みがつかなくて, "アイヌ民族"を唱え続けねばならない者

これは, これまで"アイヌ民族"キャンペーンをやってきた者である。流行りに乗ることを正しい側につくことと思込み, 敵と定めた者を嵩にかかって攻めてきた。いまさら引っ込みがつかない。

b. 「アイヌ特権」を受けている"アイヌ"

「アイヌ特権」は, "アイヌ民族"がこれの根拠概念である。

——「アイヌ特権」は, 「"アイヌ民族"特権」である。

したがって, 「アイヌ特権」を受けることは, 自分を"アイヌ民族"として主張しなければならないということである。

c. 「アイヌ利権」に連座している者

「アイヌ予算」は, "アイヌ民族"がこれの根拠概念である。

——「アイヌ予算」は, 「"アイヌ民族"予算」である。

したがって, 「アイヌ予算」を定める者・受ける者は, "アイヌ民族"のことばを用いねばならない者である。

例えば, 「アイヌ予算」の枠から研究経費を得ようとする者は, "アイヌ民族"のことばを使う者にならねばならない。

「アイヌ予算」の枠から観光予算を得ようとする自治体に務める者は,

"アイヌ民族" のことばを使う者にならねばならない。

自民党の国会議員および地方議会議員は、「アイヌ予算」が自民党執行部の肝煎という格好になっているので、"アイヌ民族" のことばを使う者にならねばならない。

11 閉じ

11.1 おわりに

11.1 おわりに

註：本論考は、つぎのサイトで継続される（この進行に応じて本書を適宜更新する）：

<http://m-ac.jp/ainu/ideology/>

宮下英明（みやした ひであき）

1949年、北海道生まれ。東京教育大学理学部数学科卒業。筑波大学博士課程数学研究科単位取得満期退学。理学修士。金沢大学教育学部助教授を経て北海道教育大学教育学部教授（数学教育専門）、2015年退職。

"アイヌ民族" 否定論作法 — "アイヌ" 学入門 —

2017-08-09 試作版アップロード（サーバー：m-ac.jp）

2020-05-26 「3.1「系統」の構造」を更新

著者・サーバ運営者 宮下英明

サーバ m-ac.jp

<http://m-ac.jp/>
m@m-ac.jp
